

嵐山町議会令和4年第1回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (2月25日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
行政報告	7
常任委員会所管事務調査報告	9
施政方針表明	21
議案第11号～議案第16号の上程、説明、質疑	30
予算特別委員会の設置、委員会付託	53
予算特別委員会委員の選任	53
予算特別委員会正副委員長の互選結果報告	54
休会の議決	54
散会の宣告	55

第 2 号 (3月2日)

議事日程	57
出席議員	58

欠席議員	5 8
本会議に出席した事務局職員	5 8
説明のための出席者	5 8
開議の宣告	6 1
諸般の報告	6 1
一般質問	6 1
1 1 番 松 本 美 子 議員	6 1
6 番 大 野 敏 行 議員	8 5
3 番 狛 守 勝 義 議員	1 0 8
1 2 番 渋 谷 登美子 議員	1 2 6
会議時間の延長	1 5 1
散会の宣告	1 5 5

第 3 号 (3月3日)

議事日程	1 5 7
出席議員	1 5 8
欠席議員	1 5 8
本会議に出席した事務局職員	1 5 8
説明のための出席者	1 5 8
開議の宣告	1 6 1
諸般の報告	1 6 1
一般質問	1 6 1
7 番 畠 山 美 幸 議員	1 6 1
9 番 青 柳 賢 治 議員	1 8 7
8 番 長 島 邦 夫 議員	2 0 5
1 0 番 川 口 浩 史 議員	2 2 9
散会の宣告	2 5 2

第 4 号 (3月4日)

議事日程	2 5 3
------	-------

出席議員	2 5 4
欠席議員	2 5 4
本会議に出席した事務局職員	2 5 4
説明のための出席者	2 5 4
開議の宣告	2 5 7
諸般の報告	2 5 7
一般質問	2 5 7
4番 藤 野 和 美 議員	2 5 7
1番 小 林 智 議員	2 8 7
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 2
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 6
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 8
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 0
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 3
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 5
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 6
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 9
休会の議決	3 3 0
延会の宣告	3 3 0

第 5 号 （3月14日）

議事日程	3 3 1
出席議員	3 3 2
欠席議員	3 3 2
本会議に出席した事務局職員	3 3 2
説明のための出席者	3 3 2
開議の宣告	3 3 5
諸般の報告	3 3 5
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 5
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 2

議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 6
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 2
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 6
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 0
議案第 1 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 7 0
議案第 1 2 号～議案第 1 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 8 6
散会の宣告	3 9 1

第 6 号 (3月15日)

議事日程	3 9 3
出席議員	3 9 4
欠席議員	3 9 4
本会議に出席した事務局職員	3 9 4
説明のための出席者	3 9 4
開議の宣告	3 9 7
諸般の報告	3 9 7
議員派遣の件について	3 9 7
閉会中の継続調査(所管事務)の申し出について	3 9 8
日程の追加	3 9 8
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9 9
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 0 0
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 0 1
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 0 5
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1 6
町長挨拶	4 1 7
議長挨拶	4 1 8
閉会の宣告	4 1 9
署名議員	4 2 1

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第45号

令和4年第1回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月17日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和4年2月25日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林	智	議 員	2 番	山 田	良 秋	議 員
3 番	狛 守	勝 義	議 員	4 番	藤 野	和 美	議 員
6 番	大 野	敏 行	議 員	7 番	畠 山	美 幸	議 員
8 番	長 島	邦 夫	議 員	9 番	青 柳	賢 治	議 員
1 0 番	川 口	浩 史	議 員	1 1 番	松 本	美 子	議 員
1 2 番	渋谷	登 美 子	議 員	1 3 番	森	一 人	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書	記	安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
青木	務	参事兼総務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
菅原	広子	長寿生きがい課 長寿生きがい担当	副課長
清水	延昭	上下水道課	長
奥田	定男	教育	長

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第1回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

なお、これまでに引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を取った上での議会運営を心がけ、発言は全て自席で着座にて行います。改めて緊張感を持って対応いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第2番 山田良秋 議員

第3番 狛守勝義 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

松本議会運営委員長。

○松本美子議会運営委員長 皆様おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第1回定例会を前にいたしまして、2月17日、議会運営委員会を開催いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者といたしまして森議長、出席要求に基づく出席者として佐久間町長、高橋副町長、青木参事兼総務課長にご出席をいただきました。

提出されます議案について説明をいたします。長提出議案については、承認2件、条例6件、予算10件、その他2件、計20件ということでございます。このほか、議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第1回定例会は本日2月25日から3月15日までの19日間とすることに決定をいたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は受付順といたしまして、3月2日に私、1番の松本美子から4番の渋谷登美子議員、3月3日に5番の畠山美幸議員から8番の川口浩史議員、3月4日に9番の藤野和美議員から10番の小林智議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことを報告いたしました。

以上です。

○森 一人議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり、本日2月25日から3月15日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの19日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、承認2件、条例6件、予算10件、その他2件、計20件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。また、このほかに議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、本日、近藤長寿生きがい課長は体調不良により欠席をしております。代わりに、菅原長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長が出席をいたします。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、令和3年12月から令和4年2月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。さきの定例会におきまして可決された埼玉県町村議会議長会主催の議員研修会及び比企郡町村議会議長会主催の議員研修会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により中止となりました。

次に、さきの定例会において可決されました発議第14号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についての件につきましては、内閣総理大臣並びに関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森 一人議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和4年嵐山町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、令和4年度予算案をはじめ町政の重要課題につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため誠に感謝に堪えないところでございます。

本議会に提案いたします議案は、承認2件、条例6件、予算10件、その他2件の計

20件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

さて、オミクロン株の本格的な流行を受け、全国各地でまん延防止等重点措置が適用されています。町でも医療機関と連携し、3回目の追加接種の実施や、ご自宅で療養中の方への対応等を行っているところでございます。町民の皆様の不安要素を一つでも多く取り除くべく、今後も職員一丸となって取り組んでまいります。

その他、令和3年11月から令和4年1月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高欄願いと存じます。

以上をもちまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせていただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告に関しましては、お手元の資料36ページから41ページをご高欄いただきたいと存じます。

なお、資料に1点、付け加えさせていただきます。新型コロナウイルスのオミクロン株による第6波の児童生徒の感染状況につきましては、過日の全員協議会で報告をさせていただきましたが、その後拡大が続いておりますので、昨日現在の状況につきまして報告させていただきます。第6波関係では、菅谷小学校では、これまでに児童18名、職員3名の21名の感染者が出ました。1年2組、3組、3年1組の3クラスを学級閉鎖の措置を取りました。七郷小学校では、児童2名、職員1名の計3名で、学級閉鎖はございません。志賀小学校では、児童22名、職員ゼロで、2年、4年、5年、6年の4クラスに加えて、2月8日から13日の間は学校閉鎖といたしました。菅谷中学校では、生徒5名、職員1名の6名で、学級閉鎖はありません。玉ノ岡中学校では、生徒6名、職員ゼロで、3年1組を1日だけ閉鎖いたしました。

なお、中学3年生につきましては、両校とも県公立高校の入試前に予防的措置として、2月の14日から22日まで、オンライン学習を中心とする自宅学習といたしました。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

狛守総務経済常任委員長。

○狛守勝義総務経済常任委員長 ただいま議長のご指名がありましたので、総務経済常任委員会の報告をさせていただきたいと思えます。

報告書を読み上げる形で報告とさせていただきます。

令和4年2月25日

嵐山町議会議長 森 一人様

総務経済常任委員長 狛守勝義

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」

「今後の観光振興のあり方について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について1月14日、1月24日、2月9日及び2月15日に委員会を開会し、調査研究を行った。

1月14日の委員会について

「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」

(1) 資料「近隣市町村のコロナ禍におけるイベント等の対応」について

○委員の主な意見

(意見) ウェブ会議だが、滑川町は「小学生のためのクッキング教室」でオンライン参加者が2名だった。鳩山町では「地域ケア会議」を2回やっているだけだった。参加される方が全体的に高齢なので、ウェブに持っていけないのかなと思った。

(意見) 嵐山町のバーベキュー場は、定員の50%を守っていたが、他の町村は4人以下で2時間以内に統一していた。

(意見) どの町村も嵐山町と同じで中止、書面議決、縮小しての開催だった。そういう状況でも、東秩父村は移住体験施設を村として持っていて毎月開催していた。コロナのときの実績はなかったが、受け入れたいという思いがあると感じた。

(意見) 人が集まる行事を実施している町村はなかった。川島町では防災訓練を自宅で行えるようにシフトを変えていた。

(意見) 町民の方は、公共施設を使えないことが一番困ったと思う。

(2) 地域コミュニティ推進のあり方

○委員の主な意見

(意見) 飲食を伴わない会合は、主催者が感染対策を徹底していればそれほど恐れる必要がないと思う。飲食を伴うことが不安になる。

(意見) コロナを怖がるだけでなく、進めるところは進めるという考え方があってもよいと思う。少しずつそういう方向性が見えてきている。

(意見) 怖がるだけでなく、できるもの、可能性のあるものは状況を見て判断できればよいと思う。

(意見) 地域コミュニティを考えたとき、子どものことも考えないといけない。子どもは密になりやすいので、そこをどうするかが難しい。

(3) イベント開催のあり方

○委員の主な意見

(意見) 嵐山まつりに関しては、文化的なイベントを開催する部門と生産品の販売や食べ物を供給する部門の2つある。その辺を分けて考える必要がある。1年かけて作り上げた作品を見せる機会がないというのは寂しいことなので、文化展は何とか開催できるように考えてもよいと思う。

(意見) 5月のスポーツ大会は中止だった。スポーツの部門はやったほうがよいと思う。

「今後の観光振興のあり方について」

体験型「観光農園」の可能性について

○委員の主な意見

(意見) 北部がどんどん衰退してしまうので、農業の体験学習や観光振興など、北部

を中心としたものがないかと思う。

(意見) 北部地域に観光農園を立ち上げてみようという提案をしていくために、どういった準備をしたらよいか話し合っていけばよい提案ができると思う。

(意見) 七郷地区の状況を農業委員会から教えていただくことから始めては…。

次回「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」は、コロナ禍における町の対応を総括し、短期的なウィズコロナ時代のまちづくりの方向性について意見交換をすることとした。「今後の観光振興のあり方について」は、体験型「観光農園」の可能性について、日程の調整ができ次第、北部地区の状況を中心に農政課に説明いただくこととし、委員会を閉じた。

1月24日の委員会について

「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」

総括と短期的な方向性について、以下の5項目をテーマに協議した。

①恒久的な感染防止対策…国の指針、彩の国の新しい生活様式を基にしながら恒久的な感染予防対策が必要と考える。

②オンライン化の推進…行政手続きのメリットとして「住民利便性の向上」「行政運営の簡素化・効率化」等があるとされている。利用者中心の行政サービスを徹底し、利用者から見て一連のサービス全体がすぐ使えて、簡単で便利であることを目指し、オンライン化を推進する必要がある。さらに、行政手続きに限らず、コミュニティ活動の一環として町民が入っていけるようなオンライン化の推進が必要と考える。

③会議や手続等の簡素化・柔軟化…②のオンライン化の推進によって、会議や研修、行政手続等の効率化や簡素化を図ることが期待できる。さらに、日本には押印文化があるが、押印は法律で定められているもの以外は、省略の方向に変えていくことで簡素化が期待できると考える。

④野外活動の推進…令和3年度は、前年度中止だった活動を徐々に実施しようという空気になってきている。コロナ禍においては、基本的な感染対策を取り、一定の規制を設けながらも野外活動の推進を図るべきと考える。

⑤地域コミュニティ活動とイベント開催のあり方…公共施設の利用中止や利用制限に準じて、地域コミュニティ活動や各種イベントの中止が多かった。しかし、コロナ禍であっても基本的な感染対策を取り、内容や開催方法、規模を縮小するなど工夫することで実施することが可能と考える。

○委員の主な意見

(意見) 行政の「オンライン化の推進」だが、どの程度オンライン化が進んでいるのか確認したほうがよい。オンラインが苦手な人もいるので、そういった人をどうするか検討する必要がある。

(意見) 行政のオンライン化は国が必要とするところはできていると思う。職員はどの程度研修を受けているのか。

(意見) 行政と町民の間の体制づくりができてくると進むと思う。

(意見) 町民が町に対して自分のパソコンから問合せはできるか。

(意見) 押印についてはどのくらい進んでいるか調べてもらいたい。

(意見) 緊急事態やまん延防止の状況下でなければ、野外活動はやってもいいと思う。町のこれまでの対応は問題ないと思う。

(意見) 町民は正確な情報が入らなくて怖がっているように思うので、もう少し町の状況を町民に知らせることが必要だと思う。

(意見) 町民側は、防災無線が聞こえない場合、問合せ電話の制度があることも知ってもらい必要がある。

(意見) 町がコロナ禍の2年間でやってきたことは、他市町村と比べても遜色はないし、一生懸命対応してきたと思う。幾つか見えてきた課題については、改善しながらやっていくことも必要だと思う。

「今後の観光振興のあり方について」

今後の進め方について

○委員の主な意見

(意見) 若者会議に参加していた方は、観光についていろいろ意見を持っているので、もう一度、話し合っていく機会が必要だと思う。特に、有機農業の方たちはいろいろな考えを持っていると思う。

(意見) 町のことを考えたアイデアや人が寄ってくる発想を持っている方の情報を入手できる場があればいいと思う。

次回、「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」は、町のオンライン化の状況と押印廃止に向けた状況について調査報告を求め、意見交換することとした。「今後の観光振興のあり方について」は、委員各自の情報収集に基づいて意見交換をすることとし、委員会を閉じた。

2月9日の委員会について

「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」

(1) 町のオンライン化整備状況について。これは資料：自治体DX推進計画概要を基にした報告になります。

嵐山町の方向性と検討状況は、国が示した手順書によって導入を図る予定。①町村共同化事業により、現在導入に向けて検討中。②マイナンバーカードを用いたオンライン手続について検討中。現在、ホームページの電子申請・届出サービス、コンビニにおける証明書発行（住民票、印鑑証明、所得課税証明）サービスが利用できる。

(2) 町の押印廃止に向けた状況

国が進めている押印廃止のマニュアル（内閣府発行）に沿って、全庁的に物事を進めている状況ではないが、それ以前から町民課や税務課等の窓口では、手続において押印不要なものについては、適宜押印不要にしている。

○委員の主な意見

(意見) オンライン化について、国が示した手順書に沿って整備していくということだが、補助金とかは国の方からいただけるのか。

(答え) 確認する。

(3) コロナ禍における中長期のまちづくりの進め方について

○委員の主な意見

(意見) コロナ禍において、まちづくりの視点が随分変わってきた。「ウオーカブルなまちづくり」、「適疎」＝「適度なまばらな状態のまちづくり」が魅力あるという考えも出てきた。

(意見) 都市計画法の課題を把握したほうがよい。

(意見) 自転車道ができていないのはどうしてか。

(意見) 自歩道の現状も調べたい。

「今後の観光振興について」

松本委員より北部地域の活動状況の説明を受けて意見交換を行った。

○委員の主な意見

(意見) 北部地区でも拠点になることが分かった。

(意見) 北部地区に認定農業者がいる。そういう方が中心になって北部で観光農園ができないか。

(意見) 組織づくりの立ち上げには、お金がかかるので、補助があるか調べてもらいたい。

(意見) 現在、町内の学校では農業体験をしているかも調べてもらいたい。

今回は、「今後の観光振興のあり方について」農政課に説明を求めることを確認して委員会を閉じた。

2月15日の委員会について

「今後の観光振興のあり方について」

当日は、杉田農政課長に出席を求め、次の①から⑤の質問項目について説明を受けた。

①北部地区で農業と観光振興を地域活性化につなげる活動をしている個人や団体の状況

②北部地域で活動を展開するための人材発掘や連携の可能性、農地の活用状況、農業者の営農状況

③嵐山町全域における農に関わる観光振興の可能性

④北部地域の認定農業者（営農に所属していない）のネットワークについて

⑤市民農園、観光農園の立ち上げ、運営に係る補助制度について

○主な質疑応答

(問) 嵐山営農は、自分たちの経営体制を外部の人に指導しながら営農の活性化を図っていかうという動きはないと見てよいか。

(答) 嵐山営農の品目は限られている。多品目の指導ができるか危惧している。

(問) 認定農業者の中に指導者はいないか。

(答) 指導農家は研修生を直に指導してくれるが、時間的に厳しいと思う。

(問) 観光農園、市民農園を立ち上げる際、人・組織づくりが課題となる。ネットワークの中で可能性があるのか、見解を伺いたい。

(答) 観光農業、どのような方向性を目指していくかによって変わってくる。嵐山営農のように水稻の体験型であれば、水稻の認定農業者もいるので不可能ではないと思う。露地野菜の体験農業となると、品目をどのような形にするか、多岐にわたってノウハウが必要となり人選が難しくなると思う。

(問) 行政が応援して、立ち上げることはできないか。

(答) 市民農園を立ち上げる際、しかむら農園のように農業者が集まって自己の農地

を貸し付ける方法と地方自治体が設置して市民農園としてやっていくかによって手法が変わってくると思う。

(問) 北部の方に米麦を中心に素人に教えられる人がいるか。ハウレンソウ農家さんを中心とした方などで、素人にも作り方を教える時間があるか、またそのための農地の賃貸借交渉が町としてできるか。

(答) 現在は不在だが、条例の中にも農業推進委員や農業活性化アドバイザー等がある。そういった雇用があるか、今後調査したいと思う。観光農園のあり方について、農業者が中心となる場合、農地の確保を含めてお手伝いさせていただければと思っている。

○委員の主な意見

(意見) 最初の目的である畑を使ったものはできないか。そこへ玉ノ岡中や菅谷中を絡めていけば可能性があるのではないか。認定農業者のネットワークは薄れてしまったような感じがする。

(意見) 先進的にやっているところはあると思う。嵐山町と同規模のところでは、コロナが落ち着いて視察ができるようになったら、ぜひ行きたいと思う。

今後は、これまでの議論を踏まえ、さらに活発な意見交換を確認して委員会を閉じた。

以上、中間報告とします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ないようですので、総務経済常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

青柳文教厚生常任委員長。

○青柳賢治文教厚生常任委員長 それでは、委員会報告、朗読いたします。

令和4年2月25日

嵐山町議会議長 森 一人 様

文教厚生常任委員長 青柳賢治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「ウィズコロナ時代における高齢者の健康維持・教育環境について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について令和3年12月13日、令和4年1月12日、1月26日及び2月7日に委員会を開会し、調査研究を行った。

12月13日の委員会について

(1) 今後の進め方について協議した。

- ・ライフスタイルをどう考えるか。
- ・コロナ自粛で集団生活が制限を受けている、弊害について調査。
- ・中程度の人の見守り、健康の維持が各種保険制度に与える影響を調査。
- ・自治体が作成するアンケートを参考に調査。
- ・民生委員、各種活動団体（シルバー人材センター、老人会、支え愛などの現場）との意見交換。

次回、どのような団体と意見交換をするのか検討することにした。

(2) ひまわりクラブ、ひまわり第2クラブの現地視察

教室とも平均利用者数を上回るような状況であったが、感染症対策をしながら、おやつを食べたり、外遊びをして過ごしていた。帰庁後、各委員から視察の感想を述べ合い（感染症対策、保育室の設備面等）、委員会を閉じました。

1月12日の委員会について

当日は、支え愛資源マップを参考に調査研究事項の内容、方法について意見交換を行った。

「各委員からの主な意見」

- ・コロナ禍の活動についての実態把握。
- ・eスポーツを通じたフレイル対策の研究。
- ・巣籠もり、ひきこもりなどの現状を把握し、課題にアプローチ。
- ・行政によるタブレットを使用したフレイル対策。
- ・会合などを中止するときの根拠がはっきりしない。中止に代わるものの仕組みづくり。町が町民等に対して、指針を示すことはできないか。

以上のような各意見を基に協議を重ね、当面は「現状の実態を把握し課題を出し合う」ことを進めるために、社会福祉協議会や民生児童委員役員との意見交換会を予定した。

1月26日の委員会について

社会福祉協議会で準備していただいた資料について調査、研究を行った。

◎資料の主な要点でございます。

【介護保険係】

- ・ 何度か緊急事態宣言があったが保険者の指示で感染対策に留意し訪問支援。
- ・ 町内の事業所にコロナ感染者はなく、各ケアマネジャーが介護サービスを行った。
- ・ コロナ禍で介護サービスが滞ることはなく、代替サービスの要請もないが今後、要請があれば解決できるよう、利用者、事業者等との連携を図る。

【お助け事業】

- ・ 利用者家族が町外や都内のため、買い物、見守り支援が増えている。

【支え愛資源マップ】

- ・ 嵐山町生活支援・介護予防体制整備事業推進協議会にて見直し中。

【コロナ特例貸付】

- ・ コロナが理由で失業や減収された方を対象に貸し付けができる。申請者は多様で、飲食店や工場勤務、小売店や自営業者など。
- ・ 最大貸付を利用すると200万円になった方もいて、全体的に令和5年1月からの償還開始となる。
- ・ 外国人の申請もかなりあった。言葉が通じないため、申請書類を整えるなど苦労した。
- ・ 転居などによってそのまま行方不明になるケースも多々ある。今後の債権管理について心配している。

【むさし嵐丸庵】

- ・ 活動を止めざるを得ない状況が続き、なかなか前に進めずにいる。居場所として定期的に実施できる状況は整っているが、ボランティアの担い手が必要。

【サロン活動】

- ・ 以前のように気軽なおしゃべり、お茶などができない。ボランティアからの意見として「サロン活動でコロナが発生した場合、責任も取れない。一緒に行うメンバーに、

今はやめておこうという意見が一人でもいると実施は難しい」参加者からは「やはりみんなが集まって、顔を合わせておしゃべりできることは嬉しい」との声があった。

「各委員の意見・感想」

- ・コロナ特例貸付制度の存在や外国人にも貸し付けていることは、よいことでは素晴らしい。
- ・専門の職員がいるわけではなく、みんなに対応している様子なので体制が大変。
- ・コロナ禍で通院しない、出かけない、出かけられないということがある。患者側が必要以上に自粛してしまっている。
- ・計画した事業が中止になることが繰り返されると、声を上げてやろうということがなくなる。
- ・愛情弁当の目的として、弁当を配る以外に触れ合うことがある。町や社協である程度のルールをつくって、触れ合う機会をつくることも大事だと思う。
- ・緊急事態ではない状況時、イベントをどうやっていくか、どう前向きに生活していくかというところを探って提案できればと思う。
- ・1年前の様子と比べると全然違う、マスク手洗いを徹底して、ある程度のことは再開をしていくべきだと思う。それを行政からメッセージとして出していくべきだと思う。
- ・おたすけサービスの登録会員数が増えているので、困っている人が増えているのだと思う。

次回は民生児童委員役員との意見交換を予定し、閉会した。

2月7日の委員会

嵐山町民生・児童委員協議会（役員）との意見交換を行った。

テーマを「ウィズコロナ時代における高齢者の健康維持について」とし、担当されている方から受けるコロナに関する相談内容、コロナ前後の高齢者、民生委員などの身の回りで起きていることや、感じている変化についてお聞きした。

◎民生委員の意見

- ・声かけもできず、電話で対応をしているが、特別な相談はない。
- ・コロナ禍にあって関わり方の工夫をしている。独り暮らしの方には不安を感じている人もいるので、孤立を感じさせないような努力をしている。
- ・対面が少なくなっていて、久しぶりに訪問してみると大変弱っている高齢者もいる

ので、電話だけでは心配。弁当配達をととても楽しみにしていて、顔が見えることも楽しみにしているが、今の状況では仕方がない。

・学校関係の子どもたちの状況が見えない、感染者が多く出ていると、高齢者は外出しなくなる。

・孤立死のようなことはあってはならないことで、近所同士で身近に確認し合うような仕組みもあるといいのではないか。

・相当な世帯数を担当する民生委員の仕事にストレスを感じる。

・健康教室なども中止となっているが、その中でも人数を減らし、回数を増やして、実施する方向を考えてほしい。

・サロン、敬老会などやりたくてもできない。

・活動がやりにくく、訪問活動も自粛で、困り事、安否確認などもままならず独り暮らしの高齢者の精神的ダメージを心配している。民生委員の研修もできず、リモート、DVDでの研修になっていて十分な質疑ができない。

○主な質疑応答です。

(問1) オミクロンの感染拡大で現状の活動は。

(答) 室内活動は中止し、グランドゴルフ等は細々活動している。

(問2) 民生委員同士の横のつながりや行政のサポートなどは。

(答) 民生委員の事例発表などを通し、行政からの回答などもいただいている。ここ2年は、新しい委員さんについて意見交換などあまりできていない。

(問3) 地域の連携やつながりをどのように感じているか。

(答) 民生委員の仕事を日常的にできるとは思えない、民生委員の役割を考えてほしい。班長、区長との密接な地域の連携ができないのだろうか。

「終了後の委員からの意見感想」といたしまして、

・各事業実施の可否について、スタッフによって考え方に違いがあるので、町が指針を示す必要がある。

・民生委員をサポートできるような、近所で声かけのできる人を増やす。

・行政から住民の不安を取り除くような働きかけが必要ではないか。

・町が方針、指針、ガイドラインなどを出してほしい。

・民生委員をケアする仕組みも大事である。

・愛情弁当は作り、配布することでなく相手と言葉を交わすためのツールになってい

るので、調達したもので用意し、維持する仕組みはできないのだろうか。

- ・民生委員の活動が地域によってばらつきがあり、連携や調整が必要なのでは。
- ・濃厚接触者の定義を徹底させて、町や地域の活動で遵守する。
- ・指針は県に準じてやっている。コロナに対する対応、対策などを情報発信することで地域や高齢者へ安心感を与えるような取組を考える。

今後はフレイル対策についての研究を継続することにして閉会した。

以上、中間報告といたします。

- 森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 森 一人議長 ないようですので、文教厚生常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

最後に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

藤野広報広聴常任委員長。

- 藤野和美広報広聴常任委員長 それでは、報告いたします。

令和4年2月25日

嵐山町議会議長 森 一人様

広報広聴常任委員長 藤野和美

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について令和3年12月22日、令和4年1月5日、1月11日及び1月18日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 広報部会

- ・議会だより185号発行について

今回は、第4回定例会を主な内容として、12月22日入稿、1月11日初校、1月18日再校、1月20日再々校、2月1日発行予定で準備を進めた。第19回議会報告会で行わ

れた意見交換会の内容を特集し、主な議案、補正予算、一般質問、各常任委員会報告、表紙には野菜の収穫体験を楽しむ児童を掲載しての構成で、全20ページの発行といたしました。

(2) 広聴部会

①12月22日の広聴部会

- ・議会モニターとの意見交換会を、1月29日（土）の午前と午後の2回に分かれて開催することとした。
- ・議会モニターへの謝礼について全体会議で議論することとした。
- ・議会動画配信について、第1回定例会の録画分から試行できる状態になることを確認した。

②1月5日の広報広聴常任委員会の全体会議

議会モニターへの謝礼については継続審議となった。

③1月29日開催予定の議会モニターとの意見交換会について

新型コロナウイルスの感染が拡大し、埼玉県にも「まん延防止等重点措置」が1月21日より適用されたため、議長と正副委員長の協議のうえ、中止することとした。

以上、中間報告といたします。

- 森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 森 一人議長 ないようですので、広報広聴常任委員会の調査報告を終わります。ご苦勞さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎施政方針表明

- 森 一人議長 日程第6、町長の施政方針表明を行います。

佐久間町長。

- 佐久間孝光町長 本日ここに、令和4年第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝にてご参集を賜り、心から感謝申し上げます。

本議会におきましては、令和4年度の当初予算をはじめ、町政の重要な諸案件につきましてご審議いただくこととなります。それに先立ちまして、令和4年度に臨む町

政運営に関する基本方針と施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

昨年も、一昨年に続き新型コロナウイルスとの闘いが続いた1年となりました。ワクチン接種が進み、一時期は、感染者が減少し、終息に向かうかに思われましたが、オミクロン株の出現により感染が拡大し、いまだに先行きが見通せない状況にあります。このような中、医療従事者をはじめ最前線でコロナに立ち向かう皆様に改めて敬意を表し、深く感謝申し上げます。また、感染され苦しんでおられる方々に心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い回復をご祈念申し上げます。

さて、私が、嵐山町長に就任して以来、既に、1年半が経過いたしました。この間、町民の皆様から多くの要望が寄せられる中で、すぐに対応できることはすぐに実行し、スピード感を持って対応してまいりました。

その中でも、町民の命と暮らしを守ることを最優先に、ワクチン接種を進めるとともに、コロナの影響を受けている事業者から子育て世帯まで、幅広い支援を講じてまいりました。

現在、前倒しで進めております3回目のワクチン接種につきましては、医療機関をはじめ多くの皆様のご協力をいただき、迅速に接種していただけるよう取り組んでおります。

令和4年度につきましても、引き続き、感染防止対策と経済活動の両立を図りながら、一日も早く終息に向かうよう、全力で取り組んでまいります。

令和4年度は、まちづくりの指針となる第6次嵐山町総合振興計画が年度当初からスタートする初めの年であります。嵐山町が抱える諸問題に取り組み、将来像とした「未来へつなぐ ひと しぜん 暮らし とともに学び育むまち らんざん」の実現を目指してまいります。そして、嵐山町に住んでよかった、これからも住み続けたい、住んでみたいと感じられるまちづくりを目指し、全力を尽くしてまいります。

初めに、令和4年度予算の概要を申し上げます。

令和4年度の一般会計当初予算は、61億7,300万円と前年度比2.5%増の予算といたしました。

国民健康保険特別会計は、19億3,760万円の前年度比11.4%増、後期高齢者医療特別会計は、2億7,040万円の前年度比11.6%増、介護保険特別会計は、14億8,500万円の前年度比4.8%の増、水道事業会計は、6億4,596万4,000円の前年度比9.3%増、下

水道事業会計は、6億6,040万5,000円で前年度比4.0%増、全体予算規模で、111億7,236万9,000円で前年度比4.9%増としております。

次に、一般会計の歳入につきましてご説明申し上げます。

政府の令和4年度予算案は、約107兆6,000億円と過去最大となっており、税収については、企業の業績が回復傾向にあることから前年度比13.6%の増であります。また、政府が作成した地方財政計画では、市町村の地方税収を前年度比7.7%増としております。

令和4年度嵐山町の一般会計の町税は、軽自動車税及び町たばこ税の減収が見込まれるものの、町民税、固定資産税については、増収が見込まれるため前年度比3.5%増と見込んでおります。

地方交付税につきましては、地方交付税の法定率分となる国税の増加に伴い、前年度比16.5%増と見込んでおります。

国庫支出金では、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に盛り込まれた地方創生臨時交付金、保育士等処遇改善臨時特例交付金の増加により、約2,700万円増の前年度比3.3%増で計上いたしました。

県支出金は、農村地域防災減災事業補助金の増額に伴いまして、約2,000万円増の前年度比4.5%増で計上いたしました。

町債につきましては、老朽化した施設の除去工事等により、建設債は前年度と比較し1,540万円の増となりましたが、臨時財政対策債は地方財政計画において財源不足が解消されたことにより2億9,100万円の大幅な減となったことから、全体として約2億7,600万円減の前年度比46.1%の減となりました。

これに伴い予算総額に占める借入額と償還額のバランス、基礎的財政収支につきましては、およそ3億5,000万円の黒字となり、厳しい中でも財政の健全化に資することができました。

続きまして、一般会計の歳出についてご説明申し上げます。

歳出の性質別では、人件費が約3,000万円の減少、公債費も約200万円の減少となり、扶助費は約1,500万円増加したものの、義務的経費全体では約1,700万円の減少となりました。

投資的経費では、都市再生整備事業交付金や社会資本整備総合交付金等の補助金を活用し武蔵嵐山駅西口地区整備事業、町道整備事業、舗装修繕事業を行ってまいりま

す。

さらに、災害の発生予防、拡大防止を図るため農村地域防災減災事業、河川改良事業を計上し、投資的経費合計で約3億8,500万円を計上いたしました。

物件費では、統合型校務支援システムの運用開始等により、約6,400万円増の前年度比6.7%の増、補助費等は、小川地区衛生組合負担金の増加等により、約8,800万円増の前年度比7.3%の増、繰出金は後期高齢者医療特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金の増により、約1,500万円増の前年度比4.5%の増といたしました。

それでは、令和4年度の主な事業につきまして、第6次嵐山町総合振興計画の各種施策に基づきまして、説明させていただきます。

初めに、「協同のまちづくり」でございます。

協同のまちづくりは、地域の将来を築いていくためには、欠かせないものです。平成27年度にスタートした「嵐山町まもり隊」は、嵐山町を「守っていききたい」「支えていききたい」という志を持った多くの方が集り、現在、20団体まで活動が広がっております。そのほか登下校の見守りボランティアや防犯ボランティアなど多方面で多くの町民の方々に自主的な活動を行っていただいております。町民一人一人が、町政への関心を高め、まちづくりの当事者としての意識を持って取り組むことができるように、こうした取組への支援を積極的に行ってまいります。

町では、これまで、子育て支援や企業誘致など、人口減少を最大限に食い止める取組を行ってまいりました。こうした取組により町の人口は、人口ビジョンで掲げている目標値を若干上回る状況ではありますが、人口減少の傾向には変わりません。引き続き若い世代の定住に向けた子育て世代への支援や雇用の促進を図るため企業誘致を強力に推進し、定住促進に取り組んでまいりたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大により感染者への誹謗中傷や差別的対応など新たな差別も危惧されます。一人一人の人格が尊重され心豊かな地域社会の実現に向け、関係機関と連携し、人権啓発、人権教育を行ってまいります。

町では、新たに「第4次男女共同参画プラン」を策定いたしました。全ての町民が、性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できるまちの実現を目指してまいります。

次に「ひとを育み、学び楽しむまちづくり」でございます。

将来の担い手である子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。町では、

これまで、「子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町」を基本理念とし、子育て支援を積極的に行ってまいりました。

子育て中の孤独感や不安感の解消を図るために子育て世代包括支援センターにおいて妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うとともに、親子の交流の場として「嵐丸ひろば」等子育て支援施設の充実を行い、子育て世代の支援を行ってまいりました。

また、新たな取組としては、心身の不調により、家事や育児が困難な家庭に対して、育児支援ヘルパーを派遣し、支援を行い、子育ての負担の軽減を図ってまいります。

引き続き、18歳までの医療費助成、第2子、第3子への学校給食費の助成を行い、子育て世帯の経済的支援を行ってまいります。

教育環境の向上につきましては、昨年より整備してまいりました統合型校務支援システムの運用が町内小中学校で開始されます。教職員による校務処理全般の効率化を図り、子どもと向き合う時間を確保することで学習指導、生活指導の向上に努めてまいります。ICTの活用につきましては、通信環境の強化等を行い、より活用のしやすい環境を整えてまいります。

学校施設につきましては、築年数が経過し経年劣化が著しい学校施設において、空調設備の更新やトイレの洋式化など必要な改修を行い、安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備を行ってまいります。

学校再編等につきましては、昨年設置されました審議会において検討を進めていただいているところでございます。子どもたちが、しっかりと学ぶことができる環境の実現に向け全力を傾注してまいります。

図書館につきましては、空調の改修により、利用者がより快適に利用できる施設となりました。4月からは、休館日の変更を行い、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

昨年、1年の延期を経て東京オリンピックが開催され、嵐山町においても聖火リレーが実施されました。最後まで諦めず闘い抜くアスリートたちの姿は、コロナ禍で落ち込む私たちの心に、勇気と希望を与えてくれました。引き続き、誰もがスポーツに親しめる環境づくりに努めてまいります。

次に「健康で互いに支え合うまちづくり」でございます。

冒頭にも申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、変異

株の拡大により感染が続いております。3回目の追加ワクチン接種につきましては、接種体制を確保し、迅速に接種していただけるよう取り組んでまいります。

健康づくりにつきましては、疾病の早期発見のため、各種検診と生活習慣病予防のための相談、教室を実施し、町民の皆様が健康で生き生きとした生活が送れるよう支援してまいります。

疾病の予防対策につきましては、これまでも、町独自の取組として、おたふく風邪・中学3年生へのインフルエンザ等の予防接種の助成を行ってまいりました。令和4年度は、高齢者のインフルエンザの予防接種につきまして自己負担の引下げを実施し、接種しやすい環境を整えてまいります。

母子の健康づくりにつきましては、新たに産後健診の助成を実施し、産後間もない母親の支援を行ってまいります。また、3歳児健診において、視力検査の精度を上げることができる屈折検査機器を導入し、視力異常の早期発見、早期治療につなげ子どもの成長・発達の支援に努めてまいります。

町の高齢化率は、2月1日現在、33.8%となり、3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。こうした超高齢社会の中で、高齢者が、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、各種サービスの充実に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、外出の機会の減少などにより、活動量の低下や人とのつながりが減り高齢者がフレイル状態（虚弱）になることが懸念されます。フレイル健診の実施や、通いの場において健康教育、健康相談を行い、フレイル予防に取り組み、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりを進めてまいります。

障害のある方が安心して地域で暮らし続けていけるよう、障害者計画を検証しながら、各種障害者施策を行ってまいります。

○森 一人議長 佐久間町長、申し訳ございません。施政方針表明の途中ではございますが、1時間経過しましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き町長の施政方針表明を行います。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 次に「自然とともに生きるまちづくり」でございます。

嵐山町は、多くの自然に囲まれた緑と清流のまちです。

この豊かな自然を後世に引き継いでいくために、環境問題の解決に向けた施策のさらなる推進を図り、2050年までに二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「嵐山町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、その実現に向けて取り組んでまいります。

可燃ごみの処理につきましては、小川地区衛生組合の焼却施設の老朽化により、将来を見据えた上で、当面、委託方式で対応していくことになり、本年4月より、新たな処置方法となります。この機会に合わせて、町民の皆様や事業者の方々へごみの減量化、資源化の意識啓発を一層推進してまいります。

上水道事業につきましては、老朽管路の更新工事や配水場施設等の水道施設の更新工事を実施し、安全な水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、ストックマネジメント計画に基づく老朽管の調査を実施し、将来にわたり安定的な事業継続を図ってまいります。また、平成24年度から進めてきた市町村管理型浄化槽整備事業につきましては、第1期事業が令和3年度で終了いたします。引き続き、第2期事業に着手し、河川等の水質向上に努めてまいります。

次に「安全・安心で活力あるまちづくり」でございます。

町民の皆様の児童の見守り活動やパトロールにより交通事故や犯罪発生件数は減少傾向にあります。しかしながら、全国では、登下校中の児童が巻き込まれるなどの痛ましい事故が後を絶ちません。引き続き、町民の皆様の自主的な活動への支援を行い、地域の力を生かした、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

嵐山町では災害が少ないといわれていますが、全国各地で頻発している想定を超える災害を目の当たりにしますと決して油断できる状況ではありません。どのような災害が起こっても万全な体制が取れるよう、改定いたしました「嵐山町地域防災計画」に基づき防災対策のさらなる充実を図ってまいります。

また、新たに作成いたしましたハザードマップにより、避難所や浸水想定区域等の周知を図り、町民の安全確保と防災意識の高揚に努めてまいります。

あわせて、普通河川の改修やしゅんせつ、防災重点農業用ため池の整備等を実施し、ハード面においても防災力の強化に取り組んでまいります。

町の玄関口として整備してまいりました武蔵嵐山駅西口地区整備事業につきましては、令和4年度が事業の最終年度となり、利便性が向上した魅力的な空間へ生まれ変わります。引き続き、駅前広場整備工事などを進め、事業の完成に向け取り組んでまいります。

平成6年度から事業を進めてまいりました平沢土地地区画整理事業につきましては、本年、換地処分を行うことになるということです。事業完了に向け、引き続き組合を支援してまいります。

道路整備につきましては、令和3年度に国の補助金や公共施設等適正管理推進事業債を活用し舗装修繕工事を行いました。令和4年度も引き続き補助金や町債を活用し、緊急性等を考慮し、優先度の高い路線について舗装修繕工事を行ってまいります。

生活道路では、引き続き川島69、70号線の整備を進め、新たに根岸10号線の整備に着手し、生活道路の利便性の向上に努めてまいります。

公共交通につきましては、高齢者や妊産婦へのタクシー券助成を継続しながら、財政状況や利用状況、町の地理的特徴などを勘案し、総合的な在り方について検討してまいります。

これからの人口減少時代の中で、町を持続的に発展させるためには、地域を支える産業の振興が、ますます重要となっています。

町の農業は、社会状況の変化に伴い、耕作放棄地の拡大、農業従事者の高齢化による担い手不足などが大きな課題となっております。

これらの課題と向き合う中で、引き続き、農業次世代人材投資事業を活用し、新規就農者の就農意欲の向上と就農後の定着を図るとともに、担い手育成嵐丸塾を活用し、新規就農希望者の支援を行い、次代を担う農業人材の育成に努めてまいります。さらに、生産性の向上と人手不足に対応する新しい農業として期待される「スマート農業」への取組を進めてまいります。

また、嵐山町観光協会と連携し、ラベンダーや小麦農林61号など競争力のある原材料を活用し、土産品の開発を行い、農産物の付加価値をつける6次産業化を推進してまいります。

町の商工事業者は、新型コロナウイルスの影響を受け、売上げ減少など厳しい経営

を強いられています。引き続き、嵐山町商工会と連携を図り、支援を行ってまいります。また、新たな取組として、町内事業者による住宅リフォームについての助成を行い、町内経済の活性化を図ってまいります。

花見台工業団地の拡張につきましては、分譲に向け、埼玉県による造成工事が進んでおります。また、川島地区産業団地の整備につきましても、昨年、土地区画整理組合設立準備会が設立され、いよいよ事業が動き出しました。引き続き、町民の雇用の確保、税収の確保につながる企業誘致に取り組み、町の活性化に努めてまいります。

昨年は、嵐山溪谷をはじめとする町の観光スポットが多くのメディアで取り上げられ、コロナ禍でありながらも、多くの皆様に嵐山町を訪れていただきました。引き続き、DMO登録を目指す観光協会を支援し、来訪者目線の魅力づくりや受入れ環境整備を行い、ラベンダー園や嵐山溪谷バーベキュー場など観光施設のさらなる充実を図ってまいります。

また、心待ちにしておりましたNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放映が1月から開始されました。この機を捉え、関係市町村等とも連携し、広域的な情報発信、地域の活性化につなげてまいります。

これまで、力を入れて取り組んでまいりましたマイナンバーカードの交付率につきましては、45.6%となっており、埼玉県内の市町村の中でも上位の普及率となっています。行政手続のオンライン化に向けまして、今後、マイナンバーカードを用いた申請が多く見込まれることから、引き続きマイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

電算システムでは、戸籍システムにつきまして、自庁設置型からクラウド化へ変更を行い、引き続き、システムの安定稼働とセキュリティの確保に取り組んでまいります。

今後、まちづくりを持続的・安定的に進めていくには、自主財源の確保が不可欠です。自主財源の根幹となる町税につきましては、これまでの徴収率の向上対策によりまして徴収率98.5%となっております。引き続き、徴収対策を実施し、徴収率の向上に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、新たなポータルサイトへの掲載や返礼品の充実を行い、令和3年度には、約2,800万円の寄附を頂くことができました。引き続き、町の魅力を発信し、積極的にPRをし、ふるさと納税を推進してまいります。

令和4年度は、基礎的財政収支の黒字化を図り、また、財政調整基金につきましても、一定額を確保することができました。

しかし、公共施設の老朽化による施設の改修や、高齢者の増加による社会保障関係費の増加等、待ったなしでやってくる多くの課題が山積しており、決して楽観できる状況ではありません。さらなる事業の見直し、自主財源の確保に努め、持続可能な財政運営に努めてまいります。

私の心にいつも留めている言葉に、「一燈照隅 万燈照国」があります。この言葉は私がまだ学生だった頃、第3代嵐山町長、関根茂章氏からご教授をいただいたものです。「暗い部屋に1本のろうそくがともれば、その光は部屋の隅々にまで行き渡る。隣の家でも、また隣の家でも火がともれば、村全体が明るくなる。そして、それが隣村、またその隣村へと広がっていけば、最終的には国全体が明るくなる」との意味です。まさに私が目指しているまちづくりがここに 있습니다。町民一人一人がそれぞれの立場において輝くことにより、結果的には嵐山町全体が光り輝くこととなります。その目標を達成しやすい環境を整え、さらにすばらしい嵐山町実現のために邁進していく所存であります。

議員各位をはじめ町民の皆様には、引き続き特段のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、令和4年度の施政方針とさせていただきます。

令和4年2月25日。嵐山町長、佐久間孝光。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

これにて施政方針表明を終わります。

◎議案第11号～議案第16号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第7、議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件、日程第8、議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第9、議案第13号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第10、議案第14号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第11、議案第15号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、日程第12、議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上6件を一括議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第11号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第11号は、令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件でございます。

令和4年度の町政を執行するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,300万円と定めるものであります。このほか、債務負担行為3件、地方債7件の設定並びに一時借入金の借入の最高額等について定めるものであります。

次に、議案第12号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第12号は、令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件でございます。令和4年度の国民健康保険特別会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,760万円と定めるものであります。このほか、一時借入金の借入れの最高額等について定めるものであります。

次に、議案第13号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第13号は、令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件でございます。令和4年度の後期高齢者医療特別会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,040万円と定めるものであります。

次に、議案第14号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第14号は、令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件でございます。令和4年度の介護保険特別会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,500万円と定めるものであります。

次に、議案第15号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第15号は、令和4年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件でございます。令和4年度の水道事業会計は、業務の予定量を給水戸数8,320戸、年間総配水量281万9,000立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額については、事業収益5億737万6,000円、事業費用4億5,323万3,000円、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入1,000円、資本的支出3億6,312万9,000円とするものであります。このほか、一時借入金の限度額等について定めるものであります。

最後に、議案第16号について提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第16号は、令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件でございます。令和4年度の下水道事業会計は、業務の予定量を公共下水道事業の水洗化戸数5,099戸、年間有収水量161万6,559立方メートル、浄化槽事業の町管理型浄化槽戸数

828戸、年間有収水量19万8,880立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益5億9,049万9,000円、事業費用5億6,749万1,000円、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入2億3,552万3,000円、資本的支出3億675万円とするものであります。このほか、債務負担行為2件、企業債3件の設定並びに一時借入金の限度額等について定めるものであります。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

初めに、議案第11号について細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第11号の細部につきまして説明をさせていただきます。

初めに、令和4年度予算案の参考資料を御覧いただきたいというふうに残ります。まず最初に参考資料の1ページをお開きいただきたいと残ります。1ページにつきましては、令和4年度嵐山町の予算一覧でございまして、一般会計、特別会計、公営事業会計、それぞれ前年度比で記載をさせていただきます。令和4年度の全ての合計でございまして、111億7,236万9,000円でございまして、前年度比5億2,415万4,000円、4.9%増の予算となっております。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。4ページにつきましては、一般会計の歳入の財源別の内訳を記載させていただきます。まず、歳入のうち自主財源でございまして、令和4年度、31億1,393万8,000円でございまして、前年度比7.0%の増で見込んでございます。全体に対する構成比でございまして、前年度と比較をいたしまして2.1ポイント増の50.4%でございまして。一方、依存財源でございまして、30億5,906万2,000円、前年度比1.8%の減で見込んでございます。依存財源のうち大きなものとしたしましては、町債でございまして、前年度比2億7,560万円、46.1%の減でございまして。この主たるものでございまして、臨時財政対策債の減、2億9,100万円の減ということで見込んでございます。

次に、6ページをお願いいたします。こちらの表でございまして、一般会計の歳入の性質別の内訳でございまして、義務的経費、投資的経費、その他経費と、この3つに区分をさせていただきます。義務的経費につきましては人件費等でございまして、30億

8,722万9,000円、前年度比0.6%の減、また投資的経費につきましては3億8,451万3,000円、前年度比0.2%の減で見込んでございます。また、その他経費につきましては27億125万8,000円でございます、前年度比6.6%の増でございます。この増の大きなものでございますが、補助費等でございます、前年度比8,821万2,000円、7.3%の増で見込んでございます。この大きなものとしたしましては、一部事務組合、塵芥処理費の負担事業、こちらが約7,900万円の増、また観光地域づくり法人推進事業補助金、こちらが約1,100万円の増というものでございます。

次に、13ページをお開きいただきたいと存じます。13ページは基金の状況を表してございまして、積立基金、定額運用基金と記載をさせていただいてございます。積立基金につきましては、財政調整基金等と、こうしたものを記載させていただいておまして、令和4年度末現在高見込みにつきましては合計で7億7,490万6,000円で見込んでおるところでございます。

それでは、当初予算書を御覧いただきたいと存じます。まず、当初予算書の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。まず、8ページでございますが、第2表、債務負担行為でございまして、令和4年度に新たに設定する債務負担行為3件を記載させていただいてございます。農業近代化資金利子補給、特別小口融資制度に係る損失補償及び学童保育室指定管理委託料でございます。このうち、学童保育室指定管理委託料につきましては、現協定につきましては令和5年3月31日となっております、新たに5年間の協定を締結するという内容でございます。

9ページにつきましては、地方債でございまして、普通債といたします防災・安全事業ほか5事業、1億8,170万円及び臨時財政対策債1億4,000万円、こちらにつきまして据付けをさせていただくというものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。2、歳入でございます。主なものにつきましてご説明を申し上げます。

まず、1款1項1目個人でございまして、こちらにつきましては所得割でございますが、前年度比2,166万9,000円増の7億6,324万3,000円で見込んでおるところでございます。

2目法人の現年課税分でございますが、うち法人税割につきましては、前年度比5,507万4,000円増の1億4,159万9,000円で見込んでおるところでございます。

2項1目固定資産税の現年課税分でございますが、土地、家屋、償却資産、合計い

たしますと前年比1,911万円の増でございます。

3項2目環境性能割の現年課税分でございますが、前年度比87万2,000円の増でございます。こちらにつきましては、環境性能割の臨時的軽減措置が令和3年12月31日に終了したことに伴います増でございます。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。11款1項1目地方交付税でございます。このうち普通交付税でございますが、地方財政計画を勘案いたしまして、前年比1億1,600万円増の7億4,600万円で見込んでおるところでございます。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。上段でございます。13款1款2目衛生費負担金の比企医師会在宅当番医制市町村負担金でございますが、令和4年度嵐山町が比企医師会在宅当番医制度の幹事町村という形になりますので、構成をする他市町村から負担金を受け入れるというものでございまして、409万2,000円を見込んでございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。15款1項1目民生費国庫負担金、1社会福祉費負担金中、未就学児均等割保険料負担金51万9,000円を見込んでおるところでございますが、国民健康保険税の軽減対象となった未就学児の被保険者の均等割額の一部を交付されるというものでございまして、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を持って事業を行うというものでございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。2目衛生費国庫負担金、2保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございまして、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る費用に対して交付がなされるものでございまして、予防接種医師委託料等に充当するというものでございます。5,239万円計上してございます。

2項1目総務費国庫補助金、1総務費補助金中、地方創生臨時交付金2,428万円を計上してございます。こちらにつきましては、国における令和3年度補正予算におきまして計上されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として示された交付限度額のうち2,428万円を計上しているものでございます。充当する事業につきましては、歳入概要欄に記入をさせていただいております新型コロナウイルス対策物品購入事業、高齢者予防接種事業等々でございます。

一番下段でございます。2目民生費国庫補助金、2児童福祉費補助金、児童虐待・DV対策総合支援事業費補助金でございまして、新たな補助金を計上しているところ

でございます。こちらにつきましては、子ども家庭支援センターの運営事業に充当するというものでございます。350万4,000円を計上してございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。一番上段でございます。同じく保育士等処遇改善臨時特例交付金でございます。町内保育所及び学童保育施設の職員の処遇改善ということでございまして、国の施策に基づく特例交付金666万1,000円を計上しておるところでございます。

中段でございます。4目商工費国庫補助金、1商工費補助金、地方創生推進交付金4,000万円を計上してございます。こちらの事業でございますが、3か年事業の最終年度ということでございまして、観光地域づくり法人推進事業に充当するというものでございます。

また、5目土木費国庫補助金、1社会資本整備総合交付金中、都市再生整備事業交付金6,600万円でございますが、武蔵嵐山駅西口地区都市再生整備事業、こちらにつきましては平成30年度から令和4年度までの5年間ということで事業を行っているこちらにつきましては最終年度ということでございます。

続きまして、40ページ、41ページをお願いいたします。10款2項1目民生費県補助金、3節児童福祉費補助金中、一番下でございます。多子世帯保育料軽減事業費補助金、新たな補助金でございます。多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の保育料を助成するというものでございます。減免対象者につきましては10名を見込んでおるところでございます。

42ページ、43ページをお願いいたします。2目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の一番下でございます。産後検診推進事業補助金19万5,000円でございます。こちらにも新たな補助金を見込んでおるところでございます。産後ケアの一環として行う産後1か月の産婦に対する個別検診、こちらの事業に充てる補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

続きまして、50ページ、51ページをお願いいたします。中段でございます。19款2項基金繰入金でございます。まず、1目財政調整基金繰入金でございますが、年度間財源調整のため、財政調整基金から2億円を繰り入れるという内容でございます。この2億円を繰り入れることに伴いまして、令和4年度末の予算残高見込みでございますが、約5億3,000万円でございます。

また、2目地域福祉人材育成基金及び3目ふるさとづくり基金繰入金につきましては

は、それぞれ176万円、1,743万2,000円を繰り入れ、必要な事業に充当させていただくというものでございます。

それでは、続きまして3の歳出に移らせていただきます。

まず、66ページ、67ページをお願いいたします。一番下段でございます。2款1項1目一般管理費の15職員育成事業でございます。特別旅費49万3,000円を計上させていただいておるところでございますが、このうち46万5,000円でございますが、B&G指導員養成研修ということで計上してございます。こちらにつきましては、B&G海洋センターに資格を有する職員を配置する必要がございます。この職員を育成するための研修に要する経費ということで見込んでおるところでございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。20の電子自治体推進事業でございますが、このうち新たな事業といたしまして統合型校務支援システム共同調達事業を計上してございます。教員の業務負担の軽減及び効率化を図るためにシステムを導入をするものでございまして、上里町との共同調達を行うというものでございます。電算委託料といたしまして2,200万円、縣市町村共同クラウド利用の負担金といたしまして50万円を計上してございます。

70ページ、71ページをお願いいたします。上段でございます。23ふるさと納税推進事業でございます。こちらにつきましては、新たに事業を設定させていただいたものでございまして、従前は19の事業、財政管理事業に計上しておったものをふるさと納税の額の増高に伴いまして、新たに事業設定をさせていただいたところでございます。寄附者謝礼手数料、こうしたものを計上しておるところでございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。2項2目賦課徴収費でございます。まず、1の町民税賦課事業でございますが、新たな事業といたしまして、軽自動車ワンストップサービスに関するシステム改修に関する経費を68万2,000円、電算委託料として計上しております。こちらにつきましては、国のデジタル・ガバメント計画に基づいて令和5年1月からワンストップサービスの対象が拡大されると。こちらに対応するためのものでございます。

また、事業2、資産税賦課事業でございますが、こちらも新規事業といたしまして、土地情報システムデータセット業務委託及び令和6年度の評価替えに関する業務委託料、こうしたものをそれぞれ計上しておるところでございます。

また、3の徴収事業でございますが、こちらも新たなものといたしまして地方税共

通納税システム、eLTA Xサービスの対象税目拡大に係るシステム改修を行うという経費、電算委託料211万2,000円を計上しておるところでございます。

次に、92ページ、93ページをお願いいたします。4項2目参議院議員選挙費、1参議院議員選挙執行事業でございます。令和4年7月の25日に任期満了を迎えます参議院議員の通常選挙に係る経費を計上させていただいております。

94ページ、95ページをお願いいたします。3目県議会議員選挙費、1県議会議員選挙執行事業でございます。こちらにつきましては、令和5年4月29日に任期満了を迎えます県議会議員一般選挙に係る令和4年度に必要とされる経費につきまして計上しておるところでございます。

98ページ、99ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費、2社会福祉総務事業でございますが、新たな事業といたしまして地域福祉計画策定業務委託料370万円を計上しておるところでございます。こちらにつきましては、令和4年度をもって現行の計画が終了することに伴いまして、新たな第3期計画、令和5年から令和9年までの5年間の計画を策定するものでございます。

108ページ、109ページをお願いいたします。2目老人福祉費の一番上段でございます9高齢者外出支援事業でございます。運転免許証を有しない高齢者に対するタクシー利用券の助成ということでございます。こちらにつきましては段階的に対象年齢を引き上げているものでございまして、令和4年度につきましては67歳以上の高齢者を対象に助成を行うというものでございます。

114ページ、115ページをお願いいたします。2項1目児童福祉総務費の5子ども医療費給付事業でございます。19節扶助費、子ども医療費給付金、前年度比713万2,000円増の5,277万6,000円を計上しておるところでございます。この子ども医療費につきましては、令和3年の10月から18歳に拡大ということでございます。令和3年度は半年間の拡大ということでございましたが、令和4年度は丸々1年間の拡大ということでございまして、これに伴う増額となっております。

116ページ、117ページをお願いいたします。9の子ども・子育て支援事業でございます。12節委託料の育児支援ヘルパー派遣事業委託料、新たな事業といたしまして、85万7,000円を計上しております。産褥期や幼児期等に病気、疾病等で子どもを十分に育児することができない家庭を支援し、子どもの健やかな成長を促すために育児支援ヘルパーを派遣すると、こうした事業を新たに行うというものでございます。

124ページ、125ページをお願いいたします。4款1項2目予防費の3高齢者予防接種事業でございます。予防接種医師委託料、計上しておりますでございますが、このうち高齢者インフルエンザワクチン予防接種に関する自己負担でございますが、令和3年度は自己負担1,500円負担をしていただいたところ、本年につきましてはコロナの臨時交付金を活用いたしまして500円引き下げ、1,000円の自己負担とさせていただくというものでございます。

次に、130ページ、131ページをお願いいたします。一番下段でございます。4目環境衛生費、12空き家等管理事業でございます。12節委託料に空き家実態調査業務委託料118万2,000円を計上させていただいております。以前、平成28年に調査を行ったところでございますが、改めて令和4年度に実態調査を行うというものでございます。こちらにつきましては、国の補助金2分の1を活用いたしまして行うというものでございます。この結果を受けまして、令和4年度中に空き家等対策計画、こうしたものを策定していくというものでございます。これに合わせまして上段の5空き家等対策協議会運営事業、こちらについては計画の策定のための会議開催に関する経費2回分を計上しておりますというところでございます。

続きまして、132ページ、133ページをお願いいたします。2項1目塵芥処理費でございます。先ほど参考資料のところでも申し上げましたが、3の一部事務組合塵芥処理負担事業でございます。前年度比7,936万3,000円増の負担金2億4,427万2,000円を計上しております。主に可燃ごみ処理の民間委託による負担金の増ということでございます。また、その下段の4ごみ資源収集運搬事業でございますが、可燃ごみの搬出先の変更による委託料等の増でございます。1,330万8,000円増の委託料9,796万4,000円を計上しておりますというところでございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号について、引き続き細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、引き続きよろしくお願い申し上げます。

当初予算書の138ページ、139ページをお願いいたします。中段でございます。6款1項3目農業振興費、2農業者支援事業でございます。12節委託料に除草委託料9万7,000円を計上してございます。小さな金額でございますが、内容といたしましては、杉山地内の谷津田を活用した農業体験学習を行うために必要な畦畔の除草に要する経費として計上しているものでございます。

また、18節負担金補助及び交付金中、農業再生協議会補助金につきましては、前年比193万5,000円の増となっております。内容といたしましては、経営所得安定対策の電子申請化を図るための経費及びドローンによる直播栽培試験委託費、こうしたものについて増額をさせていただいているというものでございます。

140ページ、141ページをお願いいたします。下段でございます。5目農地費、2農業用施設整備事業でございます。測量設計委託料3,450万円を計上してございます。農村地域防災減災事業でございますが、防災重点農業用ため池の整備の実施計画策定、寺沼ほか3か所について行うものでございます。

また、18節の負担金補助及び交付金でございますが、まず県営農村地域防災減災事業負担金160万円でございます。防災重点農業用ため池のうち、県営事業として実施をするための負担金を新たに計上させていただいております。また、その下の土地改良施設維持管理適正化事業補助金50万円でございますが、志賀地内の水路の安全対策として防護柵を整備するための補助金50万円を計上してございます。

次に146ページ、147ページをお願いいたします。上段でございます。7款1項2目商工振興費の6住宅リフォーム補助事業でございます。住宅リフォーム補助金といたしまして100万円、10件分でございますが、町内業者の振興のため住宅リフォームの助成の経費を計上してございます。

また、その下の7嵐山重忠まつり運営事業でございます。新たな事業といたしまして、嵐山重忠まつり実行委員会補助金179万2,000円を計上してございます。大河ドラマの放映に合わせて、畠山重忠公にちなんだ町民参加型の祭りの開催を予定しております。なお、この経費につきましては、ふるさとづくり基金から繰り入れて実施をするというものでございます。

148ページ、149ページをお願いいたします。4目観光費の4観光地域づくり法人推進事業でございます。歳入のところで申し上げましたが、観光地域づくり法人推進事

業補助金といたしまして8,000万円を計上してございます。DMO事業、千年の苑事業、こうしたものに充てていただくというものでございます。2分の1、国からいただいて、実施をするというものでございます。

6の南部グランド管理事業でございます。今回指定管理の議案も予定しておるところでございますが、南部グランドの指定管理委託料といたしまして207万9,000円を計上しているところでございます。

続きまして、154ページ、155ページをお願いいたします。中ほどでございます。8款2項2目河川改良費、1河川改良事業でございます。工事請負費1,700万7,000円を計上してございます。それぞれ継続して行っている事業でございます。志賀沢川しゅんせつ工事及び前川河川改修工事を予定しておるところでございます。前川につきましては、令和4年度で終了の見込みでございます。

156ページ、157ページをお願いいたします。3項1目都市計画総務費の7武蔵嵐山駅西口地区整備事業でございます。こちらも歳入のところで申し上げました令和4年度が最終年度ということでございまして、駅前広場の整備、道路改築、自転車駐輪場整備、西口トイレの取壊しと、こうした事業を予定しておるところでございます。

158ページ、159ページをお願いいたします。中ほどでございます。4目都市下水道費、1都市下水道管理事業でございます。工事請負費2,600万円を計上してございます。内容でございますが、武蔵嵐山駅付近の線路の下をくぐっている排水路の除却をするための経費を計上してございます。

170ページ、171ページをお願いいたします。上段でございます。10款1項2目事務局費の5嵐山町立小中学校再編等審議会運営事業でございます。審議会の開催に要する経費、1節、8節計上させていただいてございます。

180ページ、181ページをお願いいたします。2項1目学校管理費の5小学校施設改修事業でございます。工事請負費といたしまして299万円計上してございます。菅谷小学校及び七郷小学校のトイレの洋式化ということでございまして、地方創生臨時交付金を活用して実施をするというものでございます。

188ページ、189ページをお願いいたします。3項中学校費、1目学校管理費の5中学校施設改修事業でございます。こちらにつきましてもトイレの洋式化、菅谷中学校と玉ノ岡中学校、臨時交付金を活用して実施をするというものでございます。また、これ以外に菅谷中学校の保健室の空調の更新を行うというものでございます。

208ページ、209ページをお願いいたします。6項3目学校給食費の3学校給食費補助事業でございます。18節でございますが、学校給食費補助金646万8,000円を計上してございます。第2子につきましては半額、第3子以降につきましては全額助成をするというものでございます。

210ページ、211ページをお願いいたします。一番下段でございます。13款1項1目、1の予備費でございます。用途を特定せず計上するものとして1,712万4,000円を計上させていただいてございます。

なお、214ページ以降の給与費明細書等々につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

議案第11号の細部説明につきましては、以上とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 次に、議案第12号及び議案第13号について、細部説明を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算の細部についてご説明申し上げます。

最初に、令和4年度予算案の参考資料によりご説明させていただきます。参考資料の23ページをお開きください。1、歳入の構成ですが、項目別に円グラフの表示と款ごとの予算額及びその構成比を表にしております。歳入総額は19億3,760万円であります。前年度予算額17億3,890万円に対しては1億9,870万円、率にして11.4%の増額となっております。構成比の大きな順に、県支出金14億2,393万8,000円で、構成比は73.5%、次に国民健康保険税3億4,228万9,000円で、構成比は17.7%。次に繰入金1億6,771万6,000円で、構成比は8.7%となっております。

次に、24ページを御覧ください。2、歳出の構成ですが、歳出総額は歳入総額と同額で、構成比の大きな順に、保険給付費13億9,480万1,000円で、構成比は72.0%、次に国保事業費納付金4億8,383万2,000円で、構成比は25.0%。次に保健事業費4,301万円で、構成比は2.2%となっております。

25ページをお開きください。3、世帯数・被保険者数の推移ですが、令和4年度の見込みは世帯数2,590世帯、被保険者数3,848人で、高齢化による後期高齢者医療制度への移行と社会保険制度の改正による加入対象の拡大などが影響し、毎年減少となっております。

次の26ページは、年度別医療費の推移ですが、上段、一般被保険者のグラフを見ていただきますと、令和元年度においては減少しましたが、令和2年度以降は14億円程度で推移しております。被保険者数が年々減少している状況で、保険給付費が横ばいということは、1人当たり医療費が上昇していると言えます。医療の高度化により血液疾患、心疾患など非常に高額な医療費がかかる場合やコロナウイルス感染症による医療費の増高など、医療費の推移については今後の動向を注視してまいります。

次の27ページ以降、年度別・月別療養諸費の状況等の資料ですが、後ほどご覧いただき、説明は省略させていただきたいと存じます。

それでは、これからは予算書によりご説明させていただきます。予算書の238、239ページをお開きください。2、歳入ですが、保険税につきましては、令和3年度と同様に賦課方式を所得割と均等割の2方式、法定軽減割合を7割、5割、2割として計上するほか、令和4年度より新たに未就学児の被保険者均等割額の軽減を計上しております。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税は3億4,228万3,000円で、前年度比較2,122万8,000円の増額となっています。1節から3節までの現年課税分については、それぞれの収納率を調定見込額の94%と見込み、計上しています。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税は、平成27年度から退職被保険者制度が廃止となったため、科目設定のみ行うものです。

238ページ下段から240、241ページを御覧ください。3款国庫支出金、1項1目災害臨時特例補助金は157万6,000円で、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に関して税の軽減、一部負担金の免除に対して交付されるもの及び新型コロナウイルス感染症に伴う税の減免に係る財政負担に対して交付されるものであります。

次に、県支出金、1項1目保険給付費等交付金は14億2,393万7,000円で、前年度比1億8,569万3,000円増額となりました。内訳といたしまして、普通交付金13億9,000万3,000円が多くを占め、そのほかに特別交付金が3,393万4,000円でございます。

次に、2目財政安定化基金交付金は、国保事業費納付金が支出できない場合、県の財政安定化基金から交付されるものとして科目設定を行っております。

次に、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は8,724万7,000円であります。内訳といたしまして、1節保険基盤安定（税軽減分）繰入金は3,935万4,000円であります。

これは保険税軽減分を繰り入れるもので、負担割合は県が4分の3、町が4分の1となっております。

2節保険基盤安定（保険者支援分）繰入金は2,773万1,000円であります。これは保険税の軽減対象人数に応じて国が2分の1、県及び町が4分の1の負担割合で繰り入れるものです。

242、243ページをお開きください。3節出産育児一時金繰入金は140万円、4節国保財政安定化支援事業繰入金は761万円、5節その他繰入金は1,011万3,000円をそれぞれ繰り入れるものです。

また、新たに6節未就学児均等割保険料繰入金として103万9,000円を、保険税の未就学児均等割軽減分として国が2分の1、県及び町が4分の1の負担割合で繰り入れるものです。

次に、6款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金は、税収見込み分等に応じた不足額について、積立額から繰り入れるものとして8,046万9,000円を計上しております。

続いて、歳出ですが、246、247ページをお開きください。3、歳出ですが、1項1目一般管理費822万9,000円は事務的経費、2項1目賦課徴収費191万2,000円は賦課徴収に要する経費、248、249ページに移りまして、3項1目運営協議会費20万4,000円は国保運営協議会の運営経費、4項1目趣旨普及費25万3,000円は国保制度の普及啓発に要する経費を計上しているものです。

続きまして、2款保険給付費におきましては、1項療養諸費、2項高額療養費及び3項移送費につきまして、財政主体である埼玉県が推計した医療費の額を計上しております。この支出額につきましては、歳入の第4款県支出金の保険給付費等普通交付金で措置されております。

248ページの1項1目一般被保険者療養給付費は11億4,890万2,000円で、前年度比較1億6,387万2,000円の増額、1項3目一般被保険者療養費は1,958万9,000円で、前年度比較16万5,000円の減額、250ページの2項1目一般被保険者高額療養費は2億1,875万4,000円で、前年度比較3,014万4,000円の増額となっております。

252、253ページをお開きください。4項1目出産育児一時金は210万円で、1人当たり42万円の5人分を計上しております。

5項1目葬祭費は175万円で、1件5万円の35件分を計上しております。

次に、6項1目傷病手当諸費は84万円で、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に支給する傷病手当金を計上しております。

254、255ページをお開きください。3款国保事業費納付金につきましては、広域化により県が算定した納付金額をそれぞれ計上しております。

1項医療給付費分は一般被保険者医療給付費分及び退職被保険者等医療給付費分で3億2,599万7,000円、2項後期高齢者支援金等分は一般被保険者後期高齢者支援金等分及び退職被保険者等後期高齢者支援金等分で1億1,541万5,000円、3項介護納付金分は4,242万円を計上しております。

256、257ページをお開きください。6款保健事業費、1項1目疾病予防費は2,188万3,000円で、このうち主なものとしては人間ドック300人分、併診ドック50人分、その他各種がん検診等の委託料1,711万2,000円及び生活習慣病重症化予防対策事業173万2,000円となっております。また、国、県からのインセンティブの活用として、生き生きふれあいプラザやすらぎで実施しておりますトレーニングルーム運営指導委託料の一部補助145万6,000円や、コバトン健康マイレージらんらんポイント事業に21万6,000円を計上するものでございます。

258、259ページをお開きください。2項1目特定健康診査等事業費は2,021万7,000円で、主なものとしては特定健康診査等委託料1,336万4,000円及び特定健診受診率向上事業の国保ヘルスアップ事業委託料419万9,000円であります。また、特定健康診査連続受診者への景品を50万円計上しております。

続きまして、262、263ページをお開きください。10款予備費は252万1,000円を計上しております。

以上、議案第12号の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算の細部につきましてご説明申し上げます。

最初に令和4年度予算案の参考資料によりご説明させていただきます。参考資料の31ページをお開きください。1、歳入の構成ですが、項目別に円グラフの表示と款ごとの予算額及びその構成比を表にしております。歳入総額は2億7,040万円であります。前年度予算額2億4,240万円に対して2,800万円、率にして11.6%の増額となっております。構成比の大きな順に、後期高齢者医療保険料2億1,846万3,000円で、構成比は80.8%、次に繰入金5,119万9,000円で、構成比は18.9%となっております。

次に32ページを御覧ください。2、歳出の構成ですが、歳出総額は歳入総額と同額で、構成比は後期高齢者医療広域連合納付金が99.2%を占めております。

33ページを御覧ください。3、後期高齢者医療被保険者の推移ですが、令和4年から団塊の世代と呼ばれる昭和22年から昭和24年生まれの方が順次75歳となることから、被保険者の大幅な増加が見込まれます。そのため、令和4年度末人数は令和3年度の約8.6%増の3,168人を見込んでおります。

次の34ページ以降、年度別・月別療養諸費の状況等の資料ですが、後ほどご覧いただき、説明は省略させていただきたいと存じます。

それでは、これからは予算書によりご説明させていただきます。予算書の276、277ページをお開きください。2、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、1項1目特別徴収保険料1億7,990万7,000円及び2目普通徴収保険料3,855万6,000円で、合わせて2億1,846万3,000円を計上しています。保険料については、埼玉県後期高齢者医療広域連合が高齢化による被保険者数等の増加を推計して見込んだ1人当たり平均調定額を基に計算した額を計上しております。

保険料率は高齢者医療の確保に関する法律により2年ごとに見直すこととされており、令和4年度は改正の年となっております。令和4年、5年度の埼玉県後期高齢者医療保険料率につきましては、均等割額が4万4,170円、所得割率が8.38%、賦課限度額が66万円となり、前回改正時から均等割額が2,470円、所得割率が0.42ポイント、賦課限度額が2万円、それぞれ上昇しております。

次に4款繰入金は、1項1目事務費繰入金が145万3,000円、2目保険基盤安定繰入金が4,974万6,000円で、合わせて5,119万9,000円を計上しております。この保険基盤安定繰入金は、所得が一定額以下の被保険者の保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1の割合で負担するものです。

次に、5款繰越金は、前年度決算における純剰余金を50万円と見込み、計上しております。

6款諸収入は、主なものとして1項1目延滞金を6万円、2項1目保険料還付金を17万5,000円として計上しております。

続いて、歳出ですが、280、281ページをお開きください。1款総務費、1項1目徴収費は保険料徴収に係る事務費分として145万3,000円を計上しています。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は2億6,821万1,000円で、前年度比較

2,782万8,000円の増額であります。これは被保険者から徴収した保険料及び保険料の軽減分である保険基盤安定負担金を合わせて広域連合に納付するものですが、高齢化による被保険者数の増加が主な要因で増額されている状況です。

次に3款諸支出金、1項1目保険料還付金20万円は、可能となった保険料を還付するための経費であります。

282、283ページをお開きください。最後に4款予備費ですが、53万4,000円を計上するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 次に、議案第14号について細部説明を求めます。

菅原長寿生きがい副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、議案第14号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての細部についてご説明申し上げます。

初めに、令和4年度予算案の参考資料によりご説明させていただきたいと存じます。39ページをお開きください。3、被保険者数の推移ですが、平成24年10月からの被保険者数及び高齢化率の推移を示しております。令和4年1月1日現在の第1号被保険者数は5,855人で、平成24年の4,667人より1,188人、25.5%の増となっております。被保険者数全体の伸びは緩やかになってきており、65歳から74歳までの前期高齢者数は平成28年をピークに減少しています。また、第2号被保険者数については5,971人で、平成24年よりマイナス588人、9.0%の減となり、第1号被保険者数との差がほぼなくなってきています。高齢化率については、平成24年では25.7%であったものが、本年1月には33.8%となり、約9年半の間に8.1ポイントの増となっております。町では、平成20年に高齢化率が超高齢社会と言われる21%を超え、その後も年間1ポイント前後の割合で高齢化が進んでおりましたが、平成28年以降、伸びが1ポイントを下回り、令和2年と3年は0.5ポイントとなっております。

次のページの4、介護認定者の状況ですが、令和4年9月末現在では923人の方が介護認定を受けており、平成24年の654人と比較すると269人、41.1%の増となっております。介護度別に見ると、要介護2の方が207人と最も多く、全体の22.4%を占め、次いで要介護1の方が195人で21.1%、要介護3の方が179人で19.4%となっております。

41ページをお開きください。5の給付額の推移ですが、令和3年度は13億5,494万

8,000円の見込みで、前年度比7,094万7,000円、5.5%の増額となっております。令和4年度の保険給付費の総額は14億2,399万4,000円、前年度比5.2%増の予算計上をいたしました。

それでは、これから予算書によりご説明させていただきますので、予算書の296、297ページをお開きください。1款保険料は3億5,465万6,000円で、前年度比128万2,000円の増額となっております。増額の主な理由は被保険者数の増加によるものでございます。なお、1節現年度分特別徴収保険料は収納率を100%、2節現年度分普通徴収保険料は92%を見込んで計上いたしました。

次に、2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は2億5,059万6,000円で、前年度比1,264万7,000円の増額となっております。これは保険給付費のうち居宅給付費の20%と、施設給付費の15%が交付されるものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村間の財政力格差を調整するため、全国ベースで標準給付費の5%相当分が交付されるもので、市町村ごとの後期高齢者の割合と所得階層の状況により交付割合に変動があり、令和4年度は令和3年度の実績に基づき1.75%を見込み、2,330万2,000円を計上いたしました。

2目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の20%、575万9,000円が、また3目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業・任意事業費の38.5%、385万7,000円が交付されるものでございます。

5目保険者機能強化推進交付金367万6,000円及び6目介護保険保険者努力支援交付金395万9,000円は、高齢者の自立支援及び重度化防止等に関する取組に対し、評価指数に基づき交付されるもので、合わせて前年度比200万円の増額となっております。

298、299ページをお願いいたします。3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は3億8,447万8,000円で、前年度比1,913万7,000円の増額となっております。

2目地域支援事業支援交付金777万4,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業費に対して交付されるものでございます。これらの交付金は40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料相当分として、対象経費の27%が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は2億1,220万1,000円で、前年度比1,038万8,000円の増額となっております。これは保険給付費のうち居宅給付費分とし

て12.5%、施設給付費分として17.5%が交付されるものでございます。

2 項県補助金は、1 目地域支援事業交付金が介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、359万9,000円が、また2 目の地域支援事業交付金は介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業・任意事業費の19.25%、192万8,000円が交付されるものでございます。

次に6 款繰入金、1 項1 目介護給付費繰入金は標準給付費の12.5%、1 億7,799万9,000円を、2 目の地域支援事業繰入金は介護予防・日常生活支援総合事業の事業費の12.5%、359万9,000円を、次のページをお願いいたします、3 目地域支援事業繰入金は介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業・任意事業の19.25%、193万円を、4 目その他一般会計繰入金は一般管理費等及び事務費分の繰入れとして1,940万2,000円を、5 目低所得者介護保険料軽減繰入金は、低所得者からの介護保険料軽減分1,617万6,000円をそれぞれ一般会計から繰り入れるものでございます。

2 項基金繰入金は介護給付費の支払いに充てるため、1,000万円を支払準備基金より繰り入れるものでございます。

少し飛びまして、304、305ページをお開きください。3 の支出でございますが、主なものとしまして、1 款総務費は1 項総務管理費から次のページ、306ページの中段5 項運営委員会費まで合計1,940万2,000円で、前年度比14万9,000円の減額となっております。これらは事務的経費、賦課徴収費に係る経費及び介護認定に要する経費等を計上しているものでございます。

次に、2 款保険給付費につきましては、第8 期介護保険事業計画の令和4 年度の見込額から計上したものでございます。1 項1 目居宅介護サービス給付費は5 億5,760万円で、前年度比2,763万2,000円の増額となっております。

308、309ページをお願いいたします。3 目地域密着型介護サービス給付費は1 億7,762万3,000円で、前年度比2,148万9,000円の増額となっております。

5 目施設介護サービス給付費は5 億1,396万9,000円で、前年度比1,670万1,000円の増額となっております。

310、311ページをお願いいたします。9 目居宅介護サービス計画給付費は6,984万円で、前年度比240万1,000円の増額となっております。

次に2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費は1,239万8,000円で、前年度比54万6,000円の増額となっております。

312、313ページをお願いいたします。下段の5目介護予防サービス計画給付費は286万1,000円で、前年度比18万円の増額となっております。

314、315ページをお願いいたします。下段の4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費は3,149万6,000円で、前年度比115万9,000円の減額となっております。

316、317ページをお願いいたします。下段の6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費は4,339万7,000円で、前年度比197万8,000円の増額となっております。これは低所得者の施設利用が困難とならないよう、所得に応じた居住費及び食費の負担限度額を設け、負担軽減を図るための経費を計上するものでございます。

318、319ページをお願いします。中段の3款地域支援事業費につきましては、主に令和3年度の実績見込みを基に見込んだ額を計上したものでございます。1項1目介護予防生活支援サービス事業費は1,892万円で、前年度比300万9,000円の増額となっております。主なものといたしまして、第1号訪問事業592万4,000円、第1号通所事業1,189万3,000円、次のページをお願いします、上段、第1号生活支援事業90万8,000円となっております。

2目介護予防ケアマネジメント事業は299万9,000円で、前年度比23万8,000円の増額となっております。これは要支援者及び介護予防事業対象者が介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを利用する際のケアプラン作成に要する経費を計上するものでございます。

3目一般介護予防事業費は689万6,000円で、やすらぎトレーニング事業に要する経費及び各種講座、教室を実施するための経費等を計上するものでございます。

飛ばしまして324、325ページをお願いいたします。下段の2項4目任意事業は385万7,000円で、106万8,000円の増額となっております。主な増額の要因は配食サービス利用者の増加及び成年後見制度利用支援事業に係る経費の増加でございます。

326、327ページをお願いいたします。下段の7目在宅医療・介護連携推進事業137万3,000円は在宅医療と介護を一体的に提供するための事業を比企9市町村共同で運営するための負担金を計上するものでございます。

328、329ページをお願いします。最後に下段の6款予備費は258万1,000円を計上しております。

332、333ページの給与明細につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 最後に、議案第15号及び議案第16号について細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、議案第15号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算の細部につきましてご説明を申し上げます。

予算書の337ページをお願いいたします。議案書の上段、第2条、業務の予定量でございます。1つ目の給水戸数につきましては、前年からの伸び率を勘案し、前年度比240戸の増とし、8,320戸といたしております。2つ目の年間総配水量におきましても同じく前年からの伸び率を踏まえ、前年度比15万1,000立方メートル増の281万9,000立方メートルとしてございます。3つ目の1日平均配水量は年間総配水量の増量に伴いまして、前年度比415立方メートルの増とし、7,720立方メートルを見込んでございます。

次に、予算書の353ページをお願いいたします。令和4年度の予算執行計画にてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出の収入でございます。第1款事業収益、第1項営業収益は、前年度と比較いたしまして830万7,000円増の4億7,108万8,000円としております。これは給水戸数及び年間総配水量の増加に伴う料金収入の増を見込んでいるためでございます。2項営業外収益は、1目受取利息及び配当金から4目消費税還付金までを合わせまして、前年度比223万5,000円増の3,628万8,000円を計上させていただくものでございます。合わせますと1款事業収益につきましては179万2,000円減の5億737万6,000円とさせていただきます。

次に、355ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款事業費用、1項営業費用につきましては、1目原水及び浄水費から358ページの5目資産減耗費までを合わせまして、3,206万6,000円減の4億4,105万円としております。これは主に総係費及び減価償却費並びに資産減耗費の減によるものでございます。

次に、2項営業外費用につきましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費及び2目雑支出までを合わせまして、231万8,000円減の218万2,000円としております。これは企業債利息及び加入金還付金の減によるものでございます。

また、4項予備費につきましては、昨年と同様に1,000万円としております。合わせますと1款事業費用は、前年度比3,438万3,000円減の4億5,323万3,000円となるものでございます。

次に、359ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございますが、工事負担金につきまして科目設定をしてございます。

次に、支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費につきましては、1目事務費から6目固定資産購入費までの総額を9,040万9,000円増の3億3,804万7,000円としております。こちらにつきましては、主に新浄配水場関連の業務委託及び用地購入費、第3配水場施設の工事費並びに配水管布設替え工事費の増加によるものでございます。2項の企業債償還金は719万6,000円減の2,508万2,000円であり、合わせて、1款資本的支出の合計額を前年度比8,321万3,000円増の3億6,312万9,000円とするものでございます。

このほか341ページ以降にございます予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、予定損益計算書、給与費明細書等につきましては、後ほどご高覧をお願いいたします。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算の細部につきましてご説明を申し上げます。

363ページをお願いいたします。初めに、議案書の上段、第2条、業務の予定量でございます。1つ目は公共下水道事業でございます。水洗化戸数は過去の伸び率等を勘案いたしまして、30戸増の5,099戸といたしました。年間有収水量は水道使用水量を基に勘案し、14万5,259立方メートル増の161万6,559立方メートルとしております。1日平均有収水量は398立方メートル増の4,428立方メートルとなっております。

2つ目の浄化槽事業でございます。水洗化戸数は同じく過去の伸び率等を勘案いたしまして、4戸増の828戸といたしております。年間有収水量は水道使用水量を基に勘案し、5,080立方メートル増の19万8,880立方メートルとしております。1日平均有収水量は14立方メートル増の544立方メートルとしております。

次に、予算執行計画によりまして説明をさせていただきます。予算書の384ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の、初めに収入でございます。1款1項営業収益は、1目下水道使用料から3目その他営業収益までを使用料の増額を見込みまして、合わせて1,866万4,000円増の3億3,476万7,000円を計上させていただくものでございます。

次に、2項営業外収益は1目受取利息及び配当金から5目雑収益につきまして、他

会計補助金及び長期前受金戻入の減額により、合わせて1,052万6,000円減の2億5,573万2,000円を計上させていただくものでございます。合わせますと、1款の事業収益は前年度比813万8,000円増の5億9,049万9,000円とさせていただきます。

次に、支出でございます。385ページをお願いいたします。1款事業費用、1項営業費用につきましては、1目管渠費から386ページ6目資産減耗費までの総額を前年度比88万7,000円減の5億1,843万5,000円とするものでございます。

2目市野川流域維持管理負担金及び3目浄化槽費の増、5目減価償却費の減が主なものとなっております。

2項営業外費用につきましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費から387ページの4目予備費まで、主に企業債利息の減により、総額を487万1,000円減の4,105万4,000円とするものでございます。1項営業費用、2項営業外費用を合わせますと1款事業費用は前年度比575万8,000円減の5億6,749万1,000円を計上させていただいております。

次に、388ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。1款資本的収入、1項企業債は540万円増の8,460万円、2項一般会計補助金は522万7,000円減の1億2,500万円、3項国・県補助金は275万円増の2,235万8,000円、4項負担金等は前年と同額の356万5,000円、合わせまして、前年度比292万3,000円増の2億3,552万3,000円とするものでございます。

次に、389ページをお願いいたします。資本的支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費は680万5,000円増の4,979万6,000円、2項固定資産購入費は前年と同額の3,577万6,000円、3項企業債償還金は576万7,000円増の2億2,117万8,000円、合わせまして、前年度比1,257万2,000円増の3億675万円とするものでございます。

なお、建設改良費の委託料の中で800万円ほど計上をさせていただきますが、これは川島地区の都市計画道路整備事業に合わせて整備を行う予定の公共下水道枝線管渠築造工事の基本設計業務委託を予定させていただいております。

このほか368ページ以降のキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書につきましては、後ほどご高覧をお願いいたします。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

これにて令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件ほか5件の提案説明並びに細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、予算議案6件を一括して行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

◎予算特別委員会の設置、委員会付託

○森 一人議長 お諮りいたします。

本予算案6件の審査に当たっては、委員会条例第5条並びに会議規則第39条の規定により、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本予算議案6件は、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました予算議案6件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案6件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎予算特別委員会委員の選任

○森 一人議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

予算特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 3時08分

○森 一人議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎予算特別委員会正副委員長の互選結果報告

○森 一人議長 休憩中に先ほど設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長、畠山美幸議員、副委員長、藤野和美議員が互選されました。

この際、また改めまして予算特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

○畠山美幸予算特別委員長 それでは、しっかりと審議をさせていただきたいと思しますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 ありがとうございます。

なお、議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件から議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件につきまして討論する場合は、3月10日午後5時までに本職へ申し出てください。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、2月28日及び3月1日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、2月28日及び3月1日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時10分)

令和4年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

3月2日（水）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第11番議員 松本美子 議員

第6番議員 大野敏行 議員

第3番議員 狛守勝義 議員

第12番議員 渋谷登美子 議員

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
福嶋	啓太	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
馬橋	透	地域支援課	長
前田	宗利	福祉課	長
萩原	政則	健康いきいき課	長
藤原	実	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長
清水	延昭	上下水道課	長
奥田	定男	教育	長
清水	聡行	教育委員会事務局生涯学習担当	次長
山岸	堅護	教育委員会事務局教育総務担当	次長

杉 田 哲 男 農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第1回嵐山町議会定例会第6日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、金子教育委員会事務局次長は、都合により本日の会議を欠席しておりますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 松 本 美 子 議 員

○森 一人議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号11番、松本美子議員。

質問事項1の子ども家庭支援センターb&gらんごんの運営状況についてです。どうぞ。

○11番(松本美子議員) 皆様、おはようございます。議長の指名がございましたので、松本美子、一般質問を3項目に分けてさせていただきます。よろしく願いをいたします。

まず、1項目めでございますけれども、子ども家庭支援センターb&gらんごんの運営状況についてお尋ねをさせていただきます。

全ての子どもが安全安心な環境で学び、将来の自立を身につける町の施設でございますけれども、現状についてお伺いをいたします。

(1) ですが、コロナ禍における感染予防対策について。

(2)、新たに購入した送迎車両の活用状況についてお尋ねをさせていただきます。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、質問項目1の(1)につきましてお答えをいたします。子ども家庭支援センターでは、入室時の検温、マスクの着用、手洗い、うがいの徹底をしております。また、児童の利用時間の前に室内の換気や机、椅子等の除菌清掃を実施しております。コロナ禍においては、児童の利用人数も制限をし、ソーシャルディスタンスを十分に確保してご利用いただいております。食事につきましても、提供する際にはアクリル板で仕切りをしたテーブル等で黙食をするなど、感染予防の対策をしております。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えをいたします。

子ども家庭支援センターでは、町内の全ての小学校の児童を対象としておりますので、志賀小学校や七郷小学校の児童につきましては、放課後、各学校に児童のお迎えとして送迎車を利用しております。また、児童の帰宅につきましても、家庭のご事情でお迎えができない場合には、送迎車を利用して自宅までお送りをしております。送迎車両の購入前は軽自動車により送迎を行っておりまして、乗車できる児童が多い場合には2回に分けて送迎を行ってまいりました。今回B&G財団へ送迎車の購入の要望をしておりましたところ、今回その要望が受理されまして、7人乗りの送迎車両の購入となりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番(松本美子議員) それでは、再質問させていただきます。

まず、今コロナの時代ですから、マスクや手洗い、あるいは検温というのは、こちらの本庁舎でもやって、どこでも各公共施設あるいは一般のお店というようなところ

でも徹底をしているようでございますけれども、こちらの子ども家庭支援センターでも同じようなことを行っているということでございますので、よかったなというふう
に思います。これによって感染の対策は十二分にしているにもかかわらず感染するときはいろんな
ところで感染をしてしまうと、そういうようなこともあろうかと思っておりますけれども、
まず現時点までに感染者はいらっしゃいましたでしょうか、お尋ねします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 おかげさまで子ども家庭支援センターで利用しているお子さんで
感染が出たお子さんはございません。また、利用中についても濃厚接触にならないよ
うなマスクを着用しておりますし、支援員ともそういった面では十分注意をして行っ
ております。支援員のほうにつきましても感染している者はございません。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 児童も感染はしていないということですので、ほっといたし
ているところでございます。また、コロナ禍で児童の利用人数というようなことが制
限をされているのだというような答弁を今いただきました。全体的には毎日ある程度
の人数の異動があるのかなと思っておりますけれども、まずコロナ禍での受入れ体制はどの
ように人数制限をなされているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 子ども家庭支援センターでは、通常の平日に放課後子どもさん
をお受けして、コミュニケーション教室ですとか、そういった教室を開かせていただい
ています。また、土日とか休日にはイベント活動も月1回程度、コロナ禍になる前は
やっております。平日の受入れにつきましては、登録人数が今15人ほどおります。
コロナ禍の前にはその人数を1日お受けしていましたが、コロナ禍になりまし
て、ちょっとスペース的にソーシャルディスタンス取るということもありますので、
大体1日4人から5人を受けるといった形でお受けしております。また、イベントにつ
きましてもコロナ禍ということですので、野外のイベントが多いのですが、その辺も人
数を制限しながら、開けるイベントについてはなるべく開くようにということで実施
しております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは4、5人程度ぐらいで完全にコロナの対策もしながらということでもありますから、しっかりと対策はなされて感染者も出ないようにございますので、ほっといたしております。

それと、これはどうなのかなというふうなことでちょっとお尋ねしますが、まず子ども家庭支援センターのほうに来られますと、ほかの学校のところには時折一緒に勉強したり遊んだりとか、そういうようなことというもどの程度の割合でやっていらっしゃるのでしょうか。それはいいのですか、子ども家庭支援センターのほうに入られると。ないならない、あるならあるで結構ですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 基本的に子ども家庭支援センターでお預かりしている時間帯につきましては、利用されているお子さんたちが志賀小だったり菅谷小だったり、他校のお子さんが一緒に、センターでは一緒になりますけれども、それ以外の場所では交流するという機会はございません。ただ、コロナ禍の前にはイベントをやってございましたので、センターのイベントの中で各学校に参加者を募っていましたが、そういったときには交流がございましたが、現在今コロナ禍ということでございますので、利用者についてはほかの学校のほかの生徒さんとの交流はないというのが現状でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 私の質問がはっきりしなかったのか分かりませんが、そうしますと、子ども家庭支援センターのほうでお世話になりますと、小学校、志賀でも菅谷でもいいですけれども、そちらのほうにはある程度の期間で戻るのですか、それとも戻らなくてずっとそちらのほうでお世話になると、それをお聞きしたかったのですけれども。すみません、お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 私も質問の趣旨が申し訳なかったのですけれども、子ども家庭支

援センターはあくまで放課後、学校が終わった時間帯にお預かりするという施設でございまして、学校のしているときには当然学校に通っていただいている、放課後の時間帯に、学童へ行っているお子さんもいたりしますが、学童とはまた性格が違うので、そういったお子さんも通ったりとか、そういう意味で放課後の時間帯ということでございまして、学校の授業中の預かりということでございせんから、そういったことは今のところ考えてございせん。通っている学校との交流というのは放課後ですので問題ないと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、バスの関係に移らせていただいているので、すけれども、これは申込みか何かできちっと毎日が把握ができていて、学校が終わる時間というのですか、その時間には希望の方にお迎え、あるいは帰りは送ると、そういうような仕組みでよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 学校のほうと連携を取りまして終業時間等が分かりますので、学年によって違いますけれども、そういったものを事前に把握をさせていただいて、また、保護者とも連絡を取り合いながら、お迎えの時間等を確認させていただいて、お迎えについては学校のほうに行かせてもらっているということでございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうすると、お迎えは学校のほう、そうすると終わりは各家庭なり、バスもあるようですから送ると、そういうこともあるわけですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 お迎えは学校のほうに、志賀小と七郷に利用の児童がいる場合にはお迎えに上がりますけれども、帰宅のとき、センターのほうの利用が終わって帰る場合には、大体5時半とかそのくらいの時間に終わりになりますので、基本的には家族の方にお迎えに来てもらうということをしています、事情によって来れないお宅もありましたりしますので、そういった場合にはご相談をさせていただきながら、お送りするというを行っております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） こちらの職員体制なのですから、まず現状、予算にも載ってましたから、ある程度把握はしておりますが、年度初めですので、もう一度さらにきちっとしたものをお答えいただければと思います。お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 支援員さんについては退職なさっている方もあったり、年間の異動がございましたけれども、基本的に令和3年度スタートの時点では、町で会計年度職員として3人、それと運營業務委託ということで委託をしているところから2人ということで5人体制でやっておりました。今現在1名の方が退職なさっていることもありまして、町の会計の職員が2人と運営支援業務で2人と、4名体制で対応をしているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、支援者を3から2に減らしたということの理由といたしましうか、何か予算といたしましうか、何かあってということですか。それともほかにありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 当初のときにも1人の支援員につきましては一身上の都合でということで、町が辞めていただいたということではなくて、ご本人のご都合で退職なさったと。募集をかけているのですけれども、どこの保育園とか、いろんなそういった介護とかにしてもそうですけれども、なかなか人材がないというのが現状でして、1人の補充ができないということで。入っていただいてもすぐに辞めてしまったりという方もいらっしゃるまして、今のところ、町の会計年度は1名減の2名。実際には3名欲しいところなのですけれども、なかなか適任者が見つからないというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） どこでも人員確保というのは難しいのだなということもよく私なりに承知しているつもりですけれども、この中で2名2名ということだと、食事の関係もあるわけですよ。そうしますと、食事のほうはどんなものと言っては申し訳ないのですけれども、何を提供しているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 コロナ禍の前は、実は子どもさんと一緒に作るということをしていました。要はそういったことも経験させるという意味で、支援員と一緒に子どもさんも簡単な料理を作るということをしていました。ただ、コロナ禍になりましてそういったことができませんので、なるべく手のかからないものになってございます。本当は作って出したいのですけれども、そういった意味では軽食という形になります。基本的には家庭に帰ってからちゃんと食事を取っていただきたいというのがセンターの考えでございますので、おやつ程度の軽食を今提供しているというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ありがとうございます。

2番のほうに移らせて、(2)ですね。

○森 一人議長 どうぞ。

○11番（松本美子議員） 児童の送迎ということになってくるわけですが、これもB&Gのほうで頂いたということをそちらに充てたということだと思いますけれども。これについてはなかなか手厚く面倒というのでしょうか、安全で安心なる環境づくりというような観点からかもしれませんけれども、しっかりと対応をなさっていらっしゃるのだなというふうに思います。

それで、7人乗りの送迎の車だということですが、これはここで1台を管理しながら使用しているということから、ほかのところを使うというようなことというのがあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 これはB&G財団さんの100%の補助ということで購入させてい

ただきました。子ども家庭支援センターが菅谷小学校の体育館の前にございますので、役場のほうで使うとなるとちょっと距離もございますので、専用で子ども家庭支援センターの送迎車両として使用してございます。平日は毎日のように稼働してございますので、空き時間がなかなか、土日は空いていますけれども、それ以外の時間についてはほとんど子ども家庭支援センターで使っていますので、おおむね専用の車両というふうになってございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） よく分かりました。ほとんどこちらのほうでご使用になるので、ほかに使うことは、空いていないというのでしょうか、昼間ももちろんそういうことですか。子どもたちが来る前の時間帯もあるわけですね。日中というのでしょうか、そのときは空いているだけで、どうしてもということがあれば本庁舎のほうからお借りすると、そういうことはないのですか。こちらのための車の補助金ですからということですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 基本的にはB&G財団さんからの助成でございますので、送迎用の車両、ですから目的以外に今のところは使えないのかなと思っておりますが、ただ今後そういったことで財団さんのほうで許可が出れば、空いている時間に使えないということでもないと思いますので、土曜、日曜とかも空いてございますから、それは今後の対応で検討させていただきたいと思います。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 足の心配というのはどこでも、誰でも、ほとんどの方が足の心配をしているわけです。ですから、7人乗りだそうですから、何かの小団体さんがどこかの公共施設に行くときに、もし空いていて、前もっての予約ということになるのでしょうかけれども、使うまでの時間帯は乗車できるような方向性が取れるのかなと思いましたがお聞きしました。B&G財団法人のほうでよく調べていただきながら、もし可能であればそのほうのことにもご利用いただければというふうに思います。

以上で終わります。2番のほうに移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○11番（松本美子議員） 有害鳥獣の捕獲についてということなのですが、町内の畑とか田んぼとかいろいろ、山もちろんそうですけれども、カラスやイノシシの有害鳥獣による農作物の被害が非常に多発し、捕獲してほしいというかなりの要望があると思います。また、収穫や品質に影響がありまして、そこで販売ができないというようなことも聞いております。それで、2点についてお尋ねをさせていただきます。

まず、（1）ですけれども、銃器、箱わなあるいはくくりわなの方法では年間に捕獲をどのくらいをしているのかなという頭数的なものを伺わせていただきます。

（2）ですけれども、被害者へ救済措置が必要になってくることもあると思いますので、その辺にはどのようなことで被害者救済を行っているのかお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目の2の（1）につきましてお答えをさせていただきます。

有害鳥獣の駆除方法につきましては、網猟、わな猟、銃猟などが挙げられ、当町につきましては、主に猟友会への委託により有害鳥獣の駆除を行っております。有害鳥獣駆除の期間でございますが、銃器での駆除につきましては、鳥類、獣類共に4月と5月及び9月と10月の4か月間を実施しております。また、獣類につきましては、わなによる捕獲は通年を通して実施をしてございます。捕獲頭数でございますが、銃器による鳥類の捕獲が令和2年度で57羽、令和元年度が70羽であります。獣類につきましては、令和元年度がニホンシカが2頭でございます。わなの捕獲でございますが、令和2年度、イノシシが12頭、鹿13頭に対し、令和元年度がイノシシ35頭、鹿7頭とイノシシについては減少傾向にあります。鹿については増加傾向に見られます。

続きまして、質問項目の2の（2）につきましてお答えをさせていただきます。

有害鳥獣対策につきましては、鳥類の適数の個体管理、住処から出さない、農地に近づけないこと等を総合的に取り組んでおり、農業者の方には侵入防止用のネット等による防除や出荷できない農作物等を畑に放置して餌場とならないように対策をお願いしているところでございます。被害者への救済措置でございますが、農業共済の収入保険により一定額以上の被害があった場合は補てんされる制度がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） まず、（1）なのですけれども、猟友会のほうにお願いは前からずっとしているというふうなことだったと思いますけれども、なかなかこちらも高齢化につながってきて人数が少ないというようなお話を聞いたこともあります。そういった中での猟友会への委託ということですが、他町から応援というか、そのような方法は取られているのでしょうか、お尋ねします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

他町からの応援ということでございますけれども、基本的に小川猟友会嵐山支部に属している方という形で猟友会のほうに委託をしてございますので、そちらの会の中に他町の方というのは、ちょっと見受けられないという状況でございます。ただ、他町との協力体制につきましては、例えば小川猟友会小川支部と、この春先、4月、5月につきましては遠山、下里地区は山がつながってございますので、共同捕獲というふうな形を取りまして合同による捕獲の体制を取ったり、また農業者が個人的に狩猟の資格をお取りいただきまして、自分の畑はそういった形でわな等を許可を出しまして、わな等設置しての捕獲という支援につきましてはさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、嵐山町支部という形になりますと、何人ぐらい今いらっしゃるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

令和2年度でこちらの従事者証を交付させていただいた方が、わな猟につきましてが15名、銃器につきましてが9名、わなと銃器両方持っている方が内数で8名いらっしゃいます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） この方たちが中心になって、境やなんかの町の辺りのところでは、小川支部あるいは嵐山支部として協力をしながら実際に駆除に当たっていると、そういうわけだと思います。なかなか仕掛けておいても捕れないのが現状なのかなというふうに思い、それにはもう少し、こういった駆除に対して被害を受けた方が、町のほうでも何か補助的なものがあるのかなというふうに今まで思っていたのですけれども、これはあくまでもないのですかね。それを伺います。それだけすみません、先に。

○森 一人議長 松本議員に申し上げます。

（1）と（2）を一緒にさせていただきますが、よろしいですか。町からの補てんということになりますので。

○11番（松本美子議員） 同じようなものですから、一緒によろしければ一緒に。すみません。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

先ほど（2）のほうでお話をさせていただきましたけれども、我々が行政のほうから農業者にお願いをすることにつきましては、1点、畑に有害鳥獣となる獣類を近づけさせない、中に入れないということalmazはお願いをさせていただいてございます。そういった中で網であったり、防護柵であったり、また町のほうでイノシシ等々につきましては電気柵のほうですね、こちらを持っておりますので、そういったものを農業者の方に試験的に無料で貸出しをさせていただきますして、効果を見ていただいで必要に応じて取得をします。また、その取得に際しましては、農業者フォローアップ事業の中で、これは認定農業者であったり、生産農家になりますけれども、一部の補助をさせていただくというふうな制度をさせていただいてございます。

2点目につきましては、今松本議員ご指摘のとおり、猟友会の方々につきましても、人数の限りと1人で設置できるわなの個数等の制限もでございます。日々の管理等もでございますので、なかなか行き届かないところにつきましては、農業者の方がそういった狩猟免許等を取得していただきまして、必要に応じて許可をいただいで駆除していただくというふうなことをお話をさせていただいてございます。農業者の方が狩猟免

許を取得する場合につきましては、町のほうから一定の診断書の手数料等々の費用の一部を補助させていただいているということが今の現状でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） また元に戻って申し訳ないのですけれども、このわなにしても、それから銃器にしても対策をして、ほかの町村では鹿だかイノシシだか、そういったようなものについては1頭幾らというような形で、捕った方に助成金みたいなものを出している。だけれども、嵐山町は連絡取ってもそういうものがないけれども、やっていないのですかと。そういうようなお話も伺いましたので、今回質問もさせていただいたのですけれども、その辺は猟友会として小川支部あるいは嵐山支部として提携みたいなものを取りながらやっていらっしゃるのですか。まるっきりその辺のところは補助金の関係ですから別々なのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

有害鳥獣駆除につきましては、猟友会のほうにある一定の見回りであったりだとか、そういったことで捕獲の実績ということではなくて、日々の従事の中での委託という形で委託料のほうをお支払いさせていただいているということが現状でございます。イノシシ、鹿につきましては、環境課のほうで個体管理を県のほうから委託をされているかと思えます。そちらのほうで捕獲頭数、また大きさ、胃の中の内容物等々の検査、そういったもので報告をいただいた中ではある一定の金額が支給されるというふうにはお伺いしてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、見回りというようにお話もようやく出てきましたのでお尋ねしますけれども、町のほうで専門に、この方は資格者ですけれども、今でもきちっと、お一人だったのかな、お願いをして見回っていただいたり、箱を出ているというようなところには持っていったり、くくりわなをつけたり、何かそういったことを、集配の関係もそうですけれども、やっていらっしゃる方が今でもいるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 わなを仕掛ける場合につきましては、わなの仕掛けた付近に人的な被害が及ばないように表示をするというふうな義務づけがされてございます。また、目的の獣以外のものがかかってしまったりですとか、いろいろなわなを設置する中で、の危険がございまして、ある一定の期間の中で設置者が見回りをするというところが義務づけられてございますので、わなの設置者につきましては、どこに幾つ仕掛けてあるということを確認してございますので、そういったものをある一定のルールの中で見守る作業がございまして、そういった中で管理をしていただいているというふうなところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ちょっと答弁と食い違っているんで、申し訳ない、もう一度すみません。仕掛けたものは仕掛けた人がではもちろん分かりますけれども、専門者が前は見守りをしたり、あるいは仕掛けたり、情報を得れば、そういった方が町のほうでお願いをしたのかな、そういうことが前にあったのですよね。それで、そのほかに農地、農産の農業者が資格を取って自分で仕掛ける講習会か何かがありまして、そのときに資格をいただいた方は自分でできたと。そういうような経緯があり、仕掛けをしたり見回ったりするのは毎日動くというような形で、何か所も仕掛けてあるのだと思いますから、動いて、そうではなければ、かかっていけばかかっているよというふうな連絡を取って、それを回収にというのですか、そういうようなことをなされていた方がいたというふうに思ったのですけれども、私も今回勉強もうちょっとしてくればよかったのですけれども、把握はしていないので、お聞きしたいのですけれども、すみません、お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 失礼いたしました。イノシシ、鹿につきましては、猟友会にお願いをさせていただいているという状況でございます。有害鳥獣の中に外来種も含めてアライグマであったり、ハクビシンというふうな小動物もございまして、松本議員ご指摘のとおり、ハクビシンにつきましては、町の職員のほうで資格、これはわな猟の資

格になりますけれども、そういったものを取得をしている職員がおりますので、そういった方々の指導の下に設置をして、農家の方がかかったという形でご連絡をいただければ、またこっちへ持ってきていただければ、こちらで駆除を行うというふうな形になってございます。アライグマはこれ所管が環境課のほうでございますけれども、アライグマも同様の形で、これは個人の方がわなの受講資格を講習会を受けていただきまして取得をして貸出しをして、捕獲ができれば町のほうに持ってきていただいて駆除するというふうな体系を取らせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それから、被害者への救済の関係なのですが、こちらにつきましては農業共済の収入保険ということがありますけれども、これで補てんされるのだということですが。電気柵や何かはどのくらい無料的に、試しにというか、貸出しというか、そういうようなことがあるとご答弁いただきましたけれども、どのくらいあるのですか。それはどういう条件であれば貸していただけるのか。そういったものが出てこなければ、もちろん要らないわけですが、その痕があったり、農作物が荒らされていたり、いろんな条件があるのでしょうか。そういった中でどのくらいの、電気柵なんかは取りあえず貸していただく。前は電気柵はそういう対策するのについて助成金をもらって自分のものにして、毎日の方でしょうか、ある程度の月数はそういうところで必要だったということで、電気柵なんかも各自というような形があったかなと思いましたが、現在は取りあえず貸出しをして様子を見てくださいということのみですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

まず、収入保険のほうの関係でございます。こちらにつきましては有害鳥獣の被害以外にも市場の価格が下がったりですとか、病気等々、自然災害等にも含まれている農業共済の保険制度でございます。基本的に過去5年間の売上高の平均の9割を下回……失礼しました。こちらは収入の減少によって9割を下回った場合につきまして、その9割分までを補てんをされるというふうな制度でございます。ただ、これは青色申告をしていただいた方と、個人、法人というふうなことが義務づけられてござい

すけれども、そういった補てんの制度でございます。

続きまして、電気柵のほうでございますけれども、電気柵のほうにつきましては、今農業者フォローアップ事業であったり、埼玉中央農協のほうの補助制度というのがございます。町といたしましては、農協で該当される方はそちらを優先させていただきまして、それに漏れた方につきましてはフォローアップで補てんをしていくというふうな考え方で今実施をしております。いきなり買うということもハードルが高い方もいらっしゃると思いますので、町で今保有している2基の電気柵につきましては1期作、作物を播種してある程度になってから、被害が起きるような状況になったときから収穫までの間というふうな形でお貸しをさせていただいて、実際に効果を見ていただいて、次の時点で購入を考えていただくというふうなことで、お試し期間というふうな形でやってございますので、今現在につきましては、今は貸出しはしていない状況でございますけれども、これからまた春先、年2軒、3軒、そういった戸数で2基しかございませんので、そういうふうな利用の状況かというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 1基しか電気柵が無料で貸出しがないというのは心細いかなというふうに思ったのですけれども、これを要望があればもうちょっと増やして準備をしておく、というような考え方がありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

今農協のほうでも補てんのほうの数が増えてまいっておりますので、農業者の方から利用の申込みの状況を見て増設も検討していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと電気柵は今現状で1基、今までもそれに対応してきて、農業者からは申込みがなかったというか、間に合っていたというか、そういう取り方でよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 今ご質問の内容のとおりでございます。また、町のほうといたしましては、防除をしていただくという観点からPRも今後していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 今農業者から農業離れが多くなって、せっかく丹精込めてお米だ、あるいは畑作、そういったようなものを手がけて少しでも直売のほうに出したりなんかもしているわけですけども、こういった獣類に荒らされてしまうと、せっかく出そうと思ってもちょっと傷があっても無理でしょうし、荒らされてしまうと一面を荒らされるので、なかなか出すというところまではいかないわけです。ですから、できる限り対応するほうも、やっぱりこれは追いかけてこみたいなもので、なかなかこれでいいというようなことはないし、ハクビシンやそういうようなものは、私のうち辺りの裏も前も田んぼ、山がありますから、そのところで町道辺りまで夜なんかは出てきたりなんかもしていますので、しっかり戸締まりとかいろんなものをしないと、中まで入ってこられたらやばいなというような感じはかなりあるものですから、PRをさせていただくというようなお話があったので、ちょっとほっとはしましたけれども。そういうように身近まで、人家のところまで来ていますので、なかなか補償対象まではいかなくても、被害がかなり出てきておりますから、ぜひともPRをしっかりとさせていただいて、そういった方向性にならないように、農家が求めているようなものにつなげていただければと、そんなふうに思っていますので、よろしく願います。ありがとうございました。

では、次に参ります。

○森 一人議長 はい、どうぞ。

○11番（松本美子議員） それでは、3番のほうに移らせていただきます。まず、このところ2、3日はちょっと温かくなってまいりましたけれども、朝晩がとても冷え込んで、厳しさというものが身にしみるようになっていきます。そこで、水道管が凍り、あるいは破裂ということが起きております。ホームページには町指定の給水装置の工事事業者一覧が掲載されておりますというような文章が、それから凍りつかないような手当てとこののでしょうか、そういった補修というか、そういうようなものも事細

かく広報にもこの前載っております。そういうものも承知をした上でお聞きするのですけれども。ホームページも利用できない方も、日中はお年寄りがいるぐらいで、若い方は朝出て夕方ではないと帰ってこないわけです。それから、皆さんが朝なんかも出ていった後、7時前後ぐらい、そういう時間になってくると水が出ないからということで破裂をするというような関係になってくるときもあります。現に何回か今年も私も連絡もらって直面したことがありまして、大変だなということで、広報のほうに載っているものができればいいのですけれども、できなくている方も、特に高齢者世帯は特にですね。若い方がいても出かけてしまった後であればちょっとそれが無理だと。そういうような観点から、今回の水道水の大切さというようなことでお尋ねをさせていただいております。そういったものにつきまして答弁書をいただいておりますので、ご答弁をいただきます。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 質問項目3につきましてお答えいたします。

ご質問のとおり朝晩の冷え込みが厳しい冬季におきましては、水道管の凍結による破裂漏水の連絡を受けることがございます。このためホームページ上や広報におきまして、凍結等による家庭内漏水の注意喚起といたしまして、その予防方法や漏水時の対処方法等を掲載しております。修理を依頼される際の町水道指定工事店の一覧表は、登録事業者数の増加などの理由によりまして、現在ホームページ上のみの掲載とさせていただいております。ホームページのご利用ができない方に対しましては、電話でのご案内、窓口配布及びご希望者には臨宅での交付対応を行っております。また、水道の検針時に漏水の疑いがあるご利用者様には、その旨の通知文とともに指定工事店一覧表を添えてポストに投函するなど、漏水修理依頼時にご不便のないように対応させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 答弁どおりなのでしょうけれども、まずホームページはお年寄りになって開けないというような人については、そのところが、この答弁でいきますと、電話でのご案内というのは、取りあえず水が破裂したとか漏れているとか、そういったことで町のほうに連絡が入るということですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 平日につきましては、担当職員がおります。土日、休日、夜間につきましても日直あるいは夜間の警備員さん、それと連絡を受けた担当職員と、今現在契約をいたしております嵐山町建設水道組合と連絡を取って、どんなときでもそういった緊急時には、利用ができない方につきましては役場のほうにご連絡をまずいただけたらというふうに広報を行っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、まずは町の指定の工事店というようなものでお聞きをしているわけなのですけれども、こちらの数がかかり、登録者数ですか、それが多いためにホームページを利用しているのですよというようなことかな、1点目は。そこだと思えるのですけれども、そうなりますと、ホームページが、お年寄りほとんど昼間、あるいは老老世帯、独居老人とかいろいろおりますが、そういう人たちのためにお聞きするのですけれども、そうしますと、電話でのご案内だとか、窓口配布及びご希望者には臨宅で交付対応をしますということなのですけれども、これは連絡ももらって、例えば何も来ていないのだけれども、こんな訳で一人で生活をしていますので、大変なののですけれども、万が一のときにはという、そういったような人たちにもこういう臨宅の広報配布というか、そういうようなものを現在配っているということですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

広報の掲載なのでございますけれども、平成28年度までは年に1回広報のほうに指定工事店の一覧表を掲載させていただいておりました。今現在、指定工事店が143社ございまして、広報に掲載いたしますと2ページ、3ページにもわたってページ数が多くなってしまうということと、毎年更新制度に今なっておりますので、更新は5年に1度なののですけれども、申請制度に変わっておりますので、毎年6社ほど事業者が増えていくという状況でございまして、やむを得ずホームページ上のみの掲載とさせていただいているところでございます。皆様には窓口で一覧表もお渡ししますし、ま

た、ご連絡いただければ、係の者が一覧表をお届けに上がるということも現在は行っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 町の仕組みと申しますか、そういうものにつきましてはご答弁いただいたとおりなのでしょうと思います。それでは、破裂を万が一したときは、町のほうへすぐ連絡、あるいは業者そのものが140何社もあって毎年増えているのだということになりますと、もちろん老老世帯あるいは独居老人世帯、その話で聞きますけれども、そういったことができないときには町のほうに早急に連絡を取りあえずすると、そういうことでよろしいですね、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 おっしゃるとおり、まず町のほうに、基本宅内漏水ですと、直接指定工事店のほうに連絡を取っていただいて、それで修理を依頼していただくというのが原則でございますけれども、そういった指定工事店が分からないとか、ちょっとどこに頼んだらいいのか分からないという方につきましては、まず役場に連絡を行っていただければ、お近くの業者はこういうところがございますとか、あるいは一覧表をお届けするというのも必ずやっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） その続きでありますけれども、土日あるいは祝日、夜間、そういうようなものはもちろん職員さんも当番制でいますけれども、ちょっと分からなかったのは県水土木ですか、県水土木事業者、県の水道。

○森 一人議長 その組合について、いま一度説明していただきます。

○11番（松本美子議員） すみません、ちょっとそこ分からなかったのですけれども。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

もともとの町の建設事業組合と水道事業組合が今年の6月に一緒になって設立をいたしました町の建設水道事業組合というところと、水道部門について、もう従前より

年末年始の当番制は委託しておったわけですがけれども、設立に合わせて通常の土曜日、日曜日、それと祝日につきましても当番制の契約をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、町の中に、町だけ、水の指定工事、水道関係、県土木もちろん入るのだということで、6月に設立がされたのだということですから、そこの町の部分だけの応急処置をしていただくような、破裂のときの水道の一覧表みたいなものでしたら、そんなに多くないのではないのですか。全体的の、今は入札の関係もあるからでしょうけれども、応急的の事業になればそういう方たちも必要ですから、入札は一般的にどこからでもというような形が取ってあるのだと思うのですけれども、そういった破裂の関係で、また今年の6月に設立ができていて町の中にもそういうものがあるのであれば、そこだけの配布ですか、資料配布みたいなものも、あるいは広報にも載せるというか、それでもかなりの人数が多くて載せることもできない一枚紙で、ペラで折り込みでもできない、そういう形ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

先ほど申し上げました建設水道事業組合との契約の話は土日、祝日、年末年始に限っての当番体制でございます。通常時は、先ほど申し上げました町指定工事店は、町内業者16社、そのほか近隣ですと31社とを含めまして143社でございますので、通常時におきましては、その143社が対応できるということになっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 昨年できたものについては別口ですから、今度よく分かりましたので、すみません、そのようなことも載せていただければどうかと思います。いつ破裂するか、何がどうなるか分からないですよ。ですから、その辺のPRもしていただければ、もう少し安心をするのかなって。どこの業者へかけたらいいか、現実的には分からなくなってしまうと、水がどうどう、いっぱい出ますから、そのほうで慌ててしまうというような形もあって、どこへかけたらいいか分からないので、

ではホームページ見ろって言われても開けられないから分からない。また、一人のお年寄りに住んでいる場合には独居ですから、ホームページは開けない、そういった器具がないかもしれません。そういう人たちにも優しく対応していかないと、水も大切です。水がなかったら生きていけないわけですから、その辺のところはもう少し優しくしていったらいかかなというふうに。この制度があるのでしたら、土日、祭日と、それから、町のほうもお正月ですか、暮れですか、そういったときはこういう対応もありますよということで、お知らせしていただくとありがたいかなというふうに思います。

それともう一点なのですけれども、凍結防止ということで、広報にも町のほうでしっかりと載せてありますから、それをくるんだり、テープを貼ったり、防護材みたいなもので貼ったり、いろいろすることが昔から取られています。それでもなおかつ破裂をして、凍るのが先なのですけれども、水が出ないと、そういう形で現在もお困りの方が出てきているわけです。ですから、お聞きするのですけれども、現状では水道屋さんならよく分かっているのだと思うのですけれども、蛇口そのものが自動で凍らないようにできる、蛇口そのものを取り替えるのかな、中のパッキングか何かの関係だか分からないのですけれども、そういうものがあるのです。ですから、それはどうなのかというと、しっかりと蛇口を夜締めますよね。夜というか、使っていないときは締めといて、そのまま夜締めっ放しで、周りも何も囲いも暖かくもしていないのですけれども、蛇口の関係で、自然に水が凍る前に少しだぁと出るのです。それで自然にまた止まるのです。それをやっていると、凍ることも破裂することもないのですけれども、そういった方法は、これは町行政のほうで、私が思うのは、少しそういうものがあるのですから、補助金対象でも出していただいて、非課税あるいは高齢者世帯には、そういうものも1つつぐらいはつけてあげたらいかがですかと、そういうことがやりたいのですけれども、そういった考え方は町にはないですか。ないというか、そういうのを知らないことはないですよ、ちょっとお尋ねします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 確かに屋外の水栓に冬場、蛇口との接続部になるのですけれども、そこにある特殊な器具を設けて凍結を防止、凍結しそうになりますと、器具の中のサーモメーターが働いて、そこから水を排出するというような器具が一部のメー

カーから販売されているというのは存じております。けれども、基本的にはメーター器、手前にございます止水栓から宅内につきましては個人の所有物でございまして、またどのお宅にもメーター器の中にそれと同じような働きをする不凍バルブというのがついてございます。不凍バルブも水が凍りそうになると、しゅっと水が排出されて、中の水を凍らないようにする働きのももございます。一般的にマイナス4度以下、北向きで風当たりの強いところはもうマイナス1度、2度で凍結する場合がありますのですけれども、いろいろそういった特殊な装置をつけるということとなりますと、先ほど配布というお話がございましたけれども、配布だけでは、ちょっと特殊な器具ですので、済まないわけなのです。今現在ある水栓柱から水栓を取り外して、その器具をねじ込んで、それでまた水栓をつける、蛇口をつけるという形になりますので、そういった工事につきましては個人ではできないものですから、そういった工事を町の指定工事店にご依頼していただいて、その工事をやっていただく場合に、やはりその工事費用が個人負担となってしまいます。ですので、また町のほうでその工事を行うということもなかなか難しいものですから、そういった凍結防止器具の配布とか設置のご案内は現状ではできかねないという状況でございます。

以上でございます。

- 森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。開始時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時15分

- 森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11番、松本美子議員の再質問からになります。どうぞ。

- 11番（松本美子議員） それでは、先ほどの水道の関係なのですけれども、破裂の関係です。大体町の方向性というか、現実の説明をいただきましてので、よく分かっております。そういった中で、私がかんがえておられるところなのですけれども、申し上げたいのは、やっぱり水ももちろん大切なものですし、なかなか指定工事の方たちに連絡が取れなかったり、いろいろな分野で破裂のしっ放しで、しばらく何十回も、下手をすればそのうちの若い方たちが帰ってくるまで出しっ放しだと、そういうようなことも、うちの中であつたらそれこそ水浸しになってしまつてえらい騒ぎなわけ

です。ですから、その辺のところの心配があるのです。現実的にそういうことが今年もありました。余計に心配をし、皆さんも気にかけているという状態が多かったのです。それで、質問をさせていただいたのですけれども、先ほど申し上げましたように、町のほうでも助成金の関係はメーターですか、外であれば町の管理、中は個人ですよと、そういうことは当たり前のことで、今までもそうやってやってきたというふうに思っています。ですけれども、そこはいかがですか。老世帯あるいは非課税世帯とかいろいろな、低所得の方たちも現実的に町の水道を使っているわけです。ですから、蛇口のところに、何ていうか名前はちょっと私のほうも分かりませんが、そういうものをぼんと入れて、蛇口を締めておいていただければ大丈夫なわけですから、そここのところの費用は、以前火災報知機やなんかでも、そういったところで無料配布をして、これは埼玉土建さんですか、が中心になって無料で取付けをというような形が、物は水道と火災ですから、違うといえば違うけれども、それも個人対応ですから、町の働きでそんなふうなことがあったと覚えています。ですから、そういうのを、希望ですか、それを聞いて、そういう方法をこれから考えていく。検討すると言われてしまうとなかなかできないということになりますから、検討という言葉は私は答えてほしくないのですけれども、実施をできる方向に、予算も多少はかかるし、町で全額負担しろという意味ではありませんから、その辺のところは、町長のほうに伺ったほうがいいですか、予算の関係も関わることで、初めてのことをやることでございますので、いかがですか、町長どうですか。年寄りにも優しくしたほうがよろしいと思えますから、特に低所得者の方たちにはいかがでしょう。破裂をしないように、布を巻いたりなんかするのも老人夫妻では難しいと、それでもなおかつ凍ると。ですから、1軒に1か所でもそういう形のものを取付けをする方法を考えていただいて、大した金額ではないと思いますから、取り組んでいただけるようにする考えはおありですか、ありませんか、お尋ねします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今の補助の前に、例えば夜中に水が出っ放しになってしまったとか、いろいろそういうことはあると思うのです。それで、厳密に言うと、先ほど課長のほうから説明していただいた、そういった過程を踏んで対処するということです。ただ、もうそうい

うときには緊急事態ですから、何といても、何が起こっても、朝でも夜中でも役場に電話をしてください。そうすると、役場には警備員さんもいます。そういうことになると、警備員さんから担当課の職員のほうに連絡が行く。連絡が行った先で直接そのお宅に連絡をする場合もあるでしょうし、あるいは指定業者のところに連絡をして対応してもらおうと。だから、あまり難しいことを考えてしまうと、混乱すると思います。何があっても役場にまず連絡をするということである程度の対応ができると思いますので、ですからその場によって役場の職員が行く場合もある。先日もある道路のところで破裂してしまって、夜中の1時、2時です。もう寒い日でした。そういうあれが入ったので、職員が行って、それで関係の業者のほうにすぐ手配して、かなり大きな漏水だったのですけれども、破裂していたのですけれども、皆さんが水道を使い始める、その時間帯には全て完了して、皆さんにご迷惑をかけないというような対応もしてくれました。ただ、個人のところに関しては、職員が行くというのは基本的には多分ないと思いますけれども、連絡だとか、そういうことに関しては言えると思います。

それから、そういう突発事故の前に、例えば今日でもどこのところが指定業者になっているのかというのを知りたければ、水道課のほうに連絡をして、もしこちらのほうに来ることができなければ、では指定業者のその一覧表もらえますかということで届けてもらおうと。お宅の場合にはここだから、このところがいいのではないですか、そういうアドバイスなんかも多分職員はしてくれると思いますので、そんな形で日頃から、このところに何かあったら連絡しようというのを備える、そういうことがまずなくて、それで突発事故があったら、何しろ役場のほうに連絡をするということで、お伝えを願えば、ほとんどのケースは解決つくかなというふうに思います。

それから、あと凍結防止の蛇口のいろいろな設置に関する補助というのですか、私も今初めてそういうのを聞きましたので、コストはどのくらいするのか、あるいは対象となる戸数はどうなのか、そういったことも踏まえて、先ほど議員さんのほうから、検討するなんていう言葉は好きではないのだと言われても、それはしっかり検討しなくてはいけない部分が多分あるかなと。ただ、議員さんも今お話をさせていただきましたけれども、うちなんか外のあるなんかはタオルを巻いて、その上からビニールテープをやっておく。そうすると、今年の冬なんかもう一回も凍結したりなんかというのはいなかったもので、できることをしっかりと日頃やっていたといたうのがまず第

一過程かなと。そして、そういうことにもかかわらず、なかなか難しいというようなことになったときには全体的なことを考えていくという形になりますので、その辺のところはぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 正論の答えですから、今みたいな答えがきちっと返ってくるのは想定をしておりました。それ以上は、先ほど課長さんのほうもメーター器から外は違いますけれども、内側は私有地ですから、個人の管理でございませうというようなことですから、そのとおりののですけれども、そういったいろんなものを巻いたりすることも結構ですけれども、それで凍結防止するのも全く当たり前のことだと思っています。ですけれども、そういったものを蛇口を外して入れればいいだけですから、そういうものがありますから、水道の指定業者さん関係には、もしかのときにはそういうものがあるのであれば、破裂したうちだけでもこういうものも少し費用はかかりますけれども、入れておくと破裂もしませんよ、水も出ますよというふうな形でPRですか、お勧めですか、そういう形も取っていくのもよろしいかなというふうには私 생각합니다ので、ぜひとも取り組んでいただきたいと、そんなふうには思っておりますし、できることでしたらば、多少でも補助金等出してあげて、低所得者で結構ですから、1軒に1つぐらいはそういう場所をつくっておいてあげるということも必要ではないかなというふうには思いますけれども、再度いかがですか、どう思いますか、お聞きします。町長の答えは分かっていますが、町長答えていただけますか。

○森 一人議長 どちらにしますか。

○11番（松本美子議員） 町長、お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今議員さんの思いを聞きましたけれども、しっかりとそれを受け止めさせていただいて、検討させていただきます。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 大野敏行議員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号6番、大野敏行議員。

初めに、質問事項1の隣接する立竹木の管理についてからです。どうぞ。

○6番(大野敏行議員) 6番議員、大野敏行です。議長のご指名いただきましたので、一般質問いたします。

初めに、1番目の隣接する立竹木の管理についてでございます。植付け当初はかわいかった植木も30年、40年と経過してくると大きく育ちます。同時に管理する側は老いていきます。年を重ねていきます。植木が大好きな方にもしものことが起きた場合、残された住人の管理は大変困難なものになります。放っておきますと、隣家なんかとの亀裂も生じてきます。町には年間でどの程度の相談があり、その解決方法をどのように考えているのか、下記に分類して伺います。

- (1)、町が管理する町道、公園、施設及び設備の場合。
- (2)、県が管理する道路、施設の場合。
- (3)、子どもたちの通学路に関わる場合。
- (4)、民間対民間、民間同士に関する場合。

以上です。よろしく申し上げます。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)、(3)について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、最初に質問項目1の(1)及び(3)につきましてお答えさせていただきます。

まちづくり整備課では、通学路を含む町道、公園、防犯灯・カーブミラーなどの設備を管理しております。私有地から樹木や生け垣が覆いかぶさるなど、通行に支障が出たり、防犯灯やカーブミラーの効果を阻害する場合、土地所有者を調査し、所有者に剪定、伐採のお願いの通知を送付しています。通知には、民法第233条で隣地の竹木が境界線を越えるときは、その所有者に枝を切除させることができること、民法第717条で竹木でも他人に損害を生じたときは、所有者が損害を賠償しなければならないことを説明しています。さらに、道路法第43条において、道路では竹木などで交通に支障を及ぼすおそれがある行為は禁止されていること、同法第30条では、道路上に入っていけない建築限界があることなどを説明させていただいております。まちづくり整備課への立竹木に対する相談件数の過去3年度間では、平成30年度に10件、令和

元年度に2件、令和2年度に26件となっております。そのうち防犯灯やカーブミラーに関するものは、平成30年度に5件、令和2年度に3件となっております。民地から出た竹木における公園に対する相談はございませんでした。今後管理不足の民地が増加していくことが予想されます。事故の発生が予想される場合などは、道路法第42条の維持修繕義務に基づき伐採、除去することもあります。現状では、各種法令に基づき、これまでどおり剪定、伐採の依頼通知を出すこととしたいと考えております。

続きまして、小項目（2）の県が管理する道路につきましてお答えさせていただきます。

東松山県土整備事務所に対応を確認したところ、民地は所有者が管理していただくことが前提であり、県管理道路において道路上に張り出している樹木については現地を確認し、沿道地権者に剪定、伐採を指導しているとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（1）、（2）について、青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目1の（1）及び（2）の施設関係につきましてお答えをさせていただきます。

町が管理する施設に隣接する立竹木につきまして、各施設を管理する担当課に確認をいたしましたところ、昨年ふれあい交流センターにおいて1件相談事案がありましたが、その他の施設におきましては、数年来相談や苦情などはないとのことでございました。これは立地の関係から立竹木が隣接していない施設も多く、現在のところは十分な管理がなされていると思われれます。また、県の施設につきましては、嵐山史跡の博物館と嵐山郷に確認をいたしましたところ、嵐山郷において過去に1度所有者に立木の伐採をお願いしたことがあるとのことであり、現在では両施設とも民地と接し、立竹木が影響を与える箇所はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（4）について、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、質問項目1の（4）につきましてお答えいたします。

民有地と民有地の間における隣接する立竹木等の相談は、令和2年度の1年間に62件ございました。その解決方法は、その民有地の所有者宛てに直接電話等で相談内容を伝える方法と、当該民有地における適正管理の通知を発信する方法で、その相談の原因となる立竹木等の除去等を行うよう依頼し、解決しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） そもそも（1）、（2）、（3）につきましては、私問題がそうあると思つての項目ではありませんけれども、少し現状をお尋ねさせていただきたいというふうに思います。相談が過去にもあつたよということでございますけれども、この相談の形態というのはどういう形であつたのでしょうか。個人からあつたのか、その地域の区長さん通してあつたのか、それとも何らかの形で、別の形であつたのか、そこらのことがお分かりになりますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

件数でお答えすることはできないのですが、基本的には地域の区長さんがまずは連絡していただいて、地域からこういうことがありますよとか、もちろん通行者から交通に支障があるよとか、そういうこともございます。一番多いのは区長さん等から連絡があつて、みんなから相談されて、この道路に木が覆いかぶさつて危ないよという連絡が多いかなと考えているところです。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 相談されたものを除去する評価基準みたいなものは、町では設けていたりするのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

道路に関しては、やっぱり道路から出ているものについては、維持管理をしていたくというのが前提でございますので、基本的には通行に支障がある場合は、もちろん現地を見て、これは完全に支障があるというものについては、すぐさま通知を送つて、先ほど言いました関係法令があつて、土地所有者の方が管理する義務があるのですよという通知を差し上げて除去等をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 現地を見て、すぐにでも処理できるものは処理していくという答弁でした。例えば枝をおろしたり、そのくらいのことで済めばいいのですけれども、大木を切るとなると、これ予算を取っていかないと、なかなかできないかなというふうに思うのですけれども、そんなような大きな工事に係るようなものは過去はあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

やはり大木が出て交通に支障が出て、例えばトラック等の運送に関して支障があるという事案もございまして、いろいろ言われて相談しているところもあります。そういう場合は、先ほど申しましたとおり、町には道路には維持管理義務がございまして、通行に支障があるという場合は町が撤去する場合があります。基本的には、簡単なものについては個人にやっていただいて、大きいものについては、やむを得ない場合は、どうしても支障がある場合は、義務違反でもって伐採させていただくこともございました。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 個人の所有の場合は当然地主が責任持って切るということでございますけれども、すぐに対応できない場合は取りあえず町のほうで切って、業者にはそれなりの支払いはするのでしょうかけれども、後ほど地権者にかかった費用を請求するとか、そのような事例は過去ありましたでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 現状ではそれほど大きな事例がなくて、切ったものについては、職員が多く切りますので、職員が対応しますので、そういう支払いの請求というのはありませんでした。ただ、大木で何本か切ったことはありますけれども、所有者が分からなかった場合もありますので、そういう場合は職権で、こちらの維持管理義務の範囲の考えで町のほうで切らせていただいたという経緯がございまして、所有者に対して請求したという事例はここ数年ではございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 分かりました。（1）、（2）は結構でございます。

（3）でございます。答弁の中にもありました。通学路を含む町道については、こういった形で対処しているということでございます。通学路は3つの小学校、2つの中学校とありますけれども、町としてここは重点的に管理していかなければいけないところというのは把握しているところとか、そういう場所はあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 基本的に町では道路の民地等ではなくて、道路の伐採とか、道路の樹木の剪定というのを毎年委託をしているところでございます。それについては、基本的には通学路を主に幹線道路を整備しているということでございますので、その中で重点的にその分については整備というか、町道の伐採等を行って、そのときに簡単な民地から出ている木もそれぞれの業者の委託の中で切っていくという事例はございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 私たちがいつも通る道で、せせらぎ水路のところに、木が何本も間隔を置いて、空いております、今年もきれいに切っております。あそこは人が集まるところで、重点的な重要な路線ということで、毎年手をかけてああいう処理をさせていただいているのかなと思うのですけれども、私が目にして、いつもいつもここはしっかりやっているなというのはあそこなのですけれども、そのほかにもそういった場所というのはあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

菅谷小学校、七郷小学校、各調整区域のほうから来ていただくところに、一部ここは必ず9月の学校の始まる前には剪定していただきたいというところがございますので、それは委託業者のほうにも連絡させていただいて、基本的には夏、かなり草木が生えますので、その前にきれいにさせていただいて、通学路を設けてもらえたよという、そういう調整は毎年度、毎年度行っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 3番は結構です。

（4）番に入ります。これが一番問題なのです、（4）番が。民間、民間ですから、質問の主文も（4）を想定した主文になってまして、地産団地ができた当時からもう50年ぐらいかかるのですか、隣接したうちが建っているわけです。地産団地だけではなくて、ほかのところもそうですけれども、隣接して建っているうちがたくさんありまして、いろんな事例があって、私のところにも相談があって、解決できたものや、解決できないものやいっぱいあるのです。端的な例を申し上げますと、ご主人と奥さんと、ご主人が定年退職して、東京からこっちのほうに引っ越してこられたと。庭がある、庭づくりができるうちが持てたということで、いろいろ植木を植えたりして、栗の木も植えたのです。小さい頃は栗の木もかわいいし、収穫物を食べられるし、どんどん育ててくると、自分ちの敷地だけではなくて、隣の敷地のほうまで枝が伸びていって、ご主人が健在だったときは、その処理もしていたのですけれども、不幸にして亡くなってしまって、奥さんだけ残されてしまったと。それから何もできなくなってしまって、隣地から大分苦情が出てきたわけです。栗のいがが落っこってきて、うちの女房が掃除しているときに落ちたのが当たって、あなたどうしてくれるのだと、そのような問題にまでなってしまうまして、私のところに相談があって、本人は無頓着なわけです。その奥さんはそういうことにあまり関心がなかったですから、主人が一生懸命かわいがっていたので。私は仲間のサークルでお付き合いしていればいいぐらいの人でしたから、ああいうことがあって、大変険悪な状況になってしまったと。県外にお子さんがいたので、そのお子さんに連絡を取りまして、こういう問題が発生しているのだと、何とかならないかという相談をたまたましましたら、地元の造園業者に頼んで、その処置をしてくれたと。それは、そういう形ですぐに、県外の息子さんがよく理解をしてそうしてくれたものですから、解決はできたのですけれども、そうでない、できないところがいっぱいありまして、例えば、ある例でいきますと、そんなに迷惑かけているのなら勝手に切ってもらって結構ですよという返事が結構あるのです。勝手に切ってもらって結構ですと言われても、枝ぐらい切るのなら普通のこぎりで切れるのでしょけれども、切った枝の処理ができないのです。枝の処理をどこですのかということがあったりしますので、こういった問題はこれからも発生

してくると思うのですけれども、こういったことに対しての町の関わり合い方というのか、それはどの辺まで突っ込んだ関わり合い方が町はできるのですか、お尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

大野議員さんにそのような事例を解決していただいて誠にありがとうございました。今大野議員さんがおっしゃったような事例も私どもも経験しております。その際は、私が赴任した最初の年に、やはり地産団地でございました。そこは相続放棄がされていまして、管理者がいないと、所有者がいないと、そういった事例で、近所からも苦情があって、何とかならないかと、区長さんからも強い要望がございましたものですから、相続放棄したとはいえ、子どもさんたちに了解をいただいて、私どもがかなり大胆に切らしていただきました。地元の方には大変喜んでいただいたのですが、ただこれはどうしてもやむにやまれないケースでございまして、お隣から毛虫が入ってきて、本当に住んでいるのが大変だとか、通るたびに危険を感じるのか、そういった緊急的と申しましょうか、危険開放せざるを得ないような、そのような状況でございましたので、我々環境課職員全員が事に当たったという次第でございます。その際は切った枝は、町は町有地がございまして、町有地で処分をさせていただいたわけですが、実際に一般的に民間対民間の場合は、やはり原則は当事者同士で解決していただきたいと。当事者がいらっしゃる場合は当事者で解決していただきたいと、そういうお話をさせていただきます。所有者さんが双方いらっしゃる場合は、それぞれのお話に耳を傾けて、お互いの譲歩できるところまでは譲歩を聞き出して、最低限この処理はお願いしますと、そういう説得をして日々活動を行っているわけでございます。したがって、議員さんがお尋ねのその切った枝に関しましては、原則は業者なり、ご自分で切った枝はある程度の大きさにすれば衛生組合にも出せますので、そういうふうにしていただくか、もしくは業者に頼んでいただくと。実際に今年なんかは業者に頼んでいただいて、かなりのひどい状態だったところが1件解決、おかげさまでできました。その際はかなり高額ではあったのですが、説得をしてやっていただいたと。現在そういった形で民間対民間の、特に立竹木の関係は処理をしていただいていると、そのような状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） シルバー人材センターさんですとか、お付き合いのある造園業者ですとか、そういったところに頼めるご家庭はそれでいいのかなと思うのです。例えば車があっても乗用車しかないですとか、車も持っていない方、だけれども近所同士で、例えば枝を切って少し片づけるとか、そういうお手伝いはできるよと、地域コミュニティの中で。そうなったときに、問題は運ぶ、軽トラでもいいです、そういうものがすぐに借りれないとか、持っていくのは小川地区衛生組合のところに持っていくか、もしくは昔はB&Gのところに堆肥置場があって、あそこでチップにするというので、そういったものを受け入れてくれたりしたこともあるのですけれども、今例えばカインズホームさんなんかは、大型の品物を買った方には無償で軽トラを貸し出していますよね。うちの軽トラを使って、どうぞ運んでくださいと、そういうようなシステムみたいなものも少し町のほうで考えることはできないのですか。町になくてもいいです。シルバー人材センターに、そういう予約があったときには軽トラ1台ぐらいは半日幾ら、1日幾らで貸出しができるよとか、そういうようなシステムをつくっていくとか、そういうお考えはいかがですか、ありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

今大野議員さんからとても新しいご提案をいただきました。私もそういった考えに至っておらず、大変恐縮ではございますけれども、今ご提案をいただきましたので、よく調査研究をさせていただいて、できるかできないかというのを少し考えさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 農家の方ですとか、知り合いのところまで切ってあげるよとかといったものを、切った枝を簡単には燃やせないし、うちへ置いておくわけにもいかないと。どこか置き場みたいなものを町の中で、町の管理している場所で、ここだったら置いてもいいよというようなところはないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

環境課では里地里山と申しますか、小千代山とか將軍澤のほうで町用地、もしくは花見台の裏のほうの町用地、いろいろございますけれども、それぞれ里地里山という形で森林保全もございますので、下草刈り、間伐などして保全整備をしておるところでございます。なかなかそういった枝とか材木を置いておくというのは、整備しているところにまたそういうのを置くというのも難しいかなと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） シルバー人材センターさんは、そういう仕事を多くされているのですけれども、シルバー人材センターさんが処理した木やなんかは、あれはどこへ運んでいるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 シルバー人材センターは、シルバー人材センターさんが専用で置いてある場所がございまして、そここのところに置いていると。花見台の裏手のほうになるのですけれども、そこに置いているという状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） そこに町民のそういった切ったものを少し町民に出してもらうのか、町で出すのか、これはどうなるか分かりませんが、少し依頼をしてその辺のところに一部置き場所を保管させてもらうとか、そういったことは考えられませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

そちらのほうも軽トラの貸出しと同様、今初めてご提案をいただきましたので、そこら辺の可能性もまた調査研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 山に木が生えていて、木が大きくなってきて、木の葉がいっぱい屋根に落ちたり、そのうちの宅地の中に落ちたり、もしくは枝が垂れ下がってきて、風邪が吹くたび屋根を叩きついたりということで、山の地主を教えてくださいという話が私にありまして、たまたま私の知り合いの地主だったので、こんなことで問題になっている、悩んでいる方がいらっしゃるのだけれども、直接その方からお宅に電話するけれども、話聞いてくれるかという話をして、それはお互いの話合いの中で解決を見ました。山やなんかに隣接しているお宅にそんなものが出てきた場合には、これは環境課の問題なのですか、それとも農地の関係の問題なのですか、どっちの問題になるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

基本的に市街化区域内等々につきましの案件につきましては、環境課さんのほうで対応していただくと、山林から畑であったり、いろんなケースがあると思いますけれども、そういったものにつきましては、農政課のほうから森林所有者に通知を持って適正な管理をお願いしているというのが今の現状でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 山林の木となるとぶつといのです。だから、枝をおろすとなっても、切るとなってもただ切れないのです。クレーンか何か持っていかないと切れないとか、そういったものもあったりして、大変金がかかってしまうので、地主さんもすぐに、分かりました、切りますよという状況ではないところがあるので、苦情がなければ町としては関知しないよということではなくて、そういったところがもしあったとした場合に、例えば立竹木の管理強化月間みたいなものを設けて、民間の地で木を切るとなると冬場です。春から秋については木は水を吸い上げるので、かなり重くなりますけれども、葉を落とすと同時に水は吸い上げなくなるので。となると、11月の中旬から2月にかけてぐらいまでのときに、そういうことをするとか、強化月間をつくって、そこらの管理を町としても呼びかけるというようなこと、こんなことはお考えになるようなところはありませんでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

山林の適正管理というところで、令和3年の9月にやはり今大野議員おっしゃるような形で水を吸う、伐期のあるということがございますので、適正な管理のPR、また今年の3月の広報に掲載をさせていただいてございます。また所管は変わりますが、11月にはまちづくり整備課のほうからそういった樹木であったり、生け垣があったり、そういったものの管理の広報紙への掲載ということで、町民の方には周知をお願いさせていただいている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） この2年ぐらい、コロナ禍において地域コミュニティがどんどんなくなってきてしまって、それこそ隣組の話合いまでなくなってきてしまって、人と人が話し合う機会が全体的に全然なくなってきてしまっているのです。そういうような問題もお互いに話し合っ解決しようではなくて、最終的には訴えとかなんとかそういう話になってきてしまうおそれがあるので、ぜひこの件に関しましては、町のほうも積極的に何らかの計画なりなんなりを、今農政課長のほうからもありましたので、それなりの対応は広報を通じてもやっているということでございますけれども、なお毎年毎年この月が強化月間であるとかなくなってくると、結構町民にも周知されていくのかなと、地主にも周知されていくのかなというふうに思いますので、ぜひそんなことも掲げていただければなというふうに思います。

2番のほうに移らせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問事項2、嵐山町管理型浄化槽推進事業（第2期事業）について、大野議員の質問からになります。どうぞ。

○6番（大野敏行議員） それでは、大項目の2番のほうに入ります。

第1期事業に引き続き第2期事業が推進されます。大変重要な事業で、評価し応援いたします。さて、下記についてお尋ねします。

(1)、直近の単独処理浄化槽の基数は。

(2)、公共用水域を汚濁する要因の第1位は単独処理浄化槽と思うが、それ以外の要因は何か。

(3)、合併処理浄化槽への転換が難しい理由は。

(4)、合併処理浄化槽へ転換し、町へ寄附した場合の使用者側のメリットは何か。

(5)、先進的省エネ家庭用浄化槽導入の考えはあるか。

以上でございます。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(5)の答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

令和2年度末の町の全体の単独処理浄化槽の基数は1,095基、そのうち下水道計画区域を除いた浄化槽区域で、空き家や水道休廃止家屋を除いた基数が473基となっております。

続きまして、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。

公共用水域の汚れの原因といたしましては、家庭から排出される生活排水が主な原因となっております。生活排水以外は産業排水や畜産排水、市街地、土地造成箇所、農地などから降雨等により流出する水や、従来からの水質汚濁の結果として沈殿、堆積した底質からの巻き上げ等も要因となります。

続きまして、質問項目2の(3)につきましてお答え申し上げます。

町管理型浄化槽第1期事業実施時に行いましたアンケート調査では、使用料や工事費に対する懸念、敷地内に設置スペースがなく設置できないという方、単独処理浄化槽で不都合を感じていない等のご意見があり、転換が難しい理由と捉えておりますが、引き続きPFI事業者と協力して、転換へのご理解をお願いしてまいります。

続きまして、質問項目2の(4)につきましてお答えいたします。

寄附した場合の使用者側のメリットといたしましては、点検や清掃、法定検査の依頼を町が行うことで自ら依頼する手間がかからないこと、また浄化槽やプロアが壊れた際には、使用者が壊してしまった場合を除き、町が浄化槽の修繕を行いますので、突発的な修繕費用がかからなくなることが大きなメリットではないかと思われま

質問項目2の(5)につきましてお答えいたします。

現在家庭用の浄化槽につきましては省エネ型の高効率ブローアが使用されており、町が設置している浄化槽につきましても省エネ型の浄化槽となっております。なお、51人槽以上の中型、大型の浄化槽につきましては、処理工程で必要となる機械設備の省エネ化を進める施策を現在国が推進しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番(大野敏行議員) この第2期事業につきましては、昨日の全員協議会の中でご説明をいただきました。説明いただいたことに関しましては特別に再質問ということはないようにしたいと思います。

まず、この第2期事業につきまして、今まで実績のあったところが第2期事業にも継続して受けていただいたと。どこも手を挙げなかったのでは困ってしまうので、いただいたということに対しましてよかったなということで安心しております。

まず(1)の確認だけさせていただきます。473基が合併浄化槽処理機の中の基数ですと。昨日の話ですとくみ取りが100基あるということですから、単独浄化槽は373基という形でよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

こちらに記載させていただいたとおり、浄化槽区域内の単独浄化槽が残り473基、それに加えましてくみ取り槽が107基ございますので、合わせまして580基が第2期事業で進めていく目標とする基数となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番(大野敏行議員) そして、この580基の町内下水道処理槽以外のところには全町に散らばっているのでしょうか。それとも1期工事の中でこの地域はもうかなり合併浄化槽に切り替わってきて進んでいるよと、この地域がまだまだちょっと進んでいないのだよというのは把握というのはされているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

第1期事業で合併浄化槽に転換された基数が総数で350基弱でございました。第2期事業から残りの600基を以降半分ずつに分けて進めてまいるわけですけれども、第1期事業でどこの箇所を転換したというのは数字として捉えております。特にここが進んだということではなくて、浄化槽エリアのどこの地域も万遍なく進んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 分かりました。（1）は結構です。

（2）のほうで、合併浄化槽を導入していこうという当初の目的については承知しているつもりではいますけれども、最大の目的は何だったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

現在からの話をさせていただくと、現在県内の川の汚れの原因の一番が生活排水、それが70%を占めている。もうほとんどが生活排水が川の汚れの原因となっております。残りは産業排水とか、そういったものでございますけれども。一番最初の、今も変わりませんけれども、やはりそういった公共用水域をきれいにするというのが最大の目的でございます。きれいになっていくという指標でございますけれども、法定検査がございます。その中で嵐山町も第1期事業が開始当時は3.1%しかそういった浄化槽の検査をしておりませんでした。2年度末になりますと、それが31.3%、約10倍の検査率となっている状況でございます。その上で考えますと、24年当初から比べて10倍は公共用水域がきれいになっていっているということで考えられると思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） まず水質を改善していこうよと、環境を整備していこうよと、そこに町としては幾らかお金もかけますよと、そういったことで民間の力を借りてPFI事業をしていこうよという形でやってこられた。そこに私たちも賛同してやってきたということでございまして、確実に実績を上げていることは確かでございますし、その辺のところは私も評価させていただきたいというふうに思います。家庭から排出

される雑排水の中にはいろんなものがありますよね。当然シンクで使った水も流れ出てくる、お風呂の水も出てくる、洗濯の水も出てくる。そういったものが浄化槽を通さずに出て行ってしまうということです。昔、一番水を汚すのはドライクリーニングの処理液が一番水を汚すのだよと。この処理をしっかりとしないで流されてしまうと、幾らどんなことしたってなかなかきれいにならないのだよと。ドライクリーニングということはアルコールを使うということで、アルコールが一番悪いのかなというふうな気もしているのですけれども、今現在そういったものを流しているような状況というのは見受けられませんよね。そこら分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の根本的な違いは、今議員さんがおっしゃられたとおり、単独処理浄化槽はし尿しか処理いたしません。残りの台所、お風呂、そういったものは全て雑排槽として流れてしまいます。その中でも、合併処理浄化槽でもそうですけれども、例えば今おっしゃられたクリーニングの廃液あるいは料理店、例えばラーメン屋さん等々のそういった商店の流れる水については、合併処理浄化槽と単独浄化槽でもそうですけれども、手前にそれを除去するオイルトラップという槽をもう一つ設けまして、それを通った水が浄化槽の中に入って行って処理をされて放流されるという流れになっておりますので、そのままの水をそのまま流すというところまでには至っていないという現状でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） （2）につきまして何がその要因になっているのかということをおちょっと確認したかったものですから、今の答えの中でオイルトラップ等を設置してそのものがずばり流れ出ないような措置は確保してあったのだということでございます。これを合併浄化槽に切り替えていくことによって処理された水に代わっていくのかなというふうに思いますので、その点は結構でございます。

（3）に移ります。合併処理浄化槽へ転換が難しい理由としまして、お金がかかるからなのですけれども、このお金をかかるのを少し町が持って、町も負担していきましようよというのがこの事業であるかなというふうに思うのです。実際に個人で合併

処理浄化槽を設置した場合、例えば平均的な7人の標準槽、5人槽とか7人槽とか10人槽とかありますけれども、この槽は家の建築面積で決まってくるのだと。要するに、そこに2人住んでいようと5人住んでいようと10人住んでいようと、その住んでいる人数ではなくて建築面積で何人槽であるかというのは決まってくるという、その辺のところを説明いただけますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

おっしゃるとおり、5人槽、7人槽、そういったところの区分は、家の敷地130平方メートル以下が5人槽、それ以上は7人槽、それから上は処理水量ですか、処理人数で7人槽になるか10人槽になるか。あるいは2世帯で1つの浄化槽をする場合は10人槽になるということで、面積で判断をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） そこらをわきまえた上で、例えば今嵐山町で一番多いのが7人槽が一番多いのですか。7人槽、5人槽、それから10人槽ぐらいになっていくのですか。7人槽が一番多いとして、自分で導入をして管理していった場合には、昨日も表を頂きましたので、7人槽の標準が106万9,200円の浄化槽代がかかるわけです。そこに配管代が入ってきたり、それから工事費も含めて入ってきたりするわけなのですけれども、これが町の管理型になった場合は、（4）に入ってしまったですね、3番と4番ちょっと関連なので、一緒に再質問させてもらいたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○6番（大野敏行議員） 個人の負担額は1割、ですから10万6,000円でできるよという形になりますけれども、それはそういう計算でよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

契約、PFI事業者との買取り価格は昨日申し上げたとおりでございます。その契約額を基に、その10分の1を受益者分担金として納入していただいて、残りの部分は町のほうで手当てをするというか、10分の1だけを使用者様にご負担をしていただく

ようになっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） すみません、3番、4番、一緒になってしまって。4番のほうの主になった形の質問になってしまったと思うのですけれども。町の管理ではなくて個人で管理していた場合に、当初は新築したときに浄化槽も全部一緒に導入してしまったりするので、町の中では新築住宅については何割の補助が出るとかというのは、私が20年前に家を建てたときにはたしか60万円ぐらい合併浄化槽に対して町から補助が出たのですけれども、今はどういう状況なのですか、新築に関しては。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

新築、増築かかわらず町管理型浄化槽に換えていただけるとなると、ご使用者の方は10分の1の負担のみとなっております。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） そうなのです。町管理型でお願いをすると、本当に個人の費用がかからないのです。町管理型でないと年間どのくらいの費用がかかるかということ、まず年2回の点検がありますけれども、その点検代が7人槽で約1万5,000円ぐらいですかね。清掃費がそこに生活する人の数だとか、浄化槽に流す水の量によって、1年間で掃除するのか、1年半でやるのか、2年でやるのかまちまちであると思うのですけれども、7人槽だと約5万円ぐらいかかるのです。それからプロアも、プロアが何年もつか分かりませんが、プロア代も約2万円ぐらいですか、かかるのです。こういったものが個人ですと全部かかるのです。その代わりに、個人でやると、そこにかかっているものですから、水道代には一切かかってこないのです。ところが、今度は町に寄附して町に管理してもらおうと、ここの費用は一切かからなくなるのです。かからなくなって、なおかついつもいつもしっかりしたきれいな水が排出できるように、当初は7条検査だったのが2年目から11条検査になるのですか、それが5,000円ぐらいかかるのですけれども、そういったものを町でやってもらおうと、自分で管理しなくても全部PFI事業部の方で管理していただけるという形でかなりのメリットが出てくるのですけれども、ここで一つ問題になってくるのが、水道代でその費用分担

をしてくださいよということになってきて、町に寄附したら水道代がやたら高くなってしまって、これではしないほうがよかったと、そういう声が少し私の耳にも入ってくるのです。それというのは、水道代ではなくて、かかっていたときのことは別のところへ置いてしまって、水道代だけ高くなってしまったという声が多く上がってきているのではないかなと思うのですけれども、そういうような声というのは町のほうには届いていませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

1期事業を始めるときのアンケート調査の中で一番多かったのが工事費の不安と浄化槽使用料が新たにかかってくるという懸念があることで転換をご希望されない方もいらっしゃいますし、実際お話を受けていることもございます。あくまでも水道の使用料と浄化槽の使用料は水道使用料と公共下水道使用料と同じ考えでございますので、浄化槽使用料につきましてはあくまでも浄化槽の維持管理費用とお考えいただいておりますということでお話はさせていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 切り替えたときにはちゃんとPFI事業部からそのような話があって、それは理解してやるのですけれども、そんなことを忘れてしまって、水道代がとにかく上がってしまって、これならやらないほうがいいよという声が結構聞こえてくるよという話が私の耳にも聞こえてくるものですから、いやいやそうではないだろうと私も思っているわけです。通常の水道代を、契約して例えば月に4,000円の水道代を払っているとすれば、当然2か月に1回ですから、8,000円の水道使用料として請求されますよね。それに加えて、浄化槽使用料として、その上水道の水道使用量に見合った金額の中で、下水の浄化槽の使用料というのは算出されてくるのですか。その辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

おっしゃるとおり水道料金料金表と浄化槽使用料は同じ額で、基本料金の部分だけ

水道料金より高くなっておりますけれども、使用料に関しましては水道使用料と同じような設定となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 今でこそ、うちの中で洗車しているだとか、町の水道を使ってやたら草木に水まいてるとか、そういう話はなかなか聞かなくなってきたのですが、そういうことをすればするほど浄化槽に係る水道に転換した利用料金というのは当然加算されますよね。上水道の量に応じて、使った分に応じて並行して加算されていくのでしょうか。一定ではないのでしょうか。下水道というか浄化槽の使用料は一定ではなくて、やっぱり上水道の量に準じて金額は上下するのですよね。ちょっとそれ確認します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

おっしゃるとおり水道使用量と同じ浄化槽使用量、量は同じでございますので、同じだけの浄化槽使用料となっております。ただ、庭に水をまいたり、駐車場で車を洗車したりという部分を除いてくれないかというお話も確かに何度も受けたことはございますけれども、それを除くことはできませんので、あくまでも水道の使用量に合わせた浄化槽使用料となっております。

それと浄化槽、散水とか駐車場の水に関しましては、例えば単独浄化槽から合併浄化槽に入れ替えるとき、敷地が大きな方に限られてしまうのですが、既存の単独浄化槽を雨水の貯留施設に換えて、雨水をそこにためて井戸などにつけるポンプで外の散水栓とかに利用されると、その点が効果的になってくると思いますので。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 今課長の答弁の中の単独浄化槽のタンクを水ためにして使うというのはなかなかアイデアだし、こういうような使い方もありますよということも私は町としてPRしてもいいかなというふうに思います。当初話したとおり、水質をよくしていく、環境の整備を整えていく、これが大目的でありますので、そんなに水道料金に代わったとして、本当に皆さんが払っているお金よりかも何倍も払う

ようになってしまったということではないと私は思っているのです。実際に今話をしてみてもそうでありますので、ぜひその辺のアピールはもっともっていただきたいなど。目的は何であるかということも再度アピールもしていただきたいなというふうには感じるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

誠にそのとおりでございます。浄化槽の使用料につきましては、皆様の点検費用や清掃費用や法定検査の費用でございますので、それを適切に受けていただけるということと、公共用水域がますますきれいになっていくのだというところをPFI事業者と協力しまして、さらにPRを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 転換した場合の配管の補助は上限30万まででしたっけ、ちょっとお尋ねします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

国と県のほうから補助金が出ておりますけれども、配管につきましては上限が40万円でございます。それと、工事が難しいのではないかという工事困難の世帯には、またそれに加えて20万円を上限といたしまして県のほうから補助金が出ておりますので、合わせまして60万円を上限として補助金が受けられるというシステムになっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 通常、一般的な転換の中で、そうすると60万までは受けられるのですか。ある特定の条件が合ったうちが60万まで受けられるということなのでしょうか。その辺のところもう一回お願いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

通常の補助金ですと、配管と撤去費用として40万円を上限に補助金が受けられる制度になっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 分かりました。

（5）番のほうに移ります。

○森 一人議長 はい。

○6番（大野敏行議員） 先進的省エネ家庭用浄化槽導入の考えはということに対して、もう既に省エネ型高効率ブローアが使用されておりということで答弁がありました。これは、町はいつ頃からこういうふうになっていったのでしょうか。当初からだったのではないような気がするのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

第1期事業、当初からこの省エネ型の浄化槽の補助を受けながら進めてまいっているところでございます。それで、先進的省エネ家庭用浄化槽というのが、また平成30年に廃棄物処理施設整備計画の見直しがございます、その時点でさらに高効率なブローアの基準に変わっております。ですので、基準は常に変わっていくのですが、それに合わせて、嵐山町が採用しているメーカーも基準を省エネ型の基準に変えておりますので、第1期当初からずっと嵐山町はこの先進的省エネ型の高効率ブローアを使用し、さらに高度処理型の浄化槽を国の補助を受けながら進めてまいっているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 私が持っている書類でも先進的省エネ家庭用浄化槽が開発されていて、2013年度比でCO₂の排出量が26%削減可能だよというような資料があるのですけれども、これに指摘したような今嵐山町での省エネの浄化槽になっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 そのとおりでございます。2013年度が平成25年でございます。そのときももう高度処理型の省エネの浄化槽を入れておりまして、さらに先ほど申し上げました平成30年度の廃棄物処理計画でまた消費電力の基準が26%削減された浄化槽の基準に変わっておりますので、その時点から26%削減の浄化槽を嵐山町は採用しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 嵐山町のPFI事業を通じて、こういったCO₂の排出量を嵐山町はかなり削減していることに、我々が知らないところで削減していることを積極的に行っているのだと。このことをやっぱり町民には広く知らしめていくほうがいいかなと思うのですけれども、その辺、町長もしご意見なり、お考えなりあったらぜひ一言答弁いただきたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今大野議員のほうから様々な町としてのアピールの部分ですか、至らない部分をご指摘していただいて、それで先ほどどういう費用がかかるのだというの、大野議員のほうから点検、それから清掃、ブロアの故障、大体8万5,000円ぐらいかかるわけです。そうすると2回のあれですから、1回の費用に1万4,000円以上上がったとするならば、これは高くなったなというご指摘は甘んじて受けるかなと思うのですけれども、これが5、6,000円上がったということであるならば、圧倒的に安いと。それプラスこういうのは機械物ですから、壊れることがあるのです。壊れたときには多分何十万という費用がかかると思うのですけれども、壊れたときも町のほうでこれらの費用負担をするということになりますので、そういったメリットをご指摘のようにもっと丁寧に、もっとしっかりと町民の方々に伝えていきたいというふうに思います。

それから、あと所期の目的ということですが、もちろんこの公共用水域、これをきれいに保つということと同時に、こういったところも含めて下水道水域にしたとしたら、経済的にはもっと大きな負担が町民の方々にかかってしまうというようなことも大切な視点かなというふうに思います。

さらに、今最後に付け加えていただいたCO₂の関係です。3月1日にゼロカーボン宣言をやっぱり嵐山町はさせていただいた、そういうことを鑑みると、こういった点もしっかりと町民の方々にご理解をいただけるようにしっかりと広報してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 以上で終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 狛 守 勝 義 議 員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号3番、狛守勝義議員。

初めに、質問事項1のコロナ禍における生活困窮者自立支援と生活保護についてからです。どうぞ。

○3番（狛守勝義議員） 議席番号3番の狛守勝義でございます。議長のご指名がございましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきたいと思います。

大問1のコロナ禍における生活困窮者自立支援と生活保護についてということで質問させていただきます。報道によりますと、コロナ禍の影響が長期化する中、生活困窮者が増えているといいます。厚生労働省は昨年10月25日、生活困窮者の自立を促す地方自治体の窓口で、2020年度の新規相談受付件数が78万6,195件に上ったとの集計結果を公表しました。これは24万8,398件だった2019年度の3倍を超える数字だそうです。また、今年の2月2日に公表した昨年11月の生活保護申請の件数は2万1,093件で、前年の同じ月より10.6%増えたことが分かりました。申請件数が前年と比べて増加したのは7か月連続で、コロナ禍の長期化の影響が出た結果となったようです。ただ、生活保護受給世帯は2019年度、162万7,724世帯、2020年度は162万9,522世帯で微増にとどまっています。困窮している人は間違いなく増えているはずですが、生活保護の受給世帯数はほとんど変わっていないということで、生活保護の機能不全が疑われるとまで言っている報道機関もあります。また、嵐山町の状況を福祉課から提供していただいた資料を見てみると、令和元年、2019年10月、178世帯、232人、令和2年、2020年10月、181世帯、225人、そして令和3年、2021年10月、173世帯、220人と、国と同じようにほとんど変化がないという状況です。長期化しているコロナ禍の

影響を考えるとちょっと不思議な感じがしています。そこで次のことをお聞きいたします。

(1)、生活困窮者自立支援法、制度です、は生活保護に至る前のセーフティネットとして2015年に施行されましたが、コロナ禍の2019年、2020年、2021年、それぞれの町民の支援相談件数と、その相談内容をお聞きしたいと思います。

(2)、国全体として、生活保護申請は増え続けていますが、生活保護受給者世帯はほとんど変化がありません。嵐山町も同じ傾向だと思いましたが、受給者世帯数が増えない理由をどう考えているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)について答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、私のほうから質問項目1の(1)及び(2)についてお答えさせていただきます。

質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援につきましては、町村においては県が実施機関になっております。比企管内のうち嵐山町、小川町、滑川町、吉見町、川島町、そして東秩父村につきましては、県の委託を受けた埼玉県社会福祉協議会のアスポート相談支援センター埼玉西部において相談支援を実施しております。そちらでの相談件数になりますが、2019年度につきましては30件、これは嵐山町の方ですが30件、2020年度につきましては67件、2021年度につきましては49件でございました。相談内容につきましては、主なものにつきましては住宅費に関する相談、または就労支援に関する相談が主なものでございました。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えをいたします。

受給世帯数が増えない理由いたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金でお悩みの場合は、まず一時的な資金の緊急貸付けということで、社会福祉協議会が窓口になっております生活福祉資金貸付制度によりまして、生活資金の支援を受けていることが理由と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) それでは、再質問をさせていただきたいと思えます。

今お話があったように、小川町のアスポート相談支援センター、ここで一応基本的

には相談を受け付けているということで、件数を見ましても、2019年が30件、2020年がここはちょっと増えていますが67件、2021年度、49件というふうな推移ですね。正直言って、これ何で聞いたかという、生活保護の受給者が増えていないということで、多分相談がこちらのほうに流れていっているのかなというのをまず1点考えたのです。特に少なくともこのコロナ禍においては、先ほどのような相談内容だったかという住宅費に関する相談とか就労支援ということで、コロナ禍において職を失ったかということが多いと。その一因として、例えば低年金の高齢者の方は、基本的には年金だけではなかなか年金生活していけないと。そうすると、当然年金もらいながらもどこかで働いて何とか生活をしていかなければならない。コロナ禍において職を失ったと、そういう相談というのはもう少しあるのかなというふうに思ったのですが、基本的にそんなに増えていないというのは、これは嵐山町はさほどお困りになっている方はいないというふうに判断していいのか。また、例えば町の福祉課の窓口で相談を受けるといふことと、わざわざ小川町のアスポートセンターのほうに行って受けるといふことで、そこのところの、要するにPRというのですか、そういうものがきちとなさされていてこういう状況なのか、なかなかそこまでその情報が行ってなくて、相談行っていないのか、その辺どうなのかなというふうに私感じているのですけれども、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 お答えいたします。

生活困窮の場合なのですけれども、まず第1は福祉課の窓口へおいでになります。そこで相談、聞き取りをしまして、生活保護なのか、いや、そこまでは行かないけれども、資金が困窮しているという場合がございます。生活保護の場合には、当然福祉課のほうでお話を聞いて、それを当然県のほうに進達をするのですが、そこまで行かない方につきましては、先ほどもお話ししましたけれども、自立支援法に基づく相談窓口ということで、小川のほうのアスポートの窓口をご紹介して、そちらで相談に乗ってもらおうというような流れになっていますので、最初にいきなりアスポートということではなくて、まずは町の福祉課のほうに相談、もしくは社協のほうに相談にお見えになって、そこで相談をお聞きして、どういった支援できるかということで対応しているというのが現状でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そうしますと、取りあえずアスポーツに相談行く前に、福祉課のほうの窓口には1回来ているという形なのですね。そうしたときに、相談の件数の中で、高齢者の方の相談はどうだったのか、それから例えばよくコロナ禍で一番影響を受けている方は女性の方で、それでシングルマザーという方が一番受けているというような部分、よく聞くのです。そういうふうな形で考えたときに、福祉課の窓口で相談に来た方々の状況というのが高齢者が多かったのか、それともそういう女性の方でシングルマザーの方が多かったのか、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 正確には統計は取ってございませんが、窓口で受けている内容、担当者からお話を聞く、常に報告を受けるのですけれども、生活保護ですといろんなケースがございまして、確かに狛守議員のおっしゃったとおり高齢者の方で年金が少なく、それで資産もなくなってきて、どうしようかという相談もございまして、また女性の独り親の家庭につきましてもあるのですが、嵐山町の場合、何度か町独自で独り親の家庭については給付金を2度ですか、出していたりしまして、その辺では多分独り親の世帯についての相談はそれほどないというふうに把握しております。あと、若い方です。若い方でコロナ禍で仕事がなく困窮しているという相談よりも、精神的な疾病ですとか、そういったことで仕事に就けなくて最終的に困窮しているという相談が多いのが今の現状です。コロナでというのは、記憶の中では、嵐山町、今のところはないです。ただ、さっきも言いましたけれども、貸付金とかの一時的なものでやっていますが、長期化していきますと、当然そこで貸付金もなくなりますし、蓄えている資産もなくなってくる。そうすると、今後はもしかしたらそういったことで生活保護の申請が増えるのではないかというのは担当者との話の中では出ております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 今お話があったように、(2)番目のほうに行きたいと思うのですけれども、先ほど受給者が増えないという理由が基本的に一時的な資金の緊急貸付けのほうに回っているというような、そこが一つの増えない理由かなというふう

なお話があったと思うのですけれども、それ専門家も言っていますし、私もそう思っているのです。それと、もう一つはこれもまた専門的に学者の方が研究なさって指摘していることなのですけれども、生活保護制度そのものが使いにくいというか、そういうような制度になっているのではないかというふうにおっしゃっている学者さんがいるのです。簡単に言えば、生活保護制度というのは本当に丸裸にならないと、基本的には支援を受けられない制度だと。例えば一時的に何か困ったから、そのところを助けてくれれば何とかその後をつなげていけるのに、基本的には生活保護というのは、要するに収入もなくなり、財産もなくなり、住むところもなくなりというような丸裸の状態になったときに初めて最低限の生活保障ということで支援を受けられるような制度だと。それがまず一番あるのではないかということなのです。

それともう一つは、先ほど課長さんがおっしゃったように、一時的な貸付けというのは、これは課長さんも指摘していましたが、基本的にはこれは貸付けですから借金なのです。猶予期間が過ぎると、当然それを返さなくてはならないと、無利子と言いながらでも返さなければなりません。そういう状況ということと、もう一つ大事なのがやっぱり今なおかつ水際作戦というのが生活保護制度の受給に対してあるのではないかという。それと、最後には受けるほうの、できるだけ生活保護は受けない、受けたくないというふうな忌避感情とか、そういうふうなもろもろがやっぱりあって、受給ということにはなかなかつながっていかないというふうに、そういうふうな指摘する学者さん、私もそのように思っているのです。そうしたときに、これ国の制度ですから、例えば町でやれることというのは限られていると思うのですけれども、少なくとも今生活困窮者の自立支援のほうの関係では、相談者がいるわけです。そういった方々に対して、例えば町ができるようなことというのは、今後の対応、対策としてどういうものがあるのかなということを聞いておきたいのですが、何かございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 狛守議員のおっしゃるとおりで、この生活保護制度というのは、本当に最終のセーフティーネット、資産ですとか、扶養義務者の有無ですとか、その方の就業能力ですとか、いろんなものを判断した上で生活保護の支給に該当するかどうかということになります。予防のための給付ではございませんので、そうやっていきますと、生活保護にならないような予防の策としてどういう対策をしないといけな

いかというところになると思うのです。まず、なぜ生活保護になるかというところは見なければいけないと思っています。当然病気ですとか、さっきも言いましたけれども、働ける状態ではない場合、そういった場合もありますし、働ける状況なのだけでも、なかなか仕事が見つからないという場合もあります。それは就労支援をしていて、働けるようなところと一緒に探しているということがございます。町としてやっつけていけるべきものは当然予防策として、そういった働けるような能力なり、ちゃんと資産もある、ある程度の能力があって就業できるのだという方たちをしっかりと支援をして、ご本人の意向に沿った就労ができて自立した生活ができるというような、支援をしていくところが町としては一番必要なのではないかなというのはすごく感じています。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） コロナ禍で町民の中にも生活困窮の方が増えているというのがこれは事実だろうと思うのです。ですから、生活困窮の制度については、なかなか町でできることというのは限られているとは思いますが、ただ今町民の方でも困っている方が実際にいるのだということ、そういう認識の下にそういう困っている方を取り残すことがないように一人一人に寄り添うような対応を今後ぜひお願いしたいなというふうに思います。

これで1番目のほうは終わりにして、次の……。

○森 一人議長 それでは、会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時40分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、質問事項2、就学援助申請数と認定者数について、続けて狛守議員どうぞ。

○3番（狛守勝義議員） それでは、大問2の就学援助申請数と認定者数について質問させていただきたいと思います。

この就学援助についてお聞きしたいと思います。

(1)、就学援助の対象者は、生活保護を受けられている方、要保護者と要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方、準要保護者とされています。長引くコロナ禍にあって、準要保護者が増加していると思うのですが、実態は分かりません。そこで、2019年度から2021年度、それぞれの就学援助申請数と認定者数をお聞きします。

(2) 番として、認定者数の独り親世帯の割合をお聞きします。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)について答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えをいたします。

各年度における要保護、準要保護児童生徒の申請者数と認定者数でございます。要保護児童生徒につきましては、申請によるものではなく、児童生徒の保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である場合は、当該児童生徒を要保護児童生徒として認定するという規定に基づき認定されますもので、認定者数のみをお答えいたします。まず2019年度は13人、2020年度は11人、2021年度は7人でございます。次に、準要保護児童生徒数の2019年度は申請者数220人、認定者数192人、2020年度は申請者数238人、認定者数195人、2021年度は申請者数235人、認定者数210人でございます。なお、2021年度は令和4年2月末現在の人数でございます。

質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。

認定要件の1つとして、要保護世帯以外の児童生徒の保護者で、児童扶養手当法第4条の規定に基づく児童扶養手当が支給されているとする要件がございます。なお、この手当は独り親世帯を対象とするものでございます。この要件に該当する世帯数は2021年度、81世帯であり、認定世帯の約56%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) 私はこの質問は大問1とちょっと関連をさせているのです。といいますのは、先ほども大問1でお話ししたように独り親世帯のところがコロナ禍で困窮しているということが報道されているので、それがこちらでどういう形で出てきているのかということなのです。そうして見たときに(1)のところなのですが、基本的に準要保護児童生徒数というのがある意味、例えば喫緊のコロナ禍における生

活困窮の人たちが申請しているのかなというふうに思っていて、それを見ていったときに、最初2019年度が申請者数が220人、認定者数が192人と。次が申請者数が238人で、認定者数が195人、2021年度の、今年の1月末までということですが、申請者数が235人の認定者数が210人というふうに、数として少しずつ増えているのかなという感じなのです。ただ、これがコロナ禍の影響でこうなっているのか、それともコロナ前の段階で、大体これと同じような水準で来ていたのか、その辺の認識としては教育長さんどのように見ているのか、まず先に。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

コロナによるものであるかどうか、正直言ってなかなか断定は難しいというふうに思います。ただ、2020年度の申請者数の中で、コロナを収入減の理由として書かれた者が2名おりました。1名は認定されて、1名は非認定でございます。2021年度については1人の方がやはりコロナを理由にして申請をしております。そういうことで直接的に申請の理由をコロナと書いた方は1人、または2人という形でございます。ただ、申請者数の割合と見ますと、2019年度の場合は19.8%申請をしております。2020年の場合には22.2%、21年度も22.2%、若干増加傾向にあるものが果たしてコロナによるものかどうかはちょっと断定はできないというのが私の感想でございます。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 申請者数から見ると、若干であっても増えているということの事実はあるということですね。ここで例えば申請者数とその認定者数、ちょっと差異があります。基準というのは大体どういう形になっているのか、その辺をちょっと。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

準要保護の認定に関しましては幾つかの要件がございます。その中で住民税非課税世帯、その世帯に関する方、それから国民年金が減免されている方、それから国民健康保険が減免されている方、こういうような方は一応認定される条件になっております。ただ、これらはいずれも少ないです。住民税非課税世帯でいいますと、令和元年

度は2人、それから2年度はゼロです。令和3年度については4人という形で、国民年金減免者についても2020年度の人は3人、国民健康保険の減免者はゼロです。多くがこのほかに「前項各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、支給の認定をすることができる」と。この号に関係して認定しているものが例えば令和3年度に関して言えば83人ということで圧倒的に多数でございます。令和元年度から比べても75人、令和2年度が71人、令和3年度が83人、これが世帯の主に収入、つまり認定の計算式がありまして、世帯の総収入割る必要、これは法令で決まっていますのでけれども、世帯を維持するのに必要な額、それで割って1.3未満が認定されると、そういう数字になってございます。それで認定される人が83人今年度はおると、そういうことでございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そうしますと、基本的にはやはりここ2、3年の間にちょっと生活が苦しくなってきたなという方が多くなってきているという事実はあるという、そういうことですよ。そうしたときに私が、これはちょっと2番のほうに行きいきますけれども、そのコロナ禍において、大問1でもお話ししたように、女性の方で独り親の方ということで、そこでお仕事をなくされたとか、そういう形でちょっと困窮するという、そういう形で考えたときに、やはり21年度が81世帯あって、そしてその56%、要するに全体の半数以上がそういう方であるということです。そう考えたときに、やはり全体的になかなか困窮というのは、大問1を考えても、この大問2を考えても見えづらいところがあるのですが、少なくとも困窮をしている状態がだんだん徐々に増えてきているという人が多くなってきているということは実際だろうと思うのです。その辺のところ、例えば嵐山町、町はどういうふうな対応というのが考えられるのか、ちょっとその辺のところを町長にお聞きしたいのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今議員ご指摘のとおり、独り親の経済状況というのは大変厳しい状況になっているというのが一般的な見方でありまして、また嵐山町においてもそういったパーセンテージ、要保護のほうは少し減っているようでありまして、準要保護ということになりますと少し増加の傾向が見られます。今年度の話をしていただくと、そうい

った状況をよく認識をされている方がおりますので、もう今年度は既にそういった方々から2,000万円の独り親の対象に使ってくださいということでやっているわけです。また、この議会においても新たに1,000万円の予算を組ませていただいて皆さんに承認をしていただくというふうに考えております。つまり1年間で3,000万円のお金をこの独り親の方たちの支援に使えるというのは本当にありがたいことです。これが嵐山町の財政力からいくと、その3分の1、1,000万円を組むだけだって、これは大変なことだと思うのです。しかし、それが篤志家の方からご寄附をいただいて、その中でこれだけ手厚い経済的支援ができるというのは本当にありがたいことだし、町としても感謝をしながら、しっかりとそういった困窮者の方たちのためにお届けをするというようなことで考えております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) 教育現場に子どもの貧困という、その影響があってはならないだろうというふうに私は思っていて、子どもがこういうことで余計なストレスとかプレッシャーがかかって学校生活に影響を及ぼすということがないように、やはり子どもの教育環境、みんなが楽しく、明るく元気に学校生活を送れるような、そういう教育環境をぜひつくっていただくようお願いして、この質問を終わりにしたいと思います。

続いて、大問3番の5歳から11歳の子どもの新型コロナワクチン接種について伺いたいと思います。

現在町では新型コロナワクチンの3回目の接種を実施していますが、本年1月21日に厚生労働省は5歳から11歳の子どものワクチン接種を正式承認いたしました。接種は今年3月以降に開始するとのことで、幾つかの自治体では既に準備を進めているところであります。そこで、次のことをお聞きします。

(1)、子どもたちへのワクチン接種について、町の考え方と準備状況をお聞きします。

(2)、ワクチン接種に対して、保護者には子どもたちへの感染が広まる中、早く打たせたいという意見がある一方、副反応が怖い、子どもは重症化率が低く、リスクを負ってまで接種しなくてもいいという意見があるようです。さらに接種しない選択をした子どもへのいじめや差別を懸念する意見もあり、保護者にとっては非常に悩ま

しい選択を迫られる状況にあるようです。町には適切な情報提供と同調圧力、いじめや差別に対する啓発に努める必要があると思いますが、考えをお聞きします。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 質問項目３の（１）についてお答えします。

小児、５歳から11歳においても中等症や重症例が確認されており、特に基礎疾患を有する等、重症化するリスクが高い小児には接種の機会を提供することが望ましいとされています。町では希望される方へ接種機会を設けたいと考えております。準備状況につきましては、２月22日から接種券を発送しており、３月22日より接種を開始する予定でございます。

次に、質問項目３の（２）についてお答えします。

新型コロナワクチン接種のいじめや差別に対する啓発については、差別等の予防について記載された厚生労働省作成のリーフレットを接種券に同封して送付しております。今後も適切な情報提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第３番、狛守勝義議員。

○３番（狛守勝義議員） 再質問させていただきたいと思います。

実は３月１日ですから、昨日ですよ、全員協議会でこのことについても説明を受けました。それによりますと、今回の答弁のほかにですけれども、先ほどもお話があったように、接種券は発送済みで、接種は３月22日から開始すると、ワクチンは小児用ファイザー製ワクチンを使うと、接種会場は清水小児科アレルギークリニックと、こういうふうな説明を昨日も受けたわけです。そうしたときに、先ほど前触れとか質問で話したように、これは（１）、（２）一括で行ったり来たりする可能性があるのもので一緒によろしいですか。

○森 一人議長 はい。

○３番（狛守勝義議員） 非常に接種を受けるか受けないか悩んでいる方が私の周りでもいるのです。そう考えたときに、ある自治体では、今まで12歳以上の方に接種を受けていただくようなときの１人にかかる時間よりもちょっと多めに時間を取って、不安のないようにできるだけして、それでよく説明をして、それで接種を実施しているという自治体があるという、そういうふうなのを報道なんかでも聞いたりしているの

です。そうしたときに、嵐山町の場合はこの清水小児科さん1か所、昨日説明を聞いたのですけれども、この1か所でこれ全て対応するという、その小児科1か所で全て接種対応するということなのではないでしょうか、それともまだほかにあるのかということなのではないでしょうか、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 まず、小児の接種については、小児を取り扱っている医療機関で接種するというのが原則でございます。嵐山町で小児を取り扱っているところが清水小児科アレルギークリニックさんと渡辺産婦人科、2か所でございます。当初、2医療機関に小児の医療についてお話しさせていただきました。先に清水先生のほうから回答が来まして、小児のほうは接種しますということで、計画も一緒に出させてもらったのです。そして、その後に渡辺先生もいよいよ言っていただいたのですけれども、清水先生の計画を見たときに、今回のワクチン接種は2回接種です。1回接種後に3週間後に2回目の接種が始まります。計画なのですが、1回目が3月22日から4月1日まで、この3週間が1回目の接種になります。3月22日に接種をした方は3週間後の4月12日、最後の4月11日の接種の方は5月2日ということで、この6週間で第1クールというか、完結するようになっていきます。それで、その枠で清水先生からいただいたのが430人分でございます。それで430人分なのではないけれども、ワクチン供給からいうとワクチンが足りなくなる状況でした。それで、近隣の市町村で小児を持っていないところもありますので、清水先生、元々ときがわの出身でしたので、ときがわ町に相談をしました。清水先生がこんなに開けてくれたのだけれども、うちだけで打つとワクチンが足りなくなるので、ときがわ町さん一緒にどうですかって言ったら、ぜひよろしくお願ひしたいということで。そうすると、ちょうど嵐山とときがわの人数、これが今第1クールですけれども、医師会と毎月打合せをしております。小児の接種については、高齢者のように急がずに、副反応等もあるのでゆっくりやってみようということです。第1クールだけで終わるのではなく、この後また5月の連休が終わった以降、また1回目を打ち始める方、そして6月の中旬頃には第2クールが終わるということで、またこも清水先生が開けてくれるということでお話をいただきました。そうすると、第2クール終わるぐらいで、ときがわと嵐山の5歳から11歳、接種率が、県のほうが67.3%ぐらいで接種するのだろうということ

で計画を立ててワクチンを送ってくるわけですが、ちょうどそのくらいで落ち着く形になったので、清水先生のところで取りあえずお願いするというので、渡辺先生にはそういうお話もさせてもらいましたら、分かりましたと。渡辺先生は一般のモデルナ社製を打っています。一般のワクチンと小児のワクチン、2つ併せてやるのは何かあったときに困るので、渡辺先生は清水先生に子どものワクチンは任せて、清水先生はもちろん一般のワクチンはその前からやめてしまって、子どもだけのワクチン接種、渡辺先生はモデルナ製の一般のワクチンで進めたいというお話をいただきましたので、今現在は清水小児科さんだけというふうに考えております。

あと1時間当たりに打つ数にも触れていましたので、医師会のほうからは、子どもに対するワクチン接種には時間がかかりますよということで、今まで一般の方については、当初は人数が少なかったのですけれども、1時間当たり24人で打っておりました。ただし、皆さん慣れてきて、もうちょっと増やしてもいいよというお話だったのですが、小児については1時間当たり多くても20人で見てくださいますと、時間がかかるのでということで、清水小児科さんについては30分置きの受付で10人ずつの受付、1時間当たり20人ということで予定を組んでおります。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) よく分かりました。清水クリニックさんで十分対応できるという形でよろしいですね。

それで、もう一つ聞きたいのですけれども、副反応の対応ということで、今までは12歳以上の方が受けられていますよね。そうしたときに13歳ぐらいの方というのは、副反応の率というのはどのくらいあったのですか。ちょっと分からないですか、要するに11歳までに近い年齢の方ということですが、

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 5歳から11歳の副反応も12歳以上の方とほぼ同じと言われております。どういうものかという、50%以上が注射した部分の傷み、10から50%が頭痛等、10%程度が発熱等になっております。12歳以上と5歳から11歳もほぼ変わらないというふうに報告されております。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) 分かりました。副反応の対応について、接種したときはお医者さんのところにいるわけですから、それで何かあれば対応してくれるということだと思えるのですが、おうちに帰って副反応が出たときの対応というのを町のほうではどういうふう考えているのですか。その辺のところもちょっとお話聞いておきたいのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 接種後にプリントを医療機関のほうから配っていただいております。痛み、熱程度でしたらば、かかりつけ医の先生にご相談ということで、ほとんど2、3日、長くても3日ぐらいで完治するのですが、重いようだったり、長く続くようでしたらば、県のコールセンターのほうの電話番号を記載したプリントを渡しております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) 分かりました。(2)の質問のほうに中心を移したいと思えます。先ほどお話ししたように、まず一番大事なのが非常に悩ましい選択を親御さん、保護者の方はしているということで、発送はしたのだけれども、どうしようかというふうに悩んでいる方もいらっしゃると思うのです。そうしたときに今話したような適切なこの情報なりを提供するというので、先ほどいじめとか差別に対する啓発ということについては、厚生労働省の作成したリーフレットを接種券と一緒に発送したというふうに書いていますけれども、ある程度こういうふうな適切な情報というふうには私あえて言いますが、こういう適切な情報というのは情報として発信したほうがいいのではないかなというふうに私自身は思うのですが、その辺はどうですか。やっぱり心配している方が保護者の方にたくさんいるのではないかなと思うのです。それはどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 狛守議員さん指摘のように、いじめであったり、打たなくてはいけないという同調圧力というのですか、がないようにということで、まず清水小児科になった経緯というか、国のほうから示されているのが、小児の接種につい

では集団接種でなく個別接種が望ましいですよと。もし集団接種をするのであれば、学校等集団接種といって学校を会場にやる場合、学校の時間中にやる場合、これは避けてくださいと。学校でやるならば土日に行ってください。しかし、学校でやることによって、「何々ちゃん今日やらないの」というふうな、お友達から言われることもあるので、町としては学校でやるのはまずよそうと。では、集団接種でどうかというときに、集団接種も1日当たり多くの人数をやりますので、「何ちゃん来ていないね」って、やっぱり同じようなことが起きてしまうと。集団接種も望ましくないというふうに言われていますので、やはり小児科を取り扱っている個別接種が望ましいということで清水先生のところをお願いしているところです。先ほども申したように30分単位で10人です。5歳から11歳ですから、小学校に上がっていない未就学の子もいますし、学校が違う子もいますので、何人かは顔を見たことがある子はいるかもしれませんが、誰が打った、打たなかったということが基本的には分からない状況なので、同調圧力もないし、「何々ちゃん打っていないのよね」といういじめもないというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) 同調圧力とか、いじめとか差別に関して、例えば学校側というか教育委員会のほうでは全然そういう対応というか、保護者の方宛てに何らかの対応というようなことは考えてはいないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

学校のほうの対応としましては、令和4年の2月21日付で文科省、内閣府、厚労省から通知が届いております。その中で先ほど萩原課長が答弁しましたように、学校での集団接種は推奨すべきでない。ただし、市町村によってはやむを得ない場合にも授業中は行わないという通知が来ております。加えて、いじめ等の問題について、新型コロナワクチンの接種を受ける、または受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないよう、学校等においてはワクチンの接種は強制ではないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること、またその判断は尊

重されるべきであることなどを幼児、児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めることという通知が届いております。これについては、そのような趣旨で学校指導してまいりたいと思います。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 分かりました。この質問に関しては以上です。

続いて、大問4の嵐山町エリアリノベーション支援事業についてお尋ねしたいと思います。令和3年度から嵐山町エリアリノベーション支援事業がスタートしたと聞いています。そこで、嵐山町エリアリノベーション支援事業とはどのようなものなのか。その目的と内容をお聞かせいただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目4につきましてお答えさせていただきます。

現在全国的に空き家、空き店舗、空き地などが増加し、その利活用が課題となっております。昨年6月に議決をいただき策定しました第2次嵐山町都市計画マスタープランにおいても空き家、空き店舗、空き地の増加に対し、地域特性を踏まえつつ、官民連携による活用や流通を支援、促進するまちづくりを目指しますという基本的な方針を定めたところであります。先進自治体では、このような状況を改善するため、リノベーションを支援する事業を進めています。埼玉県でもまちなかりノベ賞を実施し、商店街の方々や職員対象の研修会などを開催しています。その研修を受けたまちづくり整備課と企業支援課の若手職員が本町の状況を打開すべくエリアリノベーション支援事業を企画しました。嵐山町版エリアリノベーション事業は、武蔵嵐山駅周辺において、町民が「ちょっと楽しい、ちょっと面白い、ちょっと心地よい」を感じる魅力的なエリアを創出するため、そのきっかけづくりの事業を展開するものであります。これにより公共的視点からエリアリノベーションを企画、運営する事業者であるエリアプロデューサーが現れること、そしてその事業者に対し、町と商工会が支援を行うことが目標です。令和3年度には7月に川越市でエリアプロデューサーとして既に活躍している株式会社80%（エイティーパーセント）のメンバー3名による講演会を実施しました。11月からは全国各地で実績のあるコトラボ合同会社の岡部氏に講師になっていただき、ワークショップを4回開催しました。今後5年間において、本プロジ

ェクトにより、単なる空き家、空き店舗の改修だけでなく、人が集まり、にぎわいのあるエリアを創出するエリアプロデューサーの発掘、育成が実現できればと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 再質問ということでよろしくお願ひしたいと思います。

今の答弁を聞いていますと、まずは空き家、空き店舗、空き地の増加に対して、それを上手に利用していくというような、そういう趣旨から、基本的には武蔵嵐山駅周辺、これは当然西口辺りが1つの中心になるのかなと思いますけれども、その辺のエリアを魅力的なエリアに創出するために、きっかけづくりの事業なのだと、そういう捉え方でよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 今回行ったエリアリノベーション事業の周辺は、基本的には駅周辺を考えています。それは西口だけではなく東口、今回リノベーションでワークショップをやったところは基本的に東口の公園とか店舗、旧の空き家とかを中心にやらせていただきました。これは半径7メートルという、そういう狭い範囲でそういうアクションを起こそうと日程もございますので、嵐山町内だけではなく嵐山駅周辺で今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 今駅西の整備事業が進んでいて、それである程度駅前のところからこれから非常に快適な形になるのかなというふうに思っていますけれども、ただ駅通りというふうに考えていったときに、例えばJAさんとか、それからりそな銀行さん、りそな銀行さんは10月あたりには移転するというような形で、あの辺の空洞化というのが相当進むような気がしているのです。そうしたときに、このエリアリノベーション支援事業というのは、そういったことも位置づけながらそのエリアをつくっていくというような考え方を一応しているのか、その辺はどうなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 空き家、空き店舗などは全国各地でかなり課題になっている、そういう状況だと思います。議員さんの関係で一番分かりやすいのが、令和元年5月に総務経済常任委員会で熱海市の視察をやらせていただきました。あれと同じような状況で、一番大事なのが、今現在考えているのはそれを企画運営する人、さっき言いましたとおり単なるリノベーションをするのではなくて、その地域をリノベーションのプロデュースしていく、そういう人をどうしても見つけていただきたいと今回の企画をしたところでございます。先ほど講演会を最初しましたと言いましたが、講演会をやった方々は川越市で行ったリノベーションの講演を受けて、その中で集まった数名の方が会社を立ち上げて、自力で補助金を頼らずにいろいろなりリノベーション事業をやっているという、そういうのを嵐山町でもぜひつくってもらいたいということでやっておりますので、どこをポイントというわけではなくて、人を発掘して育成していきたい、そういう事業でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) まちづくりにもある程度寄与したいという事業だと、そういうことですね。せっかく今西駅をああいふうに整備していますよね。そうしたときに、それを非常にいい状態に持っていくというには、やっぱり人のにぎわいを創出するという考え方、その中の一つの事業としてはこれはいい考え方かなというふうに思いますけれども、そのためにはなかなか時間もかかるような事業かなというふうに思うのです。特に人づくり、人の発掘という考え方をしたときにですね。そういったときに、駅前通りとか駅周辺、これは西口もそうだし、東口のイメージというのがあまり私自身としては浮かんでこないのです。ですから、そういった中で具体的に人のにぎわいを取り戻すような、そういう例えば比較というのは、以前聞いたのは今整備しているところにイベント等をするとかというのは聞いているのですけれども、そのイメージ自体としてはどういうふうなものを町としては持っているのですか、その駅の周辺のにぎわいを創出するというような形で考えたときに。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 駅の整備と、このエリアリノベーション事業は少し意味合いが違っておりまして、駅そのものの西口のハード開発を今はまちづくり整備

課ではしているのですけれども、それはそれで、交通結節点の整備とかというのを含めてさせていただいて、それに加えて駅前広場を広くして、イベント等にも十分活用できる、また防災、防犯のときも集まって避難等もできるという、そういう総合的な事業も行っています。今回のエリアリノベーション事業は、それも含めてなのですけれども、そのエリア、基本的には駅周辺のエリアをこれをどう活用していくかと、人をどうしても育成というか見つけていただきたい、見つけてきてそこをフィールドとしていろんなことをやってみたいという、そういう補助金に頼らないで民間でやっていきたいという方がもう既に全国各地にいますので、近くでは熊谷にもいますし、川越にもいますし、そういうことも出てきておりますので、そういう人をぜひいただきたいと。ですから、先ほど言いました80%（エイティーパーセント）の方は2016年に川越市の講演を受けて、2017年にはもう既にそういうリノベーションのエリアをつくっているのです。やる人は素早く動くというのが事例等出ていますので、早くそういう人を見つけて育成して、そういう実例を見せて、嵐山町もちょっと面白かったり、全体がそういうふうなではなくて、そういう心地よいエリアをつくっていききたいというのがエリアリノベーション事業でございまして、そういうのを発掘するために今一生懸命布石を打って講演会をやったり、ワークショップをやったりして、あらゆる手を使ってそういう人を発掘していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 分かりました。

では、私の質問はこれで終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号12番、渋谷登美子議員。

質問事項1の学校再編に係るまちづくりの協議についてです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、渋谷登美子です。

1項目めの学校再編に係るまちづくりの協議についてです。小中学校再編審議会を傍聴していると、現段階では現菅谷中学校敷地に新小学校、新中学校を建設する方

向で多数の委員の意見がまとまりそうな感じです。2月中は休会だったということで、その後は分からないのですが、課題は嵐山町市街地の中央に小学校、中学校1校という位置づけである場合、北部地域の人口がさらに減少し、過疎化が進むということです。北部地域は市街化調整区域であるため、その地区内の人々が家を建設することは難しい。一方、通学の安全、子どもの友達関係の構築などを考慮すると、北部地域から駅周辺に住居を構える若い家族が増えることが予測されます。北部地域はこのままでいくと、10数年後には子ども人口は極端に減少し、中央地域に比較すると高齢化率は高くなることが予測されます。農業者の高齢化もあり、農業の一層の衰退、里山の生態系の崩壊も目に見えています。学校再編には将来のまちづくりの視点も不可欠になってきます。そこで伺います。

(1)、学校再編に係る答申の提出時期はいつ頃を予定されているか。

(2)、小中再編審議会では、新校建設を希望する声が大きく、ちょっと待つてという声は発言しにくいと見受けられます。中央地区は人口規模では1万5,000人程度、七郷小のある北部地域は3,000人に満たない。審議会は北部地域で七郷小の状況説明、住民協議を経て答申を出すべきであると考えますが、いかがですか。

(3)、その答申に基づく学校再編に係る説明会はどのように行っていくのか。

(4)、仮に玉ノ岡中学に新中学校を設置する場合、玉ノ岡中学校施設の老朽化、渡り廊下の安全は確保できるかどうか。これは玉ノ岡中学校の校長先生が審議会の中でとても危険であるというふうに言われていた部分です。

(5)、現審議会の諮問は、学校数と位置についてであるが、跡地利用についての協議が不可欠であるが、その進め方はどうしていくのか伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(5)について答弁を求めます。

山岸教育委員会事務局次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えを申し上げます。

再編等の審議につきましては、昨年10月7日、第1回の嵐山町立小中学校再編等審議会を開催し、現在まで5回の会議を開催しております。答申の提出時期につきましては、審議会による審議の進捗状況により決まっていくこととなります。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えを申し上げます。

審議会の答申、審議内容、方法等につきましては、審議会により決定されるものと

考えております。

質問項目1の(3)につきましてお答えをいたします。

審議会からの答申をいただいた後、教育委員会におきまして、町の将来の学校像を定める基本的な方針または計画を策定していくこととなります。こうした方針、計画の案の段階で説明会等を開催し、ご意見等をいただくことと考えております。説明会の方法につきましては、現時点では決まっておりません。なお、方針または計画などを策定する際、当然町との調整は行ってまいります。

質問項目1の(4)につきましてお答えを申し上げます。

生徒の安全につきましては最優先事項であります。審議会の答申による学校再編の形がどのような形になっても学校施設につきましては、生徒が安全に学べる環境を確保してまいります。

質問項目1の(5)につきましてお答えを申し上げます。

渋谷議員ご質問のとおり、審議会の審議事項は嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例により、小中学校の再編に関することと定められております。また、第1回会議の際、学校の数と位置につきまして、一定の方向性をお示しいただくようお願いいたしました。跡地利用につきましては、将来の町の小中学校の形が決定した後、協議していくこととなります。その際どのような方法になるかにつきましては、現在決まっていることはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) まず、1番からなのですけれども、審議会の進捗状況によるということでした。のですけれども、私1月の最後の審議会を見ていると、これではまだ出せないなというふうな形で、あそこで3月の段階で出したかったのだなというのは見えていました。そういうふうに思いましたので、2月の段階で全部まとめて、そして3月に出そうという教育委員会の準備室のほうはあったのではないかと思うのですけれども、その点についてを伺いたいと思います。特に2月は全くなくて、今度3月はいつになるのか全然検討がついていないのですけれども。私はそういうふうにかましましたし、今の審議会の進捗を見ていると、まず学校施設の老朽化をばあっと出して、こんなに老朽化しているから急いで再編しなくてはいけないというのを委員の人たちに印象づけるというやり方をしたなというふうに思っております。そういう

ふうな感想を持っていますので、それはちょっとまずかったのではないかなというふうに思っていて、なぜメンテナンスにこんなに費用をかけなかったのかということも具体的には説明されていない。ということで、これはどういうふうに、いつ頃予定されているかということはこの進捗状況によるとと思います。今の進捗状況だと、PTAの会長さん、副会長さんがメンバーの方と、校長先生、それから区長さんですね。そのところでまたメンバーチェンジがあるのかなと思うのですけれども、3月、4月になると思います。そうすると、この提出時期はいつ頃になるかというのは進捗状況自体も変わってくるというふうに、メンバーチェンジで変わってくるということになるのかどうか伺いたいと思うのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸教育委員会事務局次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 今ご質問の中には数多くのご質問的なことがありましたので、全てお答えできるかどうか分かりませんが、事務局のほうではいつまでという考え方はございません。一つ言えることは、今の委員さんの任期は来年、令和5年の3月31日までが任期ということです。ただし、それまでに答申が策定されれば、その段階で任期は終わると、そういった形になっております。

また、老朽化に対して、それを理由にということでお話がありましたが、こちらについてもそういう意図はございません。現状を確認するという意味で御覧いただいたということでございます。

来年度以降の委員さんの構成ですけれども、今の委員さんはそのまま引継ぎで委員さんとして審議に携わっていただくと。当初からそういうことでお願いしておりましたし、条例の中でもそのような形になっております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、役職専任という形ではないということと、あと校長先生が変更しても、例えば人事は見えないので全く分からないのですけれども、中学校の校長先生がどこか別の学校の校長先生になったとしても今の校長先生はそこにいる、こういうふうな形で見てもよろしいのでしょうか。そのところが、小学校の先生も、それから区長さんも、区長さんが替わったとしても、それはそのままでそこにいるという形で考えていいのですか。分からないのです。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 それでは、校長先生が他市町村に転出された場合も引き続き委員になるのかというご質問ですが、これについては他市町村に異動された場合には委員にはお願いできることはないと思います。したがって、現在管理職の人事が進んでおりますけれども、この部分については決定している、来年に引き続きということはちょっと言えません。PTA会長さんについては、会長になろうが副会長になろうが、会長を下りようが、2年という約束でお願いしております。区長さんも同様かと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、今の現状でほとんど、この菅谷小学校、菅谷中学校の敷地の中に新しい小学校と新しい中学校を造るとというのがほとんど18人の委員の中の6人、12人程度がそんな感じなので、そういうふうな答申が出てくるのだなというふうに思います。そうですね。その形でどンドン、どンドン進んで早くスピードアップをして出してしまおうというふうな意気込みで皆さんお話ししていらっしので。そうすると次の会、2月が2回あったのが結局なくなったので、3月が議会が終わってもう一回、4月にいって1回、5月か6月にはその勢いでいくと出されるというふうな形になると思うのですが、そういうふうな予定として考えてよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸教育委員会事務局次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 今ご質問いただいた件につきましては、最初にその答申の提出時期がいつ頃を予定されているかというご質問そのものかなと思います。最初にお答え申し上げましたとおり、こちらについては審議会の審議状況によって決まってくるということでございます。

また、スピードアップについては、やはり委員の皆さんがそういった、渋谷議員傍聴されていて、そういう印象を受けたということでございますが、委員の皆さんがスピードアップということで、そういった意思を持っているというのはそういうことであらうかと思えます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私、審議会が終わった後、別の委員になっていらっしゃる方と話をすると、あの状況でちょっと待ってくださいという発言は本当にできない、言えないというふうにおっしゃっていました。そのぐらいすごい何か、これは同調圧力ですね。同調圧力がすごいと思っています。それについては私が思うのは、中央区というのは1万5,000人で、ほとんどいらっしゃる方はその中央区の方がほとんどなのです。それで、北部の方というのは4人か5人なのです。そうすると、どう考えても圧倒的多数でそれに動く、そういうふうな形が決定していくということがあって、私はこの嵐山町のまちづくりを全体見たときに、このやり方は非常に問題があるなというふうに考えています。

それで、特に審議会の皆さんは北部地区の方たちと話し合いをしてからやっていくべきではないかなと思っていますのは、私がそういうふうに思うのは議会報告会にいらっしゃる方は、そういうご意見を持っていらっしゃる方ではなくて絶対に嫌だという方もいらっしゃるのです。一方で、もう菅谷小学校に一つにまとめたいというふうな方、新しい学校をつくりたいという方もすごくいらっしゃるけれども、そうではない方もいらっしゃるのです。その方たちの意見を聞かないで、この審議会がをそういうふうな形でまとめていくのは非常にまずいのではないかなと思っていて、小さい、か弱き声というのですか、北部地区は多分過疎化していく地区になると思うのですけれども、その人たちのご意見を聞かないで、答申をそのまま過ごしていくというのは、私はまずいなというふうに考えていますので、その点についてはそのような考え方を少なくとも、「嵐山町の議員の渋谷がこういうふうに言っていました」というのは答申といたしますか、審議会の中で言うべきだと思うのですけれども、いかがでしょう。

○森 一人議長 渋谷議員に確認します。

（2）でよろしいのですね。

○12番（渋谷登美子議員） （2）です。

○森 一人議長 はい。

それでは、答弁を求めます。

山岸教育委員会事務局次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 こちらは（2）に関連してのご質問でございます。最初にお答え申し上げましたとおり、答申、審議内容、方法等について

は審議会で決定していくということが大前提ということで考えております。

また、審議会の中で、その説明会についてもこの後、町教育委員会で基本計画あるいは方針的なものを策定していきますが、その案の段階で皆様方にご説明をさせていただくと、そういう機会を設けさせていただく、そういう予定になるということで審議会の中でもお答えをさせていただいております。こちらについては（３）においてもお答えをさせていただきましたが、流れとすると、そのような形になるかと思えます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 審議会なのですけれども、私が見ていますと審議会は教育委員会主導で進捗状況というか、プログラムがつくられているので、そのプログラムに合わせて皆さんが発表して行って、それぞれ一人一人がご意見を発表したら、次に声を出そうと思うときには、もう何か同調圧力がすごくて発言できないような状況をつくっているなというふうに私には見受けられるのです。これって本当にまずいなと思うのは、特に菅谷小学校に新校を建設すると自分の子どもさんをその新校に入学させて、そこで学校生活を送らせたいという方も結構いらっしゃるみたいだなというふうに思っていて、そうすると、やっぱりどうしても今やってしまいたいというふうな思いが私の中に伝わってくるのです。それって不公平だなというか、公平ではないなと思っていて、特に人数割合からすると、そのような形にどうしてもなってしまうと思うのです。一遍全てゼロからスタートになっていると言いつつも、これを最初の段階の案をやっていくのがベターなのではないかというふうに思っている方も結構いらっしゃるのです。そういうふうに私は見受けています。そして、実際にそういうふうに話を聞いてみても、そういうふうに思っているのです。これは進行の仕方がまずいなというふうに考えております。これは全協でお話ししたら、質問以上のことはしてはいけないということで言われたので、今回ここに持ってきているのですけれども、非常にまずい進行の仕方だなというのが私の印象です。

もう少し皆さんで、では学校を閉校にするということはどういうことなのかということをお話し合っていかなければいけないし、そのことについて皆さんが地域の志賀小にしても玉ノ岡中にしても、それから七郷小にしても、そこから学校がなくなるといふことでどういうふうなことが起きるか、そしてそれにメリットはどういうふうなものなのか話していると思いますけれども、それ以上のことにはなっていないなと

思っ、今の一般的なイメージ以上のものは出てきていないなというふうに思うのです。もっと深い文化的なものとか七郷村があった頃のこととか、そういったものが出てきていなくて、そこのところで新しい学校をつくりたいという思いだけがばあっと動いているというふうな感じがするのです。私も新しい学校はそれなりにいいものはあると思うのです。だけれども、そこのところを無視してはいけないと思うので、そこのところのやり方は審議会の在り方に任せるとするか、もう少し掘り下げて北部の方たちと協議会、審議会の皆さんが話し合っていくという場をつくらなくてははいけないけれども、それは今の進行を見ていると、全然そういうことはないですよ。どうなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員さんのほうで審議会の進め方についてのご意見をいただきました。同調圧力というお言葉が出ましたけれども、4月は別として、第1回、第2回の審議会については各委員さんに順番に視察の感想、そして第2回、次の回は再編についてどういう思いを持っているか、順番にお聞きしました。そのときに議員さんから討論がないというふうなお言葉をいただきましたけれども、それは最初からそういうふうになると当然だんだん発言できにくくなってしまいますので、最初の2回はもうどんな意見であろうと順番にお一人ずつ時間を取ってお聞きして、それで次のときに委員の中からいろいろな案について討論をしていただきました。その中でたたき台を用意したほうがいいのではないかと、そういうご提言をいただいてたたき台を用意させていただきました。したがって、教育委員会のほうで誘導しているとか、そういうことは一切つもりはございません。あくまでも委員さん方に純粹に考えていただきたいということで、当然北部地区の問題も議員さんご指摘のとおりです。そういう様々な課題があります。それらについて北部地区から出ている委員さんもいらっしゃいます。それぞれ自由な立場でご意見をいただいて、そして閉校というのはどういうものであるかというようなことを審議していくほうがいいということもありましたけれども、やはり前々回でしたでしょうか、一度今の進捗状況を学校なり、皆さん、選出母体になっている方と意見交換してくださいという、そういう今の進捗状況はこうなっていますというのを発信してくださいということもお願いしてあります。したがって、決し

て一定の方向を目指しているという、こちらで誘導しているということはないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を4時といたします。

休 憩 午後 3時45分

再 開 午後 4時00分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の再質問からになります。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 2番はそのままにしておいて、3番はそのまま、今の答えにそれ以上のことは言えないのですが、4番の玉ノ岡中学校の老朽化と渡り廊下の安全性についてなのですが、これは学校がどのような形になっても子どもの安全は確保するというお答えでした。私は玉ノ岡中学に関しては渡り廊下というのは結構厳しいなと思っていて、ガラスですよ。なので、これは長寿命化の改修をしたほうがいいのかなどというふうに思っています。玉ノ岡に関しては、そして、それはなぜかということ、特に菅谷の子どもたちがあっちに行って、新校になるという形があるので、そうするとこのところで私面白いのを見つけたのですが、環境省の補助金です。公立学校施設の整備というので、長寿命化計画。今まで3分の1でしたけれども、2分の1の補助になっています。そういうふうな形で、あそこの渡り廊下とあと木質化、そういうふうな形でかなりいけるので、それをやってから、それに加えてほかの公共施設を加える場合にはさらにそれがあるのです。そういった形も考えると、私は玉ノ岡中学は長寿命化の建設計画を考えたほうがよいので、1校になる前にやって、それから玉ノ岡を別の形にしていくというふうな方向があってもいいのかなどというふうに考えました。それはまだ全然そういうふうなところになっていないのですが、3分の1が2分の1の補助になったりして、ほかの施設もつける場合はそういうふうな形もあるということで、これ脱炭素化の補助金なのですが、いろんなものが今あるので、例えば七郷小学校でもこのまま閉校にするにしても、そういった形もあるし、志賀小もそういった形もあるということを考えて、この学校統合、新校1校建設する前にいろんなことをやるべきではないかなと思っているのですけれど

も、その点について伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸教育委員会事務局次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 渋谷議員ご質問いただいたとおり、やはり児童生徒の安全というのが第一でございますので、そちらを第一優先に考えて、今も毎日登校されているわけですから、安全を最優先に考えて施設のほうは管理していきたいというふうに考えております。

また、その後のことですが、こちらについてはやはり全体的な学校の形というのが決まってくないと、大規模な手の入れ方というのはなかなか難しいかなというふうには考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 特に玉ノ岡中学の渡り廊下のガラスの屋根というのは、私はやっぱりこれ今までのとおり気候変動ですごい洪水とかいろんなものが来たらあそこは危険だなというふうに思っています。その渡り廊下がなくなったときに、子どもが歩いている最中にそんなことというのは恐らくあり得ないと思うのですが、でもそれは最初にトイレの問題もそうだし、天井が落ちるという問題も、今の段階でぼちぼち解決になっていますけれども、ここの問題は大きな問題なので、これは早めに考えてやっていかないといけないのかなというふうに考えていますので、全体の配置ということではなく、ここのところはやっていくべきところではないかなと思うので、ここのところはあえて再質問しませんけれども、ここのところでこれはゼブというのですけれども、脱炭素化社会の公共施設の在り方というので考えてみるべきだと考えていますので、それはよしにしまして、次に行きます。

学校数と位置についてというのが答申で求めているものなのですからけれども、北部地区とか志賀地区というふうなものを見ると、そこの跡地利用も一緒に考えて、この再編の審議会はともかくとして、そこも一緒に提案していかないと、地域の方は納得できないのではないかな。私は統合するにせよしないにせよ、地域の人たちがある程度合意するということが必要だと思うのです。その合意を持ってこないで、今の再編の審議会は小学校1つ、中学校1つを菅谷中の敷地内に造るというふうな形、オーオーオーという感じでやっているような気がしてしょうがないのです。それは、まずいなと思っています。それなので、やっぱり跡地利用とか、跡地利用するためにはどの

程度の予算が必要になってくるか、これは全く見えないものかもしれないけれども、そここのところも一緒に考えないと、嵐山町全体の地域づくりということの中の学校の位置づけにはならないと思うのです。特に嵐山では小学校と中学校しかないわけです、教育施設です。それが、文化の一番の発生の基になっていて、七郷小学校と七郷中、玉ノ岡中学校というのは一つ七郷村の象徴だったと思うのです。それで、志賀小が後から、菅谷小から分かれたというか出てきたものですから、それはそれなりにやっぱり物があるので、そここのところも地域の人と一緒に話し合うという形が必要だと思うのです。その合意形成をしてからでないと動けないのではないかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸教育委員会事務局次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 学校の再編等につきましては、なぜこのお話が出てきたかと申しますと、もちろん渋谷議員ご存じだと思いますが、子どもの人数が減ってきたということが第1の要因です。その中で、子どもたちの教育環境をどういった形でよりよい環境にしていくかということが大前提でございます。そういったことから考えますと、まずは最初の答弁もさせていただきましたが、将来の町の小中学校の形が決まった後、その後そういった跡地利用についても協議していくというようなことになります。その跡地利用等の協議につきましても当然渋谷議員おっしゃったとおり、地域の皆様にご理解いただくというのは大前提だというふうに考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 町長に伺います。

まちづくりに関して小中学校というのは在り方はいろいろあると思うのです。実際にオンラインの授業も始まっていますし、それからいろんな形で子どもの関係の仕方が変わってきています、大人との関係の仕方が。それを今全体で小学校の先生も、中学校の先生も、教育長もそうなのですけれども、40人学級が前提としてクラスを進めていく、一方的なやり方で進めていく、複式はなぜいけないかという、複式は先生の負担が多い、少人数だと子どもが遠いと通学するのに非常に危険であるというふうな形で進んでいます。私が聞いている限りでは非常に現状のこれから目指す小中学校の教育の在り方とかなりアクティブラーニングとは異なる集団、もちろん子どもは直

接的な対応も必要なのですが、そうではないものもあるにもかかわらず、そういった形で進んでいって、まちづくり全体の中で学校がどういうふうな位置づけをするかということが不可欠だと思うのです。そのことについての協議はしなくてよいのでしょうか。

○森 一人議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

何点か議論の焦点がありましたので、整理させていただきたいと思いますが、学校の安全性、これはもうご指摘のとおりでありまして、それでそういうことを踏まえて、今年度も予算化していなかったのですが、そういう現象を踏まえて、予備費まで使って、それで最低限の修繕をする、そしてまた来年度の予算のほうには当然そういった修繕の予算化もしております。それで、そういう中で今渋谷議員からご指摘いただいた長寿命化の脱炭素化、これは国を挙げてそういった方向性でどんどんいろんな支援の輪が広がっておりますので、そういったものを活用できるものは全面的に活用してまいりたいと思います。

それから、あと議論の進め方に関しては、私大変丁寧に進めていただいているというふうに思います。昨年、私のほうで少し反論させていただく中で、ストップをさせていただきました。それはなぜかという、議論のプロセスが少し不十分な点、これはもう今ははっきり言えますけれども、違法性があるのではないかという指摘まで受けていた。私自身もいろんな資料を読ませていただく中で、確かにその可能性は高いなど。こちらのほうですばらしい学校を造ろうではないか、こちらのほうで裁判沙汰になっている、こんな状況は絶対にしていけないという判断の中で、もう一度立ち止まって条例にのっとった審議会の中で議論をスタートさせていただきたいということでスタートいたしました。今回スタートするに当たって、まず教育委員会のほうでやってくれたのは、全保護者に対してアンケートを取ってくれた。このアンケートを私も見ましたけれども、もうこの段階で私たちのこういう意見を吸い上げてくれる機会をつくってくれた、本当にありがたいというようなお声もいただきましたので、様々な意見をまずそういうものの前提として行っている。それから、また議会のほうに対しても審議会が終わるたびにこういった議論が出されました、そしてこういう論点がありました、今後はこういう形の議論が進みますということで説明をさせていただいて、そしてそのときにまたいろんなドバイス等をいただいたときには、それ

をまた尊重させていただく中で議論を進めていくということであります。

それから、あとは広報のほうにも毎回審議会が終わった後に掲載をさせていただいて、こういう議論がなされました。今度はこういうことをやりますよというようなこと。その中にはただ単にこういうことの報告だけではなくて、もし分からないこと、あるいは意見等ありましたら、いつでも委員さんにお尋ねください、教育委員会にお尋ねください、町の町民ボックスなんかもありますから、意見をお寄せくださいと、いつも開いた形で進めている。

それから、あとは学校関係に関しては、学校だよりを通して保護者のほうに審議の様子を伝えている。保護者同士の関係においてはまち c o m i というのでしょうか、SNS みたいな、ああいう形での情報共有もしていただいている。それから、あとは区長会があったときには区長会の皆さんにも説明をし、そしてもしご助言があれば承るというようなことも毎回やっております。また、今回は議会報告会のほうでも議論の題材としてこの学校の統廃合を取り上げていただいて、保護者のほうから様々なまたご意見をいただいた、そういったことも私も承知をしておりますので。

委員に関しては、前は嵐山町にゆかりのある方というか、そういう方をもっと入れたほうがいいではないかというようなご指摘があったのです。ですから、そういうことを踏まえて、町のことも、それから教育のこともやはり詳しい方に入っていく。そして、またステークホルダーではないですけれども、そういった保護者が前回のときは2人ぐらいでしたか。そうではなくて、各学校、それから保育園の代表者にも入っていただくということで議論を進めておりますので、委員の構成としても非常にバランスの取れた形になっているかなというふうに思います。

あと、渋谷議員のほうで心配されていた学校建設一辺倒でなかなか意見が言いづらいのではないかとというような心配もなされておりますけれども、私はそういうことは全くないのかなと。もし教育委員会のほうで主導的に言いづらいとか、こういう方向性に持っていくのだというような発言をしたりなにかというのであれば、それはもう問題だと思えますけれども、私の聞く限りそういったことは全くありませんし、一人一人の委員さんはそれなりの見識を持った方たちでありますので、やはり言うべきことはきちんとさせていただいているというふうに判断をいたしております。

それから、あとは今回の審議会に関して、私もびっくりしたのですけれども、委員さんの中から、もうちょっと議論の回数を増やしたほうがいいのではないかと。1か月

に1回では少ないよ、2回にしましょう、そして時間も10時からではなくて9時に遡って、もっと時間をつくりましょうと。こんな発言が出た委員会は私の知る限り一つもありません。だからそこまで前向きに委員さん一人一人がいろんな角度からご議論をしていただいているというふうに認識をいたしております。

そして、最後にご指摘あった跡地利用の関係だとか、これも大変重要な観点になります。ただ、これに関しては教育委員会の次長のほうからも答弁がありましたけれども、将来の町の小中学校の形が決定した後、これは協議していくということがありますけれども、まさにそのとおりだと思います。もうそれが決定したと同時に、やはりそういった議論をスタートしていくということは必要かなというふうには私は認識いたしております。ただ、1点だけちょっと配慮しなくてはいけないのは、決まったからといって、では来年度からすぐにぼーんと新しい学校ができるわけではありませんので、2年、3年やっぱり当然かかるわけです。だから、その学校は計画では廃校になる、あるいは統廃合されるということが分かったにしても、そここのところにはまだ児童生徒も通っているわけです。だから、そういう児童生徒が通っているときにこっちでわんわん、わんわんこの許可どうするのだって、そここのところは児童生徒の心情というものもしっかりと配慮する中で、しかし間を不必要に置くことなく着々と議論を進めていくことは絶対に必要だと思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、今の状況でいきますと、菅谷に中心、小学校と中学校が行って、そしてますます多分嵐山町というのは中央部に人が来る。北部、南部、南部はほとんど中央部になりますから、中央部に近いですけれども、北部というのは、ほとんど人が集まらないというか、人があまりよっぽどのことをしない限り転入していかないというふうな状況になるし、子どもさんも、多分今の段階でも若いカップルは中央区のほうにいっぱい新しいおうちがありますから、そっちに入ってきているという状況で、北部がちょっと私はこのままにしておいていいのかなという感じがあるのですけれども、そこも含めたまちづくり、小中学校の在り方というのはもう一切関係なくこのまま進めていくというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

そういうことではなくて、今審議会の中でどういう形にしていくかというのを議論していただいている段階ですので、この時点で私がこうですね、ああですねというふうな、これは内容に反する発言は絶対にすべきではないと思っております。ですから、審議会のほうで出された答申をしっかりと踏まえる中で、今後のことを一つ一つ進めていくという形になると思いますので、この内容に関するコメントは私のほうは控えさせていただきますと思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 町長としてそれは当然いい立場だと思うのです。それはそのままにして、またこのあれは続いていきますので、一般質問は。次、行きます。

2番目、町民文化大学の復活をということです。1979年から1995年まで町民文化大学が開催されており、町民の構想で嵐山町の歴史文化を伝える講座が開催されてきました。町民文化大学が廃止された理由というのは不明なのですが、ICTの発展によって新しい時代に入っていると考えています。多様性が尊重される時代でもあります。町民大学を復活し、町民による企画運営で多様性のある嵐山町を構築する必要があると考えています。コロナ禍で人が対面交流は避ける時期でもあります。公的な学習も民間主催の研修会等もオンラインで可能になっています。ふれあい交流センターのある中央地域のほか、北部地域、南部地域においてもオンラインでも学び、交流できる町民大学を構想してはいかがでしょうか。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

町民文化大学は昭和56年2月、里づくり文化構想の一つの大きな柱として提言され、同年6月現在の国立女性教育会館で開校されました。趣旨といたしましては、町民の資質向上、自治との連携により、豊かな里づくりを進めることでした。当初の目的を達成したため、平成12年度をもって終了いたしました。現在教育委員会事務局をはじめ、各課で対面式の講座を各種実施しておりますが、議員ご指摘のとおり、ICTの発展や多様性の時代に対応していくことが必要となっておりますので、町といたしましてもこのような現状を踏まえ、新たな仕組みを検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私が議員になったとき、町民文化大学というのはまだやっていたのです。これはとても面白いなと思って見ていたのは、町民の方が企画していく、それが非常に豊かなものをつくっているなとあって、そして、それが何で町民の人が企画しているのが最初の目的を達成したことになるのかよく分からないのですけれども、これは町民の方が企画して歴史や、それから嵐山町のことを新たに講座をつくっていく。先ほど狩守さんの一般質問にありましたけれども、エリアリノベーションの方向も一つのそういうふうな形の現代版なのかなと思うのですけれども、これをやっていくというのは私はすごく大切。特に町民の方が企画してやっていく、それも嵐山町の歴史というのは「鎌倉殿の13人」ですか、比企の13人ではなくてもっといっぱいいろいろあると思うので。そういったことも企画しながら、そして町民の力を付けていくというのはすごいことだなと。まだその当時、町民文化大学があったときは報道といって広報ではなくて、町民の方が広報記事をつくって発行していたのです。そういったことがあってもいいのかなというふうに思っていて、それはいかななものなのでしょうか。これどっちになるのか分からないのですけれども、どなたに聞けばいいのかな。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 町民文化大学を最初に企画したときには、嵐山町の企画課というところで関係しているということで、私のほうからお答えさせていただきますけれども、当時の開設要領というのがありまして、そちらの趣旨としましては、ちょっと読ませていただきますけれども、「体系的、継続的な学習を通して町民一人一人の資質の向上を図るとともに、特に嵐山町里づくり文化構想が目指す里づくりのための学習の場として開設する」という当初の内容なのです。こちらにつきましては、議員さんおっしゃっているとおり、町民の方が企画してということが重視されているのではなくて、あくまでも里づくり文化構想で、里づくりということで、今でいう地域コミュニティというところだと思っておりますけれども、そちらをつくっていくためには町民一人一人の資質を向上するというので、知識を高めていくことで各地域でコミュニティを形成していきましょうということが目的でつくられたようなのです。こ

こちらにつきましては、第3次の総合振興計画、こちらが平成元年から平成12年の計画なのですけれども、こちらにつきましては、まだ町民文化大学の推進ということで、総合振興計画の中にうたっているのです。こちらが12年に終了して、第4次の総合振興計画になったときには、ずっと続いてきたものなので、そこが一応見直されているというところで、そういった意味を含めて当初の目的を達成したという言葉をちょっと使わせていただいたのですけれども、内容的に渋谷議員おっしゃっているとおり、町民の方が企画してやっていくというところ、そういうところについてはちょっと意味合いが違うのかなということで1回目の答弁させていただきました。今後は町民文化大学を、そういった名前で復活するかどうかは別として、そういった形で講座のほうをやっていくかどうかということについては検討していく価値はあるかなというふうに考えています。実際講座をやるとなると、ちょっと担当課は替わってくるのかなと思うのですけれども、地域支援課としては一応1回目の答弁はそういう形でお答えさせていただきました。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、最初は企画課で、私は教育委員会関係が関わっているのかなと思っていたのですけれども、教育委員会関係ではなく、やっぱり町の里づくりという形になってくると、私は、今の時代、また新しい時代になってきていて、この新しい時代へのかけ橋みたいな感じで、町民文化大学というか、町民大学でもいいと思うのですけれども、そういうふうな高齢者向け、高齢者と言ってはいけないのですけれども、生涯学習的な部分が嵐山町の中であるべきではないかなと思っ
ていまして、東松山だったら市民大学というのですか、それぞれありますよね。そういう文化というのはなくなってくるものなのかもしれないのですけれども、継続性のある嵐山町に対しての教養というのですか、そういったものはつくっていくべきだと思うのですが、それはやっていきたいという話ですよ。どうしたらいいのかなと思う。町長としてはどういうふうに思われますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

私も今回渋谷議員のほうからご指摘をいただいて、昔のこの資料も担当課のほうに

出していただきました。里づくりということを中心に、この里づくりというのは嵐山を知ることから始まるのだということを書いてあるのです。その中の内容に老若男女を問わず、多くの町民に参加していただく、それには内容的に健康だとか、あるいはスポーツだとか教育だとか、特に女性の講座は絶対に持つべきだという。それから、開設に当たっては町内の各界各層の代表者、こういった人たちに運営委員会に入ってもらって、しっかりと運営をしていくべきだと。そして、また講師に関しても対外的な方を呼ぶのもすばらしいと思いますけれども、地元にいる人の中で、そういった講師の人たちも発掘をしていくべきだというようなことが書いてあるのです。これ、文化大学、一番最初の構想のとき1981年、ですから今から換算すると41年前なのです。でも内容的には今でも全く遜色ないようなすばらしい内容になっているのです。今はちょうどコロナということで、新しい生活というのが何となく始まりつつある。でも、この新しい生活が始まると同時に、新しい価値観も多分生まれてくるのかなというふうに思うので、これは本当にすすすぐというわけにいかないかもしれませんが、しっかりと研究をしていく価値はあるものだと私は認識いたしております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、これは研究してでも、1年後でも2年後でもいいので、オンラインも始まって、ちょっと違ってくると思うので、ぜひ実現させていただきたいと思います。

次に、3番目に行きます。いいですか。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 中学校の校則について、中学校制服、体操服、靴等について、LGBTの生徒へ対応するため、セーラー服、学生服は新中学校設置に合わせて変更する考えがありましたが、中学の制服等は2校の校長の判断で統一的な制服あるいは通学、体操服等に関する基準を決定すべきであると思います。靴は白い運動靴と指定されていますが、合理的理由があるのか伺います。

2として、髪型等の規制がありますが、その理由を伺います。

3、小学校から中学校への不登校が急増するのは中1ギャップと言われていますが、本来は生徒の自主性を尊重すべきことを集団規律で規制することが要因ではないかと思ひ、そのことについて見解を伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）、（２）、（３）について答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 それでは、答弁をさせていただきます。

まず、質問項目３の（１）につきましてお答えいたします。

現在学校再編等について審議会にて検討いただいておりますが、町の再編等の方針が決定した際には両中学校で基準を検討していただきたいと考えております。

なお、現在両中学校共に、華美な靴や効果な靴を履かないよう、白を基調とした運動靴とする規定がございます。しかし、白を基調とした運動靴の指定等、従来を踏襲したものであるため、現代の社会や時代の変化に対応しているか検討が必要であるとと考えております。児童生徒、保護者、地域等の考えを踏まえつつ、社会環境や児童生徒の状況の変化に応じるとともに、学校における校則を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにつながるよう見直しについて指導、助言してまいります。

質問項目３の（２）につきましてお答えいたします。

髪型等の規制につきましては、生徒が勉強や体育・スポーツをする上で安全で健康的な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として定めております。しかしながら、指導の継続性にも配慮しつつ、社会や時代に対応しているか検討が必要であるとと考えておりますので、今後学校とも協議してまいります。

質問項目３の（３）につきましてお答えいたします。

学校生活では、規律や社会的ルールを学ぶ場であるという共通認識に立ち、学習環境の整備や学校内の規律の維持に取り組むことが大切です。その中で、児童生徒一人一人に合った指導を行い、個の成長を促すことが肝要だと考えます。中１ギャップの問題も含めて、中学校における生徒の不登校の要因として、学校の決まり等をめぐる問題が挙げられ、令和２年度の調査ではその割合が0.8%という結果が報告されております。今後も学校の規律や校則が不登校になるきっかけにならないよう引き続き教育活動を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 1番から再質問するのですがけれども、私がこの質問をするのは、小中再編の審議会の中で校長先生がLGBTについては制服を考えなくてははい

けないことになっているのだけれども、新校設置とともに制服を変えるということになっていたけれども、新校ができないので、制服がこのままになっていることが問題であるというふうにおっしゃっていて、それは私は違うのではないかなと思って。このLGBTに例えば心と違う服を強制するわけですよ。それって人権を侵害していることになるので、学校統合の問題とは違って、全くすぐに取りかからなくてはいけないことではないかと思ったので、この一般質問をしているわけですがけれども、自分が本当は男の子なのではないかとすごく思っている人がスカートをはいたりするのは、物すごく傷つくものなのだそうです。自分は女の子ではないかなって思っているけれども、男の子の格好をしている人は、やっぱりズボンと学生服を毎日毎日着なくてはいけないというのは非常に傷つけられる、人権侵害があるなと思っています。それで、トランスジェンダーというのですか、制服はジェンダーレスのものでなくてはいけないので、これは学校統合とか関係なくやっていけばよいものであって、本来制服というのはなくてもいいもので、別に法制定されているものでもなく、中学校は制服を着なくてはいけないということが決まっていなくて、法律でそれが争われていても、そここのところはないわけなのです。そうすると、これは今すぐにでも取りかかるべき問題ではないかなと思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。例えば今あるのは標準服を着るという形だったら、男の子も女の子も関係なく、自分が着たいときに標準服を着るという形になっています。埼玉県とか、どこに標準服というのがあるのか分からないのですけれども、そういうふうな形に直していくというか、いつ学校再編が行われるか分からないし、新校になるか分からないので、これはそれぞれの中学校の校長先生が話し合っていて、同じようなものに決めていけばよいだけのものではないかと思うのですが、いかがなんでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

校則については、校長が学校運営の必要において定めることができるということで、法的規定はありません。したがって、両校とも制服が指定されているわけですがけれども、先ほども答弁の中で申し上げましたように、やはり社会の変化あるいは児童生徒、保護者の考え方に応じて見直しをしていくということも当然必要であるのかなというふうに思っています。特に昨今のLGBTに対する対応についても議員さんご

指摘のとおり考えていくべき課題かなと思います。だからと言ってすぐに、では来年度から自由にするとかということは指導の継続性とかということになりますとなかなか問題もあり、別の問題もありますので、やはり現段階では教育相談的な対応で、もしそういうことで悩んでいることがあるとすれば、早めにいろんな形でつかんで個々の対応で解決していくことが取りあえずの対応かなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そういう発言ができないのだと思うのです。そういうふうに思っている子どもが相談もできない。嵐山町の場合は私は、一昨年9月か何か一般質問したときに、中学校の子どもで2人LGBTで悩んでいる子がいるというのを嵐山町がつかんでいるというのですか、相談体制に乗っているって、これは非常に重要なことなのだそうです。ほかの市町村でまだそこまで教育委員会がそれをつかんでいるということがあまりないのだそうです。だから、その話をしたら嵐山町はすごく先進的ですよというふうに言われたのです。そうすると、もう一歩進んだほうがいいなと思っていて、特に体操服とか、保護者説明会を見ていると、結構いろいろありますよね。私もこんなにあるのだと思って、これなくしていてもいいのではないかなと思ってまして、だから制服を考える会みたいなのをつくって、そういうふうな形の場で話ができるようなものをつくっていくべきではないかなと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 議員さんご指摘のように、子どものほうからなかなか言い出せないという部分はそのとおりかと思います。ただ、やはり子どもの生活、いろいろなふだんの先生との交わりの中で2者面談とか、直接本人と先生だけで話し合う機会もあります。さわやか相談員という方もいらっしゃいます。そういう方にちょっとでも声を上げられれば、それなりの対応が早めに行けるといことで、学校においてはできるだけそういう子に対しての早期発見、早期の対応ができるように指導してまいりたいと思いますが、制服やその他の決まりについても確かに議員さんおっしゃるように私もこの質問を機会に一日入学の説明会の資料を両校のを取り寄せて見ましたけれども、相当細かく決められております。果たしてここまでする必要はあるのかなという

のはありますが、やはり生徒指導の流れと申しますか、一時昭和の50年代の校内暴力が吹き荒れた時代に、いわゆる学校においては毅然とした生徒指導をやって、それでそういう校内暴力を鎮めるといふ、そういう指導をした時期もございます。その時期はかなり生徒に規制を加えたといふか、そういう時期もございました。ただ、時代的に今の時代はそういう学校で自転車を乗り回すとか、あるいはガラスを割るとか、そういう子どもはもうほぼいません。むしろ今は心の病気、議員さんご指摘のように不登校とか、そういう形で問題の性質が変わってきていることは事実です。したがって、これについてはそういう時代の変化に対応して学校の決まりや仕組みを変えていくことも必要だろうというふうに思っています。文科省でも現在生徒指導提要という、私たちの生徒指導のバイブル的な教科書があるのです。これ平成22年に改訂されているものなのですが、ちょうど今改訂時期で、これに対して各界から意見書が寄せられているということも承知しております。その中には子どもの権利条約、それらを踏まえた生徒指導提要にするようにというふうな意見書も出ているというふうに伺っております。いずれにしても近いうちにこの新しい生徒指導提要が出されると思いますので、それらも参考にしながら学校と協議してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 学校の先生も生徒指導に時間を取られるのは非常につらいと。そして、むしろ授業の準備に時間を取りたいというふうになってくると、生徒指導が細かいと、そここのところに時間を取られていくので、授業の時間がなくなって、そして過重労働になるというふうな形は、今本を読んでいますとそういうふうな形出てきています。だから、そういったことは改訂版が出るよりも前に別に教育委員会のほうで校長会ですか、校長会でこういった形の提言があるというふうな形で話し合われて、そして進んでいくことが必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 ご提言の内容については私も十分その意については理解をすることができます。したがって、校長会、生徒指導主任会、それらの機会にそういう話題も出しながら学校とも協議していくつもりです。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 中学校の入学の説明を見ていると、授業は制服を着なくてはいけなくて、そしてジャージを着てはいけないのですよね。だけれども、トランスジェンダーのことを考えますと、授業なんかも別に制服でなくて、まだ決まらないわけですから、ジャージというのですか、そういうので構わないのではないかなと思うのですけれども、そうすると、そここのところでの差というのはなくなってきました。そういうふうな形のもっと子どもたちが楽になる、そういうふうな形は今制服を変えなくてもできるので、提案していかれたらいかがかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 なかなか難しいところがありまして、先生方にとってはやはりきっちりと指導をして、その場に応じた服装、その場に応じた態度、それらも学校では指導しております。したがって、何もかも自由にとというのは学校の規律維持の点においては難しいところがあるかなと思います。ただ、体操着で授業をすることが、では規律維持に大いに関係するのかなということ、その辺は必ずしもそうとばかりは言えないので、そういうことも含めて社会の変化に対応した学校の生徒指導の決まりというものについてはやはり検討していく余地は十分あるというふうに私自身認識しております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これ言うのはあれなのですけれども、羽曳野市というところで、学校の教員に対して制服化の予算を取ったのです。それで、すごく学校の教員から、学校の教員が制服を着るのです、みんな同じような形の。大騒ぎになりました、それで予算化を反対する形になって、そして子どもたちの、生徒の制服も見直すという形の運動が出てきたらしいのですけれども、そういうふうなことを学校の教員の方たちが言った場合、学校の先生は、嵐山町にそんな予算はないのですけれども、制服にするかというふうなことをおっしゃったらいいのではないかなと私は思うのです。皆さん同じ服装にしてネクタイを締めて同じ形のシャツにするという、みんな紺色のシャツとネクタイとズボンというのと、そういうのは持っていらっしゃると思います

し、女性の方も紺色のスカートとブレザーぐらいは当たり前にとっていらっしゃるの
で、そういうふうな形で提言していくということは私はこれすごいなと思って、すご
いなというのではないのですけれども、こういうふうな事件があって日本の制服の在
り方というものの見直しが始まったのだということが分かったので。大人も制服にな
ったらどんなことになるか。校長先生も毎日同じ制服を着て同じように授業をきっち
りしていかななくてはいけなくなったらどうなるかということも考えていただいて、そ
れをしていただきたいと思います。

2番目なのですけれども、髪型等の規制がある理由というのは危ないからとかいろ
いろあるのでしょうかけれども、私もよく分からないのですけれども、ツーブロックに
してはいけないとか書いてあって、ツーブロックとは一体なのですかというのを調べ
てみたのですけれども、どうってことない髪型ですよ、男性にとっては普通に
やっているような髪型で。そしてあと何か髪の毛は肩まで来たら必ず結わなくてはい
けないとか書いてあって、それはないなと思っていたのですけれども、女性のほうで
す。女性の人たちって髪の毛をすごくさらさらにして、ここまで伸ばすというのは結
構ファッションになっていますよね。今はどうか分からないのですけれども、そうい
ったことまで決めていくというのはいかがなものかなと思っていまして、それについ
てもこれは即刻校長会などで話し合っていたらいいと思うのですが、いかがなので
しょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 私も長いこと経験していますが、今までの経験でもやはり髪が肩以
上に伸びた場合には結わえるというのはどこの学校でもやっていました。ただ、議員
さんおっしゃるように、そのことがどうかということになりますと、少なくとも体育
の授業では望ましくないと思います。前転、後転、場合によっては鉄棒に引っ絡まっ
たとかいうこともありますので、やはりその場その場にふさわしい髪型や服装とい
うのは当然あると思います。ただ、学校においては答弁でも申し上げましたように、指
導の継続性というものもありますので、その辺については考えていかなければいけ
ない課題の一つであるということは私自身も認識しております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 小学校から不登校が急増するのは中1ギャップと言われて
いるけれどもという形で、0.8%とおっしゃいましたかね。0.8%。私が調べている限
りでは、令和元年度の文部省の「児童生徒の問題行動による不登校」で、これは規律
が厳しいというので、5,572名がそういうふうな形で統計に上がってきます。教員の
精神的起因の休職というのも5,478名で、これは何パーセントになるのか出ていなか
ったのですけれども、全国的に大体5,000名以上の子どもと大人が生徒指導で非常に
苦しい思いをしているということは確かなので、これは集団規律というのはある程度
は見直す時期に来ているということもあって、これでぜひ教育委員会、それから校長
会で話し合っていたいただきたいと思います。いかがでしょう。

引き続き教育委員会、今後も学校の規律や校則が不登校になるきっかけにならない
ようにと書いてあるのですけれども、実際に不登校になるきっかけになっていると思
うのです。それを話し合うための校則とか生徒の規律というのを考える会合を生徒、
それから教員、保護者でつくっていただいて、そういうふうなものを解決していく、
子どもたちにとって楽しいというか、民主的な、上から押しさえつけるような学校制度
ではないものをつくっていくべきだと思うのですが、そのことについては何度も言
うようすけれども、そういった会をつくっていただけませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

最初の不登校になるきっかけで学校の決まり等をめぐる問題ということで、議員さ
んご指摘の資料と私のほうの資料とはちょっと数字が違うというご指摘ですが、私の
は令和2年度の人・問題行動調査の集計でございます。それについては、小中合計で
0.8%、1,290人というふうに出ております。ちなみに、嵐山の場合はどうかというと、
学校の決まり等をめぐる問題というものはおりません。ゼロです。どんな理由がある
かといいますと、小学校では学業不振、それから家庭の生活環境の急激な変化、親子
の関わり方、生活リズムの乱れ、遊びなどで、中学校でも同様にやはり学業不振が多
く、そのほか中学校の場合、「無気力、不安」というような項目で答えて統計が出て、
中学校の場合は23人、小学校の場合は全体で5人。その中で、学校の決まりというの
は小学校、中学校ともゼロということです。したがって、そういう自分たちの学
校をよりよくするために話し合うような機会を設けたらいいのではないかとご指

摘についてはとてもいいご意見だと思います。学校の中でも、特に中学校については生徒会活動が活発になっていきますと、生徒会活動の中で自分たちの学校の決まりだとか、そういうものをもう少し窮屈でないものに変えていこうとかということも活動の中でできますし、小学校の場合は児童会で果たしてそこまでできるかどうか分かりませんが、中学校などは生徒の自治活動の伸長という意味でもやはり生徒会担当にその辺のところは投げかけて、そういう仕組みをつくっていくのはどうかということをお話しすることはとても意義があるというふうに思っております。

以上です。

◎会議時間の延長

○森 一人議長 議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 5時15分までには終わりますから、大丈夫です。このままその形でやっていただければと思います。

次行きます。気候変動への対応へ電気自動車のカーシェアリングを。地域公共交通の仕組みづくりにガソリン自動車の対応ではなく、CO₂削減のために地域での電気自動車のカーシェアリングを提案したいと思います。自治体と企業による電気自動車のカーシェアリングは実験的に始まっています。嵐山町においても北部地区、南部地区から駅までの通勤通学、地域の人々の買物、病院等への移動に対して電気自動車による移動を地域の人々が相互に行うなどの仕組みづくりで気候変動への抑止の試みをしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問事項4につきましてお答えいたします。

地域公共交通につきましては、持続可能な公共交通を目指すため、地域公共交通を考えるプロジェクト・チームにより調査研究してまいりました。現在、最終報告書の策定に向けて最終段階に入っておりますが、北部地区、南部地区にお住まいの方の移動手段につきましても課題となっております。ご提案いただきました気候変動への対

応としての電気自動車のカーシェアリングでございますが、町といたしましてもCO₂削減は重要な問題と捉えておりますで、今後地域公共交通を考えていく上で参考にさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 何か随分あっさりした答弁なので困ったなと思っているのですけれども。これゼロカーボンのところで環境省の補助制度を見るといろんなものが出ていて、カーシェアリングに関しては特に令和3年の補正予算でもこれが出ているのです。ゼロカーボン・ドライブというのであって、地域住民による電気自動車支援購入事業と、それからカーシェアリング、電気自動車、公用車を活用したカーシェアリング事業という場合には、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金というのがあります。そこで3分の2から2分の1という形で再エネとセットになっているわけなのですけれども。例えば北部交流センターに太陽光発電のちっちゃいのをつけると、電気自動車の電力が賄えるようなものをつけて一緒にやるとかということはあるかなと思っています。南部地域についてもそういった形でやることはあり得るなというふうに思っています。いろいろな例がぼちぼち出てきていまして、脱炭素先行地域選定というのがあります。100事業所を、100自治体を取りあえず2025年までに募集するのです。今年度はもう2月21日で終わったのですけれども、年に2回程度2025年まで、とにかくずっと公募を実施していくというふうな形になっています。私は、これは嵐山町でゼロカーボンを進めていくのにはまちづくりと一緒に考えると、カーシェアリングというのはすごくいいやり方だなと思っています。今ふるさと地域のほうから七郷小まで歩いてきていますけれども、うんと遠い子どもさんたちはやっぱり近くまで連れてくるのかなと思うのですけれども、集合所まで。そののこのところを見ないのですけれども、そういった形のものをカーシェアリングでそこに持ってくるのか、少なくとも電気自動車で七郷小まで連れてくるのか、そういうふうなことはあり得るのではないかなと思っています。

あと遠山地区の子どもさんたちもお母さんたちが直売所まで送ってくると言っていますよね。そういうふうなのは遠山の1か所、集会所に再エネというのですか、太陽光発電のちっちゃなパネルをつけて、どの程度の電力が賄えるのか分からないのですけれども、そういった形でまちづくりをしていくということは、私は可能性としてあ

りかなと思っていて、また將軍澤もそうですけれども、將軍澤だとどこにそうした再エネというか、太陽光発電のパネルをつければいいのかというのがぴんとこないのですけれども、そういった形で子どもさんたちを連れてくるということと、あと当番みたいなのか、タクシー券みたいな形をそういうふうな形にも使えるようにして、地域の方に当番制でそれをお願いしていくというふうな形もあるかなと思っていて、私はこれは最初に、いろんなゼロカーボンのやり方があると思うのですけれども、嵐山町のように南北に細長いところで、どうしても自動車を使わないと移動できないところというのは、電気自動車のカーシェアリングはかなりいけるのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。環境省の補助金でそういうふうなことを、ゼロカーボンシティをして考えるという形にはなっていますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

昨年、内閣府におきまして、国・地方脱炭素実現会議というものが平成3年6月に地域脱炭素ロードマップというのを出しました。その中に地方の支援をするというメニューとして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金というものの創設を予定しております。こちらのほうは交付要綱、実施要綱等がまだ案という形でしか示されておりませんで、まだはっきりと確定したわけではございません。一応その案の中身を見ますと、議員さんおっしゃった脱炭素先行地域を設定する方法と、あとその地域というか、項目を重点化対策加速度事業ということ、その大きく2つの手法を備えているメニューとなっております。脱炭素先行地域というものがまずこちらの地域に手を挙げる条件として、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画というかなりレベルの高い条件を付した計画をまず作成して、それから募集に応じて、その後、環境省のほうで評価、審査をしまして、それで選定されると。そういったちょっとハードルが高い事業というふうに感じております。一方、重点化対策加速度事業におきましてもカーシェアリングのメニューも入っておるのですけれども、やはりこちらのほうも昨年改正になりました地球温対法、あと地球温対計画に基づいた地方公共団体の実行計画を改正して、それに基づいてまた応募して、それで選定されると。そういった種々の煩雑な手続等もございます。こちらのほう、いずれにしましても地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のほうがまだ確定ではございませんので、そちらのほうをよく調査研究とかいろいろ

ろするのと、あと先ほど議員さんもおっしゃいましたけれども、特に脱炭素先行地域というのは例えば太陽光パネルとか、電動自動車のカーシェアリング導入とか、そういった個別の内容というよりも、まちづくりをもう180度転換するような、そのような内容も含んでおります。こちらのほうは地方自治体だけではなく、民間事業者、それと個人も含めて、特に民間事業者さんなんかもそれこそ経営方針に関わるような、そういった検討も必要だというふうに私はこちらを拝見して感じております。したがって、こちらのほうは確定した内容をよく吟味して検討しないと、なかなか手を挙げるには難しいかなと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私はずうっと思っていたのです。思っているというか、岩澤町政のときから脱炭素化のまちづくりというのはやっていかななくてはいけないことなだけけれども、それは今の段階だとゼロカーボンシティという形で受け入れられているから話が進みやすいのですけれども、全く否定されてきたなと思うのですけれども、それはゼロカーボンシティにしていかないと、もう確実に地球温暖化が進んで、そして今も2度ぐらい気温が上昇するのではないかと言われています。だから、こういうふうな形でまちづくりをしながら脱炭素化をしていくということが私たちの今いる大人の世代の使命なのではないかなというふうに思っているのです。ですので、そうすると、そのところで非常に困難で難しい脱炭素化計画をつくっていくべきだと思うのですけれども、それについてどのぐらいの人材が必要で、どの程度のものがかかるかというのもまだ分からないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

先ほど議員さんもお話しいただきましたけれども、募集をかけたのが1月からで、締め切ったのが2月21日、その選定も多分まだされていないと思います。ですので、中身がちょっと不明でして、なかなかそこを予想するのは現段階では難しい状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 住民の方にもいろいろな方がいらして、そういうふうな方も一緒に併せて、環境基本計画は今回予算に入っていない、審議会とかいろいろ予算に組み込まれていなかったと思うのですけれども、そういった形である程度の人を募集して、そして中学生とか高校生でもいいと思うのです。そんな方も一緒に加わって、そして嵐山町のまちづくりを脱炭素化していきましょうというふうな形の一つの大きなエリアリノベーションではないのですけれども、そういった形のものをつくっていくべきだと思っているのですが、その点についてはどうでしょう。特にカーシェアリングに関しては非常に重要なことだと思うのです。なので、その点についてはいかがでしょうか。副町長はまだ答えていただけていないので、どうぞお願いいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

いろいろ考え方はございます。ただ、新しいことでございますので、実現するにはそれなりの研究が必要だというふうに考えております。したがって、いい機会でございますので、しっかりと勉強させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、実現していただくことをあれして、2025年までが公募期間なので、1年か2年で研究というか、町のほうでプロジェクトチームか何か、横のプロジェクトチームが必要だと思うのです。環境課と地域支援課では全く違うし、教育委員会も入って学校の校舎の問題もありますし、そういったことも含めてやっていていただきたいと思うのです。ぜひそれも含めて考えていただきたいと思います。おしまいになります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時10分）

令和4年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

3月3日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第7番議員 畠山美幸議員

第9番議員 青柳賢治議員

第8番議員 長島邦夫議員

第10番議員 川口浩史議員

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書	記	安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
福嶋	啓太	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
馬橋	透	地域支援課	長
前田	宗利	福祉課	長
藤原	実	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長
奥田	定男	教育	長
川上	力	教育委員会事務局人権文化財担当	次長
山岸	堅護	教育委員会事務局教育総務担当	次長
溝上	智恵子	教育委員会事務局教育総務担当	指導主事
不破	克人	教育委員会事務局教育総務担当	指導主事

杉 田 哲 男 農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第1回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、金子教育委員会事務局次長は、都合により本日の会議を欠席しておりますので、ご了承願います。

以上で、報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 畠山美幸議員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号7番、畠山美幸議員。初めに、質問事項1の駅西口開発についてです。どうぞ。

○7番(畠山美幸議員) それでは、議長のご指名がございましたので、順次質問させていただきます。おはようございます。今日は桃の節句ですので、ピンクを着てきました、昨日もですけども。

それでは、1番目から質問させていただきます。駅西口開発について。西口ロータリーが着々と完成に向かっていきます。令和4年度中に完成するということですけども、しかし、停車場線からJAがなくなり、秋にはりそな銀行もなくなると聞いております。今後どのような振興策をお考えですか。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1につきましてお答えさせていただきます。

武蔵嵐山駅西口につきましては、昭和50年代から活性化が課題とされ、様々な検討や基本計画が策定されました。駅東口は、土地区画整理事業により整備されましたが、駅西口においては抜本的な活性化は実現に至らず、平成14年の駅橋上化とそれに伴う公共施設の整備、平成18年の旧駅舎用地を利用した現在のロータリー整備などが行われたところです。

平成26年度から始まった全国的な地方創生の動きの中で、町においても平成28年の町制施行50周年を契機に武蔵嵐山駅周辺活性化10年計画をスタートさせ、現、嵐なびの建設や駅前広場の整備、駅前通り歩道拡幅の要望などを行うものとしたことございます。

現在、まちづくり整備課では、地権者の方への用地交渉がようやく終了を迎え、工事着手に進んでいるところです。コロナ禍における各方面への交渉、協力、協議により、予定以上に時間がかかっていますが、令和4年度終了に向けて進んでいるところであります。

現在の駅前広場整備は、武蔵の嵐山にふさわしい景観、にぎわいにつながる整備、交通結節点機能の充実、防火・防災機能の充実を整備方針として実施しております。駅前通りの状況は変化しつつあります。町が既に有している地域資源の活用を視野に入れ、整備方針に基づく駅前広場整備を含めた駅施設の有効な利活用を促し、駅周辺の活性化につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今課長のほうから答弁いただきましたが、答弁の内容が割と漠然としている内容ですので、4年度にあそこの駅のロータリーができて、昨日のお話ですと、狛守議員が昨日質問されましたエリアリノベーションというものはどういうことをやったのかなということで、昨日答弁を聞いておりましたら、育成、人が集まりにぎわいのあるエリアを創出するエリアプロデューサーの発掘、育成が実現でき

ればと考えているという、そういう内容であって、何か川越のほうで実績のある企業さんみたいですがけれども、まちづくり整備課と企業支援課が、若手職員が本町の状況を打開すべくエリアリノベーション支援事業を企画しました。何か5回にわたっていろいろお話を伺っているという、昨日狛守議員の答弁でございましたけれども、どのようなお話があったのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 エリアリノベーション事業は、昨日も答弁させていただきましたけれども、空き家とか空き店舗、空き地、やっぱり嵐山町にも増えておりまして、それを何とかしようというのは、全国的に広がっている動きであるというふうに感じております。

それを打開するには、いろいろ手法があるかなと思いますから、ただ、継続的に活用できる成功事例を見ると、やっぱりその中でキーとなる人、町ではエリアプロデューサーと呼んでいるのですけれども、そういう人が空き家、空き地、空き店舗を活用しつつ、地域全体の公共施設をよくするという、そういう視点を持ってイベントをやったり、その地域を盛り上げていくというのを主体的にやっていく。それも、川越のほうでは補助金に頼らない自立した取組をしているという、そういう事例がございます。それは、全各地で行っておりまして、昨日も申し上げましたけれども、総務経済常任委員会でも、以前熱海市に視察に行くなど、そういう動きを感じたところだなというふうに考えているところでございます。そういう人をどうにか育成、発掘して、町の中でもそういう動きをしていきたいというのがエリアリノベーション事業の本質でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 課長のおっしゃるとおりだと思うのです。嵐山駅、乗降客があまり多くはないのですけれども、ラベンダーの咲く頃になると、コロナさえ収まっていれば来町してくださる方はいらっしゃるのかなと思うので、やはり駅前で、今嵐山食堂さんが頑張っていただいている、今まで駐車場がないのが懸念されていたのだけれども、何台か月ぎめで借りてくださっていて、すごく便利がよくなってよかったなと思っておりまして、またこの間ちょっとハローワーク、駅の嵐なびのほうに用事

がありまして行きまして、駅のところに駐車場がないなと思っていたら、東口にすばらしい、昨日答弁もありましたけれども、14～15台が止まれるような立派な駐車場をおだんご屋さんの裏辺りに造っていただいている、一応今回のエリアリノベーションは、西口に限らず東口にも円を描いたところでやっていくのだという話で、第一段階としては、ああいうふうな駐車場ができていてよかったな、人が寄りやすくなったなというのは感じました。

私たち総務経済の、あのときは大野さんが委員長だったのかな、のときに熱海市のほうに視察に行きまして、やはり若いリーダー的な方が熱海を復活させるということで頑張っていた。嵐山町においては、まちおこし協力隊の方が3年間にわたっていろいろ活動はしていただいたのだけれども、ああいう方が今後、もうある程度見つかっているのか、そういうリーダー的な存在が。今回5回こういう講演聞いているということなのですから、そういう方が見つかっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、東口に駐車場を造ったのは、現在駅西の交渉の中で、移転先ということで嵐丸ひろばの駐車場を提供しますので、嵐丸ひろばの駐車場が東に行ったということでございますので、駅利用という中ではなくて、嵐丸ひろばの利用者の方の駐車場でございますので、その点はご了承願いたいというふうに思います。

また、駅の今回のエリアリノベーション事業において人材がもう見つかっているのかというと、そういうわけではなくて、1回講演会をして4回ワークショップをして、その中で発掘していく、その中でつながっていく中で、そういう人が出てきたらなというのがありますので、今現在見つかっているものではございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 昨日の答弁の中に、官民連携による活用や流通を支援、促進するまちづくりを目指すという内容があったのですが、やっぱり官民が連携していかないと難しいなって、嵐山食堂さんだっで一応民間の企業さんがああいうふうにやっていただいて、町の玄関口でいい形でやってくださっていて、さっき熱海市の

話がありましたけれども、熱海市は熱海プリンというプリンのブランドがあって、1個がいい値段なのですけれども、やはり観光客はそれを目的に行かれる。私思ったのですけれども、嵐山町、嵐山食堂さんを経営されている民間の方が今イチゴを作っているのではないですか。世田谷のほうで、いちびこさんというカフェがあるのですけれども、そこはイチゴだけに特化してイチゴ商品を販売、ケーキだとかかき氷のシロップを煮詰めたようなもので、シロップではなくてそういうものとか、あと吉見なんかは冷凍したイチゴを削った削りイチゴに練乳かけてアイス載っけてというのがありますけれども、この間の紅葉まつりでもそれを販売していて、大変人気があったようでしたけれども、ああいう形でイチゴに特化した何かそういうお店をつくるとか、あと小川町が大谷石でできた前の何か倉庫というのかな、そこをリノベーションされて、コワーキングロビーといってシェアオフィス。見させていただきましたけれども、カフェがあって、通常の間時間帯はシェアオフィスですから、パソコン持って行ってそこで仕事ができる、すごく雰囲気の良いところで。夜とか土日かな、何かコンサートをすると、本当にすてきな場所になっておりました。

ですので、あんな大谷石みたいな立派な建物が駅前にはちょっとないのですけれども、JAさんの跡地ですとか、あとりそなさんが立ち去った後はあそこを多分更地にして返還するのだと思うのですけれども、やっぱりあそこの建物を活用しながらシェアオフィスにしてみるだとか、何か人がとにかく集まらなければ意味がないので、たまたま線路沿いで介護施設をされている方とこの間お話ししたのですけれども、前は滑川高校が嵐山駅を使っていたから、うちの道路の前がにぎやかだったのだけれども、今つきのわ駅ができてしまったから、ここが本当に駅前なのかしらというぐらい静かなのですとおっしゃっていて、ああ、本当ですねという感じだったのですけれども。ですので、やっぱり人が集まるようなもの、それで私今日資料置いてきてしまったのですけれども、今回国の予算にも、大学生も今リモートで授業が受けられるということで、そういうものを活用したデジタルで授業ができるそういう場所を今見つけているような話があって、予算化されているというようなものも見ましたし、そういう何か人が集まるお店も大事なのですけれども、そういうことも考えていくというのも必要なのではないのかなと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

まさにそのような考え方をもって、町はエリアリノベーション事業を行っているのですけれども、基本的には、一番最初に講演を受けた株式会社80%の方も言っていたのですけれども、やっぱりどうしても自立するには補助金頼みでは駄目だと。自分で借金をして、それで回していく、その気持ちを持ってやっていかないと持続可能性はないというふうに言われていました。熱海市に行ったときも、そのように言ったかなと私も思っています。やっぱり自分たちで考えてやっていただく。確かに補助金は、一時的にいいかもしれませんが、そうするとやっぱりその人たちの自由を奪ってしまう、自由な発想は自分たちで考えていただく。町も、以前は活性化委員会とかをつくって、地元をお願いしていろいろやらせていただきました。ただ、やはりどうしてもそうなると、町が最後には主体となってしまって、動きが取れなくなってきたのかなというような反省もあると私は個人的には思っていますので、やはり自立した人を長くそこで愛着を持ってやっていただきたいという人を、人材をどうしても見つけて、やっていかなければならないのかなと考えているところでございます。そのために、今やっているように講演会をやったり、ワークショップをやったりして、ただ一人では多分できないと思いますので、人のつながりをつくっていただいでやっていただく。先ほどの株式会社80%の方も、前にも言いましたけれども、川越市が実施したワークショップを契機に、志の同じ方が集まって会社を立ち上げて、1年や2年ですぐ事業化するという、そういうスピード感を持ってやっていただいております。嵐山町も、町民だけでなく全体を広げて、そういう人を見つけて育成していく、その中にはもちろん商工会や町が支援をして、何かそういうものでお困りとか、支援してもらいたいというのがあったら一緒に立ち上げていただくというぐらいの。ただ、お金目当て、お金というか、補助金を出してそういうふうに行っていくというのは今現在なくて、イベントとかはちょっと分かりませんが、基本的に主体となって、自分たちで資金を見つけてやっていくという、それがやっぱり持続可能なことになるのかなと思いますので、今はその方向で進んでいるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 私も補助金目当てで、あまりやるというのはよくないなと思っています。自分でやろうと思ったら、貰ってもらうためにはやっぱり楽しんで稼ぐと

というのはできませんので、それは本当に大事な視点かなと思います。

さっきの小川町にあそこの建物は、あれは何か、そうは言ってもやっぱり建物をリノベーションするというのは、大変お金のかかることではないですか。何かあれはあったのですか、あそこのところご存じですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

ちょっとその情報は分からないのですけれども、いろいろ今補助金としてはリノベーションの事業も、確かに地方創生のほうで整備交付金とか補助金があるというのは聞いておりまして、そういうの活用できる可能性があるかなというふうに考えているところでございます。ただ、何回も言うとおり株式会社80%、川越の実績のある方は、そういうのではなくて、自分たちが直して、それを直す途中を発信して、みんなで盛り上げていくということをやっています。ですから、最小限の費用で、もう本当にDIYをしながらみんなでつくり上げていく、古い建物を再生するにも、業者に委託するのではなくて自分たちで直していく、それをSNSで発信していく、それを共感した人が手伝っていく、その人たちがイベントをするときにも来ていただいている、長く付き合っていくと、そういう活動をしていますので、まさにそれがこれからのリノベーションというか、全国的な広がりの中でやっていく必要があるかなと思いますので、嵐山町の人にもそういう人材をぜひとも発掘、育成したいということで、エリアリノベーション事業は行っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） かしながら、あそこ周り見渡しても、リノベーションするような建物が、もうロータリーにするために大分取り壊されて、残っているのはお茶屋さんと、あとJAと、あと駐車場さんがあってということで、リノベーションしたような建物がない場合は、今テレビなんかでもDIYがはやっていて、リノベーションがすごく自分たちでやるということが楽しいという人が増えていきますから、それはそれでいいのだけれども、DIYをしたくても、建物がなくてはDIYもできないのですけれども、その辺はどうなるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

エリアリノベーション事業は、駅西の前の通りを中心にするというわけではなくて、駅を中心に、そういうある物件に対して行いたいというものでございますので、確かに駅前通りはかなり閑散としてきたというか、空き地が広がってきたかなと思います。それはちょっと別の手法というか、そういう企業さんが来る場合は、町も積極的に応援したりしていく必要があるかなと思います。エリアリノベーション事業は、駅西前の通りをどうこうというのではなくて、駅を中心とした区域で施設を、そういう建物とか、例えば公園とかでもいいのですけれども、そういうのを活性化していくという事業でございますので、そういうものを逆に見つけていただいてやっていくエリアプロデューサーを探したいと、そういうものでございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 何となく、ちょっと私も今回に限っては何もイメージが湧かなくて、ただ、東松山で3年前だったか4年前に、台湾のタピオカミルクティーというお店ができたのです。そのときは、何の行列というぐらいすごい列ができて、それも2、3か月だったかな、しか続かなかったのですけれども、やはりすごくそのときは何事というような状態だったので、嵐山駅降りて、これは何の列というようなラーメン屋さんでもいいし、さっき言ったイチゴ専門店でもいいのだけれども、何かそういうものができてくれるといいなと思うのです。

さっき課長が言ったとおり、全体でとおっしゃるけれども、やっぱりメインは西口のほうになるのかなと思うので、建物を建てるのが厳しいのであれば、例えば何だっけ、トラックの名前忘れてしまった、牽引してくるトラック何でしたっけ。

〔「トレーラーハウス」と言う人あり〕

○7番（畠山美幸議員） トレーラーハウスだ。トレーラーハウスだとか、そういうものも長屋的に置いてみて、いろんな間借りして、今日はどこのお店、どこのお店というふうに入るような形にするのもいいのかなと。あと、キッチンカーは都内のほうでも大分走っていますけれども、こちらでも紅葉まつりのときにやっていましたけれども、ああいうものを活用したりとかって言えば、にぎわいができるのかなと思うのですけれども、あとコンビニがやっぱり西口にはないので、その辺のことはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、やっぱりそういうにぎわいがあるのいいかなというふうに考えます。それには、何回も言うようですけれども、それをプロデュースしていただける人がやっぱり必要かなというふうに考えるので、何回も元に戻るのですけれども、それをプロデュースする、そういうアイデアを持って実行して、場所を借りてイベントをする、それも継続的に、頻繁にやっていただきたいというのが思いでありますので、そういう志がある人をどうしても見つけさせていただきたいというふうに考えています。

コンビニも、そういう動きの中でいろいろ企業支援課さんとも協議しながら、そういう要望があるのは前から重々承知しておりますので、誘致に向けても、その話が来たら、あと地権者の方の要望等も聞きながら、進めていければなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひともあそこの活性化に率先してやっていただけるようなリーダーが見つかることをご祈念申し上げて、この質問は終わります。

2番目です。ヤングケアラー支援について。家族の介護や世話がお手伝いの範囲を超えて、学業や健康、友人関係、将来の進路にも影響を及ぼすような18歳未満の子ども、いわゆるヤングケアラーへの支援が必要です。まずは、ヤングケアラーに対する社会的認知度を高める必要があります。

そこで、（1）、中高生の8割がヤングケアラーを聞いたことはないと回答しています。今後、広報紙でも取り上げるお考えはありますか。

（2）、ヤングケアラーの実態調査はしていますか。

（3）、福祉、介護、教育などの関係機関職員向けに研修はしていますか。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（3）について答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、私のほうから順次お答えをさせていただきます。

まず、質問項目2の（1）につきましてお答えいたします。ヤングケアラーの啓発

につきましては、当事者である子どもたちには、小中学校において県福祉部作成のハンドブックを配布して啓発をしているところでございます。しかしながら、町民全体では子どもたちのヤングケアラーに対する認知、理解度が低いのではないかと感じております。今後は、町広報紙やホームページ等を活用し、より多くの方にヤングケアラーについて認知、理解を深めていただけるよう啓発してまいります。

また、小中学校とも引き続き連携を図りながら、ヤングケアラーの早期発見、予防及び支援に努めてまいります。

次に、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。ヤングケアラーの実態調査につきましては、町で実施した調査はございません。しかしながら、健康いきいき課の母子保健事業や福祉課の子育て支援事業の中で、各家庭の相談や状況の把握を行っております。ヤングケアラーではないかと思われる児童についての支援を行っているケースもございます。町といたしましては、こうした相談事業等の中でヤングケアラーの把握も行い、早期支援につなげていきたいと考えております。

質問項目2の(3)につきましてお答えいたします。関係職員の研修につきましては、県主催の研修会へ福祉課、長寿生きがい課、教育委員会事務局の職員が参加をしております。町として実施している研修はございませんが、様々な機会を捉えてヤングケアラーの理解を深めることができるよう、啓発、研修に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) では、(1)のほうから順次質問させていただきます。

まず(1)で、8割の方がヤングケアラーという言葉聞いたことがないのだという新聞記事がございましたので、書かせていただいたのですが、何か中学生を対象に昨年かな、国が小学校6年生を対象とした実態調査を行い、年度内に調査結果をまとめるといふ、そういう記事があったのですけれども、学校のほうではそのようなアンケート調査はなされたのか、確認します。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えさせていただきます。

令和3年12月24日通知で、ヤングケアラーの実態に関するアンケート調査というも

のが厚生労働省から出ているのですけれども、小学校6年生を対象とした調査となっております。こちらが、全国の公立小学校350校程度ということで、嵐山町に関しては学校は対象校として選出されておりませんでした。よって、今回調査は行っておりません。

以上となります。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 私全部の日本全国でそういうのをやったのかなと思ったのですが、350校という抽出があったということで、分かりました。

その結果内容は、いつぐらいに公表されるか、何かご説明ございましたか。調査をまとめ年度内にと書いてあるのだけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えさせていただきます。

まだ調査結果のほうは、こちらに届いておりません。

以上となります。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 一応年度内と書いてあるので、3月末まで、もし出たら教えていただきたいと思います。

それで、(1)のところに広報紙で取り上げてくださって書いたのですけれども、今後そういうふうになっていきますよという前田課長からの答弁でしたが、実際問題こういうふうに書いたけれども、いや、やっぱり小学校、中学校、高校生というのは広報紙は見ないなと思ったのです。ホームページにも掲載しますということもございましたが、いろいろなSNS、学校側では子どもたちとのSNSはないと思うのですけれども、父兄とは、私が役員やっていたとき、たしかSNSでこういう危険ありましたとかというメールが来るようなやり取りはあったのですけれども、何かそういうツールってございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えいたします。

全小中学校、幼稚園も含めまして、マチコミメールという仕組みがございますので、

県、それから西部、そういったところからの重要な通知については、添付ファイルで学校のほう、保護者のほうに周知することができます。そういったチラシ、パンフレット、リーフレットのようなものが参りましたときには、こちらのヤングケアラーにつきましてもしっかりと周知をし、啓発をしていきたいと考えております。今現在はまだ行っておりません。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） では、溝上先生よろしくお願ひしたいと思います、今後は、では、（1）は終わりです。（2）に移ります。実態調査もさっき聞きましたので、終わりです。

（3）の福祉、介護、教育などの関係機関と職員向けの研修は今まではしていなかったけれども、今後は気に留めておくという話でしたけれども、私もこれどういう研修とかするのかなって思うのですが、学校側としては、前田課長の福祉課からのお話だったのですけれども、教育のほうでは何かそういう研修とかございましたか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えいたします。

答弁のほうにも書かれております研修会につきましては、教育委員会のほうから私のほうで参加をさせていただきました。これを基に、学校のほうにそのときの研修の内容を広めております。

また、来年度、令和4年度の全小中学校教職員の研修会においては、このテーマで研修をしていこうというふうに検討をしております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

国のほうで、22年度予算、まだ予算は参議院通っておりませんが、政府は22年度から3年間を集中取組期間、このヤングケアラーについて取組期間に設定し、社会的認知度の向上を図るほか、自治体の取組などを支援する新規事業を創設する。これらの関連経費を22年度予算に盛り込んだとあるのですが、予算に盛り込まれていないらしいのですが、今後どのような内容で嵐山町このヤングケアラー進めていくお

考えがあるか、前田課長と教育委員会に聞いておこうかな、やり方が違うと思いますので。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 ヤングケアラーだけではなくて、児童虐待も含め家庭環境ですとか、家族の関係性ですとか、そういったものが良好でない家庭に対しての支援ということで、ヤングケアラーだけではなくて広い意味で、そういった支援は当然引き続きやっていこうというのは思っています。

子ども家庭支援センターありますけれども、国では子ども家庭総合支援拠点の設置をするようにということで総合的な支援をとということを言われていますので、ヤングケアラーだけではなくて総合的な支援を、その予算も活用しながらやっていきたいと思っています。

○森 一人議長 続いて、奥田教育長。

○奥田定男教育長 教育委員会の対応についてでございますが、先ほども答弁申し上げましたように、夏休みに毎年行っています教職員研修会には、このテーマで全職員を集めて研修をしたいと思っております。

なお、日々の取組についてでございますが、やはりヤングケアラーの問題は家庭の状況と密接につながっておりますので、各学校では児童民生委員さんとの連絡会をこの学校もやっております。したがって、そういう連絡会の折に、やはりそれらをテーマにしながらヤングケアラーの早期発見といいますか、それらと実際学校においても若干心配のある子はもう既につかんでおりますので、それらについては福祉課あるいは児童民生委員、それらと連携しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。本当に嵐山町、福祉課も教育委員会も連携がよく取れていると思ひますので、そういうちょっと幼児期に怪しいなと思つた子がいる場合には、ちゃんと学校、教育委員会のほうにもしっかりとつなげていただいて、本当に大変な思ひをする子どもさんが、家庭に事情があるわけなのですけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

では、次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番(畠山美幸議員) 3番目です。停電時も在宅ケア可能な発電機の補助について。障害者、障害児を在宅ケアする家庭が災害時に停電し、命綱の人工呼吸器やたん吸引器が止まってしまうないように、発電機の補助のお考えはありますか。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、質問項目3につきましてお答えをいたします。

在宅で人工呼吸療法により人工呼吸器を利用している場合、停電などの場合は非常用電源として外部バッテリーを利用することになります。ですが、そのバッテリーの電源が切れた場合に備えて、自家発電機を備えておくことが考えられます。その場合の補助ということでございますが、この発電機につきましては障害者日常生活用具給付事業に追加種目とすることで、補助の対象とできるものと考えております。ニーズ等を把握し、今後追加種目として検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) ありがとうございます。そうしますと、今回この質問をしたのは、平成30年北海道胆振東部地震でブラックアウトしまして、私も町内のいろんなお宅に訪問するときに、ああ、そういうのをつけていた方がいたなって思ったときに、停電したとき、前回私ゼロカーボンに向けてというソーラーカーポートの質問したときに地域支援課からは、それはここの20時間しか電気がもちませんよ、本来は72時間もつようにしなくてはいけないのだけれどもという答弁があったりして、ではこういうご家庭で在宅介護をしていらっしゃる方はどうなってしまうのかなと思ひまして、いろんなところ調べてみましたら、国でも補助金が出ていたり、あといろんなところで補助をしているというのを見受けましたので、嵐山町はどうなっているのかなと思ひまして質問させていただきました。やはり命綱ですから、止まってしまつてすぐに、はい、こっちにつて動かせる方ではないですから、ぜひよろしくお願ひします。

それで、障害者日常生活用具給付事業に追加種目とすることで補助の対象となるというふうにあるのですけれども、もう少し内容を詳しくお願ひします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 障害者日常生活用具給付事業といいまして、その項目の中には介護の訓練の支援用の用具ですとか自立支援の支援用具ですとか、要は義手、義足ですとか、いろいろなそういったものがございましてけれども……すみません、それだけではなくて附属の、介護でいくと入浴の担架ですとか特殊マットレスとか、あとは移動用の支援用具ですとか、あと災害なんかで見ますと火災警報機ですとか様々なものが、障害者の方はこういったものを日常生活として使うことによって支援ができるという細かい用品がリストとして上げてあるのです。その中で、今在宅療育支援用具としては、透析の加湿器ですとか、ネブライザー吸入器ですとか、あと電気式のたん吸引器、そういった細かいものが日常生活用具として項目に入っているのです。ただ、今のところ先ほどお話ししました発電機については入っていない。ただ、入れてもそれは問題ないということでありますので、嵐山町としてはそれをその項目の中に入れて、金額が、その基準額が決まっていますので、様々な器具によって基準額が決められています。発電機ですと、大体ほかの町村を見ますと10万円が上限ということで基準額が決まっていますので、自己負担が所得によって1割負担とかございまして、そういった面がありますけれども、項目に加えることで、そういった用品について給付ができるということでございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 細かくありがとうございます。

それで、金額のほうをちょっとお願いしておきたい、今1割負担でというお話も出していただきましたけれども、1台当たり21万2,000円で補助率が9割とかというところがあるのですけれども、大体嵐山町においてはどのようにお考えになるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 実は発電機なのですが、県のほうの補助金が実はあるのです。ただ、それは医療機器の発電機になりますから、使っている人工呼吸器に合う形の発電機でないといけません。それを県のほうで医療機関に対して発電機の補助をして、医療機関が患者さんに貸し出すということで、そういう補助金があって、その中の補助金が先ほど畠山議員がおっしゃった21万2,000円というのが、県のそのときの基準額なのです。ただ、様々な機器がありますので、こういった発電機が幾らぐらいかっ

てちょっと調査をさせていただきまして、その結果、基準内で収まるような額で町としては項目の追加をさせていただきたいというふうに思っております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ではぜひ、さっき言ったのはそうなのです。県の2分の1、21万2,000円の2分の1が医療機関で補助するというやつだったのですけれども、ほかにも市町村では、市町村独自で用品の購入に要する費用の1割負担だよとか何だとかいろいろな市町村によってまたあるので、そういうのを調査していただいて、とにかくご負担のないように、日頃にご負担があるわけですから、優しい嵐山町でいていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 人・農地プランの実質化について。農林水産省で令和3年9月に、今こそ、人・農地プランの実質化の取組についての指針が出されております。『地域の話合いを再活性化して、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」を地域の皆さんで決めていく必要があります』と書かれてありました。

嵐山町は、どのようにプランニングしていくお考えがありますか。また、スマート農業のお考えについてお伺いします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 質問項目4につきましてお答えをさせていただきます。

人・農地プランの策定については、平成26年3月より策定をされ、今回4回目の見直しを行うための座談会を12月に実施しております。この座談会に向けた取組といたしまして、10年後を見据えた農地利用アンケートの調査を実施し、地域の農業の状況や自身の農業の状況、集落営農への意識など、9項目の内容につきまして調査を行い、その結果を踏まえて北部、中部、南部の3ブロックに分けて地域座談会を実施しております。現在この座談会で出された意見を基に、関係機関や農業者の代表と調整をしながら、地域の中心的担い手となる人・農地プランに位置づけられた中心経営体の規模拡大等の意向に合わせて、農地の集積、集約化を進める将来方針を策定してまいります。

また、集積、集約化された農地利用を効率的に行うには、ロボットやAIなどの先進技術を活用したスマート農業などの導入も必須となってまいります。町では、関係団体と連携しながら、地域の実情に考慮しながら実証をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今回これを確認しようと思いましたが、嵐山営農さんが農地をちょっと返し始めているというお話を伺ったものですから、本当に私たちもう農業はやらないつもりで貸していたのに、また返されたらこれから草刈りが大変だというお話を耳にしたものだから、では今後どのように進めていくのかなと思ひまして、この人・農地プランの実質化についてという令和3年の9月の農林水産省の資料がありまして、令和3年の4月からは、地域で決めた方針の実行という段階に入るのだということがうたってありましたので、では嵐山町はどのように今後進めていくのかなと思ひて、今回この質問をさせていただくわけなのですが、取りあえず「集積、集約化を進める将来方針を策定してまいります」と書いてあるのだけれども、集約化しているとは違って、そうやってお返ししているということは、どういうことでお返ししているのか確認したいと思ひます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

担い手の農家につきましても事業の経営というものがございまして、効率のいいところと、やはり耕作の条件によってございまして、経営を考えていくと、その農地についてお返しする部分というのも出てまいります。ただ、担い手の農家さんのほうが作業効率を上げるような形で、農地中間管理事業であったり、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定ということで、小さい田んぼではなくて圃場の圃区に合わせた形で集約を行っていくと。それは、地域の所有者の方、またそのところで営農している担い手さんのご協力を得ながら圃場をまとめていく作業、そういったもの考えることが、この地域座談会の一つの目的となつてございまして。そういった形で、ではこの地域についてはどんな方が担い手として位置づけられているのか、どうふうにその農地を今後地域として経営をしていくのか、そういったことがこの座談会

の中で出された内容になります。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 確かに経営ですから、ちょっと離れたところとか、日が当たらないところとか、そういう田んぼや畑があった場合には、やはりこの事業をしていくのには差し支えがあって、お返ししたのだらうなと思うのです。それは十分分かります。

今後この返されてしまった農地は、その個人の方が年齢的にそこをやっていくのが厳しいのよとおっしゃるのですけれども、前新聞で見たのですけれども、千葉県の方が多面的機能支払交付金を活用するために、地域の方を巻き込んで花を栽培するだとか、一番簡単なのはタマネギとかって書いてあったのですけれども、そういうものを作るだとかして、皆さんが喜んでくれるような家庭菜園的なものに活用して、収穫のお礼に、ではいつも使わせてもらっているからって除草したり、あと用水の掃除をしたりとか、そういうことをして、この多面的機能の支払交付金をいただいていくというような記事を見たのです。例えばそれをやろうと思ったときに、もう自分は年も取っているし、そういう口利きもなかなかできないのですけれどもという場合には、どうしたらよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

今多面的機能支払交付金の事業のお話が出てまいりましたので、ちょっとそちらに触れさせていただきたいと思います。この事業につきましては、嵐山町、10土地改良区、土地改良組合がございまして、そのうちの9団体が補助金を受けながら、この多面的機能支払交付金の事業を実施してまいっております。これにつきましては、まさにその地域の方々、土地改良区、土地改良組合の方々、また地域の住民の方々との連携によりまして、水路の草刈りであったり道普請であったり、そういった耕作条件を担い手さんに全てお任せをする、今までは担い手農家さんが地先の水路であったり、そういったものの管理も行ってまいりましたけれども、やはりこういった事業を行いながら、できる範囲のところでのご協力をしながら、担い手さんと、その地域の圃場を維持していくということが主の目的になってございます。ただ、今現在としまし

では、なかなか地域の方というよりは、土地改良区、土地改良組合の役員の方々が中心になってまいっておりますので、そのところは少し裾野を広げながら、地域の方々にも、土地の所有者の方、そういった方にもお声がけをしながら協力をしていただき、地域の農地を保全していきたいというふうには考えてございます。

あと一点につきましては、やはりただ返すだけということではなくて、行政側からも作業の効率化という面においては、畠山議員お話の中でスマート農業による方法であったり、今現在一番大変なのが田んぼの水管理の問題等もございます。そういったものも徐々に先進的な技術というのも出てまいりましたので、自動の水管理ができるようなシステムの導入であったり、また田植え等も今現在ドローンによります直まき栽培等も試験的に始まってまいっています。そういったものも試験的にやりながら、農家の担い手の方々に見ていただきながら、ではこの地域であってはこれが導入ができるであろうと、そういったものを選択をしながら進めていくという方法を考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 多面的機能のほうでは、10団体のうちの9団体が、今そのお金をもらってやっているというお話で、地域の方に連携しながら、もしうちのあれが返されてしまっているから、よかったら何か作ってちょうだいって区画整理事業だけ、その方々にお願いをして、受け入れてくれるかもしれないし、受け入れてくれるのかな、地元の方だし。お返しされてしまったって嘆いている方には、そういう形でちょっと進んでみてくれませんかって私もお話ししてみたいと思います。

それで、今スマート農業のお話が出ましたけれども、ドローンで直まきをやるのだと、今回施政方針にもスマート農業が始まりますと書いてありました。しかしながら、このスマート農業も機械を動かす、手元でリモートで動かさなくてはいけないから、やはりある程度の技術がないといけないと思うのですが、そういうオペレーターというのか、そういう方々を育成していかなくてはいけないと思うのですが、今後どのように育成はお考えになっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

まず、1点ちょっと触れさせていただきたいのは、先ほどの多面的機能支払交付金のほうの関係でございますけれども、そういった形で景観作物をやるというふうなことになりますと、やはりそれを誰がどんな形でやっていくのかということがございますので、人・農地プランの中でも、まさに誰がやるのかということも地域の所有者、そういった方を交えて検討していきながら、方針を決めていくというのが一つの目安になっていくのかなというふうにご考えてございます。

また、スマート農業のほうでございますけれども、今現在担い手農家さんの中で、法人も含めてそういったドローンの操縦技術の資格を持っている方が2名おります。ただ、やはりそれにつきましては、ドローンにつきましても機種によつての資格であったり、また播種、また薬剤散布、そういったものになりますと、その講習というものも必須になってまいりますので、それにつきましては導入をするというふうな方々につきましては、今現在町の中で農業者フォローアップ事業といったものの補助制度がございます。そういったものも今後導入に向けた改正を行いながら、できる限りの支援はしてまいりたいというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） さっきのお話ですけれども、土地改良区の方々とうまくやっていただきたいとお話ししてみたいと思います。

それで、スマート農業のほうは、そのフォローアップ事業ですとか、そういうところで補助金が出るというお話ですけれども、国もやっぱり考えていて、国からもそういう制度があるようですので、どんどん活用してスマート農業の総合推進対策ロボット、AI、IoTなど先端技術の現場への実装をさらに加速するため、スマート農業技術の開発、改良や産地ぐるみでの実証地区と連携した情報発信、農業教育機関の学生や農業者等に対する教育、研修等を推進というので49億円、これは令和3年度の補正だったけれども、これ4年度も入ってくると思いますので、そういうものを活用して、操縦できる育成を頑張っていたいただきたいと思うのです。

あと、たまたま農業分野におけるICTロボット技術の活用例ということで、リモコン式自走草刈り機というのは、もう課長はご存じですね。斜面でも何でも、アーム式草刈り機の技術と油圧マイコン制御の技術を組み合わせてリモコンで操作できる、最大傾斜40度まで作業ができるという、お値段は150万とここでは定価で書いてあり

ますけれども、こういうものも導入するお考えとかありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

まず、スマート農業で、これ導入に向けての国の補助金というのも今出てございます。ただ、やはりいきなり取得というよりは、まずは先ほども答弁させていただきましたけれども、町また団体等でデモをさせていただきまして、どんな形で、どういう利用ができるのか、そういった費用対効果のほうも実際に見ていただきながら、導入に向けた推進を行っていければなというふうにご考えてございます。そういった意味合いの中では、来年度予算の中でドローンによる直まきの播種、そういったものにつきましてもデモを行いながら、担い手さんに集まっていたいで実施を見ていただく。また、先ほどの畠山議員の傾斜地のラジコンによる除草の機械というものもございませう。実質担い手の農家さんのほうから、多面的な活動団体からも、沼のり等の傾斜地については、やはり高齢化によって非常に危険であるという声もいただいておりますので、そういった中で先ほどの傾斜地、40度から45度まではできるというものもございませう。軽トラックに乗って移動もできます。そういったものもやはり検討させていただきながら、では1団体で持つのか、共同で持つのか、そういったことも協議しながら、導入に向けた検討をさせていただきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） いろいろと時代が変わって、スマート農業なんていう時代も今来ましたし、あとさっき地域支援課で確認しましたけれども、まだ5Gはこの辺はないのですが、そういうものも電波が出てくると、すごいスピードが速くいろんなことができる時代が来るので、ぜひ長い目で嵐山町、農地を大事にさせていただきますよう、また地産地消の物が食べられる、私たちも本当にありがたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に行きます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問事項5、生理の貧困について、畠山美幸議員、どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） それでは、最後の質問、5番目に行きます。

生理の貧困について。経済的な理由などで、生理用品を十分に入手できない現状があります。昨年嵐山町地域支援課において、防災備品の交換時期が来ていることから、広報紙掲載のマークに指差しすることで配布していただきました。

お伺いします。（1）、配布状況についてお聞きします。

（2）、今後学校や公共施設への配備のお考えはありますか。2点です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）について答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目5の（1）につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外で経済的な理由により生理用品が買えないなどの生理の貧困が社会問題になっております。町では、昨年6月より町民の日常生活を支援するため、防災備蓄用品の生理用品や紙おむつを配布いたしました。配布場所は、役場福祉課、子育て包括支援センター、嵐山町社会福祉協議会、生理用品14枚入りを90個、子ども用紙おむつ54ケースを用意し、広報の掲載記事を提示いただくことで、周りに気づかれずに配布できるようにいたしました。2月22日現在、生理用品74個、紙おむつ54ケースが配布済みとなっております。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。生理用品の配備ですが、学校につきましては各校での対応となりますが、保健室等に準備してあり、必要に応じて配布しております。公共施設につきましては、トイレ等の不特定多数の方が使用する場所では、本当に困っている方に届かない可能性が高くなりますので、現時点では配備する考えはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そうしましたら、（1）のほうから。窓口に、今回広報紙でこちらの令和3年6月号に、一番裏面のところに生理用品もしくは紙おむつというこ

とで、指差しするタイプで周りに配慮していただいてありがとうございました。そういう形で配った結果が、生理用品74個と紙おむつ54ケースということで、備品で置いておいた、備品ではなくて防災備品で、もう時期が来たものをこういう形で配布していただいてよかったなと思います。

大体年齢層とかは、おむつは子育ての方だというのは分かりますけれども、生理用品については年齢層は、窓口ですから子どもさんはいらっしやらなかったらと思うのですが、幾つぐらいの方がお持ちになったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 窓口で配布しました集計等を取っておりませんので、正確な年齢等は把握しておりませんが、福祉課のほうではあまり配布できなくて、残ったものを増進センターのほうと社会福祉協議会のほうに回したという経緯もございますので、そういった点では、子育て世代の方に配布できたのかなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） では、（1）ではなくて（2）に移ります。

○森 一人議長 はい。

○7番（畠山美幸議員） 昨日狛守議員が子どもの貧困で質問されておりまして、独り親家庭への3,000万円の寄附、昨日もちょっと答弁ございました。おとし、去年、とにかく1,000万を3回寄附された方がいたおかげで、嵐山町においては独り親家庭への支援が多くできて、本当によかったかなと思っております。

そういう中ですけれども、独り親家庭に限らず夫婦世帯でもいろいろと、先ほどのヤングケアラーの問題もございますが、こんなにいい世の中だけれども、今貧困が進んでいるというのが事実ですので、やはりナプキンが買えないという時代がうそでしょうという感じなのですけれども、本当にそういう状況らしいのです。

それで、ここにQ&Aであるのですけれども、「本当に買えない人がいるんですか」という質問に対して、2021年3月、プランが15歳から24歳の女性2,000人を対象に行った調査では、何らかの理由で生理用品の購入や入手をためらったり、購入できなかったりしたことがあると答えた人が717人で、2,000人中の35.9%。その8割は、収入

が少ない、生理用品が高額、お小遣いが少ないなどの収入や価格を理由に挙げているということが書いてあるのです。任意の回答では、バイトしておらず、親の負担が増えるから申し訳なくてなんて17歳の学生が言っているという。もう一つのほうは「買えない場合、どうしているのですか」という内容で、十分に入手できなかった際の対処法として、約7割の人がナプキン、タンポンなど長時間使ったり、交換する頻度を減らしていると。トイレットペーパーやキッチンペーパーなどで代用しているって、こういうことが書いてあって、ええって思ったのです。

嵐山町においては、そういうふうに対応していただいて、集計も出ていて、第1回が2021年5月19日時点で、生理のナプキンの配布をしてくれたのが255団体だったと。第2回のところで嵐山町が入りまして、嵐山町が154番目に書いてあるのだけれども、生理の貧困に係る地方公共団体の取組一覧の中に、内閣府男女共同参画局の調べでは、嵐山町が第2回目に入ったということで、よかったなと思っているのですけれども、いよいよ小学生は10歳ぐらいから生理が来るし、やっぱり中学生、高校生はいろいろな学校に行ってしまうので、役場のほうで場所を決めて、本当はカウンターの下にでも入れておいてもらって、やはり指差しで配布してくれるとありがたいなと思っているのです。なので、今(2)のほうには、現時点では配備する考えはございませんと書いてあるのですが、やはり小中生は学校に配備していただいて保健室で準備していると。この保健室で準備しているとあるのですが、どのように子どもさんたちが保健室に来て配布なさっているのか、お話し伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えいたします。

小学校では、10歳ぐらいからそういった経験の子どもたちが増えてまいります。4年生の終わり、もしくは5年生の初めの段階で女子の子どもたちを集めまして、生理について対処の方法について等々、保健の養護教諭と担任等が関わりながら、女子だけを指導する場面がございます。そういったところで、学校でもそういった生理用品等に困るような状況が発生した場合には、このように対応しますということの指導もさせていただいております。基本的には、困りました子どもが保健室に来て、そして養護教諭にその旨を話し、そして手渡しをされてということになります。状況によっては、たまたま持ち物として忘れてしまったとかということがございますと、それ

に代わるものを借りた分だけ返すというような形を取らせていただいたり、あるいは貧困ということがございますが、返すことができないというようなお子さんもまれにおりますので、そういった場合には返却を強制することはございません。このような形で対応させていただいております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今生理の指導をしているって、女子を集めてというお話があって、この後もちょっと指導のことでお話聞こうかなと思っていたのですが、そうしますと、本当に忘れてしまったという子は、やっぱり後でこの間忘れてしまったから先生返すねでいいと思うのですけれども、返せない子はそのまま放っておいていただきたいなというのと、あと例えばもらいたい方、もらわなくても大丈夫な方とか関係なく、先生のところに行って言葉も言うのも嫌だなという場合には、前もってチケットみたいなのも配っておくか何かして、ラミネートでA3サイズぐらいで、何て書くのだからちょっとあれですけども、何か花の絵でも描いておいてもらって、それを提示してもらおうとか、そういう形のほうが、先生ナプキンちょうだいなんて、保健室にたまたまベッドで誰かが寝ていたりするところに行ってしまうと、えって思ってしまう子がいるかもしれないから、そういうのが大事かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えいたします。

現在の嵐山町の小中学校でやっていることということではないのですが、これまで私が経験した保健室の経営の中では、例えば場所であるとか、シールがありまして、言葉で表現できないお子さんというの、やはり特別支援等々であります。そういったお子さんのためにもということを含めて、頭が痛いときにはこのマーク、例えば生理のときで困ったときにはこのマークというように指差しで示すような、そういった工夫をしている学校もございました。

今現在子どもたち、この嵐山町でそういった対応を徹底しているわけではございませんが、議員様のお話をお伺いしまして、いま一度保健室の経営について確認をさせていただきます。ありがとうございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひそういう配慮をお願いしたいかなと思います。

今生理の指導をしているとおっしゃいましたけれども、何か企業サイドでユーチューブとか今見られるようになってきていると思うのですが、いろいろと赤ちゃんができるまで女性はというような映像が、4分ぐらいのものから20分足らずのものまで、幅広くその時間時間に合わせて見られるものがあるのですが、学校ではどういう指導をなさっているのかお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えします。

小学校から中学校9年間を駆けまして、その発達段階に応じた形で指導をしております。教科でいきますと、保健体育の保健の授業の分野で、あるいは学級活動の学級指導の場面で、男女の体の仕組みの違いであるとか、そういったことも発達段階に応じて指導しております。

具体的に女子と男子の体の違いというようなところに特化して学習をしまいいりますのは、おおよそ小学校5年生、6年生のところからになります。教科書等を使いまして、体の仕組みから、受精の仕組みから、出産のことについても勉強をしまいいります。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今、教科書を使ってというお話でした。今皆さんタブレット持っていらっしゃるわけですから、先生のほうで一斉に女子だけ集めたときに、手元にタブレットを持たせてユーチューブというか、やっぱり動きがあるほうが分かりやすいというか、教科書だってよくできていると思うのですが、そういう対応のお考えはどのようなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えいたします。

保健室には、そういった関係の映像教材等もございます。また、ちょっと確認不足なのですが、保健体育科に限らず、様々QRコード等で読み込んでタブレットで映像

で確認をするような教材等も入っているものがこのところ大分増えておりますので、そういったところも活用しながら、子どもたちの心に届くそういった授業が展開できるよう工夫してまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私は終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号9番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の嵐山町公共施設個別施設計画についてからです。どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 9番議員、青柳賢治でございます。議長の指名をいただきましたので、一般質問させていただきます。

1点目の嵐山町公共施設個別施設計画について。令和3年12月、公共施設の将来像を描くために策定されました嵐山町公共施設個別計画が配付されました。次のことについてお聞きいたします。

（1）といたしまして、個別施設計画の基本的な考え方にある長寿命化判定フローの活用方法について。

（2）といたしまして、個別施設計画の将来方針に対する短期年次計画、中期年次計画の考え方について。

（3）としまして、5年以内に優先的に取り組むこととした各施設と、その施設に対する検討、実施しようとする内容は最適と言えるのか。

（4）といたしまして、適正化をした際の公共施設への投資額は年平均約5.2億円と試算され、過去5年間の平均投資額2.6億円を上回るため、さらなる対策を検討し、実施するとあります。この各対策の効果、さらには実現可能性についてお尋ねをいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（4）について答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

嵐山町公共施設個別施設計画は、公共施設等総合管理計画で定めた方針、目標に基づき、町の所有する個別の施設状況に応じた在り方や適正化に向けた取組を示すことで、持続可能な公共施設の将来像を描くために策定したものです。長寿命化判定フローにつきましては、施設の効率的な更新サイクルを目指すための目安となっております。本計画は、主に目視による調査のため参考として示すもので、実際に長寿命化や大規模改修を実施する場合は、改めて詳細な調査が必要となります。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。本計画の基本的な考え方にに基づき、個別の施設ごとに短期年次計画及び中長期年次計画を示しております。これは、施設の状態や必要性、将来的な財政負担等を考慮し取りまとめたものです。今後の施設管理の基となり、検討材料になるものと考えております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。本計画で示した直近5年間に実施する事業は、計画の基本的な考え方により選択しております。持続可能な将来像を描くために、優先的に検討、実施すべきものとなっております。しかしながら、町の財政状況と他の重点事業を勘案し、取り組んでいくものと考えております。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。ご質問のとおり、本計画を適正化した場合の年平均施設投資総額は、施設を保有し続けた場合より2.7億円以上の削減が見込まれるものの、これまでの平均投資額を2.6億円上回る結果となっております。この計画でお示した対策のうち、①の積極的な民間活力導入については、企業との連携は様々な調整が必要になることからハードルは高いと思われませんが、効果は大きいので、優先的に検討すべき対策です。②の効率的な更新、整備と④の施設点検と支出可能範囲での着実な保全につきましては、①と比較すると効果は小さいものの、取り組みやすい対策であると認識しております。③の国、県等の財政措置の活用につきましては、必然であり効果は大きいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) では、(1)から再質問させていただきます。

この個別計画、15ページに示されているのですが、今あくまでも実際に長寿命化や大規模改修等を実施する場合は、改めて詳細な調査が必要であるということ

答弁いただいていますので、これが前提であるということ踏まえた上で、いわゆるA、B、C、Dの判定度がありました。この判定度の老朽度の基礎調査は目視であるということでしたけれども、その中に耐震基準というのがありまして、その旧耐震、いわゆる判定でいったところのCとDなのですけれども、これについては更新など想定しないと、長寿命化をしないというような形で、この判定フローのところにはうたってあるのです。その辺のところの理解といいますか、いわゆる個別計画をつくった段階で、ある程度CとかDに判定してくるところが多々あるわけです。そういったところにも及んでいくのかどうかというその判断については、どういふふうに捉えたらよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

計画を策定する際には、大規模改修をするか、長寿命化をしないとか、一応2つに分けるといふ形でお示ししておりますけれども、これはあくまで建物が経年劣化していく中で、それを実際に長寿命化するべきなのか、または統廃合していくべきなのか、そういったことを検討する際の目安としていただくためにあくまでお示したもので、ここで例えばC、Dで長寿命化をしないと判定していても、必要であれば長寿命化していくものと考えております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 個別計画ですから、ある程度その辺も踏まえた形で作り上げているとは思いますが、今の答弁ですと、いわゆる実際に長寿命化する、大規模修繕をする、その際にはいろいろと、この判定フローにかかわらず進んでいくという判断でよろしいですか、もう一度確認させていただきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

こちらの計画をつくる際に、個別のものを全て判定しないといけないというところがございますので、判定させていただいておりますけれども、実際に取りかかる場合には、当然総体的なことを考えまして、この施設については残したほうがいいのではないかと、そういったことを判定した中で進んでいくものと考えてお

ります。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この判定フローについてはよく理解できました。

（2）に移ります。

○森 一人議長 はい。

○9番（青柳賢治議員） 検討材料であるということをございます。この中に、具体的に細かくうたってあるわけなのですけれども、私が2、3取り上げておきたいのは、パトロールセンターであったり南部交流センター、これが将来方針とすると、ある程度の将来方針がここに出てきています。例えば南部交流センターですと、2050年のいわゆる除却、売却というようなことが出ているのです。それから、あとパトロールセンター、これも将来は除却というような将来方針がある。個別計画の中に載っております。

それで、これを個々に見ていきますと、例えば私が2つ今申し上げましたけれども、この中に短期年次計画がある、そこに及ぶまでの間、中期年次計画があるということになるわけですけれども、1つ今取り上げました嵐山パトロールセンター、これは当面のいわゆる短期年次計画ですと、適切な維持管理を行う、そしてその後に5年をかけて施設の在り方を検討するというような流れになっているわけです。その辺について、ある程度将来方針というようなものが、この個別計画をつくる中で、あえて将来方針も出さなくてはならなかったのかどうか、いわゆるある程度方向づけが決まっているものだとなれば、当然その施設の在り方とか、そういったようなことが優先されるべきであって、適切な維持管理というようなことよりも、その辺のところの考え方というのはどういうふうにしてこの個別計画をつくったのか、お聞きしておきたいのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

各個々の施設の関係なのですけれども、こちらにつきましては、施設を管理している担当課とヒアリングをしながら進めております。たまたまパトロールセンターのほうは地域支援課の管理しているものですので、お答えできるのですけれども、こちら

につきましては、もともと交番で駐在所というところで建物がありました。パトロールセンターとしては、建築年度がまだ比較的新しいものなのですけれども、当初の建物からするとかなり古くなっております。その辺で、建物の建築経過年数と、それから今後パトロールセンターの必要性というか、そういったところを加味した中で、そのものを直していくということは、現実的ではないという判断をいたしました。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） ちょっと細かくなって恐縮ですけれども、いわゆるここにうたわれている将来方針というものは、ある程度それにのっかってこれから方向的に進んでいくというふうに私は捉えるわけですけれども、そういうことでよろしいのかどうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

先ほどの答弁でちょっとかぶってしまうところがあるのですが、あくまでこちらでお示したものにつきましては、実際にそのときに実施するか否かというところは総体的な、この後、今作成している総合管理計画、これはインフラ施設も含めたものを今策定中なのですけれども、トータルのところを考えた中で進んでいくものですので、こちらでお示したものについてはあくまで参考と、検討材料としていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） その辺のところは、今の答弁をしっかりと聞いておきたいと思います。参考ということ、やっぱりその辺が重要だなと思いますし。

それで、ここで私がちょっと今日教育委員会のほうにおいでいただいていたのは、ここまでに至る間に、いわゆるページごとにそれぞれのものが書かれているのですが、いずれにしても学校施設は、今適正規模の検討委員会のほうにかかっておりますので、あれこれということは私ここで申し上げませんが、単純に個別計画をつくったときの状況でいくと、これは令和3年の8月です。

それで、ここで尋ねておきたいのは、いわゆるさっき、一番最後になってしまうけ

れども、まだなおさら足りないというところに至るまでの間に、学校施設のあれが出ているのです、ここの中にも細かく。それをちょっと申し上げますと、金額が出ています。個別施設計画の30ページと31ページです。適正化した際の分野別LCC、これが学校教育系施設が150.3ですから、150億3,000万だと思うのです。それで、この図表の16に示されているところの保有し続けた際の分野別のLCCでいくと、179億6,000万になっているのです。この辺の約29億、何もしなかった場合の状況が150億、概形ですね、適正化した場合だから。適正化しない場合が179億というような形で出ているのですけれども、この辺のところは今後も大事なことになってくると思うので、どういうふうにこの個別計画をつくるときに、約30億が適正化されたということでこの計画というか、この図表はできたものなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、先ほどの学校再編の関係は全く加味しておりません。今現在の校数を維持し続けた場合と、それに伴ってある程度の時期で長寿命化をした場合の差額がこの差額となっておりますので、今回の個別施設計画を策定する段階では各校を統廃合とか全くしていない状態で、それをずっと保有し続けた場合の差額となっております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 分かりました。これは、現行のまま行ったケースの場合とということで比較されているということで理解いたしました。分かりました。

(3)に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番(青柳賢治議員) 今度5年以内に優先的ということ、今ここにも出ております、各施設が。その中で、この中でも今答弁をもらった中で、計画の基本的な考え方であると言いつつも、各小中学校だとか嵐山幼稚園の園舎、それから知識の森の図書館、さらには文化的な価値のある日本赤十字社の埼玉県支部旧社屋、こういったようなものが優先していくというふうな個別計画がここにうたわれているわけです。学校教育施設であれば、当然各小中学校長寿命化改修の検討実施、さらには学校規模適正化の検討と、こういうことが両立して載っているわけです。その辺の財政的なこと

もあるのでしょうかけれども、やはり今町としてもそういったところが一番主要になってくるのかなと、私もこの個別計画を見ていて思います。

それで、ここについてはどれがどれがとはなかなか言えないでしょうけれども、個別計画ですから、優先順位、順位というのかな、その辺のところは今答弁いただいた以外にはいただけないのかどうか、5年以内のやつです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

今答弁の中で、計画の基本的な考え方によりというふうにお答えさせていただいたのですが、そちらにつきましては、議員さんも御覧になっているでしょうが、14ページに各公共施設の適正化に向けてということで、計画の基本的な考え方というのでお示ししております。ここに書いてあるとおり、ハード面とソフト面、そちらの情報を基に施設の必要性ですとか将来的な財政負担、この辺を勘案しながら優先順位を決めさせていただいたということですので、よろしく願いいたします。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 分かりました。今個別計画が各町村でも、川島町あたりでも嵐山と同じようなものができていました。それで、いずれにしても最終的にこれが、私の最終的な（4）のところに行き着くわけなのですが、いわゆる29年に嵐山町の公共施設の管理計画が出されたときに、インフラを含めたときの不足額というのはどうしたものだろうなというような額が示されております。そして、さらにそこから個別計画に入っていった。この個別計画も、今いろいろな努力をして適正化をかけたとしても、なお足りないという、これが今出来上がった個別計画です。

そうすると、さて、ここでいろいろな対策をやっていこうということで、今4番目に答えてもらったわけですが、その中で私も何とかこれ、町がこれだけの不足する額をどうしたものだろうなと、やっぱりこれからの人口減少だったり、さらには義務的経費の負担だったり、どういうふうにかういったものを守ったり維持していくのだろうかということを非常に、この個別計画をいただいてから考えてきました。私なりに、各自治体のものを何か所か調べてみたのですが、ほぼ同じような状況です。滑川町に至っては3億ぐらい足りない。

そこで、嵐山町の場合は今までを顧みますと、いろいろな統合施設を上手に早めに

施設を運営して、北部交流センターにしても、菅谷にありますふれあい交流センターにしても、非常にうまい循環というのでしょうか、持続可能な循環な形をつくってきたなど私は思っております。そういう中で、この計画が今1万2,460人という計画で進んでいるわけですが、今のところ嵐山町は1万7,000人台を維持している。これも、でも今コロナのオミクロンの関係で人口がかなり、86万人ぐらいだと、日本で生まれる子どもたちが。嵐山町はもっと少ないでしょう。加速度的にこういった状況は進んでいくのだということを、やっぱりしっかりと町民の一人一人の皆さんも認識をしてもらう必要があるのではないかと。ましてや、議会である我々もそうだし、執行部の皆さんもそうだと思う、役場の職員もそうだと思います。

そこで、今足らなくなってきている不足すると言われていた額、この計画をここでつくるだけではどうなのだろうかと、我々も議会でこれを、はいはいとは見てられないよなと思ったものですから、質問させてもらっているのです。やはりここからは、例えば今回嵐山町の図書館が約5,000万かけて空調関係の改善をかけております。その辺のところの考え方でいきますと、私は嵐山町の場合は、これは嵐山町だけの問題ではないのだよね。恐らくこれに関連する全部、比企の皆さんもそうだし、日本全体の皆さんもそうだと。私は、そこで一つ考え方とすると、町民サービスを維持しながら、この不足する額をどういうふうに捉えるかということ、ここが肝心なのだと思います。

そこで、まず一つですけれども、考え方として、このマイナスする額、お互いに町村がマイナスするとすれば、ある程度共有できるようなもの、今できている一部事務組合だったり、比企広域組合だったり、そういったようなものをお互いに融通しながら、昨日のどなたか答弁に出ていました、お医者さんがときがわの方だったと。ああいうような形のもので、これからは考え出していかなくてはならない、それが我々の責務だと思うのです。

そうしてくると、私がここで佐久間町長にお尋ねしたいのは、やっぱりこの個別計画、これの基になる管理の総合管理計画あるわけです。総合管理計画というのは29年だった。示されたときに、我々も言葉がないぐらいだったと思うのです、実際にその計画の表の中では、今回これ今度個別計画になって、さらにこれから細かいまたマネジメントしていかなくてはならないと。そういったときに、そういった例えばうちの部分はこの部分を強くするから、今はこれからはインターネットでも何でもできます。

そういったこと、ものをうまく使って、では小川のほうはこれをあれするからとか、そういうような、いわゆる一つのお互いに係る経費の中を話し合ってみるとか、お互い同じ悩みだと思うのです。これを県や国に頼むということだけではなく、自治体で何ができるかといったときに、そういった視点も私は求められたり必要なのではないのかなというふうに思うところでありまして、その辺のところについて、今現段階では、佐久間町長どのお考えでいらっしゃいますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今、青柳議員のほうからご指摘をいただいたとおり、これから次から次へと公共施設の寿命、あるいは更新、長寿命化、待ったなしで来ます。その中で最も大きいのは、ご指摘のとおり学校関係、これは圧倒的な割合でありますので。それで、今令和3年の8月に発表させていただいた個別計画、これはそれまでの財政的な嵐山町の基盤を考えた形でのいろいろな算定だと思えます。そして今、では嵐山町の財政的に、私は令和2年からお世話になりましたけれども、今年度の例えば財調、これは今年度の当初の計画だと年度末幾らかというと、2億6,000万という計画でした。しかし、現実的には7億3,000万です。1年ですよ、これだけでも4億7,000万増加をしている。それから、基金全体でいくと3億3,500万が計画でした。今年度の当初です。しかし、現実には9億9,000万。要するに、基金全体でいくと6億5,500万増ということ、1年間でこういう達成することができたわけです。

私も最初引き継いだときに、もう皆さんもよく分かっていると思うのですが、代表監査のほうから、普通の監査だったら読み上げておしまいですがけれども、読み上げた後に、嵐山町の財政がどれだけとんでもない状況になっているのかとうとうとして語った。川口議員からも、思わず代表監査よって、佐久間町長に替わったら何で急にそんなこと言うのだよというような声も出ましたけれども、本当にそれは私も真摯に受けております。ですから、そういった面において、財政的な基盤というのをまず立て直しをしないといけないと、これには財政担当の職員が、もう各担当のほうからもけんか腰ではないですがけれども、本当に厳しいやり取りの中で捻出をする。そしてまた、今コロナの中で幸か不幸かというか、多くの事業が中止になっておりますので、そういったことも追い風になっていることは事実です。しかし、それと同時にふ

るさと納税ですか、これなんかも今まで大体250万ぐらいです、嵐山町は。ちょっと台風の特別なときがありましたが、そのときが上がっていますけれども。しかし、今年度は大体2,800万円を超えていく、要するに10倍以上の収入が増えております。

また、一般寄附にしても大幅に、先ほど畠山議員のほうからも紹介していただきましたけれども、独り親に対する寄附、それ以外にもいろんな形でいただきました。そういったことを考えると、収入面をしっかりと確保していく、これは大切だと思いますし、また不必要だと思われるもの、徹底的に何万円、何十万円と本当に厳しくやりました。そういう中で、こういった結果です。

では、ため込んだってしょうがないではないかと、それだけでは意味がないというようにことに多分なるかと思うのですけれども、そういう中においても、議員の皆さん方から、何年も多くの議員から指摘された子どもたちの給食費の補助、これも全額無償ではないですけれども、3人目以降は全額無償、2人目以降は半額、そういうことも実現できた。それから、18歳までの医療費全額無償化、これもできた。そしてまた、これはそんなに金額的には多くないですけれども、川口議員なんかがよく指摘していた難病患者の人たちの見舞金、こういうものも復活できた。それから、国民健康保険の保険税のこういったことに対する軽減、これも国に先んじて嵐山町はすることができた。そしてまた、タクシー券のことに關しても、使い勝手が悪いという中で、今年度は新しい使い方をしたと。もう予算上でいくと、何百万円もオーバーしています。しかし、対象者は減ったにしても、それだけ多くの方に使っていただいているということは、それだけの効果が出ていると思いますし、そういったことも踏まえてやっていくということが必要になっていくかなというふうに思っております。

では、今後税収面をどういうふうに上げていったらいいのか。今インターチェンジの中の物流倉庫が建ち上がってきていますけれども、あそこだけでも固定資産税がそれなりに上がってまいります。そして、その次の段階としては花見台工業団地の拡張工事、これも県がいよいよ工事をスタートしたわけです。コロナで延期になって、そして文化財の発掘で延期になって、そしてその後、採算がどうだって最後の最後までいろいろ県のほうからまいりました。しかし、そういうことも乗り越えて、実際に着手した。それと同時に、昨年12月には川島地区に産業団地を建設するという、本当に今の段階においても地権者の90%以上、面積においても90%以上の方たちが同意をいただいている中で組合設立の準備会が設置できたということ、これは将来的に

も本当に力強い方向性になっていくかなと私は思っております。ですから、そういったことを総合的に勘案する中で、しかし、これだけのことを積み増しすることができたからといって、決して安心なんていうのは全くできないわけです。これから何十億、何百億かかるか分からないぐらいのあれがあるわけですから、しっかりとそういったことはらんでいただく中で、ただ、学校の施設の中でも非常に老朽化して危険なところありました。来年度まで間に合わないと、今年度予備費を使って直してくれと、そういう形で既に修繕をかけたところもあるし、また来年度に予算化しているところもある。やっぱりそういったことを本当に一つ一つ、そのときの状況によって判断をしていく、また過去の判断と変えていくということも果敢にやっていかないと、この難しい状況は乗り越えていくことができないと思いますので、議員にご指摘いただいたことはしっかりと念頭に置きながら、財政運営も含めて進めてまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 佐久間町長の力強い答弁をいただきました。やっぱりこういったことも、ある程度個別施設計画が概要版なんかがあるわけだから、町民の人たちがどれだけ知っているかなということ、ちょっと私不安なところあるのです。これは、やっぱり町民の皆さんに理解してもらって、いろんなことを集約したり、やっていかななくてはならない。そういう意味では、最後の不足分のところに落ち着くだけでも、担当課はよく勉強していると思いますけれども、いろいろなところの地域、地域見ると、例えば嵐山でいくと、ちょっと最後細かくなってしまっただけでもない、ああいったようなものにも一つの命名権みたいな持たせて、10万円ぐらいだけでもやるとか、そういったことをやっているところも全国にはあるらしいです。ですから、そういったところをある程度公共施設でも、検討しているかもしれないけれども、いろいろなところから引っ張り出して、何とかそれを財源の一つにできる、掃除してもらう人たちの手間賃でも払うことができるというような形の、そのくらいまで研究して、この個別計画で公共施設を何とか平らに維持していってもらえるようお願いしたいと思います。

最後になるのですけれども、副町長は、長くこの公共施設についてはやってこれ

ています。副町長の所感をお聞きしたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、お答え申し上げたいと思います。

私が携わってきた中で一番は、やはり駅東の区画整理、そして平澤の区画整理、そしてまた東上線の複線化、長い間いろいろお世話になってきました。やはり平澤の土地区画整備を見ると、ようやく先が見えてきたということでございます。これらは、先ほど町長が申し上げましたように、これからの嵐山の財政的な、本当の基本になっていくのかなというふうに思っております。東原の区画整理も終わりましたけれども、40軒ぐらいばたばたって家が建ちました。これも、それなりの成果がこれから出てくるのかなというふうに思います。ただ、先ほど来お話が出ていますように、それぞれの建物もかなり長い間計画しておりますので、今後どういうふうにこれらを整理していくというの、また非常に大事なことかなというふうに思っております。

いずれにしても、いろいろご意見をいただきながら、嵐山町のこれからをしっかりとやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9番、青柳賢治議員の再質問からになります。どうぞ。

○9番(青柳賢治議員) 1点目の話は十分理解しましたので、いろいろとこれからの難局があるわけですが、しっかりと我々の議会のほうも後押ししながら、前へ進んでいってほしいと思います。

2点目に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番(青柳賢治議員) 重忠まつりを新たな郷土のまつりにということでございます。大河ドラマ「鎌倉殿の13人」がスタートしました。5月、町独自に重忠まつりを実施

するとのこと。どのような内容になるのでしょうか。畠山重忠像、菅谷館跡、歴史資料館など数多くある歴史資源を再認識し直し、歴史から学ぶ町、嵐山の宝として全国に大々的に発信をし、売り出してはと思います。町の考え方をお聞きいたします。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目2の嵐山重忠まつりの内容につきましてお答えいたします。

令和4年の大河ドラマ「鎌倉殿の13人」に畠山重忠が登場するに当たり、記念イベントの開催を計画いたしました。イベント開催に当たり実行委員会を立ち上げ、イベントの名称につきましては、嵐山重忠まつりといたしました。

現在決定していることは、開催日が令和4年5月15日日曜日、開催場所が菅谷館跡です。まつりの内容につきましては、現在検討中ですが、予定している催し物につきましては、武蔵駒王太鼓、嵐山町剣道会による剣道の形、嵐山なぎなたクラブによる基本動作など、らんざん重忠検定、観光ボランティアガイドによるガイドツアー、甲冑流鎗馬、大河ドラマパネル展、子どもが楽しめるイベント及び会場内で可能なお土産品や物販の販売を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、川上教育委員会事務局次長。

○川上 力教育委員会事務局人権文化財担当次長 それでは、私のほうから質問項目2のうち、歴史資源の再認識と嵐山の宝としての情報発信につきましてお答えいたします。

議員ご指摘のように、嵐山町内は木曾義仲、畠山重忠をはじめとする武蔵武士ゆかりの地であり、国指定史跡である比企城館跡群の菅谷館跡、杉山城跡をはじめ、数多くの史跡、旧跡が伝えられております。近年の城ブームにより、史跡には大変多くの観光客が訪れておりますが、史跡周辺の施設整備や情報発信等でまだまだ多くの課題があると考えております。町観光協会や県立嵐山史跡の博物館、近隣市町村とも連携を図りながら、引き続き歴史資源の活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 5月の重忠まつりの内容は、今の答弁で分かりましたけれど

も、これ菅谷の館跡ですから、どのくらいの入場客を予定したような計画になっているものですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 予定入場者数というのが、今回当然初めてというところもありまして、今現在会場は菅谷館跡で、駐車場につきましては菅谷中学校をお借りする予定を考えております。近くの方ですと、歩きなり自転車などですぐ来れると思うのですが、ちょっと離れたところになりますと、菅中のグラウンドに車を止めていただいて、遠くはありませんので、菅谷館跡までは歩いていただくという想定でおるのですが、嵐山まつりとかと違いまして、ちょっと目玉となるような何か販売だとか、そういったものというのがありませんので、果たしてどの程度来るのかなと。また、こういうコロナ禍の状況で、現在はやるというところで進めておりますが、この5月の時期に、コロナの感染状況によっては多少やり方を変えたりだとか、緊急事態宣言が出ればもう中止せざるを得ないのかなとか、そういったところも含めて、一応今後検討していくわけなのですけれども、担当内でもどのくらい来るかなというのが、なかなか想定がしづらいというのが現状でありまして、また、イベントをやるに当たりましては、そういった専門の会社のほうを通しまして、いろいろどんなものがあるかというところの打合せのほうもさせていただいているところですが、そういった打合せの中でも、なかなか入場者数、どのくらい来てくれるかなというのがちょっと分からないようなところで、ただ、これからポスターだとかチラシの配布、PRをしていく予定でございますけれども、多くの方にこのイベントのほうは来ていただけるような形で、中身も開催していければいいのかなというふうには思っております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） ここに書かれてくることだと、嵐山単独でやるわけですが、かなり盛りだくさんだというふうに私は思いました。ですから、駐車場も菅谷中学校の駐車場、ひいては国立女性会館の駐車場まで手配するぐらいの準備もあっていいのかなと思いますので、その辺は住民参加型の祭りをやっていくのだということで予算書にはうたわれています。ぜひともこの機会を、やっぱり町長も好機と捉えるということで施政方針に載っているわけです。やっぱりそのぐらいの大所に立って、この事業を進めていってもらいたいというふうに思っております。

それで、ただ一つ、この中で重忠検定というのが出ているのですが、この重忠検定というのは内容的にはどのような、今までやられていたことですか。それとも新たに、これは重忠まつりのために準備したものなののでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

重忠検定につきましては、町の社会教育委員会議のほうで検定問題を作成していただきまして、重忠まつりに向けてということではなくて、もともと重忠をPRしていく事業の一環として、社会教育委員会議のほうで取り組んでいただいたものです。

当初、イベントの日に合わせてせっかくなつくつもの、その日に検定会を実施しようという計画であったわけですが、できればせっかくなつくつものなので、できるだけ多くの町民に参加していただくということで、現在考えていますのは、4月になりましたら町内の小中学生、小学校3年生、4年生の副読本に重忠が出てきますので、小学生以上の子どもたちにはタブレットで問題を配信して、タブレットで答えを回収して、それでももちろん全員に聞くということではない、希望者についてはやると。それから、一般町民の方にも、その検定問題を役場とか交流センターとかに用意しまして、そしてその解答は当日また用意して、それで取り組んだ人には簡単な記念品を交流センターなり役場で、解答と引換えにお渡しするというようなイメージで今取り組んでおります。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） それで、今企業支援課長のほうから答えていただいた答弁だと、どうも一過性というか、いわゆる今年、重忠、鎌倉殿で扱っているよという中で、この5月の行事だけで終わらせていってしまうのかなというような何か懸念もあるのですけれども、その辺については推進協議会含めたりしながら、どうなのでしょう、どんなふうにその辺のところは今の段階では考えていらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 あくまでも、今回この大河ドラマが重忠が登場してくるところで、いいPRに置き換えたということも含めて、やっぱり何らかのイベン

トをやりましょうというところで始まった話でございます。

そのときに、まずやる時期、これについて、ではいつ頃やったらいいのかということも含めて検討してまいりました。当然大河ドラマですから、暦年でいう1月から12月、NHKさんのほうの情報によりますと、重忠が登場するのは、場合によっては春先で終わってしまいます。最近の情報では、夏場ぐらいまで少し延びそうな、当初の話ですと数回出る程度だという情報だったのですが、多少多くなったというような情報も入ってきているところなのですけれども、そうしますと、あまり遅い時期になるとちょっと冷めてしまうというのでしょうか、重忠も、例えば討たれて亡くなった後にそういうお祭りやるのもということも含めて、また1月、2月、この冬の寒いときにやるのもちょっとどうかと。そういったところを含めて、5月の中旬というところを選ばせていただいたところです。

また、それ以降になりますと、登場の関係のことも含めて、またラベンダーまつりとか大きなイベントのほうも予定がございまして、ゴールデンウィーク前だと年度替わりでちょっとばたばたするかなとかということ、5月の中旬が一番いいのではないかなと、気候的にもいいのではないかなということで、この時期を今回選ばせていただいたわけでございます。ですので、来年またこの時期になると、なかなかイベントの関係、年間通しますと、今回コロナの関係でちょっと中止になりましたけれども、4月にはさくらまつりがあります。5月には町民のスポーツの日、そこも外しながら5月の15日に決めたわけですが、町としてはそういった行事もあります。6月にはラベンダーまつり、また秋になりますと町民体育祭とか嵐山まつり、また紅葉まつり、そういったものがありますので、結構イベントがある程度の間隔で予定が入っていますので、なかなかこれを新たに毎年今後やっていくとなると、ちょっといろいろ検討もしていけないといけないのかなということで、今の段階でも何とも言えない状況でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私この質問させてもらうときに、私の義母が鹿児島に90歳でいるのですけれども、畠山重忠知っているかと言ったら、知っている、昔の教科書に載っていたということです。私そのとき、鹿児島なんて結構埼玉と違うのだけれどもと、これだけ知られている人だということ、これを新たにまた私も認識し直して、やっぱりすごい館があったのだな、それから重忠像があるのだなというようなこと、こ

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） それで、私はその重忠の綱引き大会、昔かつて40代ぐらいのときは私も出たことがありました。何でこの大会始まったのかなということも、私も元をたどらないままあれでしたけれども、重忠そのものがすごい力持ちだったと、その力持ちの石を持って出る大会にも女性ファンが群がってきているという大会もあるらしいと、そんなこともニュースで見ました。そうしたときに、やっぱりこういったいわゆる畠山重忠だったり木曾義仲というものを、もっと我々が大切にさせていただくというか、していこうよというようなことは大事なのではないかなと思ったので。それで、今の2月にやるときの重忠まつりが大体お昼ぐらいで、いわゆる綱引きだけで終わっているわけです。だから、そこにある程度、歴史資料館もある、そのときにこの歴史をもう一回学び直すような勉強の会も持つとか、幾つかのことを組み合わせ、そして今生きている我々が歴史から学ぶんだというような一つの姿勢を嵐山町が発信していくというようなことは、これは全国の中でもなかなかいいことではないかなと私は思うのです。そういうことで、この郷土の祭りにしたらどうかというようなことで、今回質問させてもらっているのです。

やはり我々は、本当にそういう偉大な中にあると、嵐山町の中にいると。そして、そこに今綱引き大会を上手に使いながら、さらには先賢顕彰会といって、木曾義仲だったり畠山重忠だったりを顕彰している会がある。そこに、やはり若い人たち、今回のように、見てもらうと重忠の絵だったり、木曾義仲のバッジだったり、すばらしい絵ができています。これは、ここをやっぱり上手に生かして、次の100年につながるぐらいの力の入れ方をやって私は悪くないと思う。そして、それなりの人間ができてくる。畠山重忠は知勇兼備です。この間のテレビでも出ていました、その知勇兼備の知勇が出ていたところが。そういうことに、我々はもう一回学び直すというような謙虚さが必要なのではないかというふうに私は思ったので、一般質問させてもらいました。

町長、あとはちょっとご意見、所感をいただいて。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今、青柳議員のほうから語っていただいた、私も本当に全く同じ気持ちであります。

今の祭りのときに、どんなイベントをするのかということをお答えさせていただきましたけれども、これ以外に今郵便局のほうでは、重忠を題材とした記念切手、これをスタート、印刷していただくというようなことも進めていただいております。

それから、あともうお気づきだと思うのですが、重忠のパネルというのでしょうか、あれなんかも本当に個人の人がぼつと来てやってくれたと、自発的に。今は少し観光協会のほうも支援をしているようでありましてけれども。それと、また一過性ではなくて、少し書物としても残そうということで、重忠の漫画、これを出版するように今お願いをしてあります。この前最初の部分の文章が送られてきたので、ちょっと私も拝見してもらいましたけれども、非常に難し過ぎず、そうかといって格調もある、ぜひ重忠の人柄というのでしょうか、そういったものをしっかりと、子どもたちも含めて理解をしていただけるような、またそういった人物にやっぱりなりたいたいということで、先ほど言ったようなすばらしい人材が嵐山町のほうからどんどん育っていくと、そういったこともイメージをしながら、そういった出版物もプロジェクトとして進めさせていただいております。しっかりと議員さんのエールを受け止めながら、これを一過性にとすることなく、お祭りとしてやるのがどうのこうのということではなくて、しっかりと教育という面においても継続的に進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そして、これが2020年の3月の嵐山広報紙なのです。よくこれ載せたなって。まさにこれ嵐山重忠、2020年ですから、ここまで予知していたよねという、この絵です。これは、やっぱり我々しっかり受け止めなくてはならないのではないかなと思って一般質問させていただきましたので、私なんかも何か言ってもらえれば、手伝えることは手伝いますので、ぜひ5月の重忠まつりは大成功裏に進んでもらうようお願いしたいと思います。

終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号8番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の中心市街地活性化についてからです。どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 指名されました長島邦夫です。一般質問を行います。

今回の質問は、大項目で3問でございませう。答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。初めに、中心市街地の活性化について質問させていただきます。以前から、この問題については取り組んでおりますので、重複する部分があるかなというふうに思いますが、以前とは若干様子が違ってきていますので、その部分を含めて質問させていただきたいと思ひます。

嵐山駅周辺整備は、駅舎の改修、嵐なびの開設、駅前ロータリーの改修により大きく変貌、進化をしている。しかしながら、本年に入り金融機関の移転が公表され、空洞化が心配される。下記を伺ひます。

1つとしまして、民間事業では収支の見込み、将来性が大前提であり、駅周辺の空洞化は懸念材料で危惧される。行政へのロータリー有効の利用、嵐なびの再構築、公的機関のさらなる振興策が期待される。取組について伺ひます。

2つ目としまして、駅導入入り口とされる県道停車場線には歩道拡幅、一方通行等の導入策が指摘されておりますが、町の考え方についてお伺ひをいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）について答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1の（1）につきましてお答えさせていただきます。

武蔵嵐山駅西口につきましては、都市再生整備計画に基づき整備を進めているところであります。現在の駅前広場整備は、武蔵の嵐山にふさわしい景観、にぎわいにつながる整備、交通結節点機能の充実、防火・防災機能の充実を整備方針として実施しております。時間を要しましたが、地権者、関係者との交渉、協議が終了したところです。現在は、各種工事発注に向けて取り組んでおり、令和4年度の事業終了に向けて進んでいるところであります。

駅前通りの状況は変化しつつあります。本整備がにぎわいにつながるように、有効な利活用を促してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目1の（2）につきましてお答えさせていただきます。県道武蔵嵐山停車場線は、武蔵嵐山駅周辺活性化10年計画において、歩道の拡幅を県に要望

することとしております。昨年議決を受けて策定した第2次嵐山町都市計画マスタープランにおいては、駅前通りは安全性に配慮し、魅力ある空間整備を促進しますとしています。これらの方針に基づき、現在町では県に対し歩道拡幅の要望を行っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それでは、大卒の答弁をいただいて、ちょっと再質問が細かいできないような状況なのですけれども、大方の予想の中から細かい部分を質問させていただきたいと思います。

最初に1番ですが、大方ロータリーが企画され、ほぼ整備されています。大型の車両が入るということで、それを想定して計画をしているわけですが、果たしてどんな業者さんが大型バスであったり等々を利用するのか、想定しているところがあると思うのですが、教えていただけますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

駅前広場については、ロータリーを大型車が入れるような整備を行っています。それは、どこも駅前広場をつくるにはそれなりの広さが必要でして、そのための整備を行っているところでございます。大型車両をどれくらい来るかという想定ではなくて、既存のバスやタクシーを含めて幅員も確保しますし、今後観光バスとか大型車も入れるようなスペースも確保しつつ整備を行っていくところでございますので、どういふふうな車両が何台来るとか、そういうのはなくて、その車両が一時停止して乗降ができるようなスペースを確保するという方針で整備を行っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それであっては、協力していただいた地権者の方が残念がると思います。そのくらいの予想であれだけのものを造ったのであれば。大型バスが入るということであれば、どんな方が利用するのか、そういう想定がなかったというわけではないでしょう。ここ何年もかかってやっているわけですから、その答弁だとちょっと納得できませんけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 駅前広場は、大型バスだけではなくて、駅前広場というか、イベント等もできるような、利活用できるように有効に活用するために買収させていただいて、かつ大型バスが曲がれるような車線というか、形状も考えて策定したところがございます。何台入るからどうかというのではなくて、バスが曲がれる軌道がどうかとか、そういうのを含めて用地買収させていただいておりますので、かなり多く来るからこれだけ必要というわけではなくて、もあるかもしれませんけれども、どのようにバスが入れば、軌道があれば曲がれるとか、そういう形状を考えつつ整備しておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 私、何台入るだとか、そんなこと言っていないのです。構想として、観光であればこういう観光的なバスが入るだとか、そういうふうなことを構想として中にあるわけでしょうから、そういうふうな予想を立てて当然あれだけのロータリーを造ったわけです。そこら辺の考え方を聞きたいのです。何台なんて言っていない。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 駅のロータリーを造るに当たりまして、まず大型車がどういうふうに曲がれば安全に曲がれるかという軌道を描いて、その必要性があるロータリーを整備しているところがございます。何台というわけではなくて、大型車が曲がれる軌道、それについては大型、通常の観光バスが入れる可能性があるものについて、一度やったら、再度また狭くなって再整備というのはもうできませんので、想定のできる範囲の大型車を、ですから一般的な観光バスが入れるようなものを想定して、ロータリーを整備させていただいているところがございます。

なぜ観光バスというのがどうしても必要かと、皆さんおっしゃるのですけれども、それも含めて考えております。それだけを、観光バスだけを誘致するわけではなくて、それらも含めて利用できるようなロータリーであるべきだというふうに考えております。

すので、整備させていただきます。

それには、まずラベンダーまつりを以前開設して、いろいろな業者に問い合わせたときに、駅は観光バスが止まるのですかというまず話をして、それが無いともう全然話にならなくて、誘致もできないわけなのです。そういう教訓もありましたので、今後整備もすぐすぐ入れないかもしれませんが、もうこれ以上手はつけても、再度狭いからまた広げようというのではなくて、それを見越して整備をしているものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 了解しました。将来性を考えて、十分なところをしたところであって、今のところははっきりしたものはないということでした。

それで、ここにも、質問の中にも書かれていますのですが、嵐なびの関係をお聞きしたいのですが、企業支援課長でよろしいのでしょうか。質問させていただきます。嵐なびも、当初の予定よりは、まだそこまで達していないのだというふうに思いますけれども、随分物品数も多くなって、多くの方に利用されているというふうに思うのですが、下の嵐なびの関係で利用する方は、主は観光の方だというふうに思うのですが、どのくらいの今売上げというか、あれなのでしょう、大方で構いませんので、教えていただきたいというふうに思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 大変お待たせしまして申し訳ありませんでした。

今、観光の関係で嵐なびの1階の売上げの関係をお聞きされたわけなのですが、すみません、資料を持っていたつもりだったのですが、今見当たらないものですから、今記憶でちょっと答えさせてもらうのも大変申し訳ありませんけれども、ここ2年、コロナというところもありまして、緊急事態宣言では閉店といいますか、閉鎖していたり、そういったこともありましたので、例年と比較というと、そういった部分でなかなか比較できない部分というもでございますけれども、開店といいますか、店をオープンしている間、また観光シーズン、そういったときには例年よりは売上げのほう伸びているという実績だったというふうに記憶しております。

そんな形で、人が来てくれれば、今はだんだん売上げのほうは伸びているのかなと

というような記憶でございます。ちょっと今すみません、細かい資料を持っていなかったものですから、大変申し訳ありません。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） そんなに売上げの金額のどのくらいか聞けるだけで結構だったのですけれども、観光の方に主力を置いて物品を置いている、そういうその傾向については、見方については間違いないですよ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 主には、やはり観光客対象という形で商品のほうは置かせていただいております。また、地元のお客さんというのでしょうか、お得意さんというのでしょうか、そんな毎日毎日ということではないらしいですが、近くの方で、そこそこ定期的に何か来ていただいている方も、それなりの人数はいるというお話は聞いております。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 最初に嵐なびの構想図を見させていただいたときに、将来的には、観光の方はもちろんなのですけれども、いわゆる通勤、通学、そして地元の方々の方が利用していただけるような構想図を最初は見させてもらったというふうに思います。まだそこまでいっていないのだというふうには十分理解していますが、将来的に、こういうふうな駅の周辺の状況になってきますと、やはりそこまで持っていないと、あれだけ大きなものを金額も相当かけて整備したわけですから、もったいないというか、嵐山町のためには当然それが必要になってくるかなというふうに思うのですけれども、その辺のぼつぼつ近所の人が使ってくれる、その程度だと何か情けないような、やはりどんなニーズがあるのか、そこに。観光客の方のニーズだけだったら分かりますけれども、例えば通勤している人が何を要望しているのか、何も無いのか、通学の方はコンビニがなくなっただけでも困っているというのに、そういうあれがないわけですから、十分2階の部分のコーヒーなんかでも、あれだけ売上げが上がっているというふうなことから、何かそこら辺をどのように考えているのかなと、お伺いしたいというふうに思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 嵐なびの活用に関しましては、今駅西口のほうを整備しておりますので、これが予定では4年度中にロータリーのほうもできるところで、その中で今1階でレンタサイクルの自転車、そういったものも3台奥のほうに保管しながら、置く場所がないものですから、そういう形の運営をさせていただいております。

今回この西口の整備に伴いまして、例えばレンタサイクルの自転車置場を今後また2台増やす予定もありますので、そういったところの保管できる場所だとか、そういったところもちょっと検討を今内部のほうでもさせていただいているところがございますので、そういったものが中から外に出ていけば、売り場面積がもっと有効にできるというのでしょうか、そういった形になれば、またレイアウト的なものとか、置く品数というのでしょうか、そういったものも増やせるのではないかなというふうには考えております。

以前に、嵐なびのところ、例えば野菜なんかも売れないかというようなお話もちょっとあったかなというふうに記憶しておりますが、その辺につきましては今現在ですと、野菜なんかもちょっとすぐ近くの方がそういう販売をしている、そういったところに気遣って、今のところはそれをやっていないということです。今西口の整備に伴いまして移転をして、今度そういうところで販売のほうをしないようであれば、そういったものもできるというようなお話も聞いておりますので、周りの状況、ほかのお店と競合しないというのでしょうか、そういうところに迷惑をかけないような形で、スペース考えながら商品のほうは置くように、今後検討していったらいいのかなという話は、観光協会とはしているところでございます。

また、今1階の中に、アイスクリームの自動販売機も設置を今年度しているわけなのですが、そういったアイスクリームなんかも、やはり周りの店舗を気遣って、本来だったらちょっと外に出したいようなことなのですけれども、中のほうで今はやっているということでございますので、そういうのも含めて、今度は外で堂々とかういったものを販売していますよというものをPRできるようでしたければ、アピールできるようであれば、そういうことをしながら、中のスペースを有効に活用しながら、いろいろ品物も増やしながらかやっしていけるのではないかなというような話は、今観光協会の事務局とはしているところでございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 地域の営業している方に配慮するというのは、当然のことだというふうに思うのですけれども、今の状況というのは、利益が出ないから何も設備をしない、投資もしないというような状況になってしまっているから、やはりその隙間をいつも感じ取りながら、十分な町の体制、あそこのところに、昔は構想図では、屋外店舗みたいなものも構想図の中にありました。いつかは、トイレがなくなる頃にはそれもできるのではないかなというふうに思っているのですけれども、そういうところまでまだ行っていないというのは十分理解しています。ですけれども、駅に行っても何もないよ、あそこまで行かないうちに買物しなくてはって、それは買ってくれるのは構わないのですけれども、最終的に駅に行ったらある程度のもは取得できるような、買物できるような状況がベストだというふうに思いますので、やはり観光協会のほうとしても、そこは指定管理になっているわけですから、積極的にそういうものについて貢献していただきたいなというふうに思うのですけれども、ちょっと聞きたいのですが、トイレというのは大体いつ頃撤去になるような感じになるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

当初予算にも計上していますけれども、令和4年度中には撤去する予定です。ちょっと時期については、今後設計して発注する関係がございますので、令和4年度中にはトイレはなくなるようなスケジュールで進んでいるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） いろんなことを再質問したいのですが、2番も併せて質問したいというふうに思います。

ほかの議員さんも心配しておりますが、10月にはりそなも撤退すると、農協ももう移ってしまったと。そういうふうなことになっていくと、心配するのは空き地になってしまうのかなと。再利用の方法がなければ結局空き地になっていくのでしょうか、建物を残していくということは多分考えられません。

そうなったときに、やはり私は何か公的なところが考えていかないと、埋めることができなくなってしまうのではないかなというふうに思います。それが厳しいのであ

れば、ある程度民間の方と、町内の企業さん等とも相談をしながらやっていただきたいというふうに思うのですが、これは町長のほうに聞いたほうがいいのか、そういう段階までまだ行ってないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

駅前西口の整備、最初課長のほうから説明がありましたように、武蔵の嵐山にふさわしい景観、それからあとはにぎわいにつながる整備、それからあとは交通結節点機能の充実、それから防火・防災機能の充実、大きく分けてこの4点が整備の目的です。

そのうちの交通結節点機能の充実、それからあとは防火・防災機能の充実、これはあそこのロータリーができることによって、確実にその目的は達成されるというふうに思っています。この後、今日も午前中、畠山議員のほうからもご心配いただきましたけれども、何といたってもあそこのにぎわい、あれをどういうふうに取り戻していくのか。そしてまた、嵐山町にふさわしい景観ということがありますけれども、今2番目のほうの質問中でも、歩道の拡幅というのが出ていますけれども、これは県のほうの今の考え方として、あそこは県道になっていますから、両側に既に歩道があるので、県としてはもう整備が終わっていますという認識なのです。しかし、そうは県が言っても、やっぱり嵐山駅に着いたと、そうしたらどこの駅と同じように、バスが通って車がぐちぐちやっていると、そういうことではやっぱり嵐山らしさというのはなかなか出ないので、そういった意味からいうと、歩いている方たちが本当にゆったりとした気分で、景色も味わいながら歩けるような歩道の拡幅というのは、当然必要だと思えます。

そして、この整備を進めるに当たっては、地元の人たちにもアンケート調査をした中では、歩道の拡幅というのは第一ですから。それで、車道を狭くしたって歩道を広げるべきだと、中にはそれくらい極端ですけれども、意見を持っている方も複数人おられたわけです。ですから、そういった意味においては、今後県と協議をする。県がそういう認識であったら、その認識を変えるにはどうしたらいいのかということ、町のほうであの手この手を使ってやっぱり働きかけをして、必ず実現をしてみたいと私は思っております。

そして、にぎわいづくりに関しては、畠山議員のほうからも特色のある、こんなお店を造ったらどうですかということであったのですが、私が思うには、やっぱりあそここの部分というのは、それなりの財政力を持った、経営力を持った、そういった民間の人に来ていただく、これがまず第一かなというふうに思っております。そういう基本があって、その周りにそういった个性的なお店が点在をするというと、相乗効果の中で非常ににぎわいづくりができていくかなというふうに思います。

あくまでも、これは民間のことですので、またあそこには住まわっている方、商売をしている方、地権者、いろいろありますので、ちょっとこの場ではそれ以上の詳しいことというのはお話できませんけれども、当然そういうことも念頭に入れながら、今から水面下ではいろんな調査、働きかけはしております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) 基本的には、民間の方が活動していただく。今住んでいる方も、個人個人が住んでいるわけで、会社がそこにあるわけではないですから、その人たちの意向も十分聞きながら、やはりあそこのところが住んでいる人にとってもどうなってほしいのか。ただ、今金融機関が2つもいなくなってしまうということは、大きなダメージだと思うのです。その人たちにとっても、お店をやっている人たちであっても、今度は、では来月はあれがなくなるとこれだけ人が減ってしまうのかなとか、それがずっと続いてしまうといけないので、民間レベルの、町を含めた相談する懇談会の協議会みたいなものがないと、当然町はあそこのところを見放してしまっているような感じに受け取られてもいけないので、そんなに簡単にぱっとした企業さんが来てくれるとは思いませんけれども、やっぱり町ではあそこは一番関心を持っているのだと。道路についても歩道を拡幅したり、将来的にはどうなるか分かりませんが、あの地区の整備に何か手がつけられるようになれば、もっと進展ができるかなと思う。それには予算も必要ですし、そんな簡単な答弁はできないというふうに思いますけれども、町はあそこのところを前向きに考えているのだというふうなところを、その近辺の人、また町民にも分かっていただくとどこかで糸が結ばれて、いい方向に向くというふうに感じますので、私の基本の中には、いざ民間が駄目だったら、やっぱり町としても官民共同の何かだとか、そういうふうなことも考えていただきたいというふうな感じには思っています。前向きなご答弁をいただいたので、これ以上はご

ざいませんけれども、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

ただ、今エリアリノベーションということで、私も何回か課に行って内容的なもの等々を聞かせていただきましたけれども、これはさっきも議員同士で話をしましたけれども、やっぱりある程度の集客力があるところ、またそういうふうについて何か撤退したとか、何かがあるのだけれども、何かをするという場合だと、それは非常に効果があると思います。川越であれば、多分蔵造りの会なんかが昔ありました。そういう人たちが、今も一生懸命そういうことをやってくれているのではないかなというふうに思いますけれども。基本はそれだけのものがないと、あってもなかなか難しい、空き店舗の中は出たり入ったり、出たり入ったりが激しいのです、川越あたりでも。でも、そういうふうなことを乗り越えていかななくてはならないというのは、集客力があればいいのだけれども、もともとそういうふうなところの、その前の一歩のあれなので、それより町の中の構想をどのようにして、リノベーションの中でもその委員会の中でも結構ですから、どうしていったら嵐山町の中心市街地の活性化につながるか、課長さんにはぜひそのところを尽力していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほども申しあげましたけれども、去年7月に講演会を行った株式会社80%の方の場所は、川越の中心からちょっとというか、少し離れたところなので、そういう蔵造りの町並みではないところで、まず始めさせていただいています。また、熊谷などでは聖天院とか、そういうところで本当に人通りもない、土日とかはあるかもしれませんが、ないところとか、地方ではやっぱり全然なくても来てくれる場所があります。それが、今回4回とも講師をお願いした先生の話でも、まだまだポテンシャルあるよというのが嵐山町の評価です。皆さんはないかなというふうに、普通の方は思うかもしれないですけども、逆にそれがプラスになったり、何にもないからこそ、できると効果が出て人が集まる、そういう効果もある。それもインターネットを使って、みんなと一緒にいっていき、発信をしながらやっていく、それが楽しいという人が必ず出てくるというのが、どこの成功した事例でもあるのです。そういう方をぜひとも育成させていただきたい。

やっぱり今までの常識を超えてやっていけばできるというのが、もう各地の事例で出ていますので、人がいないのは当然ですけれども、人がいないところでも、そういうリノベーションができるという事例もありますから、それも含めて嵐山町でどうにかしてそういう人材を発掘して、それを求めて、大きなことではないかもしれないですけれども、それが発展していくと、嵐山町に来たらちょっと面白いことがあるねというのができてくると思いますので、その種を今まいているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ありがとうございます。次に行かせていただきます。

○森 一人議長 はい、どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 2番目としまして、森林環境譲与税の活用について。森林税が、この後2024年から新たな税ができるということで、その関係からちょっと質問させていただきたいと思います。

森林の活用は、収支に見合った運用が厳しく、荒廃が進んでいる。国は、2019年より森林整備、材木の利用を促すため、各市町村に交付税を支出しています。さらに、国は2024年から個人住民税に1人当たり年間1,000円を上乗せし、事業の拡充を図る予定としている。下記を伺います。

1番としまして、令和3年度の交付税に対する町の活用状況について伺います。

2番目として、国内の個人所有森林面積は58%と公表されています。今回の税改革は、森林整備に悩む森林従事者のためとも言われており、維持管理が進むことが期待されています。しかしながら、担い手不足もあり、交付税改革だけで森林整備が進むことは懸念がされますが、林業者、農林業者の意欲改善には大きく寄与されることと期待します。また、交付税は森林面積、人口割にて決定されるが、国予算規模も3倍になると紙上広報されており、大きく期待もされます。今後の町森林活性化計画、林業従事者への支援についてお伺いをいたします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目2の（1）につきましてお答えをさせていただきます。

令和3年度の森林環境譲与税の活用状況につきましては、譲与見込額を200万円と

見込み、その一部100万円を活用し、インフラ施設への被害防止のための森林整備といたしまして、遠山地内の町道沿いの高木伐採等を行っております。なお、譲与額の残余につきましては、今後の事業への活用を図るため、ふるさとづくり基金へ積立てを行う予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（2）について杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目2の（2）につきましてお答えをさせていただきます。

市町村の林業施策につきましては、10年を1期とする森林整備計画に定められており、5年ごとの見直しが行われております。この計画には、地域の森林、林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やゾーニング、実情に即した整備を促進するための森林施業の標準的な方法、保護等の規範等を定めた森林づくりの構造などを定めております。森林環境譲与税につきましては、その用途を間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てると定められております。

町では、この森林環境譲与税について、今後予定される公共施設等の長寿命化に合わせた木質化費用への基金への積立てと、不良木、枯損木の伐採等に森林整備を実施しております。今後、林業担い手の状況等により、育成や確保のための支援も研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時40分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第8番、長島邦夫議員の再質問からになります。どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） それでは、（1）番のほうから質問させていただきますが、200万円のうち100万円はインフラ整備に使わせていただいたと。また、残りの100万円についてはふるさとづくり基金に積立てを行うということでございますが、ふるさとづく

り基金、主な使い道は何でしたっけ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

ふるさとづくり基金につきましては、大変幅広く活用ができるような形で設定をさせていただいてございます。今回この森林環境譲与税の残余分につきましても、積立てを行うということにさせていただいておりますし、あるいは、例えばふるさと納税としてご寄附をいただいたもの、そういったものについても一旦はふるさとづくり基金のほうに積立てをさせていただいて、それぞれの目的に沿った事業に充当させていただくと、要はまちづくり全般に関して活用させていただく、こうした趣旨で設けられている基金でございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 2番というか、そちらも併せていきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 個人の林地の所有者、林地の町からの補助というのは、今までみどりの基金なんかにおいても公有地の整備がほとんどでした。なかなか民間の所有者に手当をすとか、補助をすだとか、そういうふうなことではなかったように、ずっと前はみどりの基金を使って、何という整備だったか私もちょっと今出てこないのですけれども、個人所有者の林地を整備して、その後は自己管理で元に戻さないような活動をしてくださいというふうなことで、随分利用した方もいたかなというふうに思いますが、今はほとんど公有地に限ってやっているかなというふうに思います。

そういう時期にあっても、やっぱり民地の民有林を持っている方の林業に対する気持ちというのは、決して変化はないのです。維持をしていきたい、何とかしていきたいというふうな気持ちがあるのですけれども、やっぱりほとんどお金を生まないですから、なかなか手が出ない、まして人を頼むこともできない、人を頼んだとしても大きな金額がかかって大赤字になってしまうというふうな状況から、ほとんど手がつけられない状況になっているかなというふうに思います。

これが徐々に譲与税の改革がなされてくると、ここの答弁の中にもありますけれども、伐採や人材育成、担い手の確保、いろいろなものに使えるように書かれておりま

すが、当然これは民間の方にも支援ができる体制には、その税金の使い道というか、この交付税になるわけですね。そこのところちょっと、あまりはっきりしていないので、お聞きをしたいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

先ほど答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、この環境譲与税のほうにつきましては、まず間伐や人材育成、担い手の確保、そういったものも明記をされてございますので、当然嵐山町の中での林家の方、また林業経営者の方、そういった方々を育成するための支援の資金としても活用ができるわけでございます。

町のほうといたしましては、そういった施業を行うに当たっての技術の取得であったりだとか、講習会であったりだとか、そういったものの技術習得に関する支援、そういったものも一つの候補に挙げられるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 直接これだけの経費がかかったので、ある程度そのうちの何割の補助ができるのか、そういうのはなかなか難しいかなというふうに思うのですが、やはり個人で所有できないものもございます。例えばチェーンソー1つ持つにしても講習も受けなくてはならない、危険性がありますから、それなりの防具からチェーンソー、そのものの器具代がかかります。そして、もっと大きいのは、やはり伐採をしたとしても、自分で倒したとしても、枝が落ちればその処理もしなくてはならない、そのまま置いておくというわけにはなかなかいかないのが現状です。昨日もある議員さんが、軽トラックの貸出しなんかを町ではできないかというふうな質問がございました。私は、以前から枝のチップの処理について非常に困っている方もいるというふうに聞いて、ある程度調べましたら、私は実際借りてはいないですが、JAの埼玉中央では貸出しを行っている。それで、そこについては時間当たり1,000円ぐらいで借りられるということで、講習料もついたあれだということでございますけれども、やっぱりこれが2日間借りる、3日間借りるとなると、相当の金額になるわけです。これは、直接あれに補助するわけではないですけども、そういうふうな補助というか、支援の体制というのも町としてできませんでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

町内に、まず1点、林業経営者、経営体といたしまして4経営体ございます。また、林家、これは1ヘクタール以上の山を持っている方々の人数が157戸ということで、これは農業センサスの中で記載をさせていただきます。そういった方々が、ある意味林業の経営者としてなってくるのかなというふうには考えてございます。

先ほどの具体的なチェーンソーの購入であったり、なかなかこういったものの備品に関しての補助、そういったものが汎用性の高いものと、そうでないものというものも出てくるのかなと。そうすると、あくまでも国税の譲与税でございますので、用途に合った形になるかどうかというものについては、ちょっと研究をさせていただきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） もしそれが駄目だとすれば、その交付税の中でこの機械も買えると、市町村で所有しているということは書かれています、私が調べた限りにおいては。その機械を町で購入をして、それで貸し出すのであっても、これも一つの援助の方法になるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういう考え方もできますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

林業に携わる機械、そういったものがチェーンソーを想定されているのか、チップを作る機械を想定されているのかちょっと分かりませんが、今一つの方法として、これは林業ではなくて農業の分野でございますけれども、比企農業振興協議会というものが今年度末で解散をされます。その中で、やはり農家の方がそういった木材等々をチップにして堆肥として利用し、再資源をするというところにつきましては、埼玉中央農協、JAが窓口となって、今長島議員おっしゃられた貸出しを実施するという事はされております。

そういった形で、やはり貸出しをするということにつきましては整理も伴ってくる

ものでございますので、町が直接やるものがあるのか、小川町に埼玉県森林組合がございまして、そういったところはもう専門の組合でございまして、そういったところとの何らかの協定を結びながら、そういうことができるのかどうか、そういったことはちょっと研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) ですから、私が今言ったのは、チップの機械のことなのです。チェーンソーそのものなんかは低額で買えますから、自分で危険性を注意しながらやってもらえばそれでいいことなのですけれども、やっぱり大きなものになると50万だとか100万だとか、それ以上のものはするわけです。非常に危険性も伴うので、なかなか個人で買うという人は少ないです。でも、一山を50本だとか60本の杉林、ヒノキ林をすると、枝処理だけで2日、3日かかるわけです。大体20万ぐらいはかかってしまうのです、それで。伐採もかかっていくと、一山すると50万だとか60万かかってしまうわけ。何も生まないのです。何も生まないところに、林地を持っている人はそういう支出をしなければならないのです。だから、これを何とかして少しでも援助をしてあげる体制をつくっていかないと、本当に何もしない、何も手をつけない、そういう状況になると、人に指摘をされてから、あなたの山はどうにもならないね、何とかしたほうがいいのではないというふうな指摘をされてから動くような状況なのだよね。だから、そういうことは避けていきたいと思うのです、これから。ですから、ある程度出せる支援については、全然赤なのです、利益なんていうのは出ないので、そういうふうなところをやっぱり公的なところが手を差し伸べてやるような体制をつくっていかねば、農業もそうですけれども、林業に限っては本当に何も生みません。そこのところを、将来的には杉やヒノキがいい値段で売れるようになりますというふうな話も出ますけれども、それは私からすると夢物語です。そこまではないうちに、もう時期が来ているわけですから、やはりこのところでチップの機械だったら町から貸し出しますよ、貸出しができないのだったらこういうところで貸出しの補助はできますよだとか、ある程度そういうふうな気持ちがないと、これからやたら荒廃地が進んでいく。現状、道路に張り出した樹木も、昨日も話がありましたけれども、誰も手をつけない。手をつけるのでも、この間私が伐採したところでも、公有地になっているのです。私は、自主的にそこのところを切りましたけれども、や

っぱりそういう状況があるわけです。ですから、そういう体制が町にないと、何も構ってくれないのだというふうなことになってしまうので、その基金に積み立てるのも結構ですけれども、やはり少しずつ考えていっていただかないと、町の農業でも林業でも、農林業に携わる人に支援、優しい町の心というのは何もない状況になってしまいますので、ぜひ考えをしていただきたいなというふうに思います。

それと、こういう方もいらっしゃるのです。自分ではどうしてもできない、お金がかかってもいいから、誰かあっせんをしてほしいという困っている方もいます。民間の人が、このところはいいいよ、あっちのほうがいいよという、高いだ安いだということになりますので、ある程度町のほうで専門業者がいたらあっせんしていただくようなことは、今できているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

単体の1本、2本、そういった伐採等につきましては、町内の林業、木材屋さん等が対応していただけるというふうには考えてございます。比較的広範囲の面積の中で、この山をどうにかしていただきたいというふうな内容であれば、小川町にございます森林組合、そちらのほうを紹介させていただきまして、当然見積りを取って、また売れるものについては相殺というふうな形になるかとは思いますが、そういう形で組合のほうを紹介させていただいているという状況でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） そういう現状があるのであれば、私が相談された方にもお話をしたいというふうに思いますので、この質問については終わらせていただきたいというふうに思います。

次に行かせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 最後の質問は、ふるさと納税についてということでございます。

2008年より導入されたふるさと納税制度が、件数、金額とも拡大をしている。問題点も指摘されているが、地方は人口減、税収減に苦しんでいる状況であり、生まれ育った故郷に恩返しをしたい、地域の魅力あるまちづくりに応援をしたい、また返礼品

に期待するのも多く、結果、町外への寄附と、当町に対するふるさと納税していただく方の金額の差が当然出てきます。自治体にとって、大きな課題だというふうに考えます。下記を伺います。

(1) 番として、近年の町外への寄附額と町内への寄附額の推移をお聞きます。

(2) 番として、町でも魅力ある返礼品を整え対応されているが、状況を伺います。

(3) 番として、新たな返礼品開発について伺います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(3)について答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、質問項目3の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

町外への寄附額につきましては、平成30年が約2,119万円、令和元年が約2,278万円、令和2年が2,814万円となっており、近年におけるふるさと納税制度の浸透により増加傾向にあります。

一方、嵐山町への寄附額につきましては、平成30年度が約243万円、令和元年度は台風19号の災害復旧のための寄附金249万円を除きますと約216万円、令和2年度が234万円となっており、おおむね200万円強で推移しておりました。しかし、令和2年度から3年度にかけてふるさと納税ポータルサイトや返礼品の充実を図り、本年度につきましては2月16日現在、約2,888万円と大幅な増額となっております。

次に、(2)につきましてお答えをさせていただきます。返礼品につきましては、令和元年度までは6事業所40品程度でございましたが、令和2年度から3年度にかけて返礼品の充実に向け、花見台工業団地内の企業をはじめ町内の企業、事業者の協力をいただき、現在は13事業所90品程度の返礼品を提供しております。

次に、(3)につきましてお答えをさせていただきます。新たな返礼品の開発につきましては、現在新たに5事業所の掲載に向けて取り組んでおります。また、掲載中の返礼品につきましても、季節限定品や定期便等の検討を行っております。今後も魅力ある返礼品の充実に向け、ふるさと納税を推進し、自主財源の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ありがとうございます。1番から再質問させていただきますが、大きく嵐山町にふるさと納税していただいている方が増えたので、よかったなというふうに思っています。ですけれども、以前から、当然ふるさとを持っている人がいますので、そちらに寄附をする方も多かったわけです。そちらのほうについては、令和3年度あたりは分かるのでしょうか、大体同じぐらいの数字でいっているのですか、ちょっとそこら辺が分からないので、教えていただきたいと思っておりますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

令和3年の町外への寄附額につきましては、現在では把握はしてございません。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 今確定申告等をやっていますから、来年早々には分かってくるのではないかなというふうに思うのですが、そのときを楽しみにしていきたいと思っております。その推移については結構です。

次の2番に入っていきたいと思っております。

○森 一人議長 はい。

○8番（長島邦夫議員） 私がこのポータルサイト等を見ていると、こういう企業さんも返礼品を用意してくれたのだとか、すばらしいなというふうに思うのですが、一つやっぱり期間限定というところも見ているのです。それは、だから結局季節品になってしまうのでしょうか、一定の返礼品を用意しておくというか、企業さんのほうからすると、これだけのものは協力できますよという、そういう数の限定みたいなものも限られてあるわけではなくて、そういう状況もあるわけなんでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのおっしゃるように、返礼品の品物によっては、当然一定時期しか提供できないと、こういったものの中にはございます。ただ、現状見てみますと、嵐山町の返礼品では、多くのものが年間を通じてご提供できるような形のものが大変多くなっておりと認識をしております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 食品会社さん、町内の加工業者さん、ほとんど食べるものとかが多いですけども、それとかお米だとか、あと娯楽の施設、ゴルフの施設、それとボードの関係、スノーボードではなくて陸上でやるボードの関係とか、町の関係であれば農林61号、これなんかはもう売り切れてしまっていないという状態ですから、返礼品として一時期なかったわけでしょうから、そういうふうに限定されてしまうのかなと。そうだと、楽しみにしていた人が、また次回も頼みたいと思った人が、ないので、いや、もう嵐山町はと違って違うところを探されたら、それで終わりになってしまう。嵐山町だけでやっているわけではないですから、やっぱりそういうふうな配慮というのも、一旦始めたものについては、そういう配慮がないと困るのではないかなと。見ていて、この商品については取扱い中止だとか、私なんかからすると年間通してあるようなものに見えますから、ちょっと違うのではないかなというふうに、そこら辺の配慮はどのようにしているのかなというふうに思ったものですから、もう一度お考えを伺わせていただきたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

特に今年度、従前の十倍くらいのご寄附を頂戴したわけでございます。新たに嵐山町に寄附してくださった方が本当に多数いらっしゃったと。今後こうした皆様方が、また嵐山町という形でお選びいただいて継続して納税をいただくと、こうしたことが理想的だというふうに思っております。

今後、返礼品については、やっぱり今議員さんの安定的な提供ということも当然あるかと思えます。ただ、その一方この時期だからこうしたものが頂けるのだと、そういった一つの魅力もあろうかなというふうには思っております。この両方をうまく具合で活用できたらというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 全国展開しているようなところでは、そういうことはないのでしょうか、どうしても町のほうで、ああ、この商品がいいなど。ですけども、もう最初からこれは期間限定で、何食分だとかなんとかというのだったら分かる

けれども、途中でないと言われるのが一番困るかなというふうに思うのです。そこら辺の配慮というのも、これから2,800万円も寄附をいただくというふうなことであれば、200万だとか300万だとそういうこともないでしょうけれども、やっぱり大きな金額ですから、配慮していただかないといつ落ちるか分からないわけですから、ぜひご注意をしてやっていただきたいというふうに要望しておきます。

3番目に移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） ちょっと答弁書に書かれているのですが、新たに5事業所の掲載に向けてということになりますと、5事業所ということは、5つの企業さんに何点かふるさと納税に出していただけるものはないでしょうかということ、お聞きをしているということによろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんおっしゃられるように、5つの事業者であったり団体であったりだとか、そういったところに対して、いかがでしょうかということをごちらのほうからお願いをさせていただいております、そのご返答を待っていると、こんな状況でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） このふるさと納税に、いろんな品目ですとかそのようなことに、プロジェクトのチームみたいなのが役所の中にあって、いろんな検討をなさっているのでしょうか。それとも、1人の職員だとか2人ぐらいの職員さんが、これを今度は選定しようだとか、そのようなやり方でやっているのでしょうか。どんな選定のあれをやっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

ふるさと納税、事務的な主体につきましては総務課のほうでさせていただいておりますが、例えば今回農林61号の乾麺、こうしたものもふるさと納税として選定をさせていただきます。当然こういったものについては、役場の中にも担当課ござい

ますので、そういったところと連携を密にして、事務のほうを進めさせていただいてると。役場の中だけではなくて、例えば観光協会であるとか、そういったところとも同様な形で進めているということでございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 農林61号の乾麺、非常に好評で、おいしかったからよかったなというふうに思うのですけれども、今年については、ふるさと納税に回せるような枠というのは十分用意をできるような状況にあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

61号の作付につきましては、令和2年度については試験的に乾麺のほうの製造ということで実施をさせていただきました。今年については、全体面積といたしましても13ヘクタールぐらいだと思いますので、それなりの量が乾麺のほうに回せるかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 新たな返礼品のことについてお聞きをしたいのですけれども、できればそういうプロジェクトチームみたいな方を、考えられないようなものを返礼品として扱っているところがあるのです。というのは、私は山の管理をしていて、一部の広葉樹をまきとして自家のものと、余ればよそにもお分けして、去年ある方が分けてくださいよということでお話があつて分けたら、今年電話がかかってこないものだから、こんなに寒くなって大丈夫なのって言ったら、いや、これがある長野県の中野市のほうで、ふるさと納税の返礼品にあったのですよって。へえということで、だから考えつかないようなもの、その地域であれば非常に処理に困ったようなものがあるわけです。そんなにたくさんはけるものではないですから、それをふるさと納税の返礼品にするということは、やっぱり全国的にそのニーズがあるのだと。だから、嵐山町の場合については食品と、あと嵐山町にある娯楽施設のあれですけども、やっぱりそういうふうないろんな方の考え方をに入れて、今嵐山町に返礼品として出せるようなものはほかに何かあるだろうかという、そういうふうに企画立案するチームがあつて

も、この2,800万円もいただけるという状況であれば必要なのかなと。あっても不思議ではないなというふうな感じをするのですが、どの課長さんですか、ご答弁をいただければと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今全国の自治体が、このふるさと納税をやっている中で、やはり多種多様な返礼品というものが存在しているのだと思います。確かに役場の事務方がこうしたものはどうだろう、そういったことを提案していく、大変重要なことだと思います。実際今まきのお話をされていましたが、先ほどの新しい5事業者に対してというものの中に、個人で木を使った活動をされているような方もおまして、そちらはいろんな木材の製品を取り扱っております。そうした方と町とで、町の内部ということではなくて、事業者さんと町の間でこんなものはどうだろうと、そんなお話をする中で、事業者としてどういった対応ができるのか、そういったことをやはり考えていただくというのが一つだと思います。

ふるさと納税の市場と言っではいけないのかもしれないのですけれども、この規模というのが本当に年々膨らんでいる、こんな状況がございまして、様々な事業者が、こういうところも商売と言っではいけないのかもしれないのですけれども、そういったことに寄与できるのですよということを認識されているから、いろんな企業さんが入ってきているのだと思いますので、やはりそういったことを事業者さんにご理解をいただく、それがまずは一番ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 前向きな答弁をいただいたので、これで終わりにしようかなというふうに思うのですが、基本的には、私はふるさと納税はあまり好きではないのです。ですけれども、持っていかれてしまうのだったら、取らなくては何ともならないですから、そのところを十分考えていただいて、町にはどんなものが返礼品としてはふさわしいのか、やっぱり物だけではなくて、嵐山町としてはどんなものがふさわしいのか。DMOでもいろんな展開をこれからしていくのでしょうか、そういう中においても新しい発想もあるでしょうから、町全体として返礼品のあれを考えていた

かないと、来年聞いて、外への寄附がそれ以上、倍ぐらい増えてしまっているのだとがっかりしてしまいますから、いちごっこでもしようがないです。取りあえず国の方針ですから、ぜひ嵐山町もそれだけのものを頂けるような魅力のある自治体になってほしいなど、そんな感じがします。

以上で終わりにします。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号8番、議席番号10番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の学級閉鎖などで余る給食の利用についてからです。どうぞ。

○10番(川口浩史議員) それでは、1番、学級閉鎖などで余る給食の利用についてあります。

コロナによる学級閉鎖で、学校給食を捨てているところがあります。急な場合でも、食品ロスを防ぐ仕組みをつくっておくことが重要と考えます。そこで伺います。

(1)、コロナによる学級閉鎖で、学校給食はどのように利用されているのか伺います。

(2)、こども食堂があれば、その施設に届けることなど、福祉と相談し必要な町民に利用してもらうようにできないか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)について答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答えさせていただきます。

質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。学級閉鎖となった場合、可能な限り食材納入業者への納入キャンセル、または翌月への振替を依頼しております。しかしながら、休業決定は直前のためキャンセルできなかった食材は、調理をして各学校へ配食しております。そのほか、町職員に販売する等、少しでも活用できるように取り組んでおります。

(2)につきましてお答えいたします。町内のこども食堂としては、民間事業者が不定期に行っていると伺っております。急な学級閉鎖等でキャンセルできない食材が納品されますが、冷蔵、冷凍の食品は衛生管理が大変難しく、その量によって消費ま

たは販売をして、食品ロスを防ぐように取り組んでおります。必要な町民に利用していただくという対応につきましては、福祉課と連携を図り、可能な場合については対応することを検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか、調理をして各学校へ配食しているというわけなのですね。そうすると、普段より児童生徒の給食の量が多くなるということになるわけです。これは、栄養士にはきちんと相談をして、そういうことでもいいですよということになっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 今回、2月9日、10日、志賀小学校は臨時休業したわけですがけれども、この際にも栄養士さんが朝早く出勤していただきまして、当日の野菜の使用量を再計算いたしまして、残る野菜を小分けして販売するなどして対応していただきました。野菜については、1万7,180円の売上げといたしますが、主に職員にご協力をいただきました。牛乳についても、その日直前、前日の8日の6時頃決定をしたわけですので、2月の9日の朝早くには、牛乳はもう学校に届いてしまっておりました。それで、町の職員が保冷剤、保冷バッグ等を用意しまして引き取りに行きまして、そして町の職員に掲示板で急遽お願いしまして、皆さんに協力していただいて、牛乳は完売しております。こちらもほうも1万600円の収入ということで、給食会計のほうに入れさせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 食品ロス、フードロスという視点から見ると、無駄はなかったと、捨てるということはなかったということで、それはそれで結構だし、栄養士にもきちんと相談をして、児童生徒も余計に食べることができたということであったということですから、それはそれで現時点では非常にいい方法かなというふうには思います。

そこで、文科省がこういう通知、これも2月9日なのです。実は、国会中継やときがわの選挙なんかで、こういう問題が起きていますよというのを私も聞いて、それで

ちょっと今回質問しようと思ったのですが、「オミクロン株の感染拡大に伴う臨時休業等の際に生じる未利用食品の利用促進等について、活用いただける事業や参考事例等をまとめておりますので、ご参照いただき、取組を進めていただけますようお願いいたします」と。臨時休業といたしますと、事業所のように聞こえますけれども、この中にも書いてあるのですが、新型コロナ云々で臨時休業などが起きていると、これに伴い学校給食で使用する予定であった食品が未利用となり、既に小中学校においては様々な取組が行われているところですが、場合によっては捨てられていることがあって、これは大変懸念されるということで、フードバンクへの寄附が第一に考えられますということなのです。この通達はもうご存じですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 議員さんご指摘の通知文は、教育委員会のほうに来ております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど。そうしますと、この視点でやっていただけるということですのでよろしいのでしょうか、ちょっと最初に確認なのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 フードバンクへの寄附等の例示がされております。昨年の臨時休業の場合は、何か月という単位で休業していましたので、そういう場合は、来月の給食がなくなるということはあらかじめ分かっています。そういう場合には、やはりフードバンク等への寄附といいますか、それらは可能だと思います。実際昨年の臨時休業のときには、川越市でも24団体90品目、入間市でも3品12万2,598円等、いろんな市町村でフードバンクへの寄附をしている実績もございます。ただ、今回の嵐山のような学級閉鎖、学年閉鎖となりますと、直前の決定です。したがって、これはフードバンク等、あるいは町内の保育所とか、そういうところに利用できないかという可能性もありますけれども、直前ですので、あらかじめそういう体制が構築されていないと、まず無理ということと、それからやはり冷凍、冷蔵品になりますと、かなり管理が非常に難しい状況があります。例えば牛乳ですと10度C以下とか、そういう決められた中で、安全に必要な方に利用していただくという点においては、やはり直前の学級閉鎖等の問題は非常に難しい。したがって、今回取ったような、職員なり身近

ですぐに対応できるケースでないと、なかなか町内にしても、ほかの施設に利用していただくというのはちょっと難しい、課題が多いかなというふうに現段階では考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そこなのですよ。即応性が、それでも私は求めていかないといけないなというふうに思うのです。昨日、今日的生活困窮者の問題が、ほかの議員さんから出ておりましたけれども、そういう人たちにきちんと行き渡るようなシステムを即応でできるようにしておくということが私は大事であって、2日、3日かけてやるのだという、これだともうどこでも誰でもできるわけなのです。そこを私はつくっていただきたいなというふうに思うのです。

それで、ちょっと福祉課のほうにお聞きしたいのですけれども、そういう体制は、教育委員会はものを出すだけですから大した手間は無いと思うのですけれども、そういう必要としているところに配る体制づくりという点で、どうかつくっていただきたいと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 私のほうから、ちょっとフードバンクの関係も含めてお答えさせていただきます。

基本的に、嵐山町の中でフードバンクの活動している団体というのは、私のほうで把握している団体はございません。ただ、埼玉県で一番大きなのがNPO法人のフードバンク埼玉というのがございまして、こちらの一番近い拠点が熊谷市にあったかと思えます。ただ、フードバンクという制度自体が、食品の余ったものを寄附していただいております。その余った食品の条件というものがございまして、賞味期限が2、3か月以上あるもの、また常温で保存できるもの、ですから生鮮食品は不可になります。また未開封のもの、そういったものでしたらば、フードバンクのほうでお預かりをして、それをお配りするということはやっていますけれども、学校給食のように調理したもので賞味期限がないものについては、そういった団体を使ってお配りするという仕組みを使えないというふうには思っています。

先ほどもありましたが、今日の今日とかいう場合ですと、やっぱり賞味期限のある

ものでしたらば、そういった仕組みは構築は可能かと思えますけれども、そういった面ではちょっと難しい面もあるのかなと思っています。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） フードバンクは、私もないのかなと思っていたのですが、ただ、困っている人は実際いると思うのです、昨日、今日の質問でもありましたように。そういう方に対して届けるシステムというか、これをつくり上げていくと、困難難というだけでやってしまったら全然できるわけがないので、何とかつくっていくというお考えにならないのかどうか、ちょっともう一度伺いたいと思うのですが、

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 お困りになっている方、前の狛守議員さんの答弁のときにお答えしましたけれども、当然役場の窓口のほうに様々な相談にいらっしゃいますので、そのときにそういった食品関係についても話をすることがございます。必要な方には、そういったフードバンクをやっている団体さんと連携を取って、フードバンクの団体さんからお届けをするということを既にやっていた家庭もございます。町としてやっているのではなくて、そういった団体さんを通して支援をしているというケースがございまして、町独自でそういったものを配っていくというのはやってございません。ただ、町が配るといいますと、配り方が、あそこの家には町の人に来たとかいうのになりますので、民間のフードバンクを通して支援をするというような連携を取らせていただいております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 取らせていただきますというのは、ちょっと前向きな考えで進めますということよろしいのですか。

○森 一人議長 そう聞こえましたか。

○10番（川口浩史議員） そういうふうに聞こえた。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 もう既にやっています。嵐山町では、その団体はないのですけれど

ども、東松山市さんのほうにそういった団体がございまして、その団体さんと連携を取らせてもらって、お配りしているようなケースもございます。ですので、もう既にそういった仕組みとしては、福祉課のほうでできることは今現在でもやっている。ただ、嵐山町内にそういった団体が無いのでというところはありますけれども、そういったことで今も現在実施をしているケースはあるということでございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ぜひ社協などとも協議していただいて、困っている人に、その日に届くような体制をつくっていただきたいというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。まだ課長答えられます。駄目だったら、町長か副町長にお聞きしたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 先ほどもお答えしたのですけれども、嵐山町内にそういった団体が無いので、やっぱり即応性という面でいきますと、町内の団体さんと連携を取りながらというのが一番思っています。ただ、ちょっとお話ししていますが、社協さんということもありますけれども、実際社協さんでやってなくもないのです。社協さんでお米とかを寄附で頂いて、ストックがある場合もありますので、そういうものを提供してもらっているというケースもございます。そういったケースもございますので、ちゃんとした仕組みとしてつくっていくのは当然必要なことだと思っていますので、今後検討させていただきたいと思います。

○森 一人議長 第10番、川口浩史君。

○10番（川口浩史議員） それでは、町長か副町長、非常に難しい面があると思うのです。ただ、国会の質問でも即応性が求められるのだということで、検討しますという答弁だったかな、そういう答弁で終わって、まさかこういうものまで出ると私は思わなかったのですけれども、いい通達が出たなと思ったのですけれども、この視点に立っていただいて、フードロスが起きないように、そして困っている人に届けられるように、そういう体制づくりをぜひ研究していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 では、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

おっしゃることはよく分かります。ただ、先ほど教育長もお答えしていましたけれども、緊急なものをどうやって実際に整理していくかというのは、非常に難しいのかなというふうに思っています。したがって、検討するというのは簡単なのですけれども、なかなかそうは実際はいかないのではないかなと思っております。したがって、現実的には余ったものが、今日はこういうものだよ、この間も役場の職員に買っていたと、そういうのが現実的なのかなと思っております。ただ、いろんな新しい制度ができておりますので、そういうものを研究するというのはできないことはないかと思うのですけれども、現実的には今の状況ですぐ対応するというのは、非常に難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） あっちでもこっちでも、できている状況ではないわけなので、難しい面というのは非常にあると思うのです。そこをもう無理だということで諦めないで、ぜひ進める立場で、側に立ってお考えしていただきたいというふうに思います。

次行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 2番目、開発申請に係る協議には環境課を入れることについて。川島地区に商業施設が建設されることに伴い、2.7ヘクタールもの山林が伐採されるわけであります。これがどの程度の気候変動に影響を及ぼすかは分かりませんが、開発申請に係る協議では環境課は入っていなかったわけです。

そこで、(1)、川島地区ではどのような課が協議をしたのか、伺いたと思います。

(2)、今後も本町はインター周辺を大規模な開発区域としていることから、開発に係る協議には環境課を入れていくべきではないかと考えます。考え方を伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)について答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えさせていただきます。

川島地区のいわゆる産業系12号の指定につきましては、嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第6条第1項第1号の規定に基づき、指定運用方針に

より審査をし、都市計画審議会への報告を経て、11月1日に告示を行ったところであります。当該地区においては、都市計画法第29条に基づく開発許可申請は、現在提出されておりません。一般的には、開発許可申請を提出する前に関係機関との協議を指導しています。嵐山町役場内では、まちづくり整備課、上下水道課、地域支援課、環境課、農政課、農業委員会事務局、教育委員会事務局などと協議するよう指導しているところです。また、開発許可申請をする場合は、公共施設管理者の都市計画法第32条の同意書等の提出が必須となります。

続きまして、質問項目2の(2)につきましてお答えさせていただきます。町では、いわゆる産業系12号の支援につきましては、町条例に基づく運用方針を定めており、それに基づき審査しているところであります。町は、平成29年度より開発許可において県から権限移譲を受けておりますが、本指定運用方針は、それ以前と同様な方針であります。町条例第6条第1項第1号には、当該地区を指定する場合、「市町村の都市計画に関する基本的な方針に基づいて本町が策定した土地利用に関する計画に即して」とあり、第2次嵐山町都市計画マスタープランに定めている土地利用方針図が原則となります。本マスタープランは、環境課をはじめ都市計画に関係する各課の職員で組織した庁内会議を開催し、各課内でも十分協議してもらい策定したものであります。

また、運用方針には、指定を除外すべき区域として、自然公園特別区域など他法令で土地利用が制限されている区域が定められており、それらの区域は指定ができません。今後も、いわゆる産業系12号区域の指定につきましては、条例に基づき行っていくものとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を3時50分といたします。

休 憩 午後 3時35分

再 開 午後 3時50分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番、川口浩史議員の再質問からになります。どうぞ。

○10番(川口浩史議員) 私の質問は、川島地区ではどのような課が協議をしたのかと

ということに対して、答弁は、これこれこういう課が入るように指導しているところだと、ちょっと質問と答弁とが違うのです。川島地区ではどのような課が協議したのか、ちょっと伺いたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

区域指定と開発許可申請というのは、また別な関係でございますので、ここにたまたま開発許可申請と書かれていますので、開発許可申請に関しては今後行っていく課を書かせていただきました。でも、区域指定のことを話させていただく場合は、区域指定につきましても先ほど言いましたとおり、まずは都市計画マスタープランに位置づけている区域を選定していきます。その中には、もちろんマスタープランですので、担当課も入って区域指定をしていくと。この12号の運用指針の中には除外区域というのがありまして、確認するのが、環境の規制がかかっているかどうかという区域を除外するかを確認するだけですので、この場所が特別緑地区域とか、国、県の区域の保全地区になるかどうかだけですので、それは以前から分かっておりますので、今回は環境課さんには特別聞かずに、もう既に分かっている区域でありますので、そこは確認はしませんでした。ただ、農政課とか、そういう1号緑地、農地の関係とか、それに関しては優良農地はできませんので、そういう関係は確認しましたし、道路関係については県道もありますので、県のほうにも確認したところでございます。ただ、開発許可になってくると、また新たな審査が入ってきますので、今回は位置指定ということで、立地基準ができるかどうかの審査、指定をするときの事前協議というか、確認をしたものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか、区域指定と違うわけなのですね。今私の質問のこれは、区域指定だと。ただ、そこには環境課は入っていなかったということで、分かりました。

それで、やはり今後、インター周辺の山林も開発する区域になっています。ゼロカーボン宣言をした町として、第6次でも持続可能な、「地球温暖化防止の取組については、新しい技術や手法を柔軟に取り入れ、町民による人と地球にやさしい生き方の

実践するまちの実現に向けた取組を検討します」ということで、地球温暖化を防いでいこうということで方向性が決まっているわけです。

そうすると、森林が伐採されるという問題について、環境課としてやっぱり地球温暖化の視点で考えていかなければいけないと、法律がどうのこうのというか、町として私は考えていくべきだというふうに思うのです。区域指定だからやらないのだとかということではなくて、それだけの木が伐採されてしまうということは、温暖化につながっていくのではないかとこの視点で考えていただきたいと思うのです。

森林は二酸化炭素を吸収するというので、例えば杉は1本当たり約190キログラムに達する二酸化炭素を吸収しているという計算が出ているわけなのです。環境課はご存じですか。人間は、1年間に1人320キロの二酸化炭素を出しているということなのです。つまり、杉23本分が人間1人に対しては必要だという、こういう計算なのです、杉だけで限れば。当然自動車もある、人間だけではないですから、動物もいるということを見ると、もっと多くの森林が必要だということをやはり見ていただきたいと思います。二酸化炭素の増加を防いでいく視点で、一言は述べていただきたいと思いますというふうに思うのです。そういう立場で環境課には入っていただきたいと思うのですけれども、これどっちがいいかな。いいですか、ちょっとお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 まず、都市計画の考え方として、森林等をどう考えるかということも含めて計画させていただきたいと思います。

都市計画マスタープランもそうなのですけれども、森林の保全というのも書かせていただいております。ただ、開発とのバランスとか、そういう調和も必要ですし、人間生活にはやはり開発許可の、開発してある程度人口を入れたり、また税率を上げたりという考え方も必要かなというふうに考えているところでございますので、嵐山町全てを開発しようとか、そういうのはなくて、エリアを区切って、できる可能性のあるところを可能性があるところとして担保しますし、それ以外のところは保全していこうという基本的な考え方があると考えておまして、今回の都市計画マスタープランにおきましても、市街化に隣接したり、県道に隣接したり、可能性のあるところは可能性のあるところ、ただ、それも開発許可の、一応市街化調整区域は基本的には建物は建たないところでございますので、それを検討しながら、可能性のあるところを

見いだしたというところでございまして、可能性ですので、再度指定するときにつきましては、新たな考え方があるかなと思います。

ただ、その指定につきましては、県の権限移譲を受けている内容につきましては、やはり法に基づいて特別な指定をしているところについては指定ができないよというのが、県から移譲されたこともありますので、それについてはそれを守っていきたい、今現在ではそのように考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 環境課が入ると、開発ができないという考えに立ってしまっているわけですね。私は、できれば残してほしいというふうに思います。そういう考えで質問をしているのですけれども、いや、大丈夫ですよという、計算したらまだ大丈夫でしたということになるかもしれないではないですか。今何にもしていないということが問題なのです。2.7ヘクタール、この川島、山林が伐採されてしまうわけです。あれでどれだけの二酸化炭素が吸収されているか、それが伐採されるわけですから、それでも大丈夫だと出るかもしれない、環境課を入れても。とにかく入れてほしいということなのです。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

環境課を入れる入れないというわけではなくて、もちろん環境課に入っていたいたとしても、特別な指定がないと、基本的には区域指定ができるという運用方針になっておりますので、それはそれで可能性のあるところについては入れて検討をさせていただきたいと思います。

また、開発許可の実際になりますと、緑地を守る制限もありますので、基本的には0.3以上になるとか3%とかいう、緑地を保全することもありますので、それを守りながら、バランスを取りながら開発を行っていくというのが現実かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 緑地を保全するといったって、10数%でしたよね、たしか。

30%いったかな、ご存じですか。ですよ、2.7ヘクタールを開発して、畑なんかもありますけれども、幾らでもないわけです。当然今の面積の、今の本数の木を残すということは、これは不可能なので、ちょっと今の言い分はどうかなと思うのです。

どうも開発ありきで、ちょっと開発はしようがないのだという立場で課長はお答えしているようなのですけれども、この協議、これが審査会という形になるのですか。これ招集者は誰になるわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

産業系12号につきましては、町の担当課としてまちづくり整備課が運用方針を持っていますので、その運用方針に基づいて、適地か適地でないかを審査して、それをもって決裁をもって上げて、それを都市計画審議会の意見を聞いて指定していくというものでございますので、その手続を取らせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、この協議する、仮に審査会というふうに名前つけますけれども、そこには町長や副町長は入っていないということよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

運用方針に基づいて審査を行いますので、会議というわけではなくて、こういう考えを持ってやっていくというのを関係各課と協議して立ち上げて、指定についての協議を行っていくというものでございますので、町長まで決裁を受けてやらせていただいているということでございます。

〔何事か言う人あり〕

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 すみません、会議としては開いておらず、指定方針に基づき審査をして、決裁をもって都市計画審議会にかけていくという、そういう方法で行わせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 入っていないということによろしいわけですね。なるほど。

いや、入っていると付度が起きるなと思ったので。ただ、運用方針というのは、もう開発をしたいということでの運用方針になるわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 開発をしたいというわけではなくて、産業系12号は、こういう場所であれば指定できるよという指針が、県がつくったものをそのまま引き継いで、嵐山町でも運用させていただいています。それを守って、例えば距離がどうか、前に道路、公共施設としては整備は既に済んでいるのか、あとは農地がどうか、そういうものを整理して運用方針に当てはまるかどうか、それが12号なのかどうかというのを真摯に審査して、それで決定したのものについて都市計画審議会のほうに上げていくというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、大体運用方針で問題なければ、そのまま開発の方向に進められてしまうということなのですね、現実には。なるほど、そういうことなのか。そういうふうになってしまっているわけなのですか。いいわけですか、何かありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

運用方針はかなり緩いかというと、全然そうではなくて、かなり厳しいハードルがあって、それを一つ一つクリアして、初めて12号の指定ができるものでございまして、こちらの川島地区におきましても、まずは総振もあり、都市計画マスタープランもあり、まずその土地の指定をして、それももちろん議会を通過して、この区域は可能性があるとこの絵を基にまず始まります。

よって、この地域を指定するには、都市計画方針図とか、そういうのが議決をいただいた方針図どおりだろうかというのをまず審査します。その後、道路の幅員はどう

とか、優良農地がないかどうかとか、そういうのを審査して初めて12号の指定ができますので、すぐに簡単にできるというものではありませんので、慎重に審査をして、この場所であれば、今回は商業系ですけれども、商業地としての利用の可能性があるということで、立地基準がまずはできるのではないかと。立地基準は、あくまでも立地基準でございまして、今後は開発許可になると、さらに開発許可としての審査がございまして、そこにおいてまた審査をして、初めて例えば商業地域の立地ができるものでございまして、簡単に12号ができるから簡単な思いでやっているわけではなくて、ちゃんと高いハードルをクリアして指定したものでございまして。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、この川島については、今後開発許可の審査があるということなのですか。あそこは議会、都市計画通っていますから、きちんとそこで目いっぱい緑地保全をしてもらいたいと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

立地基準がまずできただけでございますので、今後は都市計画法に基づく申請が来れば、第29条に基づく審査を行います。それには、やっぱり公共施設の管理者として環境課さんも入ったり、もちろん道路も入った、下水、水道、全ての同意を行って、その同意に基づいて協議を行います。緑地についても、開発面積によっては緑地の規制がかかりますので、それを守っていただいて、初めて開発許可が下りるというものでございまして、そこはかなりちゃんと、その辺はきちんと法令どおりやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ぜひ目いっぱい緑地保全ができるように話をさせていただきたいと思うのです。最低限ではなく、最高の。

ちょっと環境課に伺いたいのですが、インター周辺が開発される話が出てきたとした場合に、環境課として、ゼロカーボン宣言をした町として、温暖化を防ぐと

いう視点でやっている課として、課長として、きちんとそういう場で発言していただきたいと思うのですが、いかがですか、そういうことはできますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

川口議員さんの温暖化対策に対する思い、あと森林、自然環境の保全をするという熱い思い、その辺は私も個人的には十分理解しておるつもりですし、大変ありがたいお考えだと考えております。しかし、環境課としては、町全体の事業の位置づけとして考えますと、町の最上位計画に位置づけられています総合振興計画をはじめ、種々の計画の下にそれら計画が立てられている中で、具体的に実行に移すものが予算と考えておまして、その予算を執行する基本となるものが施政方針であると考えております。

また、施政方針とは、その年度において町全体の施策の趣旨が示されておりまして、その達成に向けて、個々の担当課が課せられた施策を遂行していくことになっております。令和4年度の主な事業としましては、まず最初に協働のまちづくりの中で、引き続き若い世代の定住に向けた子育て世代への支援、雇用の促進を図るため企業誘致を強力に推進し、定住促進に取り組んでまいりますとございまして、企業誘致を重要な位置づけとしております。

そして、結びとして推進方策の中で、さらなる事業を見直し、自主財源の確保に努め、持続可能な財政運営に努めてまいりますとし、自主財源の確保も重視しております。

このように、嵐山町は多くの自然に囲まれた緑と清流の町であり、これを後世に引き継ぐことは大変重要な使命であると考えております。しかし、町は町民の負託に応えるために、非常に多くの施策、事業を遂行しなければなりません。それには、優先度をつけてメリハリのある活動をする必要があると考えておまして、現在のコロナ禍の渦中で自主財源の確保と、それをかなえる企業誘致は、町民生活の糧を得るためにどうしても必要と考えております。

誤解のないように申し上げますけれども、町の自然環境の保全をないがしろにするわけではございませんで、優先度の高い施策、事業と折り合いをつけて、最大限に自然環境の保全をしていくということとございまして、ご理解のほどよろしくお願

いたします。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 企業促進のことは、大変悩ましい問題なのです。自然を守るか、企業を促進して雇用をつくっていくか、これは大変悩ましい問題なのです、私としても。だけれども、環境課として、環境を守る課としては、これは温暖化、これ先ほど申し上げたの総振に書いてあることですから。SDGs、持続可能な、温暖化を防いでいこうというのは総振に書いてあることですから、ご存じでしょうけれども。自分で提案して出したのでしょうか。そういう自分で守っていかなければならない分野ですから、それは立場としても、そういう会議の場が開かれたら、そこでは主張していただきたいというふうに思うのです。それは、町全体のことは、それは町長やほかの人が考えればいいことで、担当課としてはそういう視点で頑張ってもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

先ほども私申し上げましたとおり、そういった制約の中で最大限に自然環境の保全をしていく決意ではございます。したがって、都市計画に関する協議の参加につきましては、法令の要請に基づきましてしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 町長か副町長に伺いたいと思うのですけれども、法令の要請だということではあるのですけれども、これから森林伐採が起きるような開発に対しては、環境課を入れた審査をしていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

まず、ちょっと全体的な話で恐縮ですけれども、嵐山町をどうしていったらいいかと。今ゼロカーボンシティの話も出ましたけれども、今までと違って新しい宣言をし

たわけですから、これからそれをどう実行していくかというのが非常に大事なのかなと思っています。ただ、基本的には、それは先ほど話が出ていましたように、総合振興計画だとか、都市計画マスタープランだとかというので、町の方針が既に示されているわけです。それと、こういう町有地、いわゆる公有用地以外は、全て民間の人の土地です。したがって、それをどう規制をしていったりするかというのは、非常に難しい問題だというふうに思っております。したがって、開発が認められる場所と、いや、そうではない場所というのを、これからやっぱり全町的に見ていかなければいけないかなと思っております。

基本的には、できるだけ公有地化ができるところは公有地化をしていくと。今いろんな形で山が維持できないので、寄附をしたいという話もございます。したがって、その場所によってですけれども、できるだけそういう話があったら、何かに利用できるできないは別にして、寄附をしていただいて、町がそこをそれなりの管理をしていくというのも非常に重要なのかなというふうに私は考えております。したがって、それは現実の話が今幾つかありますので、それはそういうふうにはやっていかなければいけないかなと思っております。

それと、あっちもこっちもそういうわけにはいきませんので、例えば北部なら北部の拠点がここだよとか、そういうのがあれば、そこを地元の人たちと相談しながら、ではどう守っていったらいいのかと。それは現実の話になってきますけれども、何かそういう手だてをしながら、拠点、拠点というのですか、私もいろいろそういうのに携わってきまして、トラストの3号地なんか全くそのとおりです。それと、小千代山もそうです。それと、將軍沢の産業廃棄物が捨てられた場所、こういうものを全て公有地化をして、今が続いているというふうに思っています。したがって、これからもこういう場所は大事なのだな、どうやって保全していったらいいのかなというのを全町的に考えながら、やっぱりゼロカーボンシティせつかくしたわけですから、どうやってそれを担保して実現化に向けていったらいいのかなというのは、ちょっといろいろ考えていきたいなというふうに思っております。だから、基本的には民間の人の土地ですから、そこを民間の人がどう活用していくかというのは、それはそれぞれのいろんなご意見があって、開発できる場所とできない場所がはっきり区別がされていくのかなというふうに思っております。ただ、そうはいつでも全町的に見たときに、やっぱり保全すべき場所、文化村の脇のところもそうですけれども、それは今地元の人

たちが、もうちょっと範囲を広げてやっていきたいという話もありますので、それはどういうふうに対応していったらいいのかと。個々具体的な例が幾つかございますけれども、いずれにしても全町的に見て、これからどうしていったらいいかというのをちょっと考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 考えていきたいという中には、そういう開発の申請があったら、確かに民間ですから、町有地以外難しい面というのがあると思うのですけれども、その審査会に環境課を、これは入れていくということでよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それは、その都度になるのかなと思います。ただ、基本的にはやっぱり環境をどう守っていくというのは非常に大事な観点かなと思っておりますので、必要に応じて環境課は、これは入るべきだと、そういう開発だなというときには当然入っていただいて、いろんな審査をしていただきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 自主財源の重要さというのは、私も十分分かっているつもりなのです。ただ、そればかりに目を向けていると、環境の問題がどうしてもおろそかになってしまうと。そういう結果、私は今の地球温暖化というのが起きていると、大きく言えば。その中には、嵐山町も入っていたということが言えると思うのです。ですので、短期的には確かに企業が来てもらうというのはありがたいですけれども、今度どこでしたっけ、アサヒビールがどこかやめるとかなんとかという話が出て、その地域では大変な騒ぎになっているということがこの前テレビでやっていましたけれども、いつまでも残るということは限らないわけですので、企業というのは。ところが、自然というのはいつまでも残るわけなのです。

そういう本当に長期的な視点にも立って行って、どういう嵐山をつくっていくかということが本当に求められていると思いますので、難しいというのは確かにそうなのですけれども、私も本当に難しいと思います。できれば残してもらいたいと思うのですけれども、民間所有地でそこまで言えるのかって言われたら、それは私も当然言えませんし、そういう難しい問題を抱えながらも、開発の審査に当たっては環境課の意

見も聞いて、判断していただきたいというふうに思うのです。いいですか、何かありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 先ほどもちょっとお答え申し上げましたけれども、比較的嵐山というのは、開発すべき場所だとかというのが限られているというのですか、市街化区域を中心とした、その隣接というふうに割と限られています。その最終的な方向というのですか、今度川島のやる産業系の工業団地の計画がここで進んでおります。したがって、それがある程度めどがつけば、ほかにどこかというのは、今先ほど川口議員がご指摘のように、インターの周辺でまだそういう場所があるというのも、これも事実でございます。したがって、そういうものがある程度一定の方向が出れば、それ以外のところどうだとか、これから開発しようとかいうようなところは、このマスタープランにありませんし、したがってその辺が一区切りすると、それ以外どうだとかというのは、そんなにないのかなというふうに基本的に思っております。

したがって、そういう意味からいっても、大事な拠点、拠点に公有地化を図っていきながら、どちらかというとし街化調整区域ですから、開発を抑制する区域ということになっておりますので、そういうものをきちんと方向づけをしながら、嵐山町がどうあるべきかというものをちょっと考えていきたいなというふうに思っております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 大分市街化区域の中の緑というのがなくなってきましたので、ちょっとそこをいかに守っていくかということも大事な視点ではないかなって思っていますので、町全体で見れば、確かに緑はいっぱいありますけれども、市街化区域ではなくなっているなというふうに思っていますので、何かそんな思いからちょっと質問をしたわけですが、今後もこの質問は続けるような形になると思いますので、一旦これは終わりにしたいと思います。

次行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 嵐山町南部グラウンドの指定管理者の指定についてであります。

南部グラウンドの管理条例第16条におきまして、指定管理者の指定は原則公募とし

ております。ところが、今回は随意契約で結びたいとのことであり、今回随契で結ぶことは仕方ないにしても、原則公募であることから今回は1年だけにし、正式に公募した上で複数年の管理期間とすべきではないかと思えます。考え方を伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目3につきましてお答えいたします。

嵐山町営南部グラウンド設置及び管理条例に定める設置目的に、「町民及び観光客に野外活動の場を提供し、住民福祉の向上、観光の振興及び地域の活性化を図る」としており、達成するためには、実績を有していること、定款改正による組織変更により町も社員として参画し、町と両輪となって観光によるまちづくりを推進している一般社団法人嵐山町観光協会を公募することなく、随意に候補者として選定することが適当であると考えました。

川口議員指摘のとおり、条例の第16条第1項の原則公募と規定されておりますが、第2項で「前項の規定にかかわらず、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的、効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると認めた場合はこの限りでない」と公募以外の例外規定を設けておりますので、今回はこの例外規定を適用し、一般社団法人嵐山町観光協会を随意選定させていただいたものでございます。

また、指定期間でございますが、指定管理者募集要領及び仕様書で5年間としており、要領及び仕様書に基づき申請書が提出され、審査を経て指定管理者候補として選定させていただきましたので、5年間で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 例外は第2項に書いてあるわけですが、原則と例外が一緒ではまずいのではないですか、同等に扱っては。第2項に関しては、やはり短期の契約にしていかないといけないと私は思うのです。この結べるということに書いてあるだけに理解をしていくべきだと、第2項は。基本第1項で、原則公募ということで書いてあるわけですから、原則外については5年間なんていう長期の契約は、それはやってはいけないというふうに思うのです。同等の扱いはすべきでない、原則と例外の扱いを。私はそう思ってこの問題考えたのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 川口議員ご指摘のとおり、原則公募ということでございますので、公募できれば一番いいのかなというふうには思っております。ただ、今回この学校橋河原につきましては、長年にわたりまして観光協会のほうが実質維持管理、また運営、そういったものをしていただいておりますので、こういったところも含めて、また昨年度から観光協会につきましてはDMO化、そういったものを進めていくと、観光協会自体が稼いでいかないと運営ができないというところもございます。

その中で、学校橋河原というのは収入源、これがなくなってしまった場合には、とても運営ができるような状況ではなくなるかなというところもございますので、今回はこの件に関しましては、観光協会のほうでやっていただくというところの随意契約のほうを選定させていただいたということでございますので、5年間今回お願いをしているわけでございますけれども、例えばこの5年のうちに、なかなか観光協会のほうの運営が云々ということがあれば、当然その5年後にはまた何か考えなければいけないのかなというところはあると思いますけれども、現時点ではそういった事情も踏まえて、観光協会のほうの随意契約でご理解いただければありがたいなというふうに思っております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 稼いでいかないとということで答弁があったのですが、1年だけで、次公募して、また取れるという可能性があるわけです。それが公募の意味でしょう、意味合いですよね、競争ですから。競走つけて、これはあれでやるのかな……ちょっと今こんがらがってしまった。いろんな事業計画を聞いて、それでこちらにしましょうということになるのだと思うのですが、よりよい事業所が出たら、そちらに当然それはしなければならぬと思うのです。そうではないということなのですね、今の答弁だと。今の答弁だと潰れては困るからということで、そういうことでこの条例はつくったわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 潰れては困るということではないのですが、今嵐山町の観光の収入源というのは、ご承知のとおりバーベキュー場と学校橋河原、この2つが主な

収入源でやりくりを、今までの観光協会もそうなのですが、実質やってきております。ここら辺の2か所の収入でもって、他の観光のほうに事業費を回したりだとか、そういったこともやっておりますので、今回今年度からラベンダー園のほうも含まれるようになりましてけれども、このラベンダー園につきましては、やはりご承知のとおり気象条件だとか、例えば今回この2年間コロナの状況によって、場合によってはお祭りの、人を寄せるようなことができなくなる可能性とか、そういったものも秘めております。そうしますと、一定の期間しか開催できないラベンダーまつりで収入が得られないと、1年間の維持管理費というものも当然厳しい状況になってきますので、そういった中で、町のほうも今正社員という形で一緒に運営するような形を取っておりますので、そういう中では、ここの学校橋河原に関しましては、観光協会さんのほうに指定管理をするのでいいのではないかなというところでの選定でございますので、5年ではなく1年で、まずまた公募をやったらという川口議員さんのご意見も、そのとおり確かにそういうことも考えられるかなとは思いますが、取りあえず5年間という形でやらせていただければというところで、5年間の指定のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 課長はこれ以上の判断はできない立場ですから、ちょっと町長か副町長に伺いたいのですけれども、原則と例外が同等ではまずいと思うのです、これは。当然例外は短期間に終わらせる、原則を重視する、その考え方が貫かれていないと私はまずいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

川口議員のご指摘も、全くそのとおりかなというふうに思います。ただ、ここところが、例えば観光協会が今までパーベキュー場だけしか管理をしていなかったと、そして学校橋河原のほうに観光の場所として、また運営をして新たに進出すると、そういうことであったならば、今回も議員ご指摘のとおり公募をしていくべきだと私は思います。しかし、学校橋河原のところは、もうかなり長い年月にわたって観光協会がずっと運営をしてきているわけでありまして。そういった経緯の中から考えると、やはりこの第2項にはっきりと規定をされていて、そして事業効果が相当程度期待でき

ると。これもちょっとぐらいではなくて、かなりやっぱり安定的なあれが、確実性が高いということがある程度認識できると。認識できるだけではなくて、しっかりと指定管理者としてやっていけるかどうか、再度審査もきちんと点数をつけてやっているわけです。ですから、今回に関しては適正な判断であった、処理の仕方であったかなというふうに思います。ただ、5年間ですから、5年後のときには実績だとか、そういったことも踏まえて、さらに再検討をしていく可能性はあるかなというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 私は、観光協会が悪いと言っているのではないのです。公募が原則だと書いてあるわけです。条例に明記されているわけです。条例は地方自治体の法律ですから、その法律に公募が原則だと書いてあるわけですから、原則と例外が同じではまずいでしょう。だから、1年間観光協会にやっていただいて、その間に公募、また観光協会も申請すればいいわけです。そうではないですか。正式な公募の上に5年間長期の契約をすれば、誰も文句言いません、そうすれば。議案書出ていますけれども、一旦あれは取り下げて、書き換えて、今議会中に再提出してもらえばいいわけですから、そうやっていただけないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

こういった観光の成功したか、あるいはきちんと運営できたかどうか、これは本当に1年でしっかりと結果を出せるということであるならば、それはそういった判断も可能かなと思うのです。ただ、例えば嵐山町の今進めているラベンダーも、最初は大成功した。しかし、その後もっと難しい今試練の中で、担当している職員の人たちが悪戦苦闘して、こうだったらいいのではないか、こうしてみよう、ああしてみよう、いろいろ試行錯誤しているわけです。これは、嵐山町だけではなくて北海道の富良野、あそこは富良野と言えばラベンダーだと、あそこまで今は行っています。しかし、あの前は何十年間にわたっていつ潰れてもおかしくないような、もう今年はやめましょう、もう今年はやめましょう、どうにかこうにかでやめようかと思ったら、国鉄のポスターでぽんと出た。それを契機に一気に息を吹き返して、今の繁栄があるわけです。

だから、そういう特にああいったものというのは、短期間でなかなか判断をするというのは難しいものでありますので、私は最低5年間というのは最少の期間であるというふうな認識を持っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 町民に疑問を持たれないということが私は一番大事なことで、そういう点で、原則と例外が同等というのは、同じ扱いというのは、これはちょっと理解できないです、一般町民は。そして、副町長が観光協会の代表であるわけですから、またそこでも、そういう力が加わっているのではないかという疑いまで持たれてしまうわけです。公正な競争の中でここが選ばれたというのであれば、私は何にも文句なんか出ないというふうに思います。随契では、それが出てしまうわけですから、そのことを考えていただいて、まだ時間はありますから、ぜひ議案書は一旦取り下げて1年間だけにして、その1年の間に公募をして、正式に次の年から5年間をやっていただくということに私はすべきだと思うのです。ぜひ、まだ時間はありますので、お考えいただきたいと思います。

終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時35分)

令和4年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

3月4日（金）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
 第4番議員 藤野和美議員
 第1番議員 小林智議員
- 日程第 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度嵐山町
 一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度嵐山町
 一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 4 議案第 1号 嵐山町手話言語条例を制定することについて
- 日程第 5 議案第 2号 嵐山町育児支援ヘルパー派遣手数料条例を制定すること
 について
- 日程第 6 議案第 3号 嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するこ
 とについて
- 日程第 7 議案第 4号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部
 を改正することについて
- 日程第 8 議案第 5号 嵐山町附属機関設置条例の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第 6号 嵐山町立図書館設置及び管理条例の一部を改正すること
 について

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
福嶋	啓太	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
馬橋	透	地域支援課	長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	福祉課	長
萩原	政則	健康いきいき課	長
杉田	哲男	農政課	長
清水	延昭	上下水道課	長
奥田	定男	教育	長
清水	聡行	教育委員会事務局生涯学習担当	次長
金子	美都	教育委員会事務局教育総務担当	次長

杉 田 哲 男 農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第1回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 藤 野 和 美 議 員

○森 一人議長 本日、最初の一般質問は、受付番号9番、議席番号4番、藤野和美議員。

初めに、質問事項1の新型コロナ対策についてです。どうぞ。

○4番(藤野和美議員) それでは、議長のご指名がありましたので、一般質問をいたします。4番、藤野和美でございます。よろしく願いいたします。

まず最初に、新型コロナ対策について。町内でも、第6波の感染拡大の影響が広がっている。そこで、以下の点について質問します。

(1)、今後のワクチン接種の見通しは。

(2)、町内の検査の実施状況は。

(3)、自宅療養者への支援は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(3)について答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 それでは、質問項目1の(1)についてお答えいたします。

今後の接種の見通しにつきましては、1、2回目の接種を昨年10月にほぼ終えていることから、その6か月後である令和4年4月末までには、追加接種を希望する方への接種をおおむね終了する予定でございます。その後は、現在国が示している接種期間である令和4年9月30日までに希望する方へ追加接種を行ってまいります。

一方、12歳以上の方で、これから1、2回目の接種を希望する方や、様々な事情により接種がまだ受けられていない方などにつきましては、引き続き接種の機会を提供してまいります。

また、小児の接種につきましても、3月22日からの接種開始に向け、現在準備を行っているところでございます。

質問項目1の(2)についてお答えします。町内の検査の実施状況につきましては、発熱外来でPCR検査を実施している医療機関が2か所、無症状の方を対象に実施している薬局が1か所と把握しております。

質問項目1の(3)についてお答えします。自宅療養者の支援につきましては、埼玉県と新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書を締結し、令和4年1月11日よりパルスオキシメーターの貸与、食料品、生活必需品等の支給または購入の代行を行っております。配食サービスにつきましては、埼玉県で継続して実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) そうしますと、全町民対象にワクチン接種の体制は、要するに整っていると、それに基づいて進行しているというふうに理解いたします。

それで、この中でちょっと確認をいたしますけれども、1つは予約の際に、電話での予約の際に、なかなか要するにつながらないと。つながったときには、枠が満杯だということがあったということでお聞きしているのですけれども、これは枠については、ネットの枠と電話の枠が同一の中で予約をやっているということによって、ネットの予約はどうしてもスムーズに取れますので、それで電話のほうが少なくなっているというふうな現象なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 予約枠につきましては、電話、ウェブ上2つとも、電話コールセンターの職員もウェブ上で予約を入れています。したがって、ウェブ上で、コールセンターとウェブは同じシステムを使っているというふうに考えてください。特にこの部分はコールセンター用、この部分はウェブ用というふうに分けておりません。

あともう一点でございますが、電話がつながらなかった、つながったときには枠がなかったという質問を今いただきました。今回は、1週間置きに接種券を発送しております。毎週月曜日に発送していますので、水曜日に接種券が届くようでございます。水曜日の午後に届きますので、午後からコールセンターのほうに電話が殺到し、翌日の午前中に電話が殺到しております。前回から比べると、前回5日間電話が鳴りっ放しの状況から考えますと、大分改善されたとは思いますが、電話をかけてかかりづらい、スムーズにつながった人もいるし、何回かけてもつながらなかったということは、もちろんあるかと思いますが、前回より大分改善されているというふうにまず考えております。

かかった時点で予約枠がいっぱいでしたというお話を今いただきましたが、予約枠がいっぱいになったことはございません。多分お話しいただいた方は、ファイザー製のワクチンを希望していて、かかったときにはファイザー製のワクチンの予約枠がいっぱいだった。モデルナの枠は、必ずゼロになったということはありませんので、場所、ワクチンの種類を選ばなければ予約できる状況にはあったかと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういう意味では、前回より改善をしていると私も思っております。そういう意味では、コールセンターのほうで、ファイザー等も含めてのその辺の丁寧な対応を、また今後ともお願いする次第でございます。

もう一つは、このワクチン接種の関係で、2月の7日の段階で、これ内閣総理大臣から文部科学大臣に対して、学校の教職員について積極的な新型コロナワクチンの追加接種促進を働きかけるよう指示があったということが報道も含めてされておりますけれども、この辺については、どういうふうな対応をされたのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 接種券の発行につきましては、2回目の接種を早く終わりにした方から順番に送っております。例外としましては、医療従事者及び高齢者施設の従事者等については先に送っておりますが、その他の方については、2回目接種の早く打った方からでございます。

今、学校の先生とか、幼稚園の先生とか、そういうエッセンシャルワーカーはどういうふうに考えているのというご質問かと思えます。初回接種、1、2回目の接種をちょっと思い出していただきたいのですけれども、第1クールといって、嵐山町は6月1日から接種を始めました。初めの3週間6月21日までは、全て1回目の接種でございます。3週間を過ぎた6月22日から7月12日までが1回目接種した人の2回目接種ということで、これを第1クールとして65歳以上の方に接種枠を、接種券を送って予約をしたところでございます。

その後、第2クールとして7月13日から8月2日までが1回目、2回目接種を8月3日から8月23日までを2回目として予約を入れた方につきましては、まず65歳以上でまだ申し込んでいない方、あと次が基礎疾患のある方、そして嵐山町ではプラスエッセンシャルワーカーの人を入れさせていただきました。嵐山町では、エッセンシャルワーカーをどういうふうに捉えたかということ、今藤野議員さんがおっしゃっていただいた学校の先生、幼稚園、保育園、学童の先生、あと産業廃棄物、ごみの収集運搬の業務に当たっている方、こちらの人たちをエッセンシャルワーカーとして第2クール、65歳以上の次の接種として接種していただいておりますので、今回は分けずに、もう早い時期に打てるふうに思っております。ただし、この時期にうっかりして打てなかった方については、町のほうに連絡をいただければ接種券をスムーズに発行し、早い時期で打っていただけるように対応しております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは、いろんな形で感染症等というのは今後も当然想定されるわけなのですけれども、今後の対応につきましては、このエッセンシャルワーカー、そして役場の職員等の、やはり公的な形で多くの人と触れ合う、そういう形のコアの中心になっている方々については、やはり優先的にワクチン等の対処をしていく

という考え方が必要なのだと思うのです。

今回は、事実上、時期的には早く打っていますから、6か月等々の期間の中で早めに打っているということ、結果としては早く打てるということだという答弁だと思うのですが、一つこの考え方として、そういう方々は優先的にやはり対処していくということを方針として持っておく必要があるのではないかと思うのですけれども、それについてはどうでしょうか、考え方として。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 エssenシャルワーカーというと、大きく見ると今さっき言った学校の先生であったりごみの収集運搬車、そこだけでなく、例えばスーパーの方もそうだし、物流の方もそうだし、電車、バス、ほとんどの方がエssenシャルワーカーに該当してきてしまうのかなというふうに思います。もちろんその中で、1、2回目の接種のときは、小さい子どもを守るために先生とかに先に打っていただきたいということで、学童、学校、幼稚園、保育園、あとごみの収集運搬が止まってしまうと困りますので、そういう仕事をしている方というふうにさせていただきました。

確かに何もかも広げるのはいいのですが、ほとんどの方がエssenシャルワーカーというか、その必要な方になってしまいますので、取りあえず町の考え方としては今の枠内で、藤野議員さんが言う役場の人も早くというお話でしたけれども、役場の人だけ先に打ってしまうと、住民の感情からどうなのかなというふうに考えられます。役場の職員については、今職員にキャンセル待ちをお願いしております。当日、今日は体調が悪いのでということが何件か入ってきます。一般の方に、今日の何時に行ってくれと言ってもちょっと難しいところもありますので、役場の職員でキャンセル待ちを申し込んだ方、早く打った方の中から、もしくはこの方は町民とよく接する機会が多いからということで、キャンセル待ちの順番もうちのほうで調整して、役場の職員はキャンセル待ち対応でさせてもらっている状況です。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私が申し上げているのは、エssenシャルワーカー全般に広げるという意味ではなくて、言われた教職員、保育士とか、それと学童保育の方とかという狭い意味で、ある意味では申し上げているわけなのです。ですから、一つの考

え方として、大きな方向でどうかということでお尋ねしているわけなのですが、それについては、町長はお考え何かありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今担当課長のほうから説明がありましたけれども、役場の職員に関してはウェイティングリストの中に入れて、それで一般の方もそういう方がいるのですが、やはり一般の方の場合には、自分の仕事だとかそのときの状況で、はい、空きましたよ、すぐに来てくださいと言っても、来れる方もいれば来れない方も結構出てくるのです。そういう点においては、今のシステムにすれば、役場の職員は結果的に早めに打つ方の割合が多くなるということ。それから、あとはワクチンをやはり無駄にせずに計画どおりに接種を進めていくことができる。そういった点では、非常に理にかなった方向かなというふうに思っております。

今後ともこういった方向性で、ワクチン接種が滞りないように、それと同時に役場の職員のほうも、できるだけ早い時期に接種ができるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういう意味では、どういうふうに感染を、要するに広げないようにするかということでもありますので、それについては今後とも対処を検討をしていただきたいと思います。

それから、次の検査の関係なのですが、これはどうしても県のほうが主導的にやっていることなので、町としてはちょっと把握なかなかし切れないなというのが、これは現状だと思うのですが、この検査の、これ一般的なことでありますけれども、日本の場合というのは、今陽性率が非常に高いと言われているのです。これは今朝の東京新聞ですけれども、東京の例ですけれども、陽性率が35.2%ということで、普通、当初はたしか5%とか10%以内の陽性率だったと思うのですが、今非常に陽性率が高くなっていると。ということは、検査がやっぱりし切れていないと。具合がちょっと悪くなったので、検査してくれということ、その中で陽性率が高くなっていると。そうすると、無症状の方が把握し切れていないと、やっぱり無症状の方が非常

に多いと。それをつかみ切れないことによって、また感染がという、この負のスパイラルに入っているという感じがするのです。

これについては、これは国の全体の問題でもありますので、町として町民全員をやるというのは、これは物理的にも財政的にもちょっと厳しいわけですが、ただ考え方として、やはり検査をしっかりとっていくということが大事だということは持っておく必要があると思うのですが、その中で、私が9月議会のときに質問させていただいた中で、学校の場合、クラスで、学級で出た場合は、クラス全員を検査するという方針だということを課長のほうから答弁はあったのですが、それについては今どういうふうな形で対処はされているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 学校でのPCR検査についてというお話ですが、県のほうが積極的疫学調査の範囲を縮めました。保健所で積極的な疫学調査をしているのが、感染者ご本人様はもちろんです。あと同居の家族、同居人、一緒に住んでいる方、あと医療機関、高齢者施設及び障害者施設、こちらに限って保健所のほうが濃厚接触者を探してという言い方おかしいですが、この人は濃厚接触者と決めて行政検査のほうを行っております。

私が言った中に、今お話の、では小学校は、中学校は、保育園はという、この中には含まれておりません。保健所は、学校については積極的な疫学調査は行っておりません。事業所も同じく、会社で感染者が出た、陽性者が出た場合、その調査も行っておりません。では、どういうふうにして検査を行うかといいますと、その事業所で調査を行って、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提出をいたします。これにより保健所が適切として認めた場合、行政検査という形で検査のほうを行う形になります。保健所がこの人、この人と選ぶのではなく、その事業所ごとに、学校ごとに、この子は濃厚接触者でしょうというふうに判断して、その子たちにPCR検査を実施するという形になっております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは、嵐山町だけの問題ではなくて、国、県の方針がそういうふうになっているということでございますので、大きな問題があるということは

指摘した上で、今後その中で全力で対処をしていただきたいという指摘だけしておきます。

それから、次の自宅療養者の関係なのですが、これは公表できる範囲内で結構なのですが、現時点でこの嵐山町内では何人ぐらいいらっしゃるというふうに把握しているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 自宅療養者の状況については、1月の11日より町のほうがパルスオキシメーターの貸与等を行うことになりました。1月11日から昨日までの自宅療養者の情報をいただいた人数が324人です。そのうちの161世帯に、パルスオキシメーターのほうを届けさせていただきました。パルスオキシメーターの数も大分少ない状況ですので、1世帯1つということで届けていますので、複数人いても1つ、前日、前々日に感染した方がいても一緒に使ってくださいということで、324人に対して161世帯に配っております。

次に、配食の関係です。県のほうは配食サービスを行っておりますが、届くまでに日数が、初めのうちは1日、2日後に届いたそうですけれども、今3日ぐらいかかるということで、町のほうはパルスオキシメーターを持っていくときに、それまでの期間何とかありますかという電話を入れさせていただいています。ちょっと何とかならないというか、困っている方について、35世帯分について、災害で備蓄しているものですが、お湯を注ぐと食べられるパンだとか、お水、あと乾パン、そういうものを届けさせてもらっております。

あと、買物代行につきましては1件お願いが来ておりまして、1件買物代行をさせてもらった状況です。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、この324人、非常に大きい、多い数だと思うのですが、この方々は161世帯の中に含まれているというふうに理解しているのでしょうか。161世帯にパルスオキシメーターを配っていると言いましたよね。この324人が、その161世帯の中に含まれるというふうに理解しているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 県のほうから個人情報をお願いしているのが324人で、パルスオキシメーターを持っていったところが161世帯とお話ししました。私の記憶だと、持ってっていない世帯が3世帯あるかと思います。というのは、自分の家にありますというのが2世帯ありました。あともう一人なのですけれども、パルスオキシメーターでなく携帯と連動している時計が、健康管理するために血液中の酸素が測れるという時計を持っているということで、その方のところには持ってっていないということで、ほとんどの家庭がもちろんありませんので、161世帯、必要な世帯には全て持ってっております。

先ほど324人というのが1月の11日からの人数ですが、今現在自宅療養しているという方がどれだけいるかという、正しい数字は言えないのですけれども、自宅療養の期間は10日間となっております。直近の10日間を合計した人数が今現在の自宅療養者となると思いますので、最近の状況から見ると1日当たり10人を下回っていますから、10日間として100人はいない状況かなというふうに思われます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 9月の段階では、全然情報がないと、町に入ってこないのだという問題であったわけですが、その後県と協定を結んで、こういう形で自宅療養者に対して町が支援できるというのは、大きな前進だと思うのです。ただ、食事支援がどうしても防災備蓄のもので、これは緊急対応としてもちょっと寂しいかなと。もう少し温かいもの含めて、もうちょっと工夫ができないのかなということは思うのですけれども、それについてはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 先ほどパルスオキシメーターを持っていった世帯が161世帯、配食サービス、町にお願いしたのが35世帯ということで、ほかの人は近くに親戚の方がいらっしゃる、友達に持ってきていただける、家族全員が感染したのではなく濃厚接触者となっている方がいるので、濃厚接触者については、すみません、7日間の外出自粛をお願いしております。外出自粛ですので、感染対策をしっかりとってもらって、短期間の買い出しについては認められているところがありますので、全

員が感染していない場合については、家族の濃厚接触者の方だったり、近くに住んでいるお友達、親戚の方に届けてもらっているということで、161件にパルスオキシメーターを持っていきましたが、食事が必要だといった世帯は35世帯と。その中で一つ、1世帯については買物してきてくださいというお願いをされているという状況でございます。

何か本当に困ったときは、役場のほうに連絡してくださいというふうに言っておりますので、中には今後、県がいつから届くかちょっと分かりませんが、その間まだなかなか届かなくて、また持ってきてくださいとか、何々を買ってきてくださいという問合せがあれば、できる範囲のこと、できるものについては町のほうで対応させていただきたいというふうを考えております。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 通常業務以外に、こういう形で緊急な形でやっておられると思いますので、これは大変なご苦勞があらうかと思うのですけれども、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

○森 一人議長 はい。

○4番（藤野和美議員） ケア労働者の処遇改善臨時特例事業について。国は、保育、学童保育、介護、障害福祉、看護などで働くケア労働者の賃上げに補助金を出す臨時特例事業を実施しようとしている。町が補助金交付申請をする必要があるが、その実施状況について質問します。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、私のほうから質問項目2につきましてお答えをいたします。

この事業は、厚生労働省により令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員の処遇改善を図るため、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金が交付されるものでございます。交付金の額は、各事業所の総報酬にサービスごとに設定された交付率を乗じた額が支給されます。標準的な事業所で、福祉・介護職員1人当たり月額9,000円相当の交付金が交付されるものでございます。

交付金の申請手続は、事業所が都道府県に対して計画書を提出することにより申請を行います。ただ、町内の保育所、学童保育室の申請につきましては町が交付申請を行い、町から補助金を支出することとなり、本定例会において補正予算と令和4年度の新年度予算に計上させていただいております。

介護、障害福祉、看護に関しましては、県から直接各事業所へ案内をしており、申請及び支給については、事業所と県との間で申請及び交付の手続をすることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういう意味では、通常というか、正常な形で今事務執行が行われていると理解をいたしました。ただ、これ一つ確認をしておきたいのは、幼稚園教諭の関係です。内閣府と厚生労働省が2月の17日、保育士、幼稚園教諭などの賃上げについて、公立の施設事業所も対象とできることを徹底するよう各都道府県に求める事務連絡を出したということがあるのです。

そういう意味で、嵐山町立幼稚園の関係等でこれ該当すると思うのですが、それについてはどういう形で進めようとしているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木 参事兼総務課長。

○青木 参事兼総務課長 では、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今議員さんがお話のとおり、今回の措置に関しましては、公立の施設も対象となるということで通知が出ているのは承知をしております。ただ、公立の職員につきましては一定の給与体系の下、他の職種との給与との均衡、こうしたものも当然考えなければならぬということがございまして、そうした判断から今回の改定というのは考えてはございません。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、いわゆる今回の国が考えていることと相反することになると思うのです、逆に。そのケア労働の問題というのは、ほかの労働、要するに働く人たちとの賃金格差が非常に大きいと、月額4万、5万という大きな差が

あるということから始まっていると。ある意味では、公的な職員であっても、正規の職員であっても、いわゆるその働く人たちと正規の職員との関係を含めて、その賃金格差がないというふうに判断をしているのか、ほかの職員との、要するにほかのそこに働く人たちだけが賃上げするということだけの意味の公平な問題として考えているのか、それについてはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

例えば町の新採用職員の給与につきましては、条例等規定の中で決まっておるわけですが、幼稚園教諭であっても一般職員であっても、基準については変わらないという形になってございますので、そういった面からすれば、今おっしゃるような賃金格差、こうしたものについては現状はないというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 国のほうは、公務員に対しての特例等の補助金の算出方法について等々と、細かく出してはきているのです。国のほうは。ただ、町としてそういうことについて、今課長が答弁されたような形で賃金格差がないと。ただ、幼稚園で働く方々は、もう正規職員の方と、それから非正規でパートで働いている方があるわけです。それから、働く密度等、それは事務職の方とは同じ時間であっても、当然労働密度が違ってくるだろうということの意味も含めての、今回こういう待遇改善があるかと思うのです。

それについて、町としてはそういう格差はないということの意味で、同じことですが、再度確認のため。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

会計年度任用職員さんの給与の格付につきましては、この制度の趣旨であるとか、またその職務の内容、こうしたものによって給与を格付けているというところがございます。現に幼稚園教諭については、一般の事務職よりも上位に格付をしていると。そうした面では、今申し上げたような形で、職務の内容に応じた格付をそれぞれの職

にに応じてさせていただいているということがございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういう形の判断だということで、公立、私立問わず待遇改善の問題というのは、今後も当然提起されてくると思いますので、その中でいろいろ検討は進めていってほしいなと思いますので、よろしくその辺はお願いいたします。

では、これについては終わります。

○森 一人議長 はい。

○4番（藤野和美議員） それでは、3番目、来年度の保育所の入所状況について、以下の点について質問します。

（1）、待機児童は。

（2）、多子世帯で複数の保育所に通うケースは。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）について答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、質問項目3の（1）につきましてお答えをいたします。

令和4年度の保育所入所につきましては、令和3年10月8日から11月26日まで新規申込みを受け付けました。70名の新規申込みがございました。また、令和4年1月21日開催の児童福祉審議会において入所の判定をし、来年度279名が保育所の利用予定となっております。待機児童につきましては、現時点では令和4年度はゼロ人でございます。

続きまして、質問項目3の（2）につきましてお答えいたします。町では、多子世帯、いわゆる兄弟姉妹で保育所に通う場合につきましては、同じ保育所の入所を優先して入所判定を行っております。

令和4年度の保育所入所児童において、兄弟姉妹で別の保育所に通うこととなったケースは1件ございました。ただ、このケースは町外の保育所を希望されており、希望先の自治体の入所状況による入所の判定で、別々の保育所への入所となったケースでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 当然この答弁にあるように、多子世帯が別々の保育園に通うというのは、物理的にもある意味無理なことなのです。ところが、ちょっと私が今回お聞きしたケースなのですが、2人やっばりお待ちで、同時に入所したいということで、若草保育園と東昌第二ということで提示された。どう考えても脇の保育園ではないですから、朝の当然忙しいときに、あれだけの距離を預けてというのは、これは物理的に考えても無理だと。結局それが提示されて、ではやめますというのでキャンセルをしたということの相談があったのです。私は、このケースが常態化しているのかなということで、これは、そういう対応はやっばり子育てに優しいということではなくて、機械的に空いているところを提示された。そこには配慮を感じないということに、私はそれを感じたのです。そのケースは課長は把握されていますか、今言ったケースですかね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 申し訳ありません、そのケースはちょっと私のほうでは把握しておりませんが、ただ、申込みがそういった場合に、一般的には兄弟は同じ保育園ということで判定をさせていただきます。ただ、新規申込みの場合、年齢が違つくと、既にその年齢によって優先順位が決まりますので、その優先順位が高い方が入所してございますと、もう年齢によってはお兄さんは入れますけれども、下のお子さんは同じ園では難しいという場合がございます。そういった場合につきましては、やむを得ないのですけれども、入る保育所、ほかの入る保育所を入所判定でご案内するというケースはございます。だから、基本的には先ほどもお話をしましたが、兄弟姉妹については同じ保育所ということでは町としては考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 保護者の方から見ましても、当然同じ保育園に通わせたい。しかし、通わせられないとなつてくると、それは待機児童に、さっきゼロという答弁でしたけれども、それは基本的には待機児童に入ってしまうのではないかと思うのですけれども、考え方としては、待機せざるを得ないという。要するに、同じ保育園に通えないことによって、例えば1人は、下のお子さんは保育園に通わせないと、通わせられないという。それは、ある意味では待機児童と把握しておかないと、これは対

処ができなくなるのではないかなと、把握として。その辺はどうですか。

○森 一人議長 藤野議員に申し上げます。1と2一緒にいいですね。

○4番(藤野和美議員) はい、お願いします。

○森 一人議長 前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 国の待機児童の定義がありまして、希望の保育所に入れないというのはございます。そういった場合には、ほかに入れる保育所があるのだけれども、私の希望している保育所に入れないという場合には待機児童にカウントしないのです。そういったことで、そういったケースは町としては承知をしていますので、待機児童にはカウントされませんが、その空きができればご案内するというような対応は当然しています。ただ、その申込みのときに、申込書にあるのですが、兄弟が同時に入れない場合はどうしますかという項目があります。入れない場合には待ちますという方もいらっしゃいますし、いや、別々の園でもいいですよという方もいらっしゃいますし、そういう面では、申込みのときにちゃんとそういったことも確認をしながら入所の判定をさせていただいております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) いずれにしましても、多子世帯をしっかりとフォローする嵐山町だという意味では、ある意味その最前線でありますので、その辺では丁寧な適切な対応、それから今後定員をどういうふうに、民間の保育園さんでありますので、簡単に町の判断でいかないことは多いとは思っておりますけれども、やっぱりどう増やしていくかも含めて検討をしていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番(藤野和美議員) 国民健康保険について。県の2022年度国民健康保険事業費納付金等の本算定結果では、町の納付金額が増額となっている。コロナ禍で多くの町民が経済的困難を抱える中で、被保険者の負担増が懸念される。そこで、以下の点について質問をします。

(1)、2022年度の国民健康保険税が増額される可能性は。

(2)、やむなく滞納せざるを得ない町民への対応は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 それでは、質問項目４の（１）につきましてお答えいたします。

令和４年度の国民健康保険税の増額の予定はございません。令和５年度以降の改正の必要につきましては、今後の医療給付の状況、被保険者等の動向、県への納付金額及び町国民健康保険財政調整基金の残高など、総合的に見ながら国保財政主管課及び国保運営協議会において協議を行い検討してまいります。

続きまして、質問項目４の（２）につきましてお答えいたします。納税者の納付すべき町税徴収金につきましては、租税負担の公平の確保を図るためも確実な徴収に努めているところであり、納税相談により本人、ご家族から収入及び生活費等の支出状況を聞き取り、本人等の意向も伺いながら個別に判断し、状況に合った対応を行っております。

また、滞納者の財産調査も併せて行い、客観的に収入支出等の状況を把握し、納付能力があるにもかかわらず納付がない方については、差押えの滞納処分を行っておりますが、納付能力がないと判断した方については、地方税法の規定に基づき滞納処分の執行停止を行い、強制的な取立ては行っておりません。また、納税相談で生活の困窮が疑われるような事案につきましては、生活支援部署に相談するよう勧めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員） 今年度については、増額の予定がないということで答弁がありました。現在国民健康保険の仕組みが、ここ数年大きくやっばり変わってしまっていて、なかなか町の判断というのが非常に狭まっているというのは、今の状況だと思うのです。

そういう中で、県の算定結果としては増額になっていると。そういう意味では、値上げ圧力というのですか、が当然来ているわけですがけれども、その中で今回は、今年度は増額しないということで、そういう意味ではよかったなというふうに思っております。ただ、私の資料をお配りしてありますけれども、嵐山町の今の状態というのは、昨年度から、いわゆる法定外繰入れはもうゼロになっているということなのです。という状態。ある意味では県が、要するに要望している状態には当然嵐山町はもうなっ

ていると思うのです。その上で、これは2021年度の数字なのですが、嵐山町が医療分、支援分、介護分、それから下の均等割を各町のホームページ上で調べた2021年度の分なのですが、これがやはり所得割が11%、それから均等割が5万2,000円。所得割につきましては、やはり当然それより滑川、吉見は高いわけですがけれども、逆にときがわ9%、小川町9.7、川島が10%と、この差が出てきております。それぞれの町の事情がある中で、こういう状態になっていると思うのですが、この状態が今後、本来は値下げをしてほしいというのが町民の当然願いでもあるわけです。

今、国民健康保険税が、やはり協会けんぽとほかに比べ非常に高いというのも指摘もされ、現実にも高いわけですが、これはある例なのですが、長崎県の例なのでちょっと遠いところの話なのですが、4人家族で、これは一般のサンプル例ですが、世帯所得が398万、4人家族です。この長崎市で見ますと、年間が40万7,608円、月額が3万3,967円と、こういう形で出ております。協会けんぽについては、いろいろな算定の方法があってあれなのですが、高いほうでいきますと年間28万9,788円、月額2万4,149円、要するに約3万4,000円に対して2万4,000円と。それから、より低いほうの方式で、これはちょっと出ていたのですが、それですと年間が21万2,040円、月額が1万7,670円、約半分ということで、実はこれは埼玉県、それから嵐山町の数字としては、これが即当てはまる数字ではありませんけれども、大まかに言って国民健康保険については、こういう高額になっているということがやっぱりあるのです。

いわゆる今後なのですが、取りあえず今年度は値上げはしないということで言われましたけれども、国のほうは減免に関しては法定内繰入れ、要するに法定外の繰入れはないと、減免に関しては法定内だという考え方を厚労省は持っております。そうしますと、これは町長が踏み込んだ子どもの均等割の部分の減額、要するに減免、これは法定内の繰入れというふうに当然判断はされているわけです。ですから、これはある意味非常に大きな決断だったのです。当然各自治体の判断、それから首長の判断等によって、実はこれについて値下げ、要するに減免することができるのだという意味で、やはり大きな第一歩だと私は思っております。

その均等割については、国のほうもさすがに、これ生まれた赤ちゃんに即この均等割が当然該当しますので、これはさすがにということで半額免除まで踏み込んできたわけです。そうしたら、どうしてもこの国保の問題というのは、均等割が、これ普通のほかの保険にはありませんので、やはりその均等割の嵐山で言えば5万2,000円と

というのが、これはもう今は減免等ありますけれども、これまでは生まれた途端にこの金額がかかっているのです。非常にこれは、本来国民健康保険というのは、非正規の方とか年金で暮らしている方とか自営業者の方とか、ある意味では経済的にはそれほど大きな負担ができない方が加入している。ある意味では、いわゆる医療の中のセーフティーネットの、まさにそのものが国保だと思うのです、国民健康保険。そういう意味で、その均等割が逆に高いものになっていると。全国知事会も、国に対して1兆円を支出してくれということ、もう毎年毎年要望しているわけですが、それが今現実には3,000億円しか来ていないということで、こういう構造的な問題というのはあります。

あつた上で、あえてお聞きいたしますけれども、今後この均等割等をさらに減免を拡充していくという考えは、方向としてお考えというのであられるでしょうか。これはちょっと町長にお聞きいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今藤野議員のほうからご指摘いただいた、また値下げということはできないかというようなご提案というか、ご意見がございました。できることなら、私もやってあげたいというのは当然のことながらあります。

先ほど議員のほうから協会けんぽとの比較がありますけれども、この協会けんぽのほうは、もう仕組みも全然違いますし、企業との折半ですから半分で済むわけです。だから、そもそもその仕組み自体が全く違いますので、それとの比較はちょっとどうなのかなというふうに思います。

それから、現在も町民の方々から保険料をお預かりして、この運営をしているわけでありましてけれども、この単年度においても大きな赤字になっているわけです。その赤字を基金の中から年間6,000万から7,000万ぐらいでしょうか、繰り入れて、そしてどうにかこうにかこういった保険料に抑えているということが現状であります。

そして、令和9年度でしたか、9年度にはもう県全体で完全に統一されますから。そうするとその前に、例えば今嵐山町の形でも、こういう形で頑張ってきていますけれども、全くそういう形の中で頑張った頑張った、でも9年度になったらばんと一気に大きく跳ね上がるという可能性は、私は否定できないのかなというふうに思います。

ですから、こういったものというのは単年度だけで済むものではありませんので、中長期的なこと、そして全体のバランスをしっかりと考える中で、こういった保険料というのは、保険税というものが決定をされておりますので、今現在でももうマイナスになっていると、そういった現状をしっかりと捉える中で、最終的にはこういった保険税が適正なのか、判断をしてまいりたいと思います。

以上です。

- 森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

- 森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4番、藤野和美議員の再質問からになります。どうぞ。

- 4番（藤野和美議員） 町長が、今先ほどおっしゃっていましたが、協会けんぽとは仕組みが違う。ですから、国民健康保険の大きな問題は、本来折半すべきである国が出すべきものを出していないということによって、負担が重くなっているという構造的な問題があるということ指摘した上で、減免をどうしていくかということの中で、一つやっぱりコロナの問題が、今第6波で、この影響というのがまた今後出てくるだろうと思うのです。これは、直接的な感染の問題もさることながら、社会的な、経済的な影響というのが今後進行してくると当然思うわけです。

そして、そういう意味で昨年、コロナに関する減免を行ったわけです。あれは昨年度ですので、今年度も、これは国の施策とも関係はしてくると思うのですが、その辺の予定というか、考え、方向というのがありますでしょうか。要するに、今年度もやるのかということ。

- 森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

- 村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

コロナの関係の減免ですが、令和2年度に実施しております。そして今年度、令和3年度につきましても実施しております。来年度、令和4年度につきましても、まだ国のほうから通知が来ておりませんので、そちらにつきましても未定となっております。

す。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 来年度については、当然ある意味では国の政策によって変わってまいりますので、あれだと思いますけれども、この令和3年度については、どのぐらいの申請というのがありますでしょうか。2年、3年、もし分かればお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

令和2年度につきましては、減免決定世帯数が24世帯、額といたしまして375万円、令和3年度、こちらは1月末時点になりますが、減免決定世帯数17世帯、減免決定額が251万4,100円という状況でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういう意味では、まだ令和3年度については、今後増えてくるといえる可能性があらうかと思うのですけれども、こういう特例減免があったと、実際に実施している。

もう一つお聞きしたいのは、いわゆる昨年度の給付金、持続化給付金とか、いろいろな形で給付金がありました。それについての扱いなのですが、国のほうは、要するに給付金の所得を所得に入れないというのは難しいが、賦課した後にその分を減免することは可能だという判断をしています。ただし、これは自治体の財源でやってくれと、こういう厳しい話なのですけれども。ですから、この給付金、例えば業者さんですと持続化給付金で100万を給付されたら、その100万が所得になってしまうと。それに対してまた税法、それから国保の関係も課税されてくるということで、結局国というか、国保もそうですけれども、その分は返す形になってしまうという状況があるわけなのですけれども、この分を減免をしていくということは、国は、やるのは結構だと。ただし、自治体の財源でということなのですから、それについての判断はいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今議員のほうから、そういった状況で、国のほうでもこういった方針を示しているというような具体的な提案がございましたので、その辺のところは先ほど申し上げたように、全体のバランス、あるいは中長期的なバランス、そういったものを勘案する中で、検討事項の一つとしていきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これについては一時的なことなので、いわゆる臨時交付金を使ってということも可能だということを国は言っております。ですから、恒常的なことではなくて、そういう事例があったときに、一つの救いの手として対処するというところでございますので、これはぜひ検討をお願いしたいと思います。

次の、いわゆる滞納の問題であります。今の答弁の中で、無理な徴収、差押え等はないということで答弁でしたけれども、この差押えの件数というのは、どのぐらいの数でありましたでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

差押え件数ということで、国保税の関係ですと、令和2年度の決算時点になります。36件、約200万円という状況でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） それから、短期被保険者証の発行というのは、要するに納入が滞った方にそういう形で発行するわけですが、これは今どういう実態になっていますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

滞納されている方につきましては、短期証ということで、短期保険証ということで3か月、6か月と交付しているところでございますが、全然納めていない方等につきましては、納税相談等により、今日幾ら納めることができる、あるいは今度幾ら納めることができるという約束をいたしまして、1か月あるいは3か月の短期保険証を交

付しているところでございます。

件数につきましては、今資料がありませんので、把握できておりません。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 県が出しているデータを見ますと、令和3年6月1日現在で56人、それから令和2年6月1日現在で75人というデータがあります。例えばこの56人、75人の方、先ほどの差押えが36件あったという話ですけれども、この数字とある意味では符合しているというか、関連している数字だと思えるのですけれども、というふうに理解してよろしいのでしょうか。要するに、差押えをしたと、した方にある意味では短期の保険証を発行するとかという関係として理解していいのかということなのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

先ほどの差押え件数とは一致しないかと思うのですけれども、差押えですと、納付能力があるにもかかわらず分納、あるいは納付をしていない、町からの催告や納税相談をされていない方につきまして、財産調査、預金調査等を行いまして差押えいたしますが、この短期証発行の方、差押えの件数の中にも入っているかと思いますが、そのほかにも分納をされていて差押えはされていない方、差押えをしていない方等含まれております。ですので、差押え件数イコール短期証の方という数字ではございません。

それと、すみません、先ほどのご質問にありました短期保険証の発行件数なのですが、2月末現在で93件ということになっております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 差押えの数よりも、短期被保険者証の発行のほうが多いのは当然だと思うのです、関係としては。ただ、2月末で93件ですか、数が増えてきているということです。これは、コロナの関係を含めて、やっぱりいろんな経済的な状況が、困っている方というのは当然増えていると。まして先ほど申し上げたとおり、やっぱりその金額は高い、いろんな軽減措置はありますけれども、いずれにしても経済

的にかなり厳しい状況があるというのは、数字でもこれは当然表現されていると思うのです。

これはやはり先ほど36件の差押えの件数出ましたけれども、この36件のケース、当然一つ一つ把握していると思うのですけれども、これは資産があるというのが、生活に困窮しないというところは、その辺の判断というのは一つ一つしっかりとしてあるのでしょうか。大体年代構成とか、ちょっと分かるのであれば教えていただきたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

年代構成等は、現時点資料がありませんので、把握しておりませんが、財産があるということで預金調査等を行いまして、それぞれ見ております。一番多いのが、預金の差押えです。次が給与の差押えです。これは、それぞれ生活をしていく上での差押え禁止額等を除いたものを差押えている状況でございます。また、収入200万円以下の方の差押え件数ですけれども、こちらは6件、約37万円という状況でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 当然のことながら、おっしゃっていることが、そういう対処は当然だと思うのですが、ほかの自治体等を聞きますと、かなり強引な取立てをしていると。何にも連絡なしに、いきなり貯金から現金が減っていたという、要するに現金がなくなっていたというケースもほかの自治体では聞きます。やっぱり今後、この問題非常に大きな問題になってくると思うのです。

やはりこれ厚労省自体が、先ほど課長の答弁もありましたけれども、ある意味内容が同じことでもあるのですが、こういうふうに言っています。困難な事情がないにもかかわらず滞納している者に対しては、差押え等を行う必要があると。実際に差押えをする際には、滞納者の個々の事情をよく聞いた上で納付相談を行い、分納を認めるなどきめ細かい対応を行い、生活を著しく困窮させるおそれがあるときには、滞納処分の執行停止をするなど適切に対応するよう自治体職員向けに周知していると、こういう厚労省の答弁があります。

ですから、課長のおっしゃっているのは、このとおりの執行をしているというふうには私は理解しましたけれども、いずれにしても国税徴収法に基づいて納税緩和措置と

いうのがありますので、しっかりと法に基づいて、いわゆる取立て優先ではなくて個々の納税者の状態を把握して、再三申し上げるとおり、国保というのはもうセーフティネット、最後の仕組みでありますので、そこをやはり捉えていただいて丁寧な対処を、救うための制度ということを改めてお願いをして、次の質問に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（藤野和美議員） 5番目でございます。有機農業の推進について。農林水産省は、昨年3月に2050年までに有機農業の取組面積を全農地の25%に当たる100万ヘクタールに拡大する目標を含む新たな農業戦略「みどりの食料システム戦略」を発表した。交付金を活用し、自治体が主導する形で生産者や地元小売業者、研究者などとの地域連携を後押しし、持続可能な農業の実現に向け、有機栽培など環境に優しい農業技術を普及させるとしている。そこで、町として有機農業の推進をどのように進めていくか質問します。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 質問項目5につきましてお答えいたします。

国では、大規模自然災害、地球温暖化、農業生産者の減少等による生産基盤の衰弱化や新型コロナを契機とした生産、消費の変化などの課題に対応し、将来にわたって食料の安定供給を図るとともに、SDGsや環境負荷軽減に配慮した持続可能な食料システムを構築すべく、みどりの食料システム戦略を策定いたしました。

町では、環境保全型農業推進協議会が中心となり、環境に配慮した農業の推進といたしまして、有機堆肥の活用や生分解性マルチの推進、農業用廃プラスチックの処理費用の補助、有害鳥獣捕獲のための狩猟免許取得費用の一部補助などの事業を展開しております。今後は、このみどりの食料システム戦略が定められたことによりまして、国の補助制度を活用した支援も受けられます。

今後も、安心して安全な農産物の生産と、環境に配慮した減農薬、減化学肥料に基づいた農産物の栽培の普及とともに、先端技術を活用した農業への取組も推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今回、国はかなり思い切ったというか、いろんな意見がこれについてはあるようなのですけれども、ただ、いずれにしても今の有機栽培、要するに有機農業の面積というのは0.5%。0.5%から、2050年が25%という大変な数字なのです。2050年といたら30年後ですから、もうそんなに遠い話ではないのです。ただ、私はここが、国がこのような戦略を出したというのは、嵐山町にとっては絶好のチャンスというふうに思っております。

再三これ一般質問等でしておりますけれども、嵐山町には材料は当然そろっております。牛ふんもあり、鶏ふんもあると、木の葉もあって米ぬかもできると、ですから有機堆肥を作るには、材料そのものには全然困らない。ただ、私が今回の国の戦略の中で、自治体を中心となってリーダーシップを執って、この戦略をやってほしいというふうに言っているわけです。ですから、個々の農業者の取組の集積ではなくて、町が、要するに自治体を中心となってこの取組をやってほしいと。やらなければ、2050年、30年後に25%というのは、どう考えても無謀な数字なわけです。しかし、答弁の中でもSDGsとか、それから脱炭素、ノーカーボン、要するにゼロカーボンシティ宣言をしたという中で、やはり嵐山町がオーガニックビレッジ。国では2025年までに、100市町村でオーガニックビレッジを宣言してほしいと、これを言っているわけです。2025年というのは3年後ですから、もう。ですから、ただこれについては、相当な覚悟、取組がないと、宣言をするのは簡単ですけれども、実際にそれをしてというのは大変なことです。ただ、そういう心構えがあるかどうか、これがまず国から問われているわけです、各自自治体が。それについてはいかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

今藤野議員ご指摘の宣言、これをするに当たりましては、その市町村においてそういった取組を行う団体、そういったものをおつくりをしながら推進をしていくというふうなことがたしか定められていたかと思えます。

埼玉県の中でも、やはりちょっと不確定な情報ではございますけれども、隣接する町村において、比較的そういった活動を行っている市町村もございます。そういったところについても、今現在そういったものを取り組んでいくのかいかないかということの中で協議をしていると、これは担当レベルでお聞きをしている状況でございます。

そういったことも含めまして、嵐山町におきましても、今環直の環境に配慮した農業直接支払制度、国で補助していることをございますけれども、そういったものが令和3年度におきましては2団体ございます。そういったものがまた普及をして、自然農法等でやられている農家さんもいらっしゃいますけれども、そういった方々の意向も踏まえまして、これから町といたしましても、当然このみどり戦略につきましましては取り組んでいく部分でございます。

嵐山町といたしましても、先ほど答弁させていただきましたけれども、平成3年から環境保全型農業推進協議会、そういったものを立ち上げて、専門家の方々、また有機堆肥を生産している生産者、それを使う消費者等の団体の中でこういった方向をとということが毎年度事業計画を練ってございますので、そういった中にもこういったお話を入れさせていただきながら、方向性を定められればなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今その方々の販売先というのは、大体直売場かなと思うのですが、直売場ではどのぐらいの比率というか、品目、そんな細かいパーセンテージはいいのですけれども、どのぐらいの割合を占めていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

平成10年当時に農産物直売所をお造りをさせていただいたときには、その壁に環境に優しい農業ということで、循環型農業ということでさせていただきながら、減農薬、減化学の認証制度が埼玉県制度でございますので、そういった形で特設の販売コーナーも設けさせていただいた時期もございました。しかしながら、やはりまだ消費者へのそういったオーガニックの認識が、もう農産物直売所で生産、販売をされているものについては、安心安全なものが第一ということでございましたので、価格差等も受け入れられないということで、今現在はちょっとない状態でございます。

販売の比率といたしましては、今現在生産者の方が地場産研究会につきましましては6名でございます。令和2年度におきましては、農産物の生産組合もそういった形で環直の制度でやっていただいた方が3名でございましたので、生産物といたしますとご

く僅かなのかなというふうには理解してございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） お聞きしますと、やっぱり直売所の野菜が、米もそうなのですが、野菜も暴落したということで、売上げが3分の2とか、もう相当減ってしまったという話を聞いております。本当にせっかく自分の畑を一生懸命やって、それが暴落によって肥料代も出ないし、それこそ汗を拭くタオルも買えないとかいうぐらいのやっぱり価格の暴落だということをおっしゃっていました。ここで、やはり町として、短期、中期、長期、いろいろ言葉はありますけれども、何をしなければならぬのかと、町として、付加価値を上げていく戦略を町が持つ必要が私はあると思うのです。

付加価値を上げる、言葉は簡単ですけれども、先ほど課長が言われたとおり平成10年の段階でやったけれども、なかなかうまくいかなかったと。しかし、国が今言っているのは、そのことも含めて有機農産物に対して関心を高め、価値をしっかりと伝えて、少々高くても安心安全の野菜、農産物がいいのだと、これも含めて国はやろうというのが戦略なのです。ですから、価格差云々かんぬんでひるんでしまっただけでは、これは前に進まないわけです。ですから、今聞きますと、だんだん取り組む農業者が減ってきているわけです、6名、3名とか。このままの状況では、やはり有機農産物は嵐山から出ていかない。要するに、生産ができなくなってしまうという方向に今は行っていると思わざるを得ないのです。ですから、そういう意味でも、やはり有機農業、オーガニック認証となりますと非常に厳密なあれがありますので、なかなかこれは難しいところは当然あります。しかし、国の今回の有機農地に関しては、オーガニック認証を取るということは前提にはしていないと。同じような取組であれば、その有機農業の中に入るという考え方を持っています。ただ、それも基準としてはかなりのハイレベルな基準ですけれども、減農薬、化学肥料減だけでは、その域には達しないという考え方もありますけれども、ただ、私はここで町として当然取り組む方で思うのは、例えば牛ふんや鶏ふん、それから木の葉、米ぬかを使った有機肥料、有機堆肥を使って野菜づくりをしている人は、直売場に出さなくてもやっている人は多いのです。自分の畑ですけれども、自分の畑で、自分で家族で食べるためにやっている人はかなりの数います。ただ、それが直売所に行って販売というところまではまだ行っていない。ですけれども、取り組んでいる人は、もう自然農法ですから、昔からやっていること

ですから、やっている人は多いのです。ですから、その辺の結びつきをうまくすれば、決して嵐山で有機農業をやっている人が今数軒しかないよと、生産量本当に少ないねって、この状況は実は脱却できる方法、私はあると思うのです。

ここで町として取り組んでいただきたいのは、ブランディングなのです。やっぱり嵐山町の農業、農産物は安心安全、これはオーガニックという名前をつけるといういろんな厳密な問題ありますけれども、いずれにしても嵐山町は有機堆肥、再三言いますけれども、牛ふん、鶏ふん、木の葉、米ぬか等を使って、そういうものを使ってなるべく農薬、なるべく化学肥料を使わないで安心安全なものにしていると。将来的には、オーガニックなものを目指した農業の取組をしていると。それをやったものに対して嵐丸シールを貼るとか、嵐丸シールを貼った農産物と、結局そういう形で嵐山町は農業の取組はこうしているのだと、そういうものをやっぱり発信していく。発信していくのは、農協ということもありますけれども、やはり行政がしなくてはならないのです。個々の農業者に依拠しているのでは、いつまでたってもこの目標は達成できない。それは町がしなくてはならない、ブランディングをして発信していくと。その方向は、そういうものを使っていくと、有機肥料を使ってやっていくと、農薬を減らしていくと、そのことがCO₂削減につながってきているというのは、農水省自身も今回出していますよね、はっきり方向は出していると。ですから、そういう意味で町の仕事は何なのかと、私はまずはブランディングしていくと。方向を決めて、町の方向はこうしていきたいのだと。それほど莫大なお金のかかる事業ではないです、これは。ある意味でのイメージ戦略ですから。ですから、やはりそういうものをまずは発信することから、そして新しい方向を出すことによって若い人も関心を高めて、そういう町であれば、そこで農業したいなという形の効果も当然出てまいります。ですから、若い人、若い農業者、新しい新規農業者に参入なり、後継ぎもそうですけれども、自分の畑もやるということも含めて、町がそういう新しい方針、取組をやっていくのだと、それを強力に出さないと、やっぱりなかなか、ではほかの町でやっているからそっちで研修を受けて、では嵐山町でちょっと農地を借りてやろうかと、これでは嵐山町の農業としてのあれにはならないのです。それをぜひやっていただきたいのです。それについてはどうですか。

○森 一人議長 藤野議員に申し上げます。一般質問の残り時間5分となりました。

それでは、答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 ブランディングの方法ということでご質問いただきました。

先ほど平成10年当時のということで、減農薬で取り組んでいた時代につきましては、顔の見える販売方法ということで、そういった減農薬、減化学肥料で栽培をした県の認証を取られた方については、そここのところに、こういう方でこういうプロフィールで、こういう考え方でやっていますというふうなものを掲載をさせていただきながらやった時期もございました。

また、みどり食料システム戦略の中で、耕地面積の有機農業の占める割合というものも当然お示しをされてございますので、それに向かって町といたしましては、まずその堆肥等を使いやすい方法をまずは推進していくという方法も、先ほどお話しさせていただきました協議会の中で検討していくべき事項なのかなど。また、売り方、こういったものにつきましては、町といたしましては今管内の飲食店等々でアンケートを取りながら、どういった野菜を望んでいるか、そういったものも生産者に事細かく情報を伝えて、こういった有機農法の推進にも図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは本当に、私も前に質問しました谷津田とか耕作放棄地対策にも、ある意味非常に有効な方法でもあると私は思うのです。というのは、例えば小鹿野町では、この前共同新聞でも載っていましたけれども、エゴマ油をやっていると。この応援隊ですか、3年間やっている。その方が一生懸命やって、要するに耕作放棄地集めてエゴマ油をやっと商品化したという取組をやっています。

それから、お近くですけれども、熊谷の主に江南ですけれども、菜種油、これは米澤製油、国産の菜種油をやっている有名なところですから、それに合わせて菜の花を作ろうということで、プロジェクトが進んでおります。ですから、もう各まちでいろんな形で今やっています。当然嵐山町でも、枝豆まつりをブルーベリーの方がやっている。こういう形で、この町でも当然取組はもうやっています。ですから、嵐山町も当然何にもないよ、展望何にもないということはないです。嵐山町もできる状況は幾らでもあると。ですから再々言うように、それを推進していこうという町を強力な形で、そういう意味では町長は熱いエネルギーをお持ちですので、ぜひその辺をよ

ろしくお願いいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今藤野議員のほうから、様々な角度からご提案をいただきました。その中に、覚悟という言葉がございました。これは、自治体を当然覚悟、しかし、その前に農業に取り組んでいくのだ、有機栽培に取り組んでいくのだという覚悟を決めた人がいて、その人がこういうのをやる、今まで10ヘクタールしかやっていないけれども、この10倍、100倍やるのだというようなところで、ではこれだったらスマート農業をするにしても最低500万の機械が必要だと、今は大体10万か20万ですけれども、そうではなくて、そこまで決めてしっかりと覚悟を決めてやるのだったら、町としてもそれでは10倍出そうではないかというようなことに多分なるのかなと思うのです。

まず、その売るもの、あるいはそれだけの商品というものがあって、初めてそういったブランディングだとかになる。ブランディングが先にあって、その後商品ということでは多分ないと思うのです。ですから、やはりその辺のところは、しっかりと農業者自身の覚悟というものも私は見極める中で、そういう方がいれば全面的にしっかりとタイアップして支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） この問題は、一朝一夕にできることではございませんので、今後この問題についてもみんなで取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。以上で終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 林 智 議 員

○森 一人議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号10番、自席番号1番、小林智議員。

質問事項1、行政情報の利活用と安全管理についてです。どうぞ。

○1番(小林 智議員) 議長の指名がございましたので、質問をさせていただきます。議席番号1番、小林智です。よろしくお願いいたします。

質問事項、行政情報の利活用と安全管理について。国では、デジタル社会の実現を目指して、昨年デジタル庁を発足させ、今後5年間で官民挙げてデジタル時代のインフラをつくるとしているほか、これに合わせ個人情報保護法改正も行われて、民間は本年4月、行政機関も令和5年施行の予定とされている。町でも、今後のデジタル時代への対応は避けて通れない課題となります。

報道等では、デジタル化による革新的な変化が喧伝されているが、まずは足元の課題として、当町における行政情報の利活用と安全管理の現状と今後の対応について伺います。

(1)、行政情報全般の利活用と安全管理について、指針・規則等の種類とその運用の現状をお聞かせください。

(2)、告示・公告については、地方自治法及び条例に基づき庁舎前の掲示板によっているが、告示・公告の本来の目的に照らして、その在り方、運用に課題はないか。

(3)、広報の積極的な活用として、ホームページによる情報提供があり、今では町内町外への情報伝達、収集の手段としてなくてはならない媒体である。

①、運用の指針・規則はどのように運用されているか。

②、運用の指針・規則の安全管理として安全性、正確性、可用性はどのように確保し、検証しているか。公表できる範囲でお願いします。

(4)、情報リテラシーの確保として、職員教育、人材の確保についての指針はあるか。また、その現状と課題及び対策は。

(5)、今後行政データの蓄積による利活用は、社会的利用も含め進むと思われるが、データベースの整備や公開を行う予定、考えはあるか。

以上、よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（３）、（４）、（５）について馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

町が保有する情報資産につきましては、嵐山町セキュリティーポリシーに基づき、どのような情報資産をどのように守るかといった利用、運用、管理ルールを定め、情報セキュリティー対策を実施しております。

続きまして、（３）、①につきましてお答えいたします。ホームページにつきましては、嵐山町インターネットホームページ取扱要綱に基づき運用しております。この要綱は、情報掲載部署の責務や掲載情報の制限等について定めたものとなっております。

続きまして、②につきましてお答えいたします。ホームページの安全性につきましては、埼玉県セキュリティークラウドと運用業務の委託会社の両者により、不正な通信監視等の対策を二重で実施しております。不正アクセスを検知した場合には、委託会社のＳＥへアラートが発信される仕組みとなっております。仮に監視を突破され、ホームページ上のコンテンツを改ざんされた場合においても、１時間ごとのウェブサーバー情報更新による自動修正が施される仕組みとなっております。

正確性につきましては、毎月各課局において内容の確認及び点検を実施し、地域支援課に報告することとなっております。

可用性につきましては、何らかの障害によりホームページが停止した場合には、委託会社のＳＥにアラートが発信され、対処を行う仕組みとなっております。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。職員教育につきましては、年１回全職員対象の情報セキュリティー研修、新規採用職員研修を実施しております。また、定期的にマイナンバー取扱部局職員による担当者連絡会議を開催し、運用管理面について情報共有を図っております。

人材の確保につきましては、特に指針等はございませんが、限られた人材で急速に進展する情報技術の高度化、多様化に対応するために、情報政策担当を経験した職員を情報システム担当者として選任し、毎月ＩＴコンサルタント同席の下、定例会を行っております。

続きまして、（５）につきましてお答えいたします。現在町では、統計情報について定期的にホームページに公開しております。また、埼玉県オープンデータポータルサイトを活用し、広報嵐山、ＡＥＤ設置場所情報及び指定緊急避難場所をオープンデ

一タとして公開しております。

今後も、オープンデータの利活用の推進と町民の利便性向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（２）について青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 質問項目１の（２）につきましてお答えをさせていただきます。

地方自治法第16条第４項では、条例の公布に関し必要な事項を条例で定めるとしており、当該規定に基づき嵐山町公告式条例を定めております。条例第２条第２項では、条例の公布を役場庁舎に設置している掲示場に掲示することを規定しております。

議員ご指摘のように、デジタル社会の目覚ましい進展にある現在において、広く一般に周知させるための方式として、掲示場への掲示が効果的な方法かどうかは議論があるところかもしれませんが、このような方法は通常の見扱として認知されているところと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第１番、小林智議員。

○１番（小林 智議員） それでは、再質問に入らせていただきます。

（１）は総体的な質問となっておりますので、全体として一括でよろしくお願ひしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○森 一人議長 はい、どうぞ。

○１番（小林 智議員） それでは、順次やらせていただきたいと思ひます。

その前に、つい先日、３月１日ですか、トヨタ自動車国内14か所ある全工場の稼働を停止したというニュースが、皆さんもご承知かと思ひます。この原因についても皆さんもご承知だと思ひますのですけれども、取引先である中小企業の会社がサイバー攻撃によってシステムダウンしたと。その結果、トヨタの14か所の全工場が稼働停止、関連会社まで停止を余儀なくされたという事態が発生したということです。この問題点についても、皆さんはよくご理解していただいているかと思ひますのですけれども、最近のセキュリティーインシデントといひますか、こういったサイバー攻撃とかこういったものといひるのは、例えば2020年6月にはホンダのシステムが、やはりランサムウェアといひ、これランサムウェアといひ言葉で言われているのですけれども、いわゆる身代金要求ウイルスです。最近のウイルスは、中身のデータを変えてしまったり、

ホームページの中を変えてしまったりして喜んでいるということではありません。これ実理的に経済目的で相手の、例えば嵐山町のサーバーの中、あるいは企業のサーバーの中のデータを暗号化してしまうのです、勝手に。暗号化してしまいます。それで、その暗号の鍵を自分で持っているから、メールが来るのです。これ解除して仕事を続けたいなら、どこの口座に何億円払いなさいとか、こういうものをランサムウェアって。これを表面化して、要は企業が発表して、こういうことがありましたというふうに発表して公表されているだけでも、世界のみならず、日本でもかなりの数ですが、実はあるデータ会社の調査によれば、身代金を実際払っている会社も相当数あると。というのは、事業継続が今日からままならない、それから風評被害には耐えられないと経営者が判断すると、払えるお金を要求してくるのです。払える分は企業によって違いますが、億単位だったりする可能性もあるのだと思うのですけれども、そういうケースが水面下にあるのだよというような、これら分析も報道等で、報道というか、そういうことをおっしゃっている方もいらっしゃるの、それも多分あるのだろうなという気がします。例えばホンダのシステムが、これは2020年6月に同じように感染しています。そのほかトヨタと取引がある会社、同じ2020年の6月にも、これアメリカでサイバー攻撃に遭っているというようなケースです。そういったことで、多分1か月に1度以上、新聞紙上にこういったものが出ているということだと思のです。

これある資料を私、雑誌の情報を見ていたのですけれども、これって絵空事ではなくて、どういうことから起きるか、物すごい技術力を持っていて、誰も通れないようなところを擦り抜けて行って取っているのではないかと思われまますけれども、実は案外そうではないということです。ちょっとここだけ読ませていただきます。

会社が従業員に支給する業務用端末やウイルス対策ソフトを入れていても、内規に反して私物の端末を業務に使っている人はたくさんいますと。情報セキュリティー会社トレンドマイクロの調査によれば、職場で禁じられているにもかかわらず、私物のスマートフォンやタブレットを業務に使っている人は6割に上る。また、パスワードを複数のウェブサイトを使い回さないよう多くの会社が従業員に指導している。使い回ししていると、1か所のサイトからパスワードが漏えいした場合、同じパスワードで会社のシステムにも不正にアクセスされるおそれがあるから。それでも、トレンドマイクロによると、8割の人がパスワードを使い回ししていると、こういう調査結果が出ているということです。これ今回の事件がそうだとは言いませんけれども、まだ

詳細が出ていませんので、トヨタが1日操業を止めたというのが、何が原因で、どういうあれだったかというのも正確に出ていないようですけども、結果として、私物端末の使用やパスワードの使い回しで、巨大サプライチェーンがストップしてしまうと、そういう可能性があることを常に肝に銘じなければならないと、こんなふうに書かれている。

これは、やっぱり対岸の火事ということではなくて、常にどんな中小企業でも、どんな大きい会社でも、変わらずあるということです。最近のサイバー攻撃は、大企業だけではなくて、中小企業でも結構行われている。あるいは政府関係機関、大学とかだけではなくて、地方のところも相当狙われると。これ狙われるというのは、要はあらゆるサーバー群にロボットで調査をかけて行って、あっ、ここ穴があるな、あるいはこの人のパソコンが使い回ししているなと思えば、それを使って侵入してしまうということが実際あるということです。さっきの記事によれば、格言ではないですけども、「鎖の丈夫さは最も弱い輪によって決まる」という格言がある。つまり、一番弱い鎖がその輪の中の力の強さですよということを言っているのです。ですから、一番弱いところをどう底上げするか。これが大事ですよということを言っているのだと思います。まず、このことを念頭に、再質問の中身のほうにちょっと入らせていただきたいと思います。

今回ちょっとわざわざ条例とか何か見ればあるようなところを、何でこういうふう質問させていただいたかということ、これから重大な情報システムという、なければならぬシステムですから、いろいろ利用される中で、我々町民とか一般の人がどう安心を得るかということなのです。嵐山町は大丈夫ですよということを、どう安心を得るかということなのですけれども、これはやっぱり一個一個のシステム、だからどこの会社のソフトを使っているから大丈夫だとか、どこまで厳密に見ているから大丈夫かというのは技術的基準なのであって、我々町民とか管理者が知りたいのは、どういう仕組みでちゃんとチェックされていますか、どういう形で穴を埋めていますかという仕組みさえ分かればいい。その仕組みがちゃんと回っていますかということが分かれば我々は、要は町民としても非常に安全で、ああ、これは安心ですねということが得られる。そのことが大事なので、今回は細かい点よりも、技術的なことよりも、そういうことがちゃんと回っていますかというのをお尋ねしたかったというのが、まずあります。

そこでまず、これは答弁によりますと、セキュリティポリシーがありますよと、そこにのっってやっていますという答弁いただきました。セキュリティポリシーというのは、情報セキュリティに関する基本方針であって、その下に恐らくセキュリティスタンダードと言われるものがあるのだらうと思います。スタンダードと言われているものは、安全管理措置のことです。要は、この技術基準です。一方で、個人情報保護法、私もちょっと確認して、存じ上げていなかったのですけれども、民間と官公庁では、よって立つ法律が多分2つある、片方違うのではないかなと思うのです、私ちょっと調べていたら。でも、基本は個人情報保護法のところだと思うのです。内容も、それにのっって官庁用のができていますのだと思いますので、その中で言っているのが、ほとんどセキュリティポリシーとセキュリティスタンダード、同じことを言っています。なので、多くの企業や官公庁で、個人情報保護法をベースにしたいろんな諸手続を定めて、それにのっってやっているというのが多いのではないかと思います。

個人情報保護法の中では、安全管理措置、これ4つ立てているのですけれども、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、この4つがあるのです。これはご存じだと思うのですけれども、このサイクルがきちんと回っているか、私はこれにちょっと関心がありまして、例えば個人情報保護法の中では、一つは個人情報保護委員会、これちゃんと制度としてつくられていると思うのですけれども、これは開催されたことがありますか。この委員会には、定例的に開催するように定められているのでしょうか。まず、そこの点をお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

個人情報保護委員会、こちらはPIAと言いまして、特定個人情報を取り扱う場合に、国のほうに全て情報を公開しなければいけないのですけれども、こちらにつきましては年1度開催している形になっております。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。基本は、やっぱりここでも同じくPDCAサイクルという、要は定例的にチェックしていく体制が必要なのです。ただ、

個人情報の保護法の場合には、国の制度はあまりにも法律が立派にできているので、ほとんどそれに倣っていけば、ちゃんとそのとおりにいくという形になっていますので、多分そんな形でそろっているのだらうと思います。ただ、ちゃんと回しているかどうかが一番の問題だと思う。

それと緊急時に、要はインシデントが発生したときの対応というのは、どういう対応を取られているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 先ほどのセキュリティーポリシーの中で、情報セキュリティー委員会というものを設置しておりまして、こちらのほうで対応する形となっております。組織の形としましては、副町長が最高情報統括責任者という形で、各課長が情報の責任者ということで、課長会議のような形になるのですけれども、その中で情報セキュリティー委員会という形で対処することになっております。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。緊急時になれば、それなりの対応ができていのだらうと思うのです。これ緊急時、情報セキュリティーの場合には、何か難しく特別という感覚を持つ方も多いのですけれども、例えば町の防災対策なり、防災だとか緊急時対応の中では、情報セキュリティーというのは位置づけられているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 防災計画の中では位置づけてはいないかと思います。すみません。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） なかなか、先ほどセキュリティーポリシーがありますという話をご答弁いただいたのですけれども、その中で、答弁の中で情報資産という言葉が出てきました。情報資産というのは、恐らく情報システムと、そこにあるデータのことを言っているのだと思います。その情報資産が失われたり、漏えいしたりしていることがやっぱり問題。これが確実にあって、いつも安全に保たれていることが大事なのですけれども、このことが漏えいしたり、これは個人情報と混同して、でも同じな

のですけれども、漏えいしたり、そうしたときの重大事案が発生したときに、これがコンティンジェンシープラン、いわゆる緊急時対応計画というやつだと思えるのですけれども、そういったことは多分整備されていると思うのです。それから、それが終わった後に、あとはBCP、防災計画と同じなのです。BCPがあって、どうやって業務を継続していくかという計画を恐らく立てられていると思うのですけれども、その辺が防災計画の中の外側で、別な計画で立てているよというのであれば、同等の計画がおりなんでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 情報セキュリティに関しては、同等の計画は実際はございません。ですが、先ほどのセキュリティポリシーの中で情報セキュリティ対策基準等を定めておりますので、こちらに基づいて実施しているというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

それでは、個人情報管理責任者は恐らく定められていると思います。それからもう一つ、同じくセキュリティポリシーがございましたら、情報資産の責任者ということも定められていると思いますが、定められていたとしたら、それはどなたになっているのでしょうか。お答えいただけたらお答えいただきたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 ちょっと名称は異なるかと思いますが、先ほどのセキュリティポリシーの中で、最高情報統括責任者を副町長にしまして、情報統括責任者ということが地域支援課長で私のほうになります。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 先ほど私が何で質問したかという話の中で言ったとおり、こういう事態が起きたときに、遅滞なく行動できるということが大事なのだと思うのです。これ、ここ数年、災害とかそういうことについて防災計画立てて、きちんとその

とおり町はよく動いているなと思いました。休日にもかかわらず出勤して、こういう体制を組んで、組織的な対応も全てできているなと感心しておりました。これは、こういうコンピューターのことだからちょっと私にはとか、ちょっと分からないなというのではなくて、全く同じように取り扱っていく必要があるのだらうと思うのです。この辺についてもぜひ、別に難しいことを考える必要ないですから、同じ仕組みの中に取り組むだとか、緊急時には誰と誰を集めて、さっきの最終の統括責任者までどういふふうな伝達経路で、どういふふうにやっていくのかと全く同じで、これ災害ですから同じでもいいと思うのです。だから、そういった形は、誰がどう動くかということは、ぜひお決めいただいて、訓練もされるのが一番いいのかなと。あまり手間暇とお金かける必要は私はないと思いますので、そういうルールだけ決めて、周知徹底していただければよろしいのかなと思います。

1番につきましては大体全体の考え方が分かりましたので、それで町の対応といたしますか、そういう形もおおむねできていると。ただ、運用面でもうちょっとしっかりやっていただければなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、(2)のほうに移りたいと思います。

○森 一人議長 はい。

○1番(小林 智議員) (2)、掲示板のことなのですが、これこんなこと聞くなよと思えるかもしれませんが、今朝もちょうど来るときに掲示板見させていただきました。私もずっと議員させてもらって役場に来る機会が増えて、毎朝あそこを見るたびに、うーんと考えるのです。これは、誰しもが一度は考えたと思うのです。掲示板とか告示、あれって、これ決められているからやらなければならないのだよなということで、どれだけの人が見ているのだらうなというようなことで、恐らく職員の皆様も町民も、みんな思っていると思うのです。ただ、なかなかそうはいつでも、これは必要悪ではないですけれども、必要最低限のことなのだなと。ちょっと私聞きたいのですけれども、例えば条例制定などを掲示板に告示しなければならないというのは、条例の発効要件なのでしょうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほどのご答弁の中でも、自治法の16条の規定のことにつきましてお話をさせてい

ただきました。第16条の第2項では、条例を制定をする。議会で議決をいただいて、議会から送付が町のほうにあるわけでございます。その送付を受けた日から20日以内に、これを公布しなければならないと。まず、これが16条の第2項の規定になっています。

この同条第4項の規定では、公布の仕方について条例で定めなければならないと、こうした規定が第4項であるわけです。この規定に基づきまして、嵐山町では公告式条例、こうしたものを制定させていただいていると。この公告式条例の中では、公布の方法について規定をさせていただいています。その方法としては、役場の掲示場に掲示してこれを行うと、こうした規定があります。さらに、この公布につきましては条例、制定をする条例に公布の旨の全文を、並びにその年月日を記入し、最後に町長が署名をしなければならない、こうした規定があるわけでございます。署名をしたものを公布をする。すなわち、その原本を掲示をすると、このような規定に基づいて実施をさせていただいているというところでございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。条例のための議会の議決と町長の署名と、それとこの公布であるということではないかなと私も思います。

今ちょっと課長のほうからご答弁いただいたとおり、あれは原本が掲示されているわけですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをします。

町長が署名をした、その原本を掲示場のほうに掲示をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) 今さら何でこんな質問するのだというあれもありますけれども、質問書のほうに書きましたとおり、これは、要するにこれ本来の趣旨は、広く町民に知らしめて、条例を発効するということなのだろうと思います。その初めの一歩なのです。このことは、やっぱりもうちょっと見える工夫、見やすい工夫があってもいいのかなという気がしますが、その辺は、今日もちょっと画びょう2つで止

めてあるので、1ページ目は見られますけれども、2ページ目は見られない。これは、ただ要件となっている、要は発効のために必要なものだからという形で行われているのが実態ではないかなとも思います。あれを見やすく見てもらおうとか、そういう意図はあまり感じられないのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

役場に設置をしております掲示場は、あれは鍵がかかっているわけではなく、どなたでも扉を開けていただいて、中を手にとっていただいで見ることができる、そのような掲示場になっております。表面しか見られないということではございませんので、中までしっかり見ていただくということは可能でございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) 大体これについて、もうこれ以上みんな知っている、分かっていることを今さらというのは時間かけてもしょうがないので、もうやめますけれども、例えば国の法律なりなんなりだと官報に掲載しますよね。官報は、皆さんのところも普段から見慣れていらっしゃると思うのですけれども、今はインターネット官報、インターネット版官報というのがあって、ほとんど同じ時間にそれが見られる。しかも、30日は当然無料で見られる。そういった法律、政令等については、過去分も全部無料で見られるようになってきているというところで、官報自体をインターネットでそっくりそのまま掲示しているということなのです。これがあれば、ほとんど当初の目的は達成するのだろうかというふうに思います。同じような仕組みを、やっぱり地方でも考える方がいらして、電子掲示場なるものを運用しているところが、全国で幾つかの市町村あるということでございます。全国なのでいろいろあるのですけれども、例えば埼玉県だと狭山市だとか所沢市が、狭山市は電子掲示場と言っているのです。掲示場にあるものをそのままインターネットに貼りつけている。所沢市だと、告示情報という形で1か所。こういった形で、掲示場はちゃんと物、現物を掲示するのだけれども、こういう電子掲示場の中で中身が読めるような仕組みということをちゃんとやられているところもあります。

ただ、私これが本当に必要な、どうかなというのは、ちょっと疑問なのです。と

というのは、嵐山町のホームページで、例えば新しい条例ができましたと、そういうのも新着情報でちゃんときちんと出しておりますし、各課の中にも、そういったものはきちんと条例であると。それ以外に、例規集がちゃんと整っているということなので、恐らくほとんど大体していると言えば大体しているのです。ただ、見やすい工夫といえますか、掲示場にかかるものがどこにどうあるというものが別にリストとかであって、どこにありますよとかリンクしていけば、そのほうが見やすいかなという気がするのだけれども、そういった工夫とかの考えはありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

この条例の公布につきましては、今議員さんお話のとおり方法は2つございまして、公報、公の知らせによるものか、掲示場への掲示ということが法の中で決められておるところでございます。国については官報という形を取っておりますが、なかなか地方ではそこまでの対応は取れないと、公報の公の知らせの発行規定も定めてございせんので、現状で申し上げれば掲示場への掲示、これが町としてできる唯一の方法だというふうに思います。ただ、今議員さんからお話をいただいたとおり、町民に広く知っていただきたい、こうした条例につきましては、その都度その都度制定をしたときには、ホームページあるいは広報紙、こうした媒体を使いましてお知らせのほうはさせていただいていると。ホームページの掲載の仕方についても、これは実際は担当課のほうで、それぞれのところで行っているところでございますが、見やすさ、当然こうしたことにも留意をしながら掲示を、周知をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ホームページの中の見やすさというのは、別の項目でまたありますので、そこで改めて言及したいと思うのですけれども、非常によく工夫もしていただいているのですけれども、全体像として、掲示場にあるような、例えばリストがあるとか、掲示物、掲示場に掲示したもののリストだけ公示しておくとか、インターネット上に登録しておくとか、要は網羅性ですか、一覧性というのがちょっと乏しいのかなという気がします。要は、探すものがなかなか探しにくいという状況に陥る

ことがありますので、そういうこともぜひご検討いただければと思います。

あまりここで議論してもしょうがないでしょうと言われてしまいそうなので、今の掲示板そのものが、本当にそれで基本的な要件を満たしている。余計なお金もかけずに済んでいるし、職員があそこへ行って貼ればいいと、期日になったら取り外せばいいということだけですから、それで済むのであるのだったら、それはそれで済んでいい。ただ、やっぱり町民に見やすい工夫だとか、例えば掲示板情報は網羅的にどこかに行けば見える。例えば10日間はここに掲示されていますよという、例えば今日掲示した、告示したものは何ですよとか、そういったものがきちんと出ていれば本当はいいので。ですから、新着情報はあくまで新着情報なので、そこに出ていないケースがある。特に告示なんていうのは、その内容によってはないかもしれない。所沢市だと、ほかのところの自治体ですと、例えば個人名が入っていたり、そういったものは個人名を除いて出すとか、いろんなもの、告示だとかそういったものがあります。これなかなか難しい、公示しているのに内容が個人情報なので、あまり見てもらいたくないとか、要は公示しなければならぬとか、非常にジレンマのあるような情報も中にはあると思うのです。そういうものもありますけれども、そういう工夫もやっている市町村もありますので、そのところだけは消して表題と理由だけちゃんと書くというところもおありのようなので、そういったところも、ぜひ今後工夫いただければと思います。それについてはいかがでしょうか、今後ご検討いただくものはあるでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今の世の流れに乗り遅れないような形で、しっかり調査研究を行っていく必要はあろうと考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。それでは、次の項目の(3)番のところに入りたいと思います。

(3)番のところは、ご答弁いただいたのですが、これインターネットホームページ取扱要綱、これがありますよということでございました。これはこれで有効

ではあるかと思えます。ただ、ホームページの実運用のところではいろんなことが散見されるので、ちょっと1つだけあれなのですけれども、これは仕組みだけではなくて具体的に、昨日もちょっとホームページのほうを見ていたのですけれども、まず嵐山町のホームページ、皆さんインターネット使ってお分かりのとおり一番上のインターネットエクスプローラーって今だとマイクロソフトエッジとかいうのですけれども、そういったものの上にURLのサイトが出てきます。そのところの頭が、昔からよく言われているhttpとかhttpsとかというのがあるのです。最近では、ほとんどhttpsという形になっているかと思えます。嵐山町の場合もhttpsになっているのですけれども、最近の新しいパソコンで嵐山町のホームページを開くと、「このページは安全ではない可能性があります」というようなことが出てくるのです。こういうご経験等はどうですか、課長ありますか、その辺の。ちょっとその辺聞かせていただきたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

嵐山町のホームページですけれども、議員さんおっしゃるとおり頭がhttpで、sがついていない状態になっております。というのは、SSLの暗号化がされていない状態で皆さんが閲覧しているという形に今現在はなっております。こちらについては、町民の方から何か言われたことは今のところはございません。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) すみません、ここだけちょっと細かいことで申し訳ないのですけれども、青木課長のおっしゃるとおり新しい情報がどんどん更新されていますから、システムが当然新しくなっていくので、安全性も高まっているのですけれども、ほとんどのところは今はhttpsという状態になっているのです。近隣の状況をちょっと見てみたら、小川町、ときがわ町、滑川町、もちろん東松山市、それから埼玉県、国、これ全部httpsになっています。まれに外郭団体とかで、httpのままがある。最近の新しいパソコンで開くと、「ここは安全ではありません」と出てくるのです、httpのままだと。これは、言わんとしているところは、要は暗号化通信していませんよという意味ですよ。そういう状態のまま出ている。これ今のh

t t pのままで私は危険かという、そうではないのです。ただ見るだけならば、全然大丈夫だと思うのです。ただ、今回の、例えばインターネットで申込みをするようなところがだんだん増えてきています。例えば今回のワクチンであるとかも、あれは多分外部サイトに頼んでいるのだと思うのですけれども、いずれにしてもホームページを起点にして、個人名であるとか、パスワードはほとんどないでしょうけれども、そういった個人情報を入れるというケースが今後増えてくるのだと、いろんな申込みだとか。そうすると、これはその時点それだとかやっぱり町民にも迷惑かかる話なので、この辺は早急に対応されたほうがよろしいのではないかなと思うのですけれども、それが対応できないという理由は何なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

そちらの件につきましては、来年の2月になるのですけれども、ホームページの更新がございます。更新のタイミングで、新しい暗号化するホームページに切り替えたいというふうに考えております。今現在、ホームページのほうに個人情報等を掲載していることはございません。それから、あとクレジット決済ですとか、個人情報のやり取り、そんなところもホームページ上では行っておりませんので、閲覧されるだけということであれば、今のところ安全性は確保されておりますので、早急に費用をかけてやっていくということではないかという認識です。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 今の嵐山町のホームページで、これよくできているのです。大変皆さんもご苦労されていて、よくできています。見やすいところはちゃんと見やすいし、丁寧に出していただいているので、本当にありがたいのです。ですから、使い勝手もいいのです。いいというか、悪い面もあるのです。あるのですけれども、使い勝手はいいですから、本当にご苦労いただいているのですけれども、その辺のところはなるべく早めに対処していただいて、町民に対する姿勢でもあると思いますので、ぜひやっていただいて。ホームページで検索がありますよね。情報検索、皆さん使っていると思うのです、トップページのほうから。そこのトップページに検索を入れて検索キーを押すと、その後「送信しようとしている情報はセキュリティーで保

護されていません」という情報が出るのはご存じですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 申し訳ございません。役場のパソコンでやる分にはそのメッセージが出ませんので、ちょっと私のほうは知らなかったのですが、情報によりますと、ブラウザによるのですけれども、グーグルの会社のほうが、メッセージを出す、ハードルを高くしていて、暗号化されていないサイトを閲覧する場合には、グーグルを通して閲覧する場合には、ある程度危険ですよというようなメッセージを出すようにしているということです、ブラウザによってそのメッセージが出るという解釈をしております。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) 今ご回答のあったとおりにかなと私も思います。ただ、一般のユーザーから見れば、こんなメッセージが出てくると、ちょっとなというふうには思います。これ大丈夫なのかなというふうな感じしますので、こういうこともありますから、できる限り早めの対処、要はグーグルがなぜそういうことをやっているかといえば、世界標準で、こちらから送信しようと、要はユーザー側が送信しようとするデータの安全性というのを考えているわけです。だから、こういう今までのhttpのままとか、要はちゃんとセキュリティー、暗号化していないサイトは危険ですよというのをグーグル自体が、もう世界基準で案内しているということなのだと思うのです。であれば、やっぱりこういうことにはきちんと対応していただきたいなということがありますので、これは町民の信頼を得るためにも、ぜひ早急に取り組んでいただけたらなと思います。

これは、このメッセージが出たからとして、多分これ安全、これ保護されていませんとあって、そんな危険なことだと私は思っていませんので、それは分かっている人は自己責任でやっているのです、全然問題ないよと思うのですけれども、初めて見た方はびっくりすると思いますので、この辺についてもやっぱり早く対処していただけたらなと思います。

ホームページの運用につきましては、リンク切れがやっぱり散見されたり、そういうこともありますので、ホームページの取扱要領の中でも、そういうリンク切れで

あるとか、そういったものは検証したら、見つけたらすぐ連絡取って解消するとかという条文もあるようですから、ぜひそういうことをきちんと運用していただいて、ホームページというのは今となつては、町民とか、町外の人も含めて、嵐山町の顔になっているわけです。そういうことをもっと強く意識して、ちゃんと嵐山町はきちんとやっていますよということをまずはベースとして、ぜひお考えいただければなと思います。

以上、(3)については終わりにします。

○森 一人議長 はい。

○1番(小林 智議員) 続いて、(4)の人材教育と人材育成、この辺も年1回職員対象のセキュリティー、これは当然やっていただいて、その中で形骸的でなくきちんとやっていたらなと思います。

これ人材育成の中なのですけれども、ひとつ今日は町民課長さんにも来ていただいて、大変忙しいのに申し訳ないのですけれども、今マイナンバーが大変進んでおります。マイナンバーカードの普及が一所懸命ご努力いただいでいて、かなり進んでいます。健康保険証も使えるようになりました。聞くところによると、今後運転免許証が入ってきたり、いろんなことが考えられているのだと思うのですけれども、一つ懸念されるのは、私前にも1度申し上げたのですけれども、今まで印鑑証明のカードぐらいしかなかったわけです。今までの印鑑登録カードは、多くの方がタンスの奥にしまったり、大事なものの中に置いて普段使わないということがほとんどだったと思うのです。マイナンバーカードになりましたよということで、最初は、ああ、印鑑登録カードの代わりねぐらいの感覚だと思うのです、多くの住民。そして、このマイナンバーカードというのは暗証番号もあるし、危険なのですよというお話ばかりすると、今度は、これは金庫の中にしまっただけで、なかなか使わない。ところが、国とか、町もそうなのでしょうけれども、それを健康保険証で使ったり、運転免許証で使ったり、あるいは身分証明で使ったりしてくることになる。健康保険証で使えば、もう病院に行くたびに、あるいは月に1回は見せなければいけないとか、そういうことになったりするのかなとも思うのですけれども、そういうところが相反することはあるのです。マイナンバーカードが大事だからちゃんと保管してね、暗証番号見せてはいけませんよというのは、そればかり言うと今度は使われなくなってしまうとか、もう今度、毎日多分財布の中に入れて歩くようになるのだろーと思います、マイナンバーカ

ード。私も初めてこの前コンビニで印鑑証明取ってみたのですけれども、非常に便利です。本当に助かっています。便利なのです。だから、財布に入れて持ち歩くようになるのですから、そういった町民というか、ユーザーといいますか、そういうところの教育については、その辺の相反することなのだけれども、どう扱ったらいいかということをご教育していただきたいのですけれども、その辺についてはどうしてお考えなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えさせていただきます。

現在マイナンバーカードの交付率でございますが、嵐山町においては約46%になりました。県が40%、国が42%等になっておりますので、嵐山町では多くの方にマイナンバーカードを取得していただき、またコンビニ交付等で使っていただいているような状況でございます。コンビニ交付も昨年の3月から始めまして、約1年になりますが、多い月では全体の15%程度をコンビニで取っていただいているような状況でございます。

そのように使われるようになってきますと、やはり今まではなかなか使う機会がなかったものですから、大事にしまい過ぎてしまっで見失ってしまっ、なくしてしまっというような、そういう方もおられるのですけれども、今後は、今議員さんがおっしゃったように、運転免許証ですとかキャッシュカードと同じように、そういった感覚で大切に持ち歩いていただく、そうしたことを取得、交付の際にも皆さんにお伝えしているようにしております。国のほうからも、「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」、こういったようなリーフレットも来ておりますので、そういうものと一緒に配布させていただきまして、マイナンバーカードの安全性についても皆さんにお伝えしているところでございます。

マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになりまして、何か月かたちました。まだ医療機関のほうに、読み込むための機械の設置が若干遅れておりまして、持っていてもなかなか使えなかったというような声もお聞きすることもあるのですけれども、徐々に医療機関のほうでも設置が進んでいくと思っておりますので、利用できる機会も増えていくと思っております。

また、マイナポイントの第2弾というものも始まりました。これは、国のほうで進

めておりますキャッシュレス決済、そういったものに対応するもの、それとあと健康保険証を利用することによってポイントがもらえるもの、また金融機関の口座情報を一つひもづけていただくもの、この金融機関のひもづけ等は、まだ今後実施される見込みで、おおむね今年の6月ぐらいから始まるという見込みでございます。ポイントのつき方につきましても、まだはっきり示されておりませんが、キャッシュレス決済のときはまた別に、キャッシュレス決済を金額的に利用しなくても、保険証のひもづけや口座の登録をすると、自分が何がしか選んだポイントがもらえるというような、そのような方向性になっているようでございます。

いずれにしても、いろいろな場面で利用していただけるように、ただし、それにつきましても皆さん利用されるようになりますと、今日の議員さんの質問のご趣旨であります安全性や、そういったものが大変皆さん心配になると思われませんが、マイナンバーカード本体には、いろいろな情報を取り込んでいるものではございません。マイナンバーカードは、情報を1か所に集めて管理する仕組みではなくて、行政手続をする職員だけが、その手続に必要な情報をアクセスすることで取扱うということになっておりますので、カードの中に保険証の情報や口座の情報を取り入れるわけではございませんので、カードをなくしてしまったから、すぐにその情報が盗まれてしまうのではないかと、番号を知られてしまったらすぐに私の口座が全部分かってしまうのではないかと、そういうような危険性はないような仕組みとなっております。また、もし落としてしまったりとか、紛失してしまったりとかというときには、クレジットカードの情報を止めるのと同じように、マイナンバーカードも365日24時間体制で、フリーダイヤルでそういった情報を止める体制は整っておりますので、安心して使っていただけるように、町民の方にも、また今後も啓発してまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。リスクですけども、ただ分からないと、怖い怖いだけになってしまうので、やっぱりマイナンバーカードも、キャッシュカードお持ちですよ、それと同じですよということで、要は暗証番号とひもづかなければ、そのカードと一緒にならなければそれは使えないわけですから、これは銀行のカードだとか、そういうクレジットカードと同等の、ちゃんと安全、あれを保ってくださいねというような指導をしていただければよろしいのではないかなと思う

のですけれども、そんなことでよろしいかと思いますが、ぜひ推進のほうも含めてご努力いただきたいと思います。ありがとうございました。

ここではもう一点だけ、答弁の中にありました、毎月ITコンサルタント同席の下に定例会を行っていますと。これについて、もうちょっとその中身、どんなことをやっているのかなとか、どういう改善が図られているのかなとかいうの、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

今地域支援課のほうで、情報政策担当というものが実質1人という状況になっております。そうした場合に、1人ですと緊急事態が発生した場合に、この職員がいないと何もできないということになってしまいますので、システム上、過去に情報政策担当を経験した職員数名に、情報システム担当者ということで任命しまして、庁舎内で今別の課に勤務している者を数名ピックアップしまして、そのシステム担当者、その職員たちで毎月ITコンサルタントの方お願いしているのですけれども、その方を含めて庁内のIT全般ですね、毎月やっていますので、そのときの事情に応じた内容の情報交換を行っているという形になっておりまして、有事の際には、うちの担当がいなくても、システム関係は対応できるような形になっております。ですので、実際先ほど議員さんが防災計画の中にとこのような話ありましたけれども、実情は、どこにも明記はされていないのですけれども、システムとしては出来上がってしまっていて、何かあった場合には、その担当者の中の誰かが町のシステムについては精通しているということで、対応できるような形になっております。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 私も、そのコンサルタントの方に去年お会いさせていただいて、お話をさせていただく機会もありましたので、優秀な方ではあると思いますので、ぜひこれも費用かかっているわけでしょうから、そこからどれだけ吸収して、どれだけ役に立てるかということが大事なのだと思うのです。よくコンサルタント契約って、実は先方のほうが知識も上位ですから、町がこうだということではないですよ、私の過去の経験からいうと、コンサルタントに使われてしまうという逆の発想が、こっちが

お金払っているのに、そっちの言うとおりにやらなければいけないみたいな間違っただことにもなりかねないので。町がとは言っていませんよ、このコンサルタントさんは立派な方だったので、いろんな知識もお持ちですから、そこからどれだけ引き出せるか、どれだけ町の改善に使えるかということでどんどん、どうしても新しい情報システム、担当者になると卑屈になってしまうのか、コンサルタントより自分が下位なのではないかと感じてしまうことがあるので、そんなことはなく、自分たちのために使うのだということでぜひ活用して、改善につなげていってもらえればいいのではないかなと思います。仕組みは大変よくできていますので、そういった意味では大変安心いたしました。

以上、4番まで終わりにします。ここまで聞いたのは、実は5番目の前段だったのです。なるべく簡潔に5番目もお聞きしたいと思うのですけれども、5番目として、行政データの蓄積による利活用を推進しましょうというお話なのですけれども、ご答弁いただいた内容では、実際には統計情報は、嵐山町の場合にはホームページに結構出していただいています。各課がそれぞれ工夫して、県への報告資料であるとか、いろんな情報も載せていただいて、エクセルの表だったり、グラフだったり、いろんな形で載せていただいているので、これはこれでありがたいと。もう一つ、埼玉県オープンデータポータルサイト、これを活用してということでご答弁いただきました。これは多分課長も見ていただいているのでしたらお分かりかと思うのですけれども、あまり充実しているとは言い難いのではないかなと思います。これも今回の件がありまして、質問するに当たって幾つか、やっぱり埼玉県のポータルサイトどうなっているのかなということ、そこも見させていただいて、2016年の総務省の、全国の市町村でどこがちゃんとこれに取り組んでいるか、一件でも取り組んでいるかという地図があって、2016年ベースですけれども、それどうなのだろうってやっぱり興味持って見ましたら、実は埼玉県は7割がもう既に色塗りが済まれている、ここは使っていますってなって、その中で真ん中だけぽこっと白く抜けていたのです。どここといったら、嵐山町と小川町と、どこだったかな、ときがわだったかな、そことあと秩父方面の何か所だけなのです。これちょっと残念だなと思ったのです。これ2016年ですから。ただ、今は使っているのかなと思いましたが、確かにもう既に情報登録されていて使われている。ただ、内容的にはあまり内容の濃いものではなくて、ちょっとこれお隣の滑川町さんが、情報ポータルサイト、どうしてこんなに力を入れているのかなというぐらい

立派なものがありました。これは、埼玉県のポータルサイトの中の情報、要は埼玉県のポータルサイトって、町の統計情報だとか数字データをぽんと載せておくところの仕組みですよ、基本的には。それをもう民間の方ご自由にお使いくださいというのがオープンデータという発想でしょうから、これどこの市町村もそれはやっている。小川町もそれで取り組んでいるのです。かなりの情報をもうそこに入れていますが、小川町さんも。嵐山町は残念ながらこの3件だけで、情報量もそんなにたくさん入っているというわけではないのは、ちょっとご承知かと思うのですけれども。滑川町さんなのですけれども、これは埼玉県のポータルサイトに登録するだけではなくて、自前サイトの中でそのデータを基にグラフ化して、自前でグラフ化して町民に見やすいような形でできる。これは、うがった見方してあれなのですけれども、例えば人口データ、過去からの推移というのがあるのです、滑川町さん。当然のことながら、右肩上がりでもまだ増えているのです、人口だとか個人商店の売上げだとかというので。これ右肩上がりだったら、グラフも威張って出したいよなというのあるかなと思うのですけれども、ただ、内容的にはかなりボリュームも種類も豊富に出ています。これだけ開示していただいているのだなということです。これをぜひ今後強化していってほしいと私は思っているのです。

これなぜかという、今嵐山町のホームページは各課が一所懸命やってくれているのです。温度差はあるけれども、各課がいろんな情報をそこに登録してもらって、エクセルの表を貼りつけたり、PDFを貼りつけたりして、一所懸命やっていたいでいるのです。ただ、これはトータル性というか、統一性がないのです。ただ、オープンデータを使えば、ここの仕組みで全部入れておいて、個々のデータはありますからねという形にしていって、それをグラフ化したものだけ自分でアピールしたいのなら、そこでアピールしていくとか、そういった使い方も、これうまく工夫して使っていけば、非常にいい仕組みではないかなと思います。

これから、町民であるとか、いろんな意識を持っている方はデータでいろんなことを、物を語りたいと思う。嵐山町は一体どうなっているのだろうと、この数字はどうなっているのだろうというのは、特別、例えば地域支援課に行って数字下さいと言っているのではなくて、こういうところであれば、自分で縦とか斜めに集計できるわけです。そういう時代になってくるのだと思います。なので、このオープンデータポータルというのは国が進めているやり方なので、もうちょっと力を入れてやっていって

いただければと思うのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

- 森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時45分といたします。

議員の皆様申し上げます。休憩後一般質問にまた入りますが、一般質問終了次第予算外の議案審議に入りますので、準備等よろしく願いいたします。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時45分

- 森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬橋地域支援課長の答弁からになります。どうぞ。

- 馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

休憩時間に、滑川町のホームページを閲覧させていただきました。議員さんおっしゃるとおり、オープンデータと統計情報が同じページに記載されていて、大変見やすい形だなというふうに感じました。すばらしいご意見いただきましたので、嵐山町としても、統計情報は今別のところ載っていますけれども、オープンデータと統計情報を同じところで見られるような形でちょっと配慮して、ユーザー目線で改良できたらなというふうに感じております。

以上です。

- 森 一人議長 第1番、小林智議員。

- 1番（小林 智議員） ありがとうございます。休憩時間に早速見ていただいて、大変ありがたいことです。

オープンデータという仕組みがあるのですから、今課長のおっしゃったとおり場合によったら、いわゆる町で公開している統計情報は、そちら側にシフトしていったらどうか、それで充実していったらどうか。そのほかに、オープンデータだけではなくて、例えばセンサス、そういうところで計数データのデータベースというのは、かなりほかでも充実してきておりますから、例えば人口データだとか、そういうのはそちらにもあるのではないかなと思うのですけれども、こういうものをきちんと、例えばオープンデータではこういうところをきちんとデータベース化して、要は正規データとしてちゃんと蓄積していくということをしていただければ使い勝手もいいし、滑川町さんみたいにグラフ化することによって、非常にビジュアルとしても訴

える力が全然違いますので、そういったもので町民に見やすい形をぜひ作っていただければ、ありがたいなと思います。

最後に、全般になのですけれども、いろんなことを申し上げましたけれども、基本的には情報インフラがきちんと安全に管理されているという前提の下で、オープンデータというものを次々に展開していただいて、開かれた行政情報という形でどんどん出していただきたい。この情報を外に出すということは、多分行政に携わられる方はちょっと、あまり出さないほうがいいかなとかという考え方もあるかもしれませんが、逆に出すことによって皆さんの目に触れて、弱点が見えてくるとか、あるいは町民から指摘をいただいて正しいデータになるとか、そういうこともあると思いますので、それを前向きに捉えていただいて、間違っているではないかよということではなくて、みんなで点検していこうというのも一つの役割ではないかなと私は思うのです、そのオープンデータというのは。行政情報をきちんと見える形で外に出してしまって、町民のみんなが点検してくれれば、こんなありがたいことはない。

すみません、時間が過ぎてしまって。一個余談で、余談といいますが、インターネットが始まった1990年とか、古い話して申し訳ないですけれども、その頃久米宏のニュースステーションという番組があって、インターネットが世界的に出始めた最初のニュース番組でそれをやって、何を映したかという、イギリスのケンブリッジ大学のコーヒーメーカーのビデオ。ビデオではなくてライブカメラ、それを見せたのです。それ1990年です。90年代、これは何かというと、ケンブリッジ大学の研究所が、研究室のみんながお茶を飲むコーヒーサーバーをインターネットに公開しているのです。これ1990年です。それを見て、自分の席にいる人が、ああ、コーヒーそろそろなくなるな、入れ替えなければというので、入れ替えるために映したのです。それが世界中に、当然ですけれども、発信されているわけです。そうすると世界中から、今度は何が起きたかという、世界中から電話がかかってきて、そろそろコーヒーなくなるぞという電話がかかってきたという話をニュースステーションという番組でやって、ああ、これがインターネットの力かというのを私もそのとき初めて、すごい時代になるのだなというふうに思いました。もちろんその当時は、情報をそこだけ展開するのも通信料も結構お金かかりましたけれども、今では格安で、こういう時代になってきているわけですから、情報をみんなに見せるということは、それを皆さん、みんなが点検してくれるということでもある。そういう考え方の下で、ぜひ公開してい

ただければなと思います。

もう一つ、情報がいいなと思ったのは、埼玉県のデータで、私もちょっと農業関係のあれもやっていますので、農業用ため池データベースというのを埼玉県が出しているのです。これ農林振興センターでやっているのですけれども、埼玉県中の沼の農業用ため池のリストがあるのです。これが全部で、農業用ため池として登録されているのは488かな、で登録されているのです。そのうち嵐山町の部分が41、これは農政課で当然承知している話なのですけれども、こういうものが一覧表でインターネット中に公開されているのです。これを見ると、嵐山町どこだというと、ああ、そうか吉田にはこれだけあるのだね、古里これだけだね、確かに菅谷地区よりも北部地域のほうがため池多いよねというのが一目瞭然に分かってくる。それについてのデータベースですから、これが防災ため池になっているとか、何になっているとかというのが一覧で出ているのです。こういった情報がきちんといつでも取れるというのが、私とても大事なのではないかなと思いますので、こういったことのためにもどんどんデータを公開して、いつも町長がおっしゃっている、町民みんなで考えましょうみたいな一つのツールになってくのではないかなと思いますので、ぜひこの辺にもご検討いただければなと思います。

それで、最後に質問なのですけれども、これ申し訳ないのですけれども、町長なり副町長なりに、なかなかこれを前向きにいこうなんていう話は、やっぱり課長単独では難しいと思いますので、お考えだけ、こういったデータベースの充実だとか、オープン化というものについてのお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

大変多岐にわたる様々な角度から、このデジタル化に関してご質問、あるいはご意見等いただきました。DXの推進というのは、これからの時代を考えると絶対に推進をしていかなければ、多岐にわたる要望に対して、とても行政が追いつかなくなっていく、そういったことが当然出てくると思います。それと同時に、議員さんもお指摘のとおり町民自身がその技術、そういったものに慣れて、そして便利だなど、こんなことのできるのか、こういう形もあるのかと、お互いに使い勝手がいいということを実感するように進めていかなければいけませんので、町民のいろいろな面での教育と

いるのでしょうか、啓蒙活動、そういったことも非常に大切だなという点もご指摘いただきました。

それから、あとはコンサルタントが入っていろいろご指導していただくわけでありませうけれども、まさに私もコンサルタントに躍らされるのではなくて、コンサルタントを使いこなして、嵐山町に合った、嵐山町が、要するに規模としても何にしても、それに合った使い勝手のいいシステムにするにはどうしたらいいのか、そういったことをしっかりと提案できるようなタスクフォースではないですけれども、そういったチームを結成をして、今もやっているのですが、さらに意識を高めて取り組んでまいりたいと思っております。

それから、あとお話の中で、様々なセキュリティーがあるけれども、こんなにすばらしいセキュリティー、こんなに強いセキュリティーがあると。しかし、それが連動してこんな弱いセキュリティーが一個でも入っていれば、この全体のセキュリティーのパワーはここなのだよというご指摘、これはまさにこのシステムの的を射た表現かなと、教訓かなというふうに改めて感じました。そんなことをしっかりと捉えながら、担当課を中心にしっかりとしたセキュリティーシステム、それからオープンデータも含めて取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございました。町長の力強い言葉をもらいましたので、ぜひ前向きに予算配分も含めて取り組んでいただければありがたいなと思います。

以上で終わりにします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、承認第1号 専決処分承認を求めることについて（令和3年度嵐山町一般会計補正予算（第5号））の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度嵐山町一般会計補正予算（第5号））の件でございます。

国の令和3年度補正予算（第1号）に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和3年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、承認第1号の細部につきまして説明を申し上げます。

本承認第1号でございますが、子育て世帯への臨時特別支援事業実施につきまして、一般会計補正予算（第5号）を専決処分したものでございます。

それでは、議案書裏面をお開きください。専決処分書でございまして、専決第4号といたしまして、令和3年12月20日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。今回の第5号補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,786万3,000円を追加をいたしまして、総額を69億9,792万9,000円とするものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入でございます。第15款2項2目民生費国庫補助金でございまして、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金2億2,650万円及び同事務費補助金136万3,000円を計上させていただいてございます。補助率でございますが、事業費に対して10分の10の補助率ということでございます。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。3の歳出になります。3款2項2目児童措置費、5、子育て世帯への臨時特別給付金事業でございまして、事業費の総額2億2,786万3,000円を計上させていただいてございます。本事業でございますが、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中であって、子育て世帯に対して支援を行うものということでございます。ゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円を給付するという内容でございまして、事務費及び事業費補助金を計上させていただいてございます。

12ページ以降の給与費明細書につきましては、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上をもちまして、承認第1号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 所得要件を1点と、これは対象者は全部の人に渡っているということでしょうか。渡っていない人がいるのかどうか。いない場合、どういう理由で渡っていないのかを伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 これは支給要件が、総務課長からお話がありましたように、対象児童がゼロ歳から18歳までということございまして、その中でも令和3年の9月分の児童手当の支給対象となる児童、または令和3年9月30日現在で高校生の児童、または令和4年3月31日までにお生まれになって児童手当の支給対象の児童ということでございます。その中でも、ただ、特例給付の方、所得制限がかかっている、児童手当のほうで特例給付に該当している方については対象外ということでございます。人数的には43世帯ございまして、65人のお子様がこの特例給付に該当する方ということで、支給の対象から外れております。

以上です。

○森 一人議長 続けて、どうぞ。

○前田宗利福祉課長 すみません。答弁漏れございまして、現在その支給対象のうち、積極支給ということで、児童手当を受給なさっている方についてはプッシュ型ということで、こちらから12月27日に、受給者が915世帯、児童数が1,658名の方には、既に支給済みになってございます。金額的には1億6,580万が支給済みとなっております。いまだ、まだ支給ができていないという方につきましては、これは18歳のお子様だけがいる世帯、これは申請によって支給の確認をしまいりますので、まだこの申請を受けているところでございます。また、公務員についても、申請を受けて支給になりますので、これも全てではないのですが、今申請を受けながら支給しているところでございます。

また、3月31日までにお生まれになったお子さんについても、当然支給対象になり

ますが、この3件については、まだ申請を受けながら、もしくは発送した状況によりまして支給をしていると、随時支給をしているというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 申請をしていないという人が、この情報を知らないで申請していない、公務員の方は多分知っていると思うのですけれども、その情報というのは、対象者には知らせているということによろしいのでしょうか。本人の都合で、これを申請していないという理解になっているのか、伺いたしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 先ほど答弁いたしました高校生のみのお宅、世帯と公務員の方につきましては、通知を発送してございます。それは311通、311件の方については、多分高校生のみのお宅、もしくは公務員の家庭については、町から通知のほうをさせていただいています。それと、あと広報紙によりまして、こういった支給がございましてということで広報もさせていただいています。通知を出してはございますけれども、この方については申請ですので、全てが来ていないという状況で、実際申請が来ているのが311通のうち、1月31日末の現在で290件、児童数でいきますと397名の方が申請をされております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度嵐山町一般会計補正予算（第5号））の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度嵐山町一般会計補正予算（第6号））の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度嵐山町一般会計補正予算（第6号））の件でございます。

国の令和3年度補正予算（第1号）に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和3年度嵐山町一般会計補正予算（第6号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、承認第2号の細部につきましてご説明を申し上げます。

本件につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実施に係る補正予算につきまして、専決処分をしたものでございます。

では、議案書裏面をお開きください。専決処分書でございまして、専決第1号といたしまして、令和4年1月6日に行ったものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出予算の総額に2億532万8,000円を追加をいたしまして、総額を72億325万7,000円とするものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。2、歳入でございます。15款2項2目民生費国庫補助金でございまして、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金2億100万円及び同事務費補助金432万8,000円を計上させていただいたものでございます。それぞれ補助率につきましては、事業費に対して10分の10の補助率でございます。

10ページ、11ページをお願いをいたします。3、歳出でございまして、3款1項1目社会福祉総務費、20、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございまして、2億532万8,000円を計上させていただいてございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中であって、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の支給をするために要する事務費及び事業費補助金でございまして、

次ページの給与費明細書以降につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして、承認第2号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 住民税非課税世帯等とあるわけですが。嵐山町では、この住民税非課税世帯以外の世帯にも支給したという実績、実績って今回これあるのでしょうか。

全体で住民税非課税世帯が何世帯あって、その等が何世帯あるのか、差し支えなかったらお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 住民税非課税世帯等とございますけれども、この給付金につきましては、住民税の均等割が非課税の場合、これは税務課のほうの情報等いただきまして世帯は事前に確認できますので、そういった世帯には確認書というものを発送させていただきまして、その確認書の返信をもって支給するということですから、住民税の均等割が非課税の世帯については、そういったことで支給ができますが、その等の部分で家計急変世帯、要は住民税は課税になっていますけれども、コロナの影響で住民税の非課税相当の収入になってしまっているという方につきましては申請が必要なのです、収入を証明する。ですので、そういった方については申請が必要ということで、こちらについては、まだ今受付を始めたところでございます。確認書の発送につきましては、2月18日に発送させていただきました。ですから、今返信が大部分戻ってきているところでございます。家計急変につきましては、これから広報させていただいたりして、そういったお宅のご相談を受けたりして、こういったものがありますと

ということで、今申請を受けているという段階でございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分承認を求めることについて（令和3年度嵐山町一般会計補正予算（第6号））の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、議案第1号 嵐山町手話言語条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第1号は、嵐山町手話言語条例を制定することについての件でございます。

手話を通じて互いに認め合い、支え合う共生社会を実現するため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、私のほうから議案第1号の細部説明をさせていただきます。

条例案を御覧ください。第1条は、手話が言語であるとの認識に基づき、聾者と聾者以外の者が互いに理解し合い、共生することができる地域社会を実現することを目的として定めたものでございます。

第2条は、手話に対する理解の促進及び手話の普及は、全ての人が互いに人格と個性を尊重し合うことを基本理念として行わなければならないと定めたものでございます。

第3条は、町の責務として、手話に対する理解の促進、手話の普及、手話の使いやすい環境の整備など、必要な施策を推進するものと定めたものでございます。

第4条は、町民の役割として、町が推進する施策に協力するよう努めるものと定めたものでございます。

第5条は、事業者の役割として、基本理念に対する理解、手話を使いやすい環境づくり、町の施策への協力について定めたものでございます。

第6条は、町長への委任について定めたものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 手話言語の関係では、私が七、八年前、文教の委員長をさせてもらったときに請願が上がりまして、たしか全会一致で通ったと思うのです。意見書が上がったというふうに思うのですけれども、そんな思いがあります。

これは、予算見ると、多分予算書のほうには予算のっていないと思うので、理念条例だと思うのです。理念として、町民に広めたいということで。そうすると、どんな広め方をするのかというのが大事になってくると思いますので、よくスポーツをやってみようとか、人権云々とかって立て看板をやっていますけれども、町民にPRする方法は何か考えられているのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 川口議員がおっしゃるとおり、理念条例ということでございます。町では、第3期の嵐山町障害者計画ですとか、第6期嵐山町障害者福祉計画もしくは第2期の嵐山町障害児の福祉計画と様々な計画の中で、情報コミュニケーションの項

目の中で、コミュニケーション支援体制の充実ですとか、意思疎通の支援事業ですとか、そういった計画の中で具体的な行動についてはお示ししているというところがございます。ただ、近隣の町村でこの条例を制定しているのは、東松山市さんと滑川町さんなのですが、東松山市さん、滑川町さんでは、そういったリーフレットですとかパンフレットをお配りして啓発をして、簡単な手話ができるような形のを配ったりとかしているところもございますので、そういった具体的な施策につきましては、今後ぜひ条例の制定に伴いまして、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第1号 嵐山町手話言語条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、議案第2号 嵐山町育児支援ヘルパー派遣手数料条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第2号は、嵐山町育児支援ヘルパー派遣手数料条例を制定することについての件でございます。

嵐山町育児支援ヘルパー派遣事業の実施に伴い、必要な事項を定めるため、本条例

を制定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次の担当課長から細部説明を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、議案第2号の細部説明をさせていただきます。

この条例は、児童の養育者に身体的または精神的に疾病等があり、子どもを十分に養育することができない家庭へ育児ヘルパーを派遣し、家事及び育児支援を行った場合に徴収する手数料に関し、定めるものでございます。

条例案を御覧ください。第1条は、この条例の趣旨を定めたものでございます。

第2条は、手数料の額を定めたものでございます。手数料の額につきましては、別表のとおり利用者の世帯区分により1時間当たり、生活保護世帯、独り親世帯、市町村民税非課税世帯についてはゼロ円、その他の世帯につきましては700円とするものでございます。

第3条は手数料の納付について、第4条が減免について、第5条は委任について定めたものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは、具体的にいい条例が制定されると思います。

ただ、これ具体的に言って、想定される方がいらっちゃってということでのことですか。一般的にやろうということで、その辺のところ何かあるのでしょうか。具体的に想定される、具体的に該当事例があるのかという。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 実はこのヘルパー派遣条例というのは、以前平成26年だったか、障害者の自立支援法ができて、障害者のヘルパーさんの、ヘルパーの派遣条例が町にあったのです、単的にやっている。それが、障害者のほうのサービスが国のサービスとしてできるようになりまして、そのときに条例を廃止したのです。その中に育児へ

ルパーも入ってしまっていて、その当初は人数がそんなになかったのです。年間に1件あるかないか。また、ファミリーサポートセンターという育児のサービスも新しく始めたので、それで賄っていけるだろうということでやってきましたが、ここへ来て、先ほども条例の説明の中でありましたけれども、精神的に疾病を、親御さんですとか独り親の親御さんですとか、社会情勢が大分変わってきて、なかなか家族の支援を受けられないという家庭が増えてきているということがございまして、今回こういったヘルパーの派遣の条例を考えてございます。実際何件か該当するのではないかと世帯はございます。ただ、そのヘルパーを受けるかどうかというのもありますけれども、一応想定は、年に二、三件あるかどうかというところでは考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 具体的に派遣するヘルパーさんというのは、どこにお願いするのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 基本的には、福祉の介護の事業所ですとか、障害サービスの事業所ですか、そういった事業所にお願いをして派遣をしていただこうと思っています。基本的に、町内に今2事業所あるので、そちらのほうにお願いできればということで考えてございます。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そのヘルパーは、資格というのはあるのでしょうか。

それから、利用に際しまして条件は何かあるのでしょうか。無条件で、子どもさんがいる場合には利用できるという理解でよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 資格は、先ほどお答えしましたけれども、介護事業所ですとか、障害児のサポートをしている事業所の方をしますので、そういった資格をお持ちの方をお願いしようと思っています。

また、条件なのですけれども、とても細かいいろんなケースによって条件は異なりますので、こうという条件を考えていません。なるべくいろんなケースに対応できるようにということです。相談を受けて、必要かどうかというのを判断させていただいてやっていこうと、なるべく広く対応できるような形で考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第2号 嵐山町育児支援ヘルパー派遣手数料条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、議案第3号 嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第3号は、嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

育児休業を取得しやすい勤務環境を整備することに伴い、所要の改正を行うため、

本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第3号の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案第3号は、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、非常勤職員の育児休業及び部分休養の取得要件の緩和、並びに育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置が行われることに伴いまして、同様の措置を講ずるため、嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、裏面の新旧対照表を御覧ください。まず、第2条でございますが、育児休業をすることができない職員を、また第19条は部分休業することができない職員をそれぞれ規定をしておりますが、取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止するものでございます。

第23条は、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認に関する措置を、第24条は勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を令和4年4月1日とするものでございます。

以上、議案第3号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第3号 嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、議案第4号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第4号は、嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

人事院規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第4号の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案第4号は、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置として、妊娠・出産・育児に係る休暇の新設、有給化の措置が行われることに伴いまして、同様の措置を講ずるため、嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、本町におきましては、町独自の制度といたしまして平成29年1月1日より不妊治療休暇制度を設けておりましたが、今回の制度化によりまして、町独自制度につきましては廃止するものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表を御覧ください。第11条は、休暇の種類を規定しておりますが、町独自の制度としての不妊治療休暇を削除するものでございます。

次に、第14条第2項は、特別休暇を取得できる場合について規定しておりますが、

第13号から第21号までを1号ずつ繰下げ、新たに第13号として職員の不妊治療のための休暇を規定するものでございます。休暇の期間といたしましては、原則として1年につき5日とし、また頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は、さらに5日を加えた10日とするものでございます。

次に、第17条の町独自の制度につきましては、削除するものでございます。

附則としましては、この条例の施行日を公布の日とするものでございます。

以上、議案第4号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第4号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、議案第5号 嵐山町附属機関設置条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第5号は、嵐山町附属機関設置条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町上下水道事業運営審議会を設置することに伴い、所要の改正を行うため、本

条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第5号の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案第5号は、新たに附属機関といたしまして、嵐山町上下水道事業審議会を設置するため、嵐山町附属機関設置条例の一部を改正するものでございます。

設置の経緯でございますが、現在水道事業に関する調査、審議を行う附属機関として嵐山町水道事業運営委員会を、また下水道事業に関する調査、審議を行う附属機関として嵐山町下水道事業審議会をそれぞれ設置しているところでございますが、水道事業及び下水道事業につきまして、一連の流れの中で審議等をいただく附属機関を設置し、より円滑かつ合理的な管理運営を図るものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。嵐山町附属機関設置条例の別表第1では、町長及び教育委員会に係る附属機関を規定しているところでございまして、町長の附属機関として嵐山町上下水道事業運営審議会を、その所掌事務として、上下水道事業の円滑かつ合理的な管理運営を図るため必要な事項について調査、審議することを追加するものでございます。

附則の第1項につきましては、この条例の施行日を令和4年4月1日とするものとし、第2項は、本一部改正条例に伴い関連する条例の一部改正を行うものでございます。

附則第2項の新旧対照表では、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例、別表第1において報酬の額を規定しておりますが、別表第1の第44項、下水道事業審議会委員及び第45項、水道事業運営委員会委員の欄を削除し、また第46項を第44項に繰り上げるものでございます。

なお、新たに設置する嵐山町上下水道事業運営審議会委員につきましては、改正後の別表第1の第44項、その他非常勤の特別職職員により報酬額及び日額費用弁償を適用するものとなります。

次に、附則第3項では嵐山町水道事業運営委員会条例を、第4項では嵐山町下水道

事業審議会条例をそれぞれ廃止するものでございます。

なお、参考資料といたしまして、嵐山町上下水道運営審議会規則（案）を配付させていただきますので、ご高覧をいただきたいと思います。

以上、議案第5号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今度附属機関として設置するというので、これ12月議会で附属機関の条例が出されたわけです。そのときに出さなかったのは、どういう理由からなのですか。気がつかなかったのか、ちょっとそこをお聞きしたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

12月議会に提出しなかった理由といたしましては、従前の運営委員会と審議会の任期は既に終了しておりました。その上で、今度新しくこの2つを一緒に審議会として立ち上げることで、近隣の状況と県内の状況等を確認した上で、果たして1つにして審議会を立ち上げていく上で、ちょっと調整が12月議会までに間に合わなかったものですから、今回上げさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第5号 嵐山町附属機関設置条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、議案第6号 嵐山町立図書館設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第6号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第6号は、嵐山町立図書館設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。

町立図書館の休館日の見直しに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水教育委員会事務局次長。

○清水聡行教育委員会事務局生涯学習担当次長 それでは、議案第6号の細部説明をさせていただきます。

議案書裏面を御覧ください。本条例の改正は、第5条の休館日について改正するものです。

1号の月曜日と祝日が重なる場合のその翌日、いわゆる振替分を廃止し、また2号については、年末年始及び年度末の開館日を増やすことで、利用者の利便性向上を図るものです。

施行日につきましては、令和4年4月1日からとするものでございます。

以上、細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第6号 嵐山町立図書館設置及び管理条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

◎休会の議決

○森 一人議長 なお、お諮りいたします。

議事の都合により、3月7日、8日、9日、10日、11日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月7日、8日、9日、10日、11日は休会することに決しました。

◎延会の宣告

○森 一人議長 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時38分)

令和4年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

3月14日（月）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 7号 令和3年度嵐山町一般会計補正予算（第7号）議定について
- 日程第 2 議案第 8号 令和3年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 3 議案第 9号 令和3年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 4 議案第10号 令和3年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 5 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（嵐山町営南部グラウンド）
- 日程第 6 議案第18号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第 7 議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定について
- 日程第 8 議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第 9 議案第13号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第14号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第11 議案第15号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算議定について
- 日程第12 議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定について

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書	記	安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
福嶋	啓太	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
馬橋	透	地域支援課	長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	福祉課	長
萩原	政則	健康いきいき課	長
近藤	久代	長寿生きがい課	長
藤原	実	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長
清水	延昭	上下水道課	長

奥	田	定	男	教 育 長
清	水	聡	行	教育委員会事務局生涯学習担当次長
山	岸	堅	護	教育委員会事務局教育総務担当次長
金	子	美	都	教育委員会事務局教育総務担当次長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第1回嵐山町議会定例会第18日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情第1号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を提出いただきたい件の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に予算特別委員会に付託し、審査願っておりました議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第13号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第14号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第15号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上、予算議案6件の審査報告書が提出されました。

お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第1、議案第7号 令和3年度嵐山町一般会計補正予算(第7号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第7号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第7号は、令和3年度嵐山町一般会計補正予算（第7号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億253万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億578万9,000円とするものであります。

このほか、繰越明許費の設定が9件、債務負担行為の追加が1件、地方債の変更が4件、廃止が1件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第7号の細部につきまして説明を申し上げます。

一般会計補正予算（第7号）の予算書、まず6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。6ページでございますけれども、第2表、繰越明許費の設定でございます。年度内にその支出を終えることができない見込みのあるものにつきまして、翌年度に繰り越して使用するため、住民基本台帳事務事業ほか8事業に繰越明許費を設定するものでございます。

7ページ、第3表、債務負担行為補正でございます。令和3年度に新たに設定する債務負担行為1件を追加させていただくものです。内容でございますが、南部グラウンド指定管理委託料でございます。令和4年度から令和8年度までの期間ということで設定をさせていただくというものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。第4表、地方債補正でございます。まず変更4件でございますが、事業費の変更、国庫補助金額の変更等に基づきまして、それぞれ限度額を改めるものでございます。廃止が1件ございまして、小学校施設改修事業につきましては応急的な措置と改めたことに伴いまして、起債を廃止させていただくというものでございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。13ページにつきましては、今回の補正額の財源内訳でございます。国、県支出金、地方債、その他一般財源とその内

訳を記載をさせていただいております。

14ページ、15ページをお願いいたします。今回の補正予算でございますが、歳入歳出ともに事業の実績見込み等により、増額及び減額をさせていただいております。

主なものにつきましてご説明を申し上げます。2の歳入でございます。まず中ほどでございます11款1項1目地方交付税、普通交付税1億5,334万6,000円を増額しているものでございます。こちらにつきましては、普通交付税の再算定により補正をさせていただくものでございまして、臨時経済対策費、臨時財政対策債、償還基金費及び調整戻しと、こうした内訳で増額をさせていただいております。

16ページ、17ページをお願いいたします。15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金中、保育士等処遇改善臨時特例交付金186万2,000円を計上してございます。こちらにつきましては、国の補正予算に伴う保育士等の処遇改善に要する経費として、10分の10で国から交付がなされるというものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。下段でございます。17款2項1目不動産売払収入、1節土地売払収入でございまして、2,142万4,000円を増額するものでございます。こちらにつきましては、駅西口地区整備に係る移転用地として売却の代金につきまして増額をするというものでございます。

また、その下段でございます18款1項1目一般寄附金でございますが、1,213万円を増額をさせていただいております。一般寄附金分及びふるさと納税分と、それぞれ記載のとおり増額をするものというものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。上段でございます。2目民生費寄附金、2節児童福祉費寄附金でございまして、児童福祉事業に対する指定寄附金1,000万円を計上してございます。こちらにつきましては、匿名での寄附をいただくということでございます。用途といたしましては、独り親家庭への支援に対する指定寄附ということで計上しているものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。3の歳出です。中ほどでございます。2款1項4目財産管理費、6、ふるさとづくり基金管理事業でございまして、一般寄附、ふるさと納税、町有地売払い、それぞれにつきましてふるさとづくり基金に積み立てるというものでございます。今回4,685万7,000円を積み立てることによりまして、令和3年度末の残高につきましては1億812万3,000円となる見込みでございます。

また、その下段でございます5目財政調整基金費、1、財政調整基金等管理事業でございますが、まず財政調整基金積立金に1億円、減債基金積立金1億2,069万8,000円でございます。財政調整基金につきましては、この積立てによりまして令和3年度末7億3,000万円ほどに残高なる見込みでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。上段でございます。3項4目戸籍住民基本台帳費、3、住民基本台帳事務事業でございます。電算委託料330万円計上してございます。国の10分の10の補助金を活用いたしまして、住基システムの改修を行うというものでございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。中ほどでございます。3款1項2目老人福祉費、4、老人クラブ助成事業、18節の負担金、補助及び交付金中、老人クラブ連合会等補助金14万4,000円を減額してございます。こちらにつきましては、単位クラブの減少に伴いまして減額をさせていただくというものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。下段でございます。2項1目児童福祉総務費、11、ひとり親家庭臨時特別給付金事業でございます。18節にひとり親家庭臨時特別給付金1,000万円を計上してございます。先ほど児童福祉費の指定寄附金ということで申し上げました匿名の寄附金を活用して、ひとり親家庭の支援を行うというものでございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。3目保育所費、1、保育所保育事業でございます。18節、特別保育対策等促進事業費補助金155万5,000円を計上してございます。こちらにつきましても、歳入のところで申し上げました国の保育士等の処遇改善費の補助金を活用して支援を行うというものでございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。中ほどでございます。6款1項1目農業委員会費、4、農業振興事業、17節備品購入費に機械器具購入費16万円を計上してございます。こちらにつきましては、県補助金の10分の10の補助金を活用いたしましてタブレットを4台購入をし、情報収集を速やかに行うと、効率化を行うと、こういったものに支出する器具を購入するというものでございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。中ほどでございます。8款1項3目道路新設改良費、4、生活道路整備事業でございます。14節及び16節をそれぞれ減額をしているものでございます。町道川島69、70号線に要する経費を減額するものでございまして、こちらにつきましては今回減額をし、令和4年当初予算に改めて計上させ

ていただくという内容でございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。下段でございます。10款1項2目事務局費、21、奨学資金貸付基金管理事業でございます。24節積立金、奨学資金貸付基金積立金45万円を計上してございます。この奨学資金貸付基金でございますが、定額運用基金として所有しているものでございまして、特別奨学資金の免除に伴いまして、資金残高を条例上の総額6,400万円にするための積立てを行うというものでございます。

38ページ、39ページをお願いいたします。上段でございます。2項1目学校管理費、5、小学校施設改修事業でございます。14節工事請負費を677万円減額をさせていただきますというものでございます。先ほど地方債補正のところでも申し上げましたとおり、菅谷小学校屋上等防水工事につきまして応急的な措置としたことに伴います減額でございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。1番下段でございます。13款1項1目、1、予備費でございます。財源調整のため予備費を57万7,000円減額をするというものでございます。

42ページ以降の給与費明細書等々につきましては、ご高覧をいただきたいというふうに存じます。

細部説明につきましては以上とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） まず、7ページの債務負担行為なのですが、これ私一般質問でもしましたので、ここで繰り返すことはしませんけれども、ただ、もっと短い年数にするという考えはなかったのかだけ伺いたいと思います。

19ページの土地売払いの関係なのですが、ちょっと場所を伺いたいのですけれども、これから壊すところ、もう家が建って、その部分のことを言っているわけなのか、ちょっと場所が分からないので、伺いたいと思います。

29ページのひとり親家庭の支給、これは昨年、本当にありがたいことで、寄附をいただいたということで本当に感謝したいと思います。昨年124世帯ということであったわけですが、今年は何のくらいの世帯になるのか。それと支給要件、どうい

うことになっているのか伺いたいと思います。

33ページの農業委員会のタブレット4台ということで、ただ、農業委員会の方は8人いらっしゃるわけです。4台で足りるのかを伺いたいと思います。農業委員会がタブレットを使っているのですから、もう議会のほうにも予算ぜひ回してもらいたいなというふうに思います。

35ページの住宅耐震の関係なのですが、実績見込みということであるわけです。どのくらいの実績があったのか、これ残っている金額が実績分ということであって、全部あとはないのですよということなのではないでしょうか。ちょっとその内容を伺いたいと思います。

39ページの学校の修繕なのですが、菅小の屋上が応急的措置ということで、ちょっとどんな工事だったのか、どのくらいもちそうなのか、伺いたいと思います。

それから、トイレの関係、これ新年度予算に出ていますから、新年度でやられるわけですが、ただ、どうしてこの補正でできなかったのかを伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 7点でよろしいですか。

○10番（川口浩史議員） 7点。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、7ページの南部グラウンド指定管理委託料の債務負担行為関係でございます。短期間にするお考えはというご質問だったかと思えます。これにつきましては、ちょっと一般質問でもお話しさせていただきましたように、あくまでも5年間で考えております。

指定管理やるに当たりまして、今後一年一年やりながら、いろいろ創意工夫しながら売上げを伸ばしたりだとか、そういったことを鑑みますと、1年で一旦終わりというのはちょっといかがなものかなというところもありますので、最初はまず5年間でやらせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、19ページの土地売払いなのですが、総務課で歳入は受けますけれども、交渉等はまちづくり整備課が行っておりますので、こちらのほうで回答させていただきます。

こちらにつきましては、今現在旧嵐丸ひろばの駐車場を候補地として希望されましたので、この土地売払い料、今現在建っている、新しくお家を建てたところの土地の費用でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、私のほうから29ページのひとり親家庭臨時特別給付金についてお答えいたします。

支給要件は、令和4年の1月1日基準とさせていただきました。対象世帯数が123世帯、これについては5万円ということです。それと第2子目のお子様については5万円ということで、それは57人。3子目以降につきましては7万円ということで、これが14名ほどいらっしゃいました。支給日といたしましては、今月の25日を目途に進めさせていただきますと思います。

以上です。

○森 一人議長 続いて、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、33ページの農業委員会のタブレットの関係につきましてお答えさせていただきます。

農業委員につきましては8名、また農業委員会が任命しています農地利用最適化推進委員8名でございます。それを町内4ブロックに分けて調査会、また耕作放棄地等の調査を11月に実施してございます。そういった班分けが4班ということでございますので、各班1台ずつということで4台を予定してございます。

以上です。

○森 一人議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、35ページの耐震化促進事業の内容でございます。

住宅耐震改修補助金と住宅改修補助金、ブロック塀補助金でございまして、ブロック塀撤去補助金は1件実績がございましたけれども、その他はありませんでしたので、今回減額させていただいて、耐震診断と耐震改修のほうはゼロということでござい

す。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 39ページの小学校改修事業につきましてお答えを申し上げます。

菅谷小学校の屋上の応急措置的な工事の内容ということでございます。屋上に排水口がございます。そこに泥がたまっていたということで、その泥の撤去、そしてやはりその排水口に水が集まりますので、その部分のシート防水が大変劣化しておりましたので、その部分をコーキング処理していただきました。また、全体的にシートに亀裂が非常に多く入っておりまして、こちらについて防水テープによって、その亀裂を塞いだという措置をさせていただきました。

どのくらいもつかということでございますが、確実に何年ということは申し上げられません。あくまでも応急措置ということでご理解いただければと存じます。

以上でございます。

[何事か言う人あり]

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 失礼いたしました。トイレにつきましては、この補正予算のときに志賀小学校の体育館のトイレについて補正で計上させていただきましたが、こちらについては工事が完了しています。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 19ページの土地の関係なのですが、嵐丸ひろばの駐車場の今ある家を購入をして、こちらを売るという形でやるわけなのですね。ちょっと金額差というのがあるのか伺いたと思います。相殺という考えは、なかなかこういう分野では取りにくいのか、ちょっとそれも併せて伺いたと思います。

農業委員会のタブレット、なるほど、4ブロックだから4台あればいいということだね。ちょっとどんな活用の仕方をできるのか、伺いたと思います。

耐震のブロックの関係が1件あったと、その1件が14万3,000円ということなのですか。これは残を残しているということなのですか、それも含めた。ちょっと伺いたと思います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

駅の駅前広場の土地買収については土地買収の単価等がありまして、買うほうには買うほうの単価を査定させていただきました。全然というわけではないのですけれども、場所が違いますので、土地の単価も当然違ってきました。鑑定を取らせていただきましたので、鑑定を取った中で買うものは買う、売るものは売るという形で今回させていただきます。もちろん売ったほうが、明らかに土地の形状が違いますので、売ったほうの単価のほうが安くなっているということでございます。ちょっと個人情報なので、それ以上は申し訳ありませんけれども、その点はご了承いただきたいというふうに思います。

○森 一人議長 続いて、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、タブレットの関係につきましてお答えします。

こちらの利用方法でございますけれども、タブレットの中に遊休農地の利用状況、そういったデータが入力されてございますので、調査隊等で現地に行くときの現状の状況、また地図情報、そういったものを活用させていただきます。

また、11月の全町的な調査につきましても、その場所はA判定からB判定になるもの、そういったものの、現地の中で今までは地図に落とし込んでいきましたけれども、タブレットの中にデータを入力して、終了後に一括して農地台帳のほうにデータ移行していくというふうな形でございます。

以上です。

○森 一人議長 最後に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

耐震化促進事業、この補助金以外にも旅費や需用費がございまして、それを総額して補正後が減額になったものでございまして、最終的な補助金の金額は11万2,000円というものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 17ページ、まず1点目なのですけれども、保育士等処遇改善臨時特別交付金ですけれども、保育所費のほうは155万5,000円というふうになっていますが、学童保育のほうはどのようになっているのか。財源内訳の改定になってい

るから、これはどうやって見ていくのか。それで、保育所の中で実際に保育士さんに処遇改善が行われたかどうか、それをチェックするような方法というのはあるのかどうか伺いたいと思います。

それと、先ほどのブロック塀撤去費補助金なのですが、これブロック塀を撤去したほうが良いというところはほかにも何か所かあって、予算が計上されてあったのではないかと思うのですが、今年度できなかったところというのがあるのかどうか伺いたいと思います。

あと、38ページ、39ページの幼稚園費なのですが、会計年度任用職員の報酬が216万3,000円減になっています。これ雇用の実際の状況はどうであったのか、伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 3点になります。

それでは、順次答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 私のほうから、17ページの保育所等の処遇改善についてお答えいたします。

保育所のほうは、一般質問のときもお答えさせていただきましたけれども、学童と保育所については町のほうで申請を受けて、それを県、国へ申請して交付をいただくということでございまして、保育所のほうは当然各保育園から改善計画書をいただきまして、それに基づいて交付の申請をさせていただくということでございます。嵐山の場合ですと、認可保育所が4園と小規模が2園、6園から計画書をいただいて申請する予定でございます。

学童につきましては、指定管理者になってございまして、当初の協定の金額の中でその処遇改善の分を対応できるということでございますので、補正せずに財源内訳の補正ということでさせていただきました。

以上です。

○森 一人議長 続いて、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、ブロック塀撤去補助金につきましてお答えさせていただきます。

このブロック塀撤去補助金につきましては、あくまでも申請者がブロック塀を壊す

に当たって、要件に合ったものについて補助金を出すというものでございまして、町が場所を見つけて撤去してくださいというものではございません。あくまでも申請者が、通学路等である場合、耐震基準を全く満たしていないブロック塀を壊すときに補助するものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 幼稚園に関してお答えを申し上げます。

会計年度任用職員の令和3年度の任用でございますが、園長が1名、副担任が2名、特別支援補助が1名、預かりが1名、用務員が1名でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、まず保育士等処遇改善臨時特別交付金なのですが、学童保育に関しては、契約の中でそれがうたってあるので、そこの中でやっていって、そして特に処遇改善は行えたかどうかというのは、チェックをする必要がないということなのでしょうか。ここのところがいまひとつよく分からないのですけれども。

それと、あとブロック塀の撤去費補助金なのですが、ブロック塀というのは、地震が起きた際に通学中の子どものところに倒れてきたという事件がありました。それで、ここのところは非常に危険なものであると、ちゃんとした耐震ができていないところは危険なものであると思っていたのですが、そこについては1度チェックされていたはずだと思うのですが、それについては申請されなければやらないというもので、通学路とかそういったものの安全性の保障というのはできるのかどうか伺いたいと思います。

ごめんなさい、それと幼稚園の状況なのですが、1名分の会計年度職員の報酬の減は、どういうふうな理由からなのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 すみません、私のほうの答弁がちょっと不十分でございました。申し訳ございません。

学童につきましても、当然改善計画書をいただきます。改善計画書をいただいて必要額が出まして、それを当初の指定管理料を指定管理者のほうと見た結果が、増額を補正で上げなくても、その指定管理料の中で賃金改善についてはできるということでございますので、財源内訳だけの補正になったということでございます。

以上です。

○森 一人議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

ブロック塀につきましては、確かに大阪の地震のときにブロック塀が倒れたということを経験して、こういう補助金も創設されて、町も手を挙げているものでございます。そのとき教育委員会さんのほうで、一応通学路については確認していただいて、見た目、危ないというのではないという報告があったかなと思います。ただ、ブロック塀の中身については、よく検査しないと分からないものがございますので、ブロック塀を撤去するときに耐震性がないかあるかというのを確認した中で、耐震性がないものを撤去する場合はこの補助金に該当しますので、撤去される方が手を挙げてこの補助金を使って撤去していただくというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えいたします。

令和3年度当初に関しては、預かり保育をメインとする幼稚園教諭、この積算に関しては2名で積算をさせていただいておりました。年度当初に関しては1名の任用でスタートいたしましたが、途中2名ということになりました。しかし、年度が進んでくる中で、預かり保育をメインとする2名の任用者が2名とも退任されてしまった事情がありまして、途中任用されている方がいない状況がございました。そちらに関しては、正規職員のほうでカバーをしていたところでございますが、年度末に向けては、最終的に預かり保育メインの幼稚園教諭は1名任用ができておりまして、結果的に年度としますと1名が足りない状態で進んでまいりました。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 学童保育のことですけれども、そうすると30万5,000円ですか、それは指定管理者のほうでもともと利益としてあったということで考えていい

のですか。なので、別に上げる必要もなく、その範囲内でやれたということで考えてよいのかどうか、伺いたいと思います。

その次ですけれども、ブロック塀補助金ですけれども、今のお話を聞きますと、ブロック塀を撤去したときに、そこに耐震がなかったものに関しては補助金申請ができるということなのですか、何かおかしな制度だなと。そういうふうな意味で取ったのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 学童につきましては、年度初めに協定を結ばせていただいて、年度協定の中で1年間の指定管理料を組ませてもらっています。1年間を経営をしていく中で、随時指定管理者と町のほうのいろいろな内容で事業が変わったりとか、特別な事情があったりという場合には、増えたり減ったりするのですけれども、そういったことで今回年度最後まで来た段階で、この給与改善30万8,000円というものが、当初積算した管理料の中で、今までやってきた中で増やさずにできるということでしたので、この部分については増額補正をしなかったと。今までやっていた管理料の中で賄い切れるということでございました。利益というよりも、今まで経営してきた中の経費の配分とか、そういったものだと思いますので、特段利益が上がったから吸収できたということではなくて、運営の中でそういった経費が対応できるということで、指定管理者さんのほうのご協力もあったりしますけれども、そういった面で増額しなくてできるというふうになったものでございます。

以上です。

○森 一人議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、何度も言いますけれども、通学路等の道路におけるブロック塀、耐震性のないものを撤去する場合の補助金でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 2つ質問させていただきます。

21ページの自然環境保全に対する指定寄附金の中なのですが、こちら地域猫活動の項目も入っていると思いますけれども、その地域猫活動の項目に対しての200万円のうち幾らが寄附されたのかお伺いします。

そして、31ページ、予防費の(4)、母子予防接種事業、こちらが大分減額になっておりまして、手数料と予防接種医師委託料が減っているのですけれども、まずこの予防接種の内容と、減額になった理由をお伺いしたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私からは21ページの自然環境保全に対する指定寄附金につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町では、ふるさと納税をしていただく際に幾つかの項目を挙げて、こうしたことに使ってくださいと、そういった意向を伺いながらいただくと、こうした取組を行っているわけございまして、今議員さんのお話の地域猫につきましては、自然環境保全に対する寄附金に一つの事業として含まれるということございまして、地域猫のみならず、そのほかの自然環境保全に要する経費、こうしたものを相対して、この200万円という金額ということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 次に、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

予防接種医師委託料の大幅な減額についてですが、主に大きなものについては、麻疹風しんのワクチンで、抗体検査を360人を当初で予定していたのが200人、そして実際に接種が60人を予定したのが30人、これが一番大きな減額の要件となっています。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 31ページのほうだけです。麻疹と風しんの当初の人数が360人が200人というお話だったのですけれども、これは今子どもたち何歳までの方が対象で、これ風しんは大人の分も打っていない時代があって、大人の方でも、妊婦さんにすごく悪影響があるということで、そういうものは母子予防接種なのだけれども、入っていないのかお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 母子予防接種事業という中ですが、今言った麻疹風しんにつきましては成人の男性、ちょうど私たち年代が打っていなかった人たちが抗体検査をして、それで抗体がない方に接種する。そこの予定していた人数が大分少なくなったという減額でございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 私からは2点なのですが、最初22、23の財政調整基金の関係なのですが、今補正でも1億円積み立てるということで、残が7億3,000万ということで、例年に比べれば大幅に増えてきたというふうに思っています。町とすると、あればあったほどいいというふうに思うのですが、やはり積み立てですから、ほかのものをカットしながらここに積み立てていくというふうな考えだというふうに思うのです。どのくらいがあればいいと思っているのか、お考えをお聞かせしてください。もし課長さんで無理だったら、町長さん等でお答えいただければありがたいですけれども。

それと、あと水質の関係なのですが、河川の水質です。32、33ですが、河川の水質検査の委託料で18万8,000円下がっています。考えられるものは考えたのですが、どうも減額となるとちょっと納得いかないのですが、説明していただきたいというふうに思うのですが、原因を。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 私からは、財政調整基金につきましてお答えさせていただきますというふうに思います。

一般的な考え方といたしまして、標準財政規模の10%から15%程度が標準的な財政調整基金の残高だというふうに言われているわけでございます。嵐山町の標準財政規模は約44億円でございますので、今の嵐山町の現状、こうした額はその範囲内に入っている額だというふうに思っています。7億3,000万ということでございますが、令和4年度の当初予算で2億円を取り崩すと、こうした予算も組んでございますので、

それを含めると令和4年度当初の段階では、残高が約5億円ということでございます。10%強という形になろうかというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 次に、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、河川水質調査の減額の件についてお答えいたします。

こちらの事業につきましては、河川水質検査委託町内7か所やった分と、あと花見台工業団地の調整池の水質調査に関しまして、それぞれ当初予算額に比べまして、契約を結びまして契約額が確定したと。その当初に比べて、契約額の契約差金ということで18万8,000円減額をさせていただいたと、そのような内容でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それでは、財政調整基金の件ですが、もう町が考えているところあたりには、ほぼ達してきているということで、2億円減額したとしても、それに近づいているということで了解しました。金額的に10%となると、まだちょっと私どもは、私が思うにはせめて10億ぐらいあったほうがいいのかというふうな感じはします。もう2億円は減額するというを当初予算で見えていましたから、そうなるとうがってしまうのだな、どのくらいを目標としているのかなということでお聞きをいたしました。町長どうですか、その計算式でよろしいのかどうか。

それとあと一点、水質の関係ですけれども、それでは考えているところは予定どおりできたので、その差金等が生じたということで18万8,000円ということですのでけれども、随分減額になっていますからお聞きをいたしました。結構でございます、そういうことであれば。

○森 一人議長 1点でよろしいですか。

○8番（長島邦夫議員） 1点だけ。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

財政調整基金の件でございますけれども、今年度末で7億3,000万円、このくらいの額がしっかりと確保できるということであるならば、ある一定の安心感というのはあるかなと思います。ただ、総務課長のほうからもお話があったように、当初予算で

2億を取り崩すということでもありますので、そういった状況がなくて、このくらいの残高が一つの目安になるかなというふうに思います。

また、今後のことを考えますと、いろいろな公共施設の長寿命化、更新等、どれだけお金がかかるのか分からないぐらいの財政の出動というのが必要になってくると思いますので、その辺のところはしっかりとそういったことも見据えて判断をしていく、そしてまた今年度に関しては、様々な事業をやるべきことをやめたのではなくて、やるべきことを今度財源で国のほう、県のほう、あらゆる角度からそういった財源を捻出して、そして嵐山町の一般支出を、財源を使わずにできたということ、これが何といても一番大きいかなと思いますので、ただ、今後はそういった状況が難しくなりますので、やるべきことにしっかりと一般財源を組み込んでいきますから、今年度と同じような形でのペースで積み上げというのは、非常に難しいというふうに私は見ておりますので、今後とも引き続きしっかりと財政規律を保つ中で考えていきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私のほうから1点です。31ページの子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金というのが550万円減額されています。この辺の事情、理由等お聞かせください。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 31ページの子育て世帯生活支援特別給付金の減額でございます。これ実績になります。当初237人で見てございましたけれども、実際127名ということでございまして、その部分が減額になったということでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第7号 令和3年度嵐山町一般会計補正予算（第7号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

それでは、答弁予定がない方は退出をお願いいたします。

[執行部退席]

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、議案第8号 令和3年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第8号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第8号は、令和3年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,635万円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億4,351万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 議案第8号 令和3年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての細部についてご説明申し上げます。

補正予算書の60、61ページをお開きください。歳入ですが、4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は2億4,016万1,000円を増額し、補正後の額を14億7,840万5,000円とするものです。内訳につきましては、1節普通交付金を保険給付費の増額により2億4,000万円増額、2節特別交付金を特定健診等分について今年度の申請に

対する交付額が確定したため、16万1,000円増額するものです。

次に、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、繰入額の確定により986万9,000円を増額し、補正後の額を9,770万円とするものです。繰入金の内訳につきましては、1節保険基盤安定（税軽減分）繰入金を755万6,000円増額、2節保険基盤安定（保険者支援分）繰入金を346万3,000円増額、3節出産育児一時金繰入金を112万円減額、4節国保財政安定化支援事業繰入金を3万円減額するものです。

次に、2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金は、一般会計繰入金等の増額分の歳入見込みに応じて1,457万6,000円を減額し、補正後の額を7,302万4,000円とするものです。

次に、8款諸収入、3項6目特定健診等負担金は、特別交付金の特定健診分について令和2年度の事業実績による精算交付額が確定したため、過年度分として89万6,000円を増額するものです。

62、63ページをお開きください。歳出ですが、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、療養給付費支給額が当初年間見込額よりも大きくなる見込みとなったことにより2億4,000万円増額し、補正後の額を12億2,503万円とするものです。

次に、2款保険給付費、4項1目出産育児一時金につきましては、実績見込みに応じて168万円減額し、補正後の額を168万円とするものです。

次に、3款国保事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分、2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、3項1目介護納付金分は、繰入金によりその他特定財源を増額し、一般財源を減額する財源内訳の更正をするものであります。

64、65ページをお開きください。6款保健事業費、1項1目疾病予防費は、新型コロナウイルス感染症対策のため集団がん検診を中止したことにより、委託料を277万9,000円減額し、補正後の額を1,906万2,000円とするものです。

次に、2項1目特定健康診査等事業費は、前年度分補助金の精算収入によりその他特定財源を増額し、一般財源を減額する財源内訳の更正をするものであります。

最後に、9款諸支出金、1項6目保険給付費等交付金償還金は、令和2年度保険給付費等交付金（特別交付金）の額の確定に伴い返還が生じたため80万9,000円を増額し、補正後の額を994万7,000円とするものです。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいた

します。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 療養給付費の増なのですが、これは元々当初予算で、これだけの予算を見込むことができなかつたから増なのか、それとも本当に増になったのかということ伺いたいと思うのです。

それと、出産一時金なのですが、これ計算してみると、国保会計では3人の方しか生まれなかつたということになって、3人分が予定していたよりも少なくなつたということではないのでしょうか。

以上です。

○森 一人議長 それでは、2点になります。

答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

一般被保険者の療養給付費でございますが、令和3年度当初、県の見込みにより9億8,503万円計上いたしましたが、実際には1か月1億円を超える医療費がかかる月が多くなりました。予算に不足が生じるような状況になりまして、本来であれば前半の医療費の動向を見まして12月に補正すべきだったと考えられますので、そのことにつきましては反省をいたしております。

今後は医療費の動向を注視しまして、適切な予算運用ができるようにしたいと存じます。ただし、現在医療費につきましては、県が実質上支払いをしていただいておりますので、町の会計上は、最終的な医療費総額を嵐山町国民健康保険に計上できれば医療費の支払いに支障は生じておりませんので、3月の補正をしても金額的には間に合うものでございます。

それと、医療費の動向でございますが、県のほうで令和2年度以前の、令和元年度後半から令和2年度の前半程度の額を算定の基準としておりましたので、大変ちょっと低い金額になっておりまして、結果的にはおよそ月1億円、そこまではいかないのですけれども、そのくらいの額がかかるような見込みになりましたことにより、今回の補正額となったものでございます。

1件コロナウイルスの関係でございますが、コロナによる医療費の増高ということ

が、嵐山町においてはそれほど実績がございませんでしたが、コロナによる受診控えによる反動ですとか、その症状の若干の悪化ということは、あったのかもしれないと思っております。ただし、通常冬はインフルエンザの流行により医療費が高くなる傾向があったのですけれども、ここ2年コロナウイルスに対する基本的な感染対策、手洗い、うがい、マスクなど、こういったことを町民の皆様が徹底してやっている状況でございますので、昨年に引き続き今年もインフルエンザが全く流行しなかったと、そういうことにおいて医療費の面ではかからなくて済んだ面というのも大きくあったと思います。

いずれにしても、医療費につきましては、今後も医療費の動向を正しく見られるようにいたしてまいりたいと思います。

続きまして、出産育児一時金の関係でございますが、嵐山町の被保険者の中で出産があったものでございますが、令和3年度におきましては、1月末までで2人いらっしゃいまして、その後2人の予定でございまして、そちらの出産のほうが無事済みまして4名の方の出産育児一時金が今年度実績見込みでございますので、それに伴いまして減額をさせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第8号 令和3年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、議案第9号 令和3年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第9号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第9号は、令和3年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額について、事業収益に3,242万1,000円を追加し、総額を5億4,536万4,000円とし、事業費用に937万3,000円を追加し、総額を4億9,330万2,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的支出から1億2,705万9,000円を減額し、総額を1億5,306万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、議案第9号 令和3年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての細部につきましてご説明を申し上げます。

予算書の77ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、事業収益の本年度末見込みにより水道料金等営業収益の増及び浄水場施設工事費並びに配水管布設工事費の減額に伴います減価償却費、資産減耗費の減、消費税及び地方消費税納付額の増が主な補正の内容でございます。

令和3年度嵐山町水道事業会計予算執行計画補正（第2号）により説明をさせていただきます。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。1款事業収益、1項営業収益につきましては、1目給水収益並びに2目その他営業収益の法人及び個人の水道料金、

新設加入金の本年度末における算定見込みにより、それぞれ2,300万円、935万円、合わせて3,235万円を増額し、補正後の額を営業収益額を4億9,513万1,000円とするものでございます。

次に、2項営業外収益40万5,000円の増額につきましては、工事請負費実績見込みにより2目長期前受金戻入が29万2,000円の増、3目雑入益は廃棄メーターの売却処分により88万円の増、4目消費税還付金76万7,000円の減により補正後の額を3,460万8,000円とするものであります。

また、3項特別利益の貸倒引当金戻入33万4,000円の減と合わせまして1款事業収益といたしましては、補正予定額を3,242万1,000円とし、差引き補正後の額を5億4,536万4,000円とするものでございます。

次に、収益的支出でございます。78ページも併せてお願いいたします。まず、1款事業費用937万3,000円の増額につきましては、1項営業費用では県水受水費が200万円の増、メーター交換取付け費用が251万3,000円の減、有形固定資産、減価償却費が243万4,000円の減、固定資産除却費が217万2,000円の減、2項営業外費用のうち消費税及び地方消費税納付額が1,381万4,000円の増、4項特別損失のうち過年度貸倒引当金繰入額に28万8,000円の増によりまして、差引き補正後の額を4億9,330万2,000円とさせていただきます。

続きまして、資本的収入及び支出の支出の補正でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、2目浄水場施設費の第1水源改修工事につきましては、第1、第2、第3水源の浸水対策を次年度以降、補助対象事業として見直すこととし、5,700万円を減額するものでございます。

次に、3目配水本管施設費の配水管布設替え工事につきましても、予定工事範囲の見直しにより、次年度発注工事として7,000万円を減額させていただくものでございます。

4目量水器費5万9,000円の減につきましては、新規取付分の実績数に伴いまして減額をさせていただくものでございます。

以上、合わせまして1億2,705万9,000円を減額し、資本的支出補正後の額を1億5,306万1,000円とさせていただきます。

このほか、73ページにございます予定キャッシュフロー計算書及び74、75ページの予定貸借対照表等につきましては、恐れ入りますが、後ほどご覧くださいますよう

お願い申し上げます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 77ページなのですが、県水受水費が200万円増になっていますが、これ具体的な理由と、それから算出の方法というのがあるのですか、県水の。そのことを伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答えします。

今回の200万円の県水受水費の増でございますけれども、こちら本年度予定していた契約水量にインターランプ内の企業様の立ち上げによりまして、かなりの水量を使用するというところでございましたので、この分200万円を増額したものでございます。

県水受水量の算出のことでございますけれども、年間の受水量を5年間、約65万5,000立米を契約してございます。それに加えて、その年度の実情に応じて増額を補正したりして算出するものでございます。1立米当たりの単価は61.78円でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、当初予算、令和4年度の予算をしっかりと見ていないのですけれども、そうすると受水費はこれから上がっていくというふうに、県水受水費の支出は多くなっていくということで考えてよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

先ほど申し上げたとおり年間の計画量は、この先も約65万5,000立米で毎年計画をしております。全水量の約23%ほどでございます。その中で、その年ごとにそういった急に増量しなければいけないというような事案が第3配水区において発生した場合は、その分を見込んで県水を増量するという形をとっております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 77ページの一番上というか、水道料金の収入が増えるということで、これも今の答弁と同じで、増えるというふうに理解してよろしいのでしょうか。インターランプ内の企業が大きく使うということでの、そういう理由なののでしょうか。ちょっと私が質問したかったのは、企業が増えるのか、住宅が増えるのか聞いたかったですけれども、もしそれが分かれば伺いたいと思います。

それと、インターランプ内は、企業はまだ稼働していませんよね、クレーンが立っている状況ですから。それでも大きく今使っているということなのですか。企業が仕事ではないですよね、工場の建設に関わって使うということなのですか。もし分かったら伺いたいと思います。

新設加入金、水道料金もそうだったのですけれども、コロナの影響で大分減るのではないかという見通しだったわけです。でも、そんなにどころか、それを超えて増えているというふうに見えるのですけれども、当初予算から見ますと。そんなに景気いいわけなのですか。ちょっと新設加入金は何件ぐらいで、これはもう主に住宅だと思うのですけれども、何件ぐらいの件数かを伺いたいと思います。企業あれば、また企業も伺いたいと思います。

それと、中ほどの不用品売却代金、ちょっとこのところよく聞いていなくて、ほかの作業やっていたので。廃棄メーターはその下のことですよ。不用品のほうは別なのだろうと思いますので、これはどんなものを売却して、当初予算では9万円という金額を見ていたわけですが、それが46万円の収入になるということですよ、売却になるということですよ。ちょっとどんなものなのか伺いたいと思います。

それから、78ページの浄水場施設工事、補助対象とするためということで、これは結局浄水場の施設の工事というのは新年度で、私聞いたのかな、これはやっていないということで、全額これは減額したのか伺いたいと思います。

それから、その下の配水管布設工事なのですが、どうもこの水道課というのは工事の見直しをしているのがちょっと多いなという感じがするのです。やっぱり技術職がないので、こういう見直しが多くなっているのか、その辺気になるところなのですが、どのような見直しをするのか。見直しをしようと思ったのはいつ頃なのか、伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、順次お答え申し上げます。

まず、初めの給水収益の水道料金の増額の関係でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたインターランプ内の企業と、それと花見台工業団地で1社新規に稼働した部分、その部分でこの額、水量が約2万6,000立米増えております。その分の増額見込みで2,300万円を増額させていただくものでございます。

その次のインターのランプ内の企業様の関係でございますけれども、こちらにつきましては3年度の6月から9月にかけて、県水の受水量も増量をしたわけでございますけれども、その理由といたしましては、その企業様の工場建設にかかります、その部分で県水を増量したものでございます。

あわせて、新設の加入金でございますけれども、その企業様、インターランプ内の企業様は75ミリのメーター器を新設済み、加入していただいております。75ミリの加入金につきましては、1件当たり550万円でございます。それと、個人のお宅で当初は20ミリのメーターを5件を見込んでおりましたが、実績が15件ということで10件増加しております。その75ミリのメーターと、個人の10件増のメーターを合わせまして、935万円の増額となっております。

不用品売却代金の廃棄メーターの関係でございます。こちらにつきましては、いろいろとその不用品売却代金、これが1節でございます。その2節に、その他雑収益がございます。こちらにつきましても、引上げメーターという増でございます。それと、同じく77ページの支出の中の事業費用の2目配水及び給水費の修繕費の中にもメーター交換取付け費がございます。こちらにつきましては、3つが関連しておりまして、まずメーター器につきましては、別会計でございます貯蔵品会計で管理をしております。まずそこで、その年のメーター交換に係るメーター器を注文して、そこで支払いを済ませます。その次に、このメーカーから取り寄せたメーター器を営業費用の2目の配水及び給水費の修繕費の中でメーター交換の契約が済んだから、その数の部分を倉庫から支出を行います。そして、77ページの雑収益の2節のその他雑収益、これが回収してくる古い、メーター交換を新しいメーターをつけて、それで古い回収メーターをその他雑収益で収入として、これは費用が発生しない収益化をしているものでござ

ざいます。そして最後に、1節の不用品売却代金、こちらでその回収してきた古いメーターを実際に引き取っていただいた売却代金が、この不用品売却代金ということになっております。当初予算では9万円を見込んでおりましたが、結果的には46万1,000円となっております。内訳につきましては、13ミリのメーターから75ミリまでのメーターをメーター交換いたしまして、全部で1,470個の古いメーターを売却して、これだけの利益を得たというものでございます。

続きまして、78ページの資本的支出の浄水場施設費の5,700万円の減額でございます。こちらにつきましては、本年度は第1水源のみの改修工事を見込んでおりました。こちらにつきましては、単独事業で予定をしておりましたが、浸水対策という面を考えて第1、第2、第3水源全てが浸水対策の対象になります。こちらにつきましては、全部一括で補助事業対象として令和4年度に設計委託を出して、令和5年度以降に補助対象事業として工事を実施したいと考えているものでございます。

その下の配水本管施設費の配水管布設工事7,000万円の減でございます。こちらにつきましては、大妻学院と菅谷館跡の間を走る路線1-14号でございますけれども、そこからバイパスにぶつかります。そのバイパスを横断する管を当初、本年度その横断部分のみを工事と考えておったところでございますけれども、こちらにつきましては国の指定文化財を受けておりますので、令和2年度からですか、そちらからその工事の許可をいただくために、文化庁と協議を重ねておりました。それで、令和3年の夏ぐらいに文化庁の許可が下りて、それから工事という考えでございましたけれども、こちらの部分につきましては、大妻学院と菅谷館跡の部分、町道1-25号、農免道路からバイパスを越えた工事に一括でこちらも行う方式を取りまして、今回本年度の横断部分だけの工事費は全て減額して、来年度、4年度に全線横断するまでの全線を一括で文化庁に申請を上げて、一括の工事とさせていただきたく今回見直しをいたしまして、減額というふうにさせていただくものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） メーターは大分複雑ですね。それはいいとして、配水管の関係で、蝶の里の公園から来てファミリーマートのほうに行く管のことなのか、今おっしゃったのは。そうではないわけ、そうではないわけね。大妻とあそこの間のことを言っているわけ。だったらいいのですけれども、蝶の里から上がってきてファミリー

マートに行ったところは舗装が新しくできていましたから、壊してはまずいなと思いましたが、ちょっとその点だけ確認しようと思ったのですけれども、一応ではその点だけ確認したいと思います。

○森 一人議長 よろしいですか、1点で。

それでは、清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

議員さんおっしゃるとおり、ファミリーマートから農免道路、BGに抜ける道につきましては、平成28年度に水道の布設替え工事を行っております。その後、本復旧に至っていませんので、来年度大妻学院からと菅谷館跡からの中学校と小学校に抜ける部分の道を行いたいのので、今年度中にファミリーマートからBGに抜ける全面舗装を今回施工して、完了いたしましたところでございます。来年度は、その今回舗装した道を迂回路として利用して、菅谷中学校までの道を全面水道工事をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第9号 令和3年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、議案第10号 令和3年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第10号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第10号は、令和3年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額について事業収益に348万9,000円を追加し、総額を5億8,585万円とし、事業費用に69万8,000円を追加し、総額を5億7,600万2,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入から1,114万9,000円を減額し、総額を2億2,366万4,000円とし、資本的支出から1,812万8,000円を減額し、総額を2億7,805万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、議案第10号 令和3年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第2号）議定についての細部につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の92ページ、93ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、水道使用水量と連動する下水道使用料の算定見込みの増及び町管理型浄化槽設置基数の確定等に伴う事業収益の減、補助金をはじめ負担金の減額が主な補正の内容でございます。

令和3年度嵐山町下水道事業会計予算執行計画補正（第2号）により説明をさせていただきます。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。1款事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料につきましては、水道使用水量と連動する下水道使用料金の算定見込みの増により867万円を増額し、営業収益補正後の額を3億2,477万3,000円とするものでございます。

また、2項営業外収益、2目補助金につきましては、町管理型浄化槽設置基数の確定に伴い、国県補助金の額を合わせて425万7,000円を減額し、補正後の額を674万3,000円に、3目他会計補助金は補てん財源収支不足調整のための組み替えにより630万円減額し、補正後の額を6,047万3,000円に、4目長期前受金戻入を537万6,000円

増額することにより、営業外収益につきましての補正後の額を2億6,107万7,000円とするものでございます。

1項営業収益と2項営業外収益を合わせまして、1款事業収益の額を348万9,000円増額し、補正後の額を5億8,585万円とするものでございます。

次に、収益的支出でございますが、1款事業費用、1項営業費用、1目管渠費412万6,000円の減額につきましては、緊急工事等の実績見込みに伴い補正をするものでございます。

2目流域下水道維持管理負担金657万1,000円の増額につきましては、市野川水循環センターへの汚水処理に係る負担金でございますが、こちらも最終期の負担見込みに伴い補正を行うものでございます。

3目浄化槽費575万7,000円の減額につきましては、浄化槽設置基数等の確定に伴い、補助金の減額を行うものです。

また、5目減価償却費の有形固定資産減価償却費並びに無形固定資産減価償却費を事業の確定などによりまして9,000円を減額し、1項営業費用につきましては332万1,000円を増額し、補正後の額を5億1,805万6,000円とするものでございます。

次に、2項営業外費用の1目企業債利息並びに2目消費税及び地方消費税につきましては、決算見込みの再計算により合わせて401万9,000円を増額し、補正後の額を4,994万4,000円としております。

1項営業費用と2項営業外費用の補正を合わせまして1款事業費用につきましては69万8,000円を増額し、補正後の額の5億7,600万2,000円とするものでございます。

続きまして、94ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございますが、1項企業債490万円の減、3項補助金1,102万9,000円の減、4項負担金152万円の減につきましては、いずれも浄化槽設置基数等の確定に伴う補正でございます。

2項の他会計補助金につきましては、収益的収入からの組み替えにより630万円を増額し、1款資本的収入につきましては1,114万9,000円を減額し、補正後の額を2億2,366万4,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目管渠建設改良費につきましては、花見台ナンバー3マンホールポンプ場制御盤入替え工事の契約確定に伴う差額を288万円減額させていただくものでございます。

2項1目固定資産購入費1,524万8,000円の減額につきましても、町管理型浄化槽設

置基数等の確定に伴いまして、浄化槽購入費を減額させていただくものでございます。

以上、資本的支出につきましては1,812万8,000円を減額し、補正後の額を2億7,805万円とさせていただくものでございます。

そのほか、86ページにございます予定キャッシュフロー計算書及び88、89ページの予定貸借対照表等につきましては、恐れ入りますが、後ほどご覧くださいますようお願い申し上げます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 92ページの下水道使用料なのですけれども、水道使用料でインターランプ内の建設に係る使用料が多かったということですよ。あれは、下水にはあまりというか、ほとんど使われないのではないのでしょうか。それでも、そういうことにもかかわらず大きく伸びているというのは、どういうところを見ているのか伺いたいと思います。

94ページの下工事請負費、花見台ナンバー3ということなのですが、これは今やっている工事のことなのですか。もしそうであれば、まだ工事中ですから、こういうことで何というかな、もうお金のやり取り、結果を出してしまうのは早いのではないかなと思いましたので、ちょっとその点伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、初めの下水道使用料でございます。こちら水道使用料と連動しているものでございますけれども、主な増加要因といたしましては、インターランプ内、あそこにつきましては下水道使用料ではございません。大きな要因は、花見台工業団地の新規企業の開始分が主なものでございます。それと、東原の区画整理の分譲、稼働によりまして、その部分で水道、下水道使用料が増加しているものでございます。

続きまして、花見台ナンバー3のマンホールポンプ場の入替え工事でございます。こちらにつきましては、花見台の下水幹線の中に5つのマンホールポンプ場がございます。そのうちのナンバー3マンホールポンプ場、ちょうど杉山の竹ノ花橋のところでございます。こちらにつきましてはの制御盤の入替え工事でございます、平成6年

の下水道供用開始から制御盤の交換は一度もしておりませんでした。この間いろいろ計器類の不具合等ございましたけれども、それを都度都度補修しながらやってきておりましたが、28年、30年近くたちますので、今年度におきましてこのマンホールポンプ場の制御盤を一新して入替えをさせていただいたものでございます。こちらの工事につきましては既に完了しておりますので、その契約差金を減額させていただくものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第10号 令和3年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（嵐山町営南部グラウンド）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第17号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第17号は、公の施設の指定管理者の指定について（嵐山町営南部グラウンド）の件でございます。嵐山町営南部グラウンドの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、議案第17号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

嵐山町営南部グラウンドの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのでございます。

議案のほうを御覧ください。まず、1の公の施設の名称でございますが、指定管理者により管理を行う公の施設で、学校橋下流の右岸側にございます嵐山町営南部グラウンドについて管理を行うものでございます。

2の指定管理者の名称及び所在地でございますが、名称は一般社団法人嵐山町観光協会、代表理事、高橋兼次。所在地は、嵐山町大字菅谷445番地1でございます。

3の指定の期間でございますが、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものでございます。

なお、指定管理者の概要等につきましては、参考資料をご高覧いただければと思います。

以上で細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 中身ではなくて、これ契約が予算より後に出てくるというのは、ちょっと順番違うのではないかなと思うのです。予算を通しておいて、後で契約のほうをお願いしますというのは、これでは、契約が先で、予算がそれにのっって金額が出てくるということが順番ですから、その点いかがなんでしょうか、間違いだと思えますけれども。お伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今回の議会の中で、令和4年度の当初予算並びに本指定管理者の指定についての議案、同時に上程をさせていただいておるというものでございます。この採決の順につ

いては、まずこの本議案、指定管理者の指定について採決をいただいた後に当初予算の採決をいただくと、こういう流れだというふうに承知をしておりますので、議員さんのお話のようなそごがあるのではないかと、誤りではないかと、そういったことには該当しないというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ちょっとよく分からなかったのですけれども、今誤りではないというのは、そうではないというのがちょっとよく分からないのですけれども、通常条例なんかは、条例を通した後予算なのです。これ順番が違ったらまずいのです。

○森 一人議長 川口議員、予算の議決はこの後です。

○10番（川口浩史議員） いやいや、補正は通っているのではない、補正は出ていたではない。

○森 一人議長 金額が。

○10番（川口浩史議員） うん、補正の債務負担行為はもう通ってしまっているわけでしょう。ですから……いやいや、ちょっと待って。だから、順番が違うわけですので、こっちを通した後、その後予算というのが順番上正しいわけで、予算を通してしまっただけ、契約を通すというのは、これはおかしいことです。当たらないというのは、何が当たらないのか、ちょっと根拠を示して言ってもらえないですか、答弁は。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 失礼いたしました。先ほど補正予算の中で債務負担行為、こうしたものを議決をいただいたところでございます。この債務負担行為については、相手方を決めているものではございませんで、あくまでも指定管理を行うだけで、あらかじめ協定を締結をしたいと、こうしたものを設定をすると、こうした議決をいただいたところでございます。

本議案第17号につきましては、その相手方について具体的にこうしたところと契約を結びたいと、こうした議案でございまして、議員さんのお話のようなものには当たらないと、このように理解をしているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど、そういう考えなら通ります。でも、考え方というか、順番からしたら、これはまずいわけです。まずいと思いますよ、私は。そうは考えないということなのですか。これからも、こういうことはあるのだよということでおっしゃっているわけなのですか。これは、今後気をつけますということなのですか。これ、課長はもうこんな答弁しかりしないでしょうから、町長か副町長にお願いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 私のほうでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたが、順序が誤っていると、こうした認識は一切ございませんので、今後同じような形で上程をさせていただく、こうしたことも当然であろうかというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（嵐山町営南部グラウンド）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時25分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、議案第18号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第18号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第18号は、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件でございます。

令和4年4月1日から埼玉県都市競艇組合が名称を変更することに伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第18号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定について

の件を議題といたします。

本件につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

畠山予算特別委員長。

○畠山美幸予算特別委員長 それでは、議長のご指名がございましたので、朗読をもって報告させていただきたいと存じます。

令和4年3月14日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

予算特別委員長 畠 山 美 幸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定について、可決すべきもの。

予算特別委員会の報告

1 付託議案名

議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定について

2 審査経過及び結果について

2月25日開会の本町議会第1回定例会において、本予算特別委員会に付託されました議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件を3月7日、3月8日及び3月9日の3日間にわたり審査いたしました。

(1)、3月7日の委員会について。

11名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に、課局ごとに歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、総務課・会計課、地域支援課、町民課、福祉課及び健康いきいき課の順で審査を行い、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

税務課。滞納繰越分558万円は、前年度から繰り越される個人町民税の滞納税額で、今年度納税を見込まれるものであるがその根拠はとの質疑に対し、滞納繰越分の金額については、今年度の収納率を見込んで収入未済額を計算する。その後、収入未済額

が残るので、それが滞納繰越しとなるが、それに対して令和4年度はどのくらいの収納率が見込まれるか計上した金額になる。コロナ禍で経済が厳しいと言われている中で、町税増額の根拠についての質疑に対し、令和3年度予算では個人住民税を新型コロナウイルスの影響で極端に低い数値で計上した。令和4年度はワクチン効果、行動制限解除により回復傾向にあり、経済が持ち直すであろうと前年度比102%で計上した。令和4年度均等割納税者義務数は15歳から64歳の人口総数の伸長率を基に9,229人とし、昨年度より若干増えている。均等割額、収納率を掛けて3,159万円とした。所得割については課税状況調査の数値を基に試算し、また、総務省が試算した地方財政収支の仮資産は、昨年度地方ではマイナスを示していたが、令和4年度はプラス5.4%ということと、現在の調定額を見て令和3年ほど減収にならないと積算したが、コロナ前よりは2,400万円の減収になっている。法人税均等割は406から410社へ増えた。金額にしてプラス54万円。町内大法人を見ると思ったほどの影響はなかった。令和3年度は極端に低く予想をしたが、令和4年度はそれほどの落ち込みがないとして前年プラス38.7%、金額にして5,561万2,000円としたとの答弁でした。固定資産税、花見台分はとの質疑に対し、全体で15億2,508万7,400円のところ、花見台固定資産税は4億4,377万1,800円との答弁でした。

総務課・会計課。ふるさと納税は何が要因で見込額を多く見積もっているかの質疑に対し、令和2年度から令和3年度にかけて魅力ある返礼品目を増やしたことにより納税額が増加した。令和3年度2月現在2,880万円の寄附があり、返礼品のベスト3が金額にして2,600万円で9割になる。1位が冷凍食品、2位がパウチ飲料、3位がインスタントラーメンとの答弁でした。公用車リースの台数及び電気自動車はあるのかとの質疑に対し、34台で10台が更新。前年比5台の減であり、リース車に電気自動車はないとの答弁でした。臨時財政対策債が前年度比2億9,100万円の減額となっている背景についての質疑に対し、地方財政計画に基づいて決定をするものであり、地方税が増加して地方の財政不足額が令和3年度の10兆1,000億円に対し、令和4年度は2兆6,000億円で、7兆5,000億円の減少になった。それにより臨時財政対策債の抑制が図られ、令和3年度5兆5,000億円の発行総額に対し、令和4年度においては1兆8,000億円であり、前年度比67.5%減になったもの。それを考慮して、町として令和3年度当初予算4億3,100万円に減額率を掛けて1億4,000万円としたとの答弁でした。

地域支援課。統合型校務支援システム共同調達事業の内容についての質疑に対し、セキュリティについては民間のクラウドを構築するつもりだったが、安全性が確保できないことから埼玉県が薦めているクラウドを使うことにした。国を挙げて教員の働き方改革を進めており、教員の勤務についての登録、指導に関しては出席簿、成績表、指導要録等が電子データ化され、事務負担が減少することに期待している。防災訓練についての質疑に対し、総合防災訓練のような大きな訓練ではなく、ハザードマップを活用した勉強会でマイタイムラインや避難経路をどうするか、また、安否確認タオルも活用してもらいたい。5月に自主防災組織の会長会議において決めていきたいとの答弁でした。

町民課。マイナンバーカード交付見込みについての質疑に対し、嵐山町において3月1日現在8,199枚で46%の交付である。埼玉県平均は40%であり、多くの町民へ交付している。国も令和4年度中にほぼ100%の交付を目標としているとの答弁でした。市町村交通災害共済加入推進費についての質疑に対し、加入者は1,789名で10.15%との答弁でした。コンビニ交付サービスについての質疑に対し、窓口交付と比較してコンビニ交付の件数はマイナンバーカードを利用して15%で、月平均約160件、住民票、印鑑証明書の発行があるとの答弁でした。

福祉課。育児ヘルパーについての質疑に対し、ゼロ歳から小学生までのお子さんを養育している産褥期にある方や病気で家事ができない方に対して、1日2時間、週5日、月40時間、申込みから3か月間利用できるヘルパー派遣の制度で、年間3件を見込んでおり、委託は町内業者の2か所を予定しているとの答弁でした。児童虐待・DV対策総合支援金の活用についての質疑に対し、菅谷小学校隣接地にある子ども家庭支援センターの運営費について、令和3年度までの3年間、B&G財団から10割補助を受けてきたが終了したため、令和4年度から活用するとの答弁でした。

健康いきいき課。早期不妊治療費等助成についての質疑に対し、保険診療として治療した自己負担分の助成で、県の初回助成の上乗せ分との答弁でした。高齢者予防接種事業についての質疑に対し、高齢者のインフルエンザ助成事業については、自己負担額を1,500円から1,000円に減額し、2,450人分を見込んでいるとの答弁でした。

(2)、3月8日の委員会について。

委員11名及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に、長寿生きがい課、環境課・上下水道課、農政課、企業支援課、まちづくり整備課、教育委員会事

務局の順で審査を行い、主な質疑と答弁は次のとおりでした。

長寿生きがい課。老人クラブ助成事業についての質疑に対し、令和3年度予算では17クラブだったが、令和4年度は2クラブ減少したため減額となった。コロナの影響で活動に制限はあるが、子どもの登下校の見守りや道路の清掃活動等をしているので、コロナの影響による減額ではないとの答弁でした。高齢者外出支援事業についての質疑に対し、令和3年度から利用方法が変更になった。検証した結果、申請率と1人当たりの利用枚数は、南部地域は12.2%で11枚、中心部は18.9%で13枚、北部地域は6.9%で13枚、令和2年度と比較すると各地域とも申請率は上昇し、1人当たりの利用枚数に差はなかったとの答弁でした。高齢者運転免許証自主返納支援事業についての質疑に対し、予定人数は70人で、1人15枚のタクシー券を交付しているとの答弁でした。

環境課・上下水道課。ごみの減量化推進事業費についての質疑に対し、ごみの減量化を推進するためにコンポスト、電気式ごみ処理器を令和3年度まで各3台増し、各6台にしたとの答弁でした。空き家実態調査内容についての質疑に対し、国の補助金を活用し空き家住宅の調査を実施する。平成25年、28年に調査を実施してから経過しており、空家等対策計画に必要な調査になるとの答弁でした。外来生物3万1,000円増額で十分かの質疑に対し、令和2年度は224頭、令和3年度現在ほぼ同数のため間に合うとの答弁でした。

農政課。農村地域防災減災事業についての質疑に対し、農業用防災重点ため池27か所の全ての調査が令和4年度で終了する。令和4年度は、寺沼、水境上沼、水境下沼、蓮沼の4か所を実施する。令和4年度から事業計画、工事が始まり10年間で改修する。農業再生協議会補助金でドローン直播の詳細についての質疑に対し、町の単独費で、らんざん営農で耕作している勝田地区の圃場で1ヘクタールの実証を行う。ドローンの会社は、らんざん営農が防除等で委託しているスカイテックに委託し行う。播種は、もみ種に鉄粉を付着させて水田にまくとの答弁でした。

企業支援課。新しい生活様式の中での観光振興をどう図っていくかとの質疑に対し、イベントの再開に向け、地方創生臨時交付金を活用してイベントで使用する備品（イレクターフェンス、自動消毒用機械、テント等）を購入する。南部グラウンド指定管理委託料についての質疑に対し、水道光熱費、消耗品費、除草作業、浄化槽維持管理、清掃などで毎年度200万円程度の経費がかかるとの答弁でした。

まちづくり整備課。住宅リフォームについての質疑に対し、町内業者育成のため令

和4年度から5年間実施する予定で、上限10万円の2分の1の補助で10件分を見込んでいるとの答弁でした。駅西口駐輪場の整備についての質疑に対し、エレベーター脇に計画上150台分（有料）整備をするとの答弁でした。町道等の修繕についての質疑に対し、町道2-13号（若草保育園）で435メートル、町道2-19号（明星食品）200メートルを修繕するとの答弁でした。

教育委員会事務局。トイレ改修についての質疑に対し、小中学校のトイレ、菅谷小1基、七郷小5基、菅谷中2基、玉ノ岡中2基として、洋式化率が低い順に改修工事をするとの答弁でした。水泳事業委託料についての質疑に対し、令和3年度中にプールが使えない学校が菅谷中学校、七郷小学校、玉ノ岡中学校の3校で、菅谷中学校は菅谷小学校、七郷小学校・玉ノ岡中学校は志賀小学校のプールを借りて使用していた。プール授業はシーズンが限られているため、3校利用では時間割に制限があることや水深調整の問題もあることから、玉ノ岡中学校のスイミングスクール委託を検討し、各学年4回、指導員2名、送迎用に行政バスを利用予定だが、乗り切らないことを想定して、自動車借上料も計上したとの答弁でした。

（3）、3月9日の委員会について。

委員11名及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に、既に全課局に関する質疑が終了したので、総括的な質疑を行いました。総括質疑には、渋谷登美子委員、川口浩史委員、小林智委員、青柳賢治委員、藤野和美委員の5人から届出があり、その順に総括質疑を行い、主な質疑と答弁は次のとおりでした。

ゼロカーボンシティ宣言がなされ、コロナ禍で経済社会構造の変化が起きている。各課から職員を選出し、どのように進めていくかの手法を調べ実行するチームをつくるべきとの質疑に対し、まず全庁を挙げてどのようなことが考えられるか各課で勉強し、しかるべき時期が来たらご案内のようなチームにおいて、町としてどのようにこの宣言を具現化していくか詰めていきたいと思っている。また、アドバイザー制度についても勉強していきたいとの答弁でした。

重忠まつりについて、企画はどこの業者に委託しているのか、また準備期間が短く、町民への浸透不足を危惧するがの質疑に対し、企画については業者委託ではなく、嵐山史跡博物館長、商工会会長・事務局長、観光協会理事長・事務局長、先賢顕彰会、観光ボランティアガイド、剣道会、なぎなたクラブ、武蔵駒王太鼓、町職員から地域支援課長、教育委員会から次長2名の計13人と事務局の企業支援課で構成する実行委

員会方式で、大河ドラマが今年から始まることから、昨年の秋頃から協議検討している。準備期間不足について、できるだけ早い時期に皆さんに広報できるようにしたいとの答弁でした。

職員育成の考え方とビジョンについての質疑に対して、全体計画については、平成18年に職員育成方針を定め、基本的取組を規定している。個別育成計画については、毎年職員研修計画を定め、外部研修としては彩の国さいたまづくり広域連合、あるいは市町村アカデミーが主催する研修会などに参加、内部研修としては職員が講師となって研修や職場内研修などを行っているなどの答弁でした。

コロナ禍の長期化による町民への健康面・精神面の各種支援についての質疑に対して、昨年、保険会社と健康増進に関する協定を締結し、既に健康相談時の血管年齢測定やベジチェックなどに協力してもらっており、新年度には健康・栄養セミナーの共催も考えている。子育て支援については、孤立させないことが大切であり、感染対策をしながら相談窓口を開設しているなどの答弁でした。

観光事業の推進・観光地域づくり法人推進事業補助金についての質疑に対して、ラベンダーまつりについては、まだ小さい株がある、2年たっているものもあるので、摘み取り体験もブロック分けするなどして開催する予定で進めている。どのようにやるか検討中だが、無駄な経費をかけないで予算の範囲内でやるようにしたいなどとの答弁でした。

次に、渋谷委員から提出された令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての議案に対する修正案について審査に入りました。修正案の内容は、歳出2款総務費、1項総務管理費、11目人権対策費、(2)人権対策推進事業、18節負担金補助金及び交付金のうち部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部補助金40万円を全額減額し、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、(20)電子自治体促進事業、11節役務費に30万円を、10款教育費、5項社会教育費、1目図書館費、(3)図書館管理事業、11節役務費に10万円をそれぞれWi-Fi通信設備設置経費として計上するものでした。

説明終了後、質疑、討論はなく、採決に入りました。初めに、修正案についての採決を行い、挙手少数により否決となりました。次に、原案について採決を行い、挙手多数により可決すべきものとすることに決定しました。

これをもちまして議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての審査経過及び結果についての報告といたします。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論につきましては、4名の議員から届出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。2022年度（令和4年度）の一般会計予算の反対討論を行います。

2022年度予算には、家事や育児が困難な方に対して育児ヘルパーを創設したり、視力異常を早期発見する屈折検査機器の導入や、学校のトイレ洋式化の工事費、さらには町内業者の育成を図るため、住宅リフォーム補助制度を再度創設したことなど、評価できるものもあります。しかし、次の点については認めることができません。

まず初めに、嵐山駅西口に大型バスが入れるロータリーの工事が新年度で終了するに当たり、改めて反対をいたします。大型バスが入れるロータリーの工事は、要望も必要性もないのに進められた工事です。駅東口には、大型バスが入れるロータリーができておりますが、このロータリーが大型バスで渋滞をしているのなら、西口に大型バスが入れるロータリーが必要になります。しかし、そんなことはありません。ラベンダーまつりにおいて大型バスが必要だというのであれば、東口を利用すればよいだけであります。西口のにぎわいづくりに必要だという説明もありましたが、どうして大型バスが入れるロータリーがあればにぎわいをつくり出せるのか、当時の中型バスのロータリーではどうしてにぎわいに結びつけられないのかなどの説明はありませんでした。つまり、造ることだけが目的になっているのであります。こんな乱暴な工事を認めることができないのは、当然ではないでしょうか。

次に、観光地域づくり法人事業です。新年度の補助金は、昨年度の補助金6,800万円を上回る8,000万円です。バーベキュー場と南部グラウンドは実績もあり、黒字が期待できるところですが、ラベンダー園は不安があります。費用対効果を考えると、果たして黒字が出せるのか。また、昨年夏は嵐山町にしては猛暑の日が少なかったため、あまり枯れずに済んだものと考えますが、今年はどうか。そして、補助金なしの運営になった段階で、本当に運営ができるのか、不安材料はいっぱいあります。本

来ならやめる決断をすべきであります。国からの補助金をもらっての事業であるため、今やめたら補助金の返還をしなければならないということです。したがって、現状では注視するしかありませんので、この事業については不満と批判の表明にとどめておきます。

次に、学校再編審議会についてです。答申の結果によっては、地域の発展に大きく影響するものです。それだけに、審議内容については多くの町民に伝えていくことが重要と考えます。しかし、現実には各審議委員の選出団体での報告と、それから町の広報、ホームページだけです。多くの町民が審議内容を知る状況にはないと言えます。そして、選出団体での報告も、審議委員の中には自己の意見を述べているだけで、報告になっていないというものがあります。そのため、教育委員会が町民に説明すべきであります。その説明責任を果たそうとしていないことは誠に遺憾であります。

最後に、同和問題です。江戸時代から続いてきた部落差別は、明治、大正、昭和の半ばまで続き、その間そこに住む者にとって筆舌に尽くし難い苦痛であったと想像します。憲法第14条、どんな社会的身分であっても差別されないということから、国もようやく1969年（昭和44年）特別対策を講じ、生活環境が大きく改善されていったわけです。一般家庭と遜色ない生活環境になれば、他の住民と一緒に力を合わせて生活をよくするしかありません。また、進学や就職、それに結婚など、差別の意識が残っているということで、心理面での事業がその後も必要ということは当然と考えています。しかし、これも差別事象が見られなくなった暁には、この事業の終了を自ら申し出るべきでありました。それを続けさせてきたことに問題を引きずっているということでもあります。長い間の耐え難い苦痛は、国に損害賠償を求めていくしかありません。それで全て終わりにする度量を解放同盟も持つことが必要だったわけでありました。嵐山町の同和による差別事象は長年にわたってないということから、補助金の支出は認めることができません。

以上の点が改善されますことを求めるものであります。

ところで、燃えるごみの処理が焼却から発酵が変わります。このことにより、気候変動の原因の一つと言われている二酸化炭素の排出が大幅に低減します。そして、処理方法も変わることから、分別も変更になります。しかし、広報を見ても単なる分別の変更しか捉えることができません。気候変動のことが載っていないからです。これでは、4月からの分別が変更になることも、あまり協力してもらえないことを懸念

するわけであります。意義が書かれていないからです。意義を書くことによって、人は協力もするわけです。これは時期を見て、ぜひ次回掲載することを期待したいと思います。

それから、ロシアによるウクライナ侵攻は、国際秩序破壊の行為であり、断じて容認できません。プーチン大統領を強く非難して、私の反対討論を終わります。

○森 一人議長 次に、賛成討論を行います。

第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 議席番号3番、狛守勝義です。議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についてに賛成の立場で討論をいたします。

令和3年は、新型コロナウイルス感染拡大による2度目の緊急事態宣言に始まり、1年間で3度の緊急事態宣言が発出されるなど、コロナ禍に振り回された1年でした。相次ぐ飲食店への営業時短要請や、国民への外出自粛要請等により経済活動が低迷し、非正規で働く多くの人たち、とりわけ女性の方々の貧困や医療機関の逼迫により、医療従事者の方々の疲弊などが多く報道されるようになったのも、また町や地域、学校等の多くの事業や行事も短縮や中止を余儀なくされ、人のつながりの希薄化や地域コミュニティの維持、子どもの教育への影響が心配されるようになったのも、この1年間の特徴と言えます。

そんな中、新型コロナワクチンの国内接種も始まり、コロナ禍の出口への期待があるものの、次々と出てくる変異株のため、いまだに出口の見えない状況が続き、現在もまん延防止等重点措置下にあります。コロナ禍という未曾有の困難に見舞われている中で令和4年度の予算編成は、佐久間町長をはじめ多くの職員のご苦勞とご努力があったものと推察いたします。

さて、本議案の新年度予算は、歳入の面では町税などの自主財源が31億1,393万円、率で全体の50.4%、対して地方交付税などの依存財源が30億5,906万円、率で全体の49.6%、自主財源が依存財源を0.8%ほど上回りました。昨年度は、自主財源が50%を割って依存財源を下回っていたので、自主財源が依存財源を上回ったということは、歳入の面では僅かながらではありますが、財政基盤が強化され、行政活動の自立性や安定性の面で評価できるものと考えます。

次に、歳出、すなわち事業計画ですが、町長は施政方針で令和4年度は第6次嵐山町総合振興計画を町の指針として、嵐山町が抱える諸問題に取り組み、未来像とした

「未来をつなぐ ひと しぜん ぐらし とともに学び育むまち らんざん」の実現を目指し、嵐山町に住んでよかった、これからも住み続けたい、住んでみたいと感じられるまちづくりを目指し、全力を尽くしていくと力強く宣言されました。

具体的には、「ひとを育み、学び楽しむまちづくり」では、子育て世代の支援を昨年に引き続き行っていくとして、こども医療費の給付対象を18歳までに引き上げた医療費の助成、学校給食費を第2子に2分の1、第3子以降には全額助成する学校給食費の助成、そして新たな取組として、心身の不調により家事や育児が困難な家庭に対しての育児ヘルパー派遣事業などの予算が組まれました。子育て世帯への支援事業は、中長期的な嵐山町のこれからの方向性や、未来に希望が見えるものとして高く評価したいと思います。そして、次年度以降も継続する制度としてぜひとも定着させてほしいと願っております。

続いて、教育環境の整備についてですが、築年数が経過し経年劣化が著しい学校施設の空調設備の更新や、トイレの洋式化などの改修工事事業などの予算が組まれました。これは、町のやるべきこととしては当然のことで、学校という場が子どもたちにとってストレスがなく、安全で安心して学ぶことができることが絶対条件です。その意味で、できるだけ早い事業の執行を要望したいと思います。

「健康で互いに支えあうまちづくり」では、新型コロナウイルス感染症対策としてのワクチン接種、高齢者のインフルエンザ予防接種などの予算が組まれていて、高齢者のインフルエンザワクチン接種については自己負担の引下げを実施し、接種しやすい環境を整えるとしていることは評価できると思います。また、母子の健康づくりについては、新たに産後健診の助成を実施し、産後間もない母親の支援を行っていくとしていることは、さきに述べた育児ヘルパー派遣と併せて評価できるものと考えます。

「自然とともに生きるまちづくり」では、町長が3月1日に嵐山町ゼロカーボンシティ宣言を表明しました。嵐山町の豊かな自然を後世に引き継いでいくための環境問題の解決に向けた取組として、ゼロカーボン宣言は大変重要で評価できます。しかし、二酸化炭素等の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すその道筋が示されていません。どのように削減していくのか、道筋を示していただくよう検討をよろしくお願ひしたいと思います。

可燃ごみの処理が本年4月から委託方式に変わり、処理方式も可燃ごみを焼却処理しないでエネルギーとして活用することで、ごみ処理におけるCO₂排出が低減され

る方式になります。このことは、ゼロカーボン宣言した本町にとっては追い風になりますが、塵芥処理の小川地区衛生組合負担金が増額になったことなどから、ごみ減量化へのさらなる対応策が望まれます。さらに、町民の減量化への意識をどのように醸成していくかが課題として残っていると思います。対応策を期待したいと思います。

「安全・安心で活力のあるまちづくり」では、駅西口駅前広場の整備がよいよ本年が最終年度となりました。嵐山町の玄関口として、東口と併せて利便性が向上した魅力的な空間に生まれ変わり、にぎわい創出の方策がうまく機能すれば、嵐山町の魅力アップにつながります。期待したいと思います。

嵐山町観光協会がDMO登録を目指す観光地域法人推進事業も予算計上されています。町のこの事業への財源計画を見ると、令和5年度以降は一般財源からの歳出がないようなので、国からの補助金交付が終わる令和4年度は、ある意味正念場の年度と言えます。ラベンダー園「千年の苑」事業が予定どおり順調に進められ、安定した事業展開ができるのか、そこに注目したいと思います。

また、その他の観光事業では、バーベキュー場の商業施設化、学校橋河原のキャンプ場運営などを中心に、北部地区の杉山城跡などの観光資源にも目を向け、嵐山町全体を俯瞰した観光事業を組み立てて、自立した事業を構築できるよう期待したいと思います。

このほか、町の農業者育成のための嵐丸塾、農業担い手への支援、ドローンによる水田種まき実証実験、花見台工業団地拡張、川島地区の産業用土地区画整理事業など、町の活性化対策は評価できるものと考えます。

最後に、小中学校再編についてですが、今まさに審議会において委員の方々が真摯に向き合い、議論を積み重ねています。そして、審議会終了後には、その都度教育委員会から議会に対して報告もあり、審議会の進め方などに問題はないと考えています。今は、審議会委員の方々や教育委員会事務局を信頼し、議論の行方を待つことが肝要だと考えています。

以上、幾つか意見、要望を述べさせていただきましたが、令和4年度一般会計予算は、厳しい財政の中、町が抱える課題に対して真摯に向き合い、バランスの取れた予算だと評価しております。よって、賛成の意を表し、令和4年度嵐山町一般会計予算の賛成討論といたします。

以上です。

○森 一人議長 続いて、反対討論を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 渋谷登美子です。私は、令和4年度予算について反対の立場で討論します。

3月1日に嵐山町がゼロカーボンシティ宣言を行ったことは、今までからコペルニクスの転回で、100歩前進したと考えています。そのコペルニクスの転回の100歩の前進は、今までだったらできないという理由を探していたわけですが、これから何ができるのか考えようという姿勢に変わったということです。これはとても大切なことです。

2050年までに、気温上昇を1.5度Cの上昇に抑えることは困難な状況になっていると言われていています。仮に10年前に嵐山町や他の市町村も二酸化炭素排出ゼロのまちづくりと産業構造の転換を目指す政策で、命を大切にす政策をつくっていたら、1.5度Cの気温抑制は達成できる可能性はあったと考えます。それでも、今1.5度C抑制を求めることは、大きな前進です。

私が本予算に反対する理由は、一つはコロナ禍で多くの市民活動はリモートワークが普通になったこと、そうであるにもかかわらず、嵐山町は納税のための効率化、行政のための効率化を進めるけれども、町民のコミュニケーション、町民活動にオンラインを使うこと、その必要性を重視していないことが大きな課題です。これでは、社会的な活動に時間を取ることが現在難しい60代以下の世代は、まちづくりへの参加が困難です。ウィズコロナは3年目に入りました。人々の働き方は変わってきています。活動方法も変わってきています。当たり前のようにリモート活動が進んでいます。嵐山町は、残念なことにリモートと対面の2つを利用した働きかけをする姿勢ができていません。リモートの大きな特徴は、行ったり来たりの時間を省くことができること、リモートと一緒に情報共有でき、共同作業ができ、経費が削減できます。対面だけを重視する今までにとらわれ過ぎると、前に進むことができません。

そのことは、部落解放同盟嵐山支部への補助金交付についても言えることです。部落解放同盟嵐山支部の補助金は、運動団体活動事業費補助金交付要綱に基づいて交付されています。この交付要綱は、平成25年3月につくられたものです。なぜこの時期になってつくられたかの経過についてはお話しませんが、当時の担当職員の方は、運動団体活動事業費補助金というネーミングに苦心されたと思うのです。ですが、基

本的に運動は自費、あるいは仲間で費用を作り出して行うものです。公費は使いません。運動を事業と捉えることは難しく、事業費と言いつつも、実態は団体補助です。部落解放同盟嵐山支部の活動、そのほとんどを公費で行うものです。団体予算の94%が公費という実態です。上部団体への負担金や日当、会議費、研修費、交通費、資料、書籍、新聞などの購入が公費で行われています。これは、裁量権を逸脱した補助金交付だと言わざるを得ません。そしてまた、この活動団体の事業をリモートで行うことができます。運動は、自費で行うのが基本です。運動のありようも、ウィズコロナで変化、進化しています。6人の会員に対して40万円という金額ですが、負担の大きい政策です。補助金交付を見直すべき時期に見直しておらず、運動団体補助金交付の公益性については、長の裁量権を逸脱し続けた問題を引きずっています。

政治は、時代のいろいろな状況を見ながら前に進むことが必要です。嵐山町は、数年前から金を稼ぐことを最優先の政策としました。それがDMO観光事業であり、工業団地の拡張でした。そして、観光事業のためにも、併せて駅西口開発を行ってきました。そのしわ寄せで、学校施設の老朽化を放置していました。令和3年、4年では、学校への応急的な措置は行われます。学校再編の問題は置いておいても、施設の老朽化、安全性の確保のためのメンテナンスは基本的に必要でした。

出生数が減っている、当然です。子どもを育てるものの責任がほとんど女性に委ねられ、女性の希望や子どもの育ちを保障するシステムができていない、町立幼稚園の3年保育がまだ進まない現状がこれを表しています。

観光事業は、金を稼ぐことができることが可能かどうか、花見台工業団地の拡張は、山林を崩してまでやるべきことだったかどうか、結果は10年、20年後ぐらいになってやっと分かりますが、その責任は、今現在政治に携わっている人は誰も取りません。ウィズコロナの時代、高齢化のための施策も必要です。重要なことは、金を稼ぐことを最優先政策とするのではなく、子どもたちの将来の生活環境を守るために、そして人々の安心安全な生活を守るために、どう政策転換するかということです。また、次の時代に何が必要かを見ながら政策策定することです。

令和4年度の予算は、金を稼ぐ政策を最優先した結果の重い負荷を引きずっています。課題を政策転換に熟するには時間がある程度必要なのかもしれませんが、できない理由を探すのではなく、できる方法を見据え、ウィズコロナの時代、早い段階で政策の構造的転換を求めます。令和4年度の予算の反対討論とします。

○森 一人議長 最後に、賛成討論を行います。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 議長より指名をされた長島邦夫議員です。私は、令和4年度嵐山町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

現在我が国を取り巻く社会情勢は、さらに厳しい状況に突入をし、大変不条理な大国の横暴によるウクライナ侵攻を許してしまいました。抗議するとともに、一刻も早く平和的に終息、解決することを念じているところでございます。

また、国内においては、一昨年からの新型コロナウイルス感染による社会の不安定化、多難な国内ワクチン接種の推進、国内の混乱も続いており、激震が走る状況ともなっています。当然経済においても混乱が予想され、世界が大不況下に突入する兆しが出てきています。中でも、安定的なエネルギーの供給は、経済の安定に欠かすことができない要であり、国民生活においても一刻の猶予はない状況となっております。

そのような中、当町においては、令和4年度は第6次嵐山町総合振興計画の初年度に当たり、町長の施政方針では、住んでよかった、これからも住み続けたい、住んでみたいと感じられるまちづくりを目指すと宣言をされました。その積極姿勢は、今年度の一般会計予算にも見られ、61億7,300万円、前年対比2.5%の増額予算が計上され、その基には自主財源が安定的に図られる予想が立ったものと考えます。今後ますます進む人口減少、少子高齢化、子育て支援対策にも期待される積極予算となっております。

それでは、賛成する立場から賛同する事業を挙げますが、まず初めに子育て支援事業について計上されたこども医療費給付事業、中学3年生までについては、当然のごとく医療費免除をしまいましたが、佐久間町政になってから18歳までの子どもにも免除する方向を出し、私も議員として4期目に当たり、必ず実施すべきと選挙で訴えてきた部分もあり、大きく評価をいたします。並びに、同様の小中学校学校給食無料化の方向であります。第2子半額、第3子全額的前提はありますが、教育に対する支援の方向は、人口減対策、子育てしやすい状況に大きく寄与するものと評価をいたします。及び、新型コロナウイルスワクチン接種であります。国の100%の支援であります。接種優先及び接種場所の設置については、自治体任意の部分もあり、きめ細かく計画され、住民の不安を取り除く事業に評価をいたします。及び、農業者支援として、多面的機能支援事業があります。目立たない事業ではありますが、農地の維持管理を保全するため、農業者のボランティアによる継続的な農業支援姿勢を見せる

事業であり、高く評価をいたします。

そして、教育施設支援事業に小中学校改修工事があります。地方創生臨時交付金を使用しての事業ではありますが、トイレの洋式化は現代学校生活において大変重要な部分と考えます。学校は、楽しいところでなければなりません。子どもの気持ちに寄り添った事業に評価をいたします。

しかしながら、残念な部分は、林業従事者、山林所有者への支援が不足していることです。国でも、林業従事者、山林所有者に支援を行うべく、森林譲与税の大幅な増額を考え、国土の保全を図ると計画しています。町では、地方譲与交付税の使用先について、令和3年度は200万円のうち100万円、令和4年度は200万円のうち100万円が公有林整備事業に使われる予定となっているが、交付税の約半分であり、国土に対する民有林の所有率は58%であることを理解してほしいです。嵐山町も、本年3月1日ゼロカーボンシティを宣言しましたが、緑を残すということは、森林をジャングル化させるということではないのです。ゼロカーボンシティには、適正な森林管理が必要とあることを念頭に置き、行政運営を進めていただきたいと考えています。

以上、討論申し上げたこと、住民の意向、要望が最大限に生かされ、最大限に発揮することを念じ、賛成討論といたします。

以上です。

○森 一人議長 以上で討論を終結いたします。

これより議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は、可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○森 一人議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時38分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号～議案第16号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第9、議案第13号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第10、議案第14号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第11、議案第15号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び日程第12、議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上、予算議案5件を一括議題といたします。

本5議案につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

嵐山予算特別委員長。

○嵐山美幸予算特別委員長 議長のご指名がございましたので、朗読をもって報告させていただきます。

令和4年3月14日

嵐山町議会議長 森 一人様

予算特別委員長 嵐山美幸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第13号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第14号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第15号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定について、可決すべきもの。

予算特別委員会報告書

1 付託議案名

議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について

議案第13号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について

議案第14号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について

議案第15号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算議定について

議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定について

2 審査経過及び結果について

2月25日開会の本町議会第1回定例会において、本予算特別委員会に付託されました上記予算議案5件について、3月10日に議案第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号の審査を11名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に審査いたしました。

議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

国民健康保険財政調整基金の残高についての質疑に対して、現在の基金の総額は約2億2,200万円だが、令和3年度に約7,300万円、令和4年度に約8,000万円を取り崩すことにより、約6,900万円となるが、令和3年度の決算では約3,000万円程度は積み戻せる予定であり、約1億円となる見込み。基金によって保険税の上昇を抑えており、残高が少なくなると、今後税率について検討せざるを得ない状況になるかもしれないなどの答弁があった。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第13号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

来年度の保険料についての質疑に対して、令和4年度・5年度の保険料は、均等割が4万4,170円、所得割が8.38%であり、現行に対して均等割が2,470円、所得割が0.42ポイント増となるなどの答弁であった。保険料軽減の対象人数と10月から窓口負担が2割になる対象人数についての質疑に対して、7割軽減1,171名、5割軽減432名、2割軽減417名、被扶養者5割軽減14名であり、窓口2割負担は県の算定では603名となっているなどの答弁であった。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手多数により可決すべきもの

のとすることに決定しました。

次に、議案第14号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の内容についての質疑に対して、認知症の方を支援するチームオレンジという仕組みを立ち上げるために、認知症サポーター養成講座を受講した方を対象にステップアップ講座を開催した。25名の参加者のうち、チームオレンジとして活動してもよいという方が15名おり、来年度から活動内容についての話し合いをする予定。今後の活動の在り方も含め、相談しながら進めていきたいなどの答弁があった。配食サービス事業についての質疑に対して、1月の総数では要支援の方に昼150食、夕食30食、要介護の方に昼食が380食、夕食が170食を見込んでいるなどの答弁であった。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第15号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算議定について、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

配水本管施設費についての質疑に対して、今年度策定した令和13年までの管の更新10年計画の第1段として、来年度は4路線の1.3キロを約2億円の費用で工事を行う。昭和50年代の管について、今後10年間で13キロの路線を17億3,900万円の費用で更新していくなどの答弁があった。新浄・配水場についての質疑に対しては、令和4年度に遠山及び平澤にある候補地の土地を買収、令和5年度・6年度にかけて土地を造成、令和7年度・8年度に建設して、令和9年度から稼働する予定などの答弁があった。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定しました。

最後に、議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定について、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

浄化槽転換促進奨励補助金についての質疑に対して、単独浄化槽から合併浄化槽への転換補助を、今年度は15基であったが来年度は26基を見込んでいる。第2期事業が始まるので、単独浄化槽から合併浄化槽への転換に力を注いでいきたいとの答弁があった。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきも

のとすることに決定しました。

以上により、議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件ほか4議案について、全ての審査を終了しました。

これをもちまして本委員会の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、議案第12号から議案第16号までを一括して行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論、採決につきましては、予算議案ごとに議案第12号から順次行います。

まず、議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第13号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第13号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○森 一人議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第14号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第14号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第15号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第15号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

以上で、令和4年度当初予算に関する議案の全ては終了いたしました。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時50分)

令和4年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第6号）

3月15日（火）午前10時開議

日程第 1 議員派遣の件について

日程第 2 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

追加

日程第 3 発委第 1号 嵐山町議会傍聴規則の一部を改正することについて

日程第 4 発議第 1号 教員不足の是正を求める意見書の提出について

日程第 5 発議第 2号 気候変動を抑制する林地開発許可制度を求める意見書の提出について

日程第 6 発議第 3号 嵐山町の緑と清流を守る決議について

日程第 7 発議第 4号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
福嶋	啓太	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
馬橋	透	地域支援課	長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	福祉課	長
萩原	政則	健康いきいき課	長
近藤	久代	長寿生きがい課	長
藤原	実	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長
清水	延昭	上下水道課	長

田	畑		修	会計管理者兼会計課長
奥	田	定	男	教 育 長
金	子	美	都	教育委員会事務局教育総務担当次長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第1回嵐山町議会定例会第19日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時55分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので報告いたします。発委第1号 嵐山町議会傍聴規則の一部を改正することについて、発議第1号 教員不足の是正を求める意見書の提出について、発議第2号 気候変動を抑制する林地開発許可制度を求める意見書の提出について、発議第3号 嵐山町の緑と清流を守る決議について、発議第4号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について、以上の5件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案5件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして、審議する予定であります。ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○森 一人議長 日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣につきましては、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○森 一人議長 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

なお、総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の特定事件について、その内容から委員会条例第2条第2項の規定に基づき、所管を超えて調査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、所管を超えて調査することに決しました。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

発委第1号 嵐山町議会傍聴規則の一部を改正することについて、発議第1号 教員不足の是正を求める意見書の提出について、発議第2号 気候変動を抑制する林地開発許可制度を求める意見書の提出について、発議第3号 嵐山町の緑と清流を守る決議について、発議第4号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について、以上につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、発委第1号 嵐山町議会傍聴規則の一部を改正することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

松本美子議会運営委員長。

○松本美子議会運営委員長 それでは、発委第1号、令和4年3月14日、嵐山町議会議長、森一人様。提出者、嵐山町議会運営委員会委員長、松本美子。

嵐山町議会傍聴規則の一部を改正することについてということでございます。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

まず、提案理由でございますけれども、これまで禁止されていた飲食について、昨今の温暖化に伴う熱中症対策を考慮して、議会中における体調管理のために必要な最低限の飲料水の摂取を可能とするため、本規則の一部を改正するものであります。

改正理由につきましては、提案させていただいたとおりでございます。

裏面の新旧対照表を御覧いただければと思います。嵐山町会議規則第6条5号について、「飲食又は喫煙をしないこと」を「体調管理のために必要な最低限の飲料水の摂取を除いて飲食をしないこと」と改めるものであります。

以上で説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発委第1号 嵐山町議会傍聴規則の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、発議第1号 教員不足の是正を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それでは、提案理由を申し上げさせていただきたいと思いません。

文部科学省が教員不足の全国実態調査を昨年の4月の時点で、調査をした時点で2,558人の教員不足が生じていたということであります。しかし、実態はもっとひどいのではないかと。4月の時点では、新規の教員が採用されますので、この程度で済んだということでありますが、2学期、3学期の時点ではもっと多数ではないかというふうに関新聞などでは書かれておりました。

そういったことで、子どもたちの学びの保障ができないために、教員不足を早急に解決する必要がありますので、本意見書を提出するものであります。

それでは、本意見書の朗読を行います。

教員不足の是正を求める意見書

文部科学省が初めて実施した教員不足の全国実態調査の結果は、2021年4月の始業日時点で2,558人の教員不足が生じていたと本年1月31日に公表した。

教員不足を補うため校長などの管理職が学級担任を代替したり、教科担任の不足により必要な授業が行えなかったなどの影響があったという。

今日、教員の負担は増大する一方である。小学校では英語が教科になり、またパソコンによる授業もある。思考力や判断力、表現力を求める「主体的、対話的で深い学び」の導入で評価内容や方法も変わってきている。いじめや不登校の指導もしなくてはならない。教育基本法にある、教育の目的（第1条）には「人格の完成を目指し」とあるが、教員不足では目的の遂行ができないことが危惧される。

教育は未来への投資であり、教育の現場に魅力を取り戻すには、教員の負担を減らす以外にないを考える。それには適切な教員採用と増員により、教育環境の改善が必要である。

よって、嵐山町議会は、子どもたちの学びを保証するため、教員不足を早急に解決することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ、関係各大臣であります。

以上です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第1号 教員不足の是正を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、発議第2号 気候変動を抑制する林地開発許可制度を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、提案理由をお話しします。

全国各地で二酸化炭素吸収源とされる森林を伐採しています。森林の再生は必要ですが、伐採を進め、裸地に転換すると温暖化は防げません。このまま森林伐採などの乱開発を許せば、広大な面積で自然生態系が破壊され、水源の森は失われ、土砂災害が多発し、国土はぐずぐずたになり、地域住民の安全安心な生活が奪われます。

2050年に地球温度の上昇を1.5度に抑えるためには森林が必要です。持続可能な地球を次世代に残すため、森林法の改正、林地開発許可の在り方の見直しが必要です。市町村条例、都道府県条例の制定では現状の乱開発を止めることができず、日本の豊

かな自然は失われ、災害が多発する事態となり、国益を失います。至急法令の改正が必要であるため、本意見書を提出します。

では、裏面ですけれども、意見書内容です。

気候変動を抑制する林地開発許可制度を求める意見書

気候変動を抑止するための再生可能エネルギー設備設置は地球環境において必須のものである。

しかし、森林を伐採し、土地の形状変更を行っての再生可能エネルギー設備設置は、土地の保水力が損なわれることによる土砂、泥水の流失などの自然災害発生の危険性、動植物の生息地の破壊による生態系や景観などのさまざまな環境への影響が懸念される。

嵐山町においては本年4月より施行の嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例により対応される。

しかし、条例での規制では、困難な課題がある。

森林の水源涵養と森林生産力の増進を図るため、地域森林計画及び、林地開発許可について規制強化を求める。

記

- 1 森林法第10条による開発許可は、許可申請後開発が完了すると山林は林地ではなく雑種地となる。そのため林地開発完了後の土砂崩れ等による近隣被害への対応は、自治体条例によって地元と事業者との協定で対応せざるを得ない。開発許可完了後の災害による被害に対し事業者が原状回復の責任があるとする法改正を求める。
- 2 自然傾斜30度以上の山林への太陽光発電設備設置は、擁壁及び排水施設などの防災施設を設置することとなっている。FIT法は20年間の事業期間である。その20年が経過すると設備等の撤去については事業者が負担することになっている。加えて山林回復を行い、地域森林計画に再編入し、CO₂吸収をすることを指導する法改正を求める。
- 3 1ヘクタール以下の開発は林地開発許可の対象ではなく、市町村長への届出で森林伐採が可能であり、事実上の規制がないといえる。1,000平方メートル以上の森林に関しても開発許可の対象とすることを求める。

地方自治体独自の状況に合うものを制定せざるを得ない状況であるが、全国統一的に再生可能エネルギー施設設置にかかる開発基準を制定し再生可能エネルギー施設

が、環境破壊せず、気候変動を抑止できる制度とする法改正を求める。

以上、自治法第99条により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この1と2なのですけれども、非常に事業者への負荷、何と言ったらいのだろうな、負担の増大みたいなものが課せられるような記述になっております。その辺についてはいかがなものかなと私は思うのですが、渋谷さん、どうでしょうか。

それと、1点目の下段から2行目ぐらいから、「開発許可完了後の災害による被害に対し事業者が原状回復の責任があるとする法改正」ということなのですけれども、開発許可そのものがなされたという、その災害に対して事業者が原状回復の責任があるとするというような法改正というのは、果たして正当な法改正になるのかどうかという疑問がありますけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） この問題は、事業者に対して負荷が多いということですよ。そして、林地開発許可後の回復に関しても、事業者が責任があるというふうなことなのですけれども、現実に嵐山町の志賀で起こったものは、開発許可が下りて、そして稼働しているときに、もう災害が起きて、そしてそれについては災害回復をするのは事業者でしかなかったのです。嵐山町も災害回復、復興することもできないし、それからそういうふうな予算もないし、埼玉県にもそういった予算もない。そして、それで企業がお金を得るためにそれを開発したのです。だから、企業がその問題に関して、開発したことに対して責任を取ることは当然だと思いますし、森林法の開発許可というのは、災害を防止するために雨水、要するに1ヘクタール当たり何トンの、何と言っていたかな、ちょっと今すぐ出てこないのですけれども、容量を確保することができたら、それを開発許可せざるを得ないという開発許可で、なので全くそういったことの意味でも、それで災害が防げるという形ですから。あと、今は森林を、林地を、周辺を15%から20%残せばいいという形なので、全部伐採してもそこにまた林地を、

森林を新たにつくればいいというのですか、そういうふうな形になっていますので、事業者は企業として利益を得るためにその開発をするわけであって、それに開発に関わる災害に関しては、全く責任を持たないというのが現状なのです。だから、私はこれは負荷がかかっても、そこの部分は、それだけ企業として利益を得るために森林開発するのであるから、それは当然なことだと思います。

あともう一つ何でしたっけ。

○森 一人議長 それで大丈夫だと思います。

○12番（渋谷登美子議員） 大丈夫ですか。

○森 一人議長 はい。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の説明だと、何だか十分よく、あまり納得できないところもあるのだけれども、嵐山町も今回条例を皆さんがつくっていただいで進み出しているわけですが、そうなってくると、この1番目の「開発許可完了後」というものの、この開発許可そのものが全く無意味というか、意味のない開発許可ということになってくるのではないかというふうにも、今の説明だと。それが行われたことによって事業に入っていくわけですから、そもそもが、この開発許可そのものがもう無意味なのではないかというような説明にも受け取れましたけれども、いかがなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ですので、林地開発許可制度を変えてくださいという意見書なのですが。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第2号 気候変動を抑制する林地開発許可制度を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、発議第3号 嵐山町の緑と清流を守る決議についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町の緑は少なくなっています。これ以上緑を減少させず、子どもたちの未来に緑と清流の町を手渡すため、本決議を提案します。

嵐山町の緑と清流を守る決議

現在、嵐山町の森林面積は934ヘクタールで、全面積の31%です。28年前、嵐山町林業研究会が埼玉県全林研会長賞をいただいた1994年は森林面積が1,024ヘクタール、森林率は34%でした。薪炭林がなくなり、嵐山町の森林は都市化によって荒廃していききました。

市街化区域の身近な緑はほとんどなくなり、市街化調整区域の緑も、太陽光発電設置や、墓地、工業団地建設などで、緑の面積が少なくなっています。

合併25周年記念事業として1980年に策定された町民憲章の「緑と清流のまちをつくりましょう」は唱えるだけの標語になってしまいました。

林地があることによる防風・防音、大気の浄化、嵐山町の生態系の保全作用があることで住環境と生命が守られ、人々の憩いの場があることの価値を再認識します。樹木の伐採によって裸地になる面積を縮小、回避し、これ以上嵐山町から緑を減少させず、嵐山町の生態系を守ること、住環境を守るために積極的な樹種変換を行うことは、子どもたちの命と未来を守るために重要です。清流は、上流の健康な森林があることで維持できます。

今、ある自然を残し、環境保全に努め、子どもたちの将来に嵐山町の緑と清流を伝えることを改めて決議します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ちょっと質問させていただきます。大変いい決議だというふうには思うのですが、非現実的なところがあるので、その辺をどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

何行目というか、下のほうの部分ですけれども、「樹木の伐採によって裸地になる面積を縮小、回避し、これ以上嵐山町から緑を減少させず」というふうな言葉が入っています。これですと、もう山林所有者は、いわゆる山の管理といいますか、萌芽更新といいますか、そういうものについては一切手をつけられず、そのままにしているというふうな感じに私は取りますが、そういうふうなことを言っているのでしょうか。それとも、私が今回も伐採をしましたが、気を遣いながら、これ以上切ったら全伐になってしまうなど、そういうふうなところを危惧しますから、やっぱり隣の森林の持ち主に、うちはここまで切るのだけれども、どうですか、おたくはこの後どのように維持管理しますかというか、うちも間伐はするけれども、そうそう全伐する予定はないよと、そんな気持ちも聞きましたので、ではうちは隣だけれども、ある程度切らせてもらおうと、その代わりにその後芽が出るように、根元まで切らずにある程度の一旦位置で切るだとか、非常に山林の所有者も苦勞しているわけです。幾ら緑を残す必要性があるとしても、こういうふうな「緑を減少させず」というふうな言葉を入れられてしまうと、何か悪いことしているような感じに非常に感じるのですが、そこら辺はどのようにお考えなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 前のほうの文章に樹種の、何とかな、書いて入れておいたと思うのですが、樹種の変更というのですか、それはあって、樹種変換を行うことということで、その後、「住環境を守るために積極的な樹種変換を行うこと」、これは要するに、伐採しても次に植えていくということです。

そして、伐採によって裸地になる面積を縮小することというのは、だから全部切ってしまうと、それを裸地にして、コンクリートや全く木がない面積にするということが緑の減少ということになるのですけれども、私はそのつもりで書いているのですが、これがそういうふうには読めないですか。私にはそれが理解できないのですが、逆に言えば。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） では、渋谷さんがおっしゃっているのは、全伐をしたり、木々を切って、そこをもう永久的に樹木が生えない状況のことを言っているわけですか。そういうことであれば私も納得はしますけれども、切ってしまったら駄目だと、そういうふうに半分ぐらいは受け取れるので、ちょっと心配して、決議には賛成したいのだけれども、お聞きをしたわけです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 木というのは、杉やヒノキは35年で大体変えていかななくてはいけないというのですか、50年たったらもうCO₂削減もしないし、むしろ出すという形なので、これそういうふうに書いているつもりなのですけれども、樹木の伐採によって裸地になるという、裸地ということが書いて、裸地というのは木が生えていないことをいうので、それ以外のことは、間伐していくのは、そういうふうなことは書いていないと思うのですが、言ってくださったら、このところを文章を直したし、全く幾らでも気になったら直すので、お話ししてくださいってそのとき言ってあったので、ということなのですが、全くこれが分からないというふうに私には読めない。私の考え方で、私の文章の作り方が悪かったのなら申し訳ないのですけれども、これはそういうふうに書いてなくて、伐採によって裸地になる面積を縮小とあって、当然森林というのは交換していかないと、樹種を変えて、そして新しい樹木を植えていかななくてはいけないので、そういうふうなことは書いていないと思うのですけれども、伐採するとか、そんなことは書いていないと思うのですが。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 意向はよく分かりましたので。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今回ウクライナの決議というのが、この後出てくるわけですが、この決議の重みというのは、やっぱり我々議会はもう少し強く、重く感じなくてはならないわけであって、渋谷さんは結構決議というのがよく出されるのだけれども、なかなか議会で通らないような決議が多いと思います。ただ、私はあえてこ

ここでこういった決議を出されるという、その意図なのです。嵐山町の場合は、今回第6次総合振興計画、さらには緑のマスタープランということについて、のっとってまちづくりをしていくということで進んでいるわけですので、私はそういった町からの提案に賛成していますので、あえてそういったものをここで出すようなことは必要がないというふうに考えます。それについてはいかがかということです。

それと、実際に嵐山町においては、緑の、ここには書いてあります「標語になってしまった」と。ですけれども、こういったものに基づきながら、いろいろな現場現場において、いわゆる萌芽更新をしたり、そういったいろいろ嵐山町にはオオムラサキという環境希少生物がいたりする。そういったことを守っているという人たちは、いっぱいいるわけです。そういったことの中に対して、こういった決議を出されるということは、いかがなものかなと私は思います。

この2点について、ちょっとお返事ください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ごめんなさい、ちょっとどういうふうな話をしたらいいのか分からないのですけれども、これは今の現状は、1994年、それから1980年に策定された町民憲章よりも、うんと緑が少なくなってきていて、自然の、市街地の中には現状でほとんど緑がないのです。緑があるところって、もう市街地、あそこは畠山重忠のいるところは市街地ではない、市街化調整区域になると思うのです。そういったところがあって、小千代山も市街化調整区域になって、そして今やっぺらっぺらオオムラサキの森も市街化調整区域ですよ。それから、広野2区でなさっているところも市街化調整区域になっています。

市街化調整区域でさえも、いろんところで森林伐採が行われていて、そして森林について相続の問題があって、皆さん売られます。売られて、そしてそれが結果として、難しいから太陽光発電の設置場所になったり、相続の問題があるからそういうふうな形になっていって、どんどん緑がなくなっていって、その緑を守るためにはやっぱりもう今では相続のための、相続するところで今まで、この前の副町長の話ですと、やっぺらこの頃森林を寄附したいという申出があると、このところで森林の寄附を受け入れるということを行う、今年度ぐらいから、次年度ですか、くらいからやるようなのですが、それまでは森林を寄附したいと言われても、森林の管理ができないから、

もう申し訳ないけれども、森林は頂けないというふうな形でずっと断られてきた現状があります。それは、やっぱりそのところで緑がなくなって行って、そしてそれが裸地になって行って、太陽光というふうな形になって、そして災害が起きてくるという状況があるので、そのところを問題にしているのです。

この今の緑と、いろいろな団体がやってくださっているのは十分承知していますけれども、ここで嵐山町議会、1980年以降そういったことに関しては、全く嵐山町自体が手をつけていないという、議会自体が全然手をつけていないです。そのことに関して、むしろ都市計画マスタープランもそうですけれども、緑のプランもそうですけれども、じっくり見ていくと、その部分は入っていないのです。なので、ここで改めて決議するということになっております。

これで答弁になりましたか。ちょっとよく分からないのだけれども、言っていらっしゃることの意味が。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 渋谷さん風にはそういうふうな答弁でしょうけれども、いわゆるまちづくりというのは、その根底となる第6次総合振興計画であったり、マスタープランというものがやっぱり議会で可決をされて、そしてまちづくりが進んでいるということなのです。そこは重要な重みがあるのです。そういった進み方が今嵐山町で行われている中において、今このような決議が、ここにも書かれているように、森林の市街化によって荒廃し、工業団地建設などで緑の面積が少なくなっているなどで、こういった文章がやはり議会の決議事項として出ていくということは、私はあまりにもバランスを欠いていると。これから未来に、子どもたちに残していくためにも、大事なことはある程度の実践であったり、そしてそのバランス、調和の取れたやはりまちづくりだというふうに私は考えます。

その点についてご返事があたらお答えください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 先日一般質問で、青柳さんでしたか、非常にゼロカーボンシティ宣言をやったことがいいとおっしゃっていたのはそうだと思います。でも、ゼロカーボンシティ宣言に至るまで何度も何度も一般質問をして、そしてそういった形の決議も上げて反対されてきていたけれども、これはすばらしいというふうにおっし

やっていました。

そういうふうな形で、私のやっている決議というのは、別に皆さんあれですよ、反対したって構わないです。でも、その一生懸命の種起こしというか、そういうふうなことをやっているものであって、別に皆さんがそうされようと何であろうと、私の考え方というのですか、そしてそれに賛成する方もいらっしゃるし、これが嵐山町議会がむしろ下降しないように、時代にそぐわないような形をしないための決議の提出ですので、私は今青柳さんが反対されて、第6次総合振興計画や都市計画マスタープランに賛成しているから、それに対して出すのはおかしいというふうにおっしゃっていますけれども、そういうふうな形で一生懸命種を起こすために、嵐山町議会を耕しております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) となると、これは一人一人の議員の見解が違うわけですから、これ以上私も申し上げませんが、ただ、まちづくりということはどう考えるかとなったときに、やっぱり優先されるのは、これから10年間の第6次総合振興計画であったり、そのマスタープランだというふうに思います。

そして、さっきカーボンシティのことをおっしゃったですけれども、これについては、やはり今自治体が宣言をしているという中で、なかなかこれからの道筋が十分ついていない中でのカーボン宣言です。これから実のあるものにこれをしていくということが、一人一人の議員にとっても、一人の町民にとっても大事なことであって、その辺の実践、これがやはりこれから求められていくことだろうなというふうに思います。

答弁は要らないです。

〔「すみません、それだったらそういう言い放しにされるのは困ります」と言う人あり〕

○森 一人議長 今指名しますので、お待ちください。

〔「ちょっとひど過ぎるなと思って」と言う人あり〕

○森 一人議長 これにつきましては、やはり答弁を求めさせていただきたいと思えます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それぞれの意見、考え方があると思いますけれども、今まででもそうでしたけれども、都市計画マスタープランをつくり、第5次総合振興計画をつくり、第3次総合振興計画をつくり、ずっとやってきたのですけれども、第3次総合振興計画の最初の目標は、嵐山町の人口を2万4,000人から2万2,000人にするというふうなことでずっとやっていたのですけれども、結果として、それは人口減少に結びついた、そういうふうな形になっていますので、それぞれの考え方であったとしても、都市計画マスタープランについても、第6次総合振興計画についても10年間の計画ですから、もっと将来的な子どもたちの未来を考えたときに、こういった決議が必要であることはあれで、それが議会がむしろ行政と対等の立場になって仕事を、使命を持っているということですので、この点については議員として当然のことであると考えております。

○森 一人議長 ほかに。

第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 1点だけちょっとお尋ねしたいのです。

下の文章の一番終わりのほうです。「清流は、上流の健康な森林あることで維持できます。今、ある自然を残し、環境保全に努め」、ここまでの文章の中で、このためには何が必要だと思いませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは、上流に、山林にしっかりした山が、植樹がされているということだと思えますけれども、そういうことでよろしいですか。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 続く文章で「今、ある自然を残し、環境保全に努め」と、そこまでのところでお尋ねをしました。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 現状の自然を、生態系を保全するように残していくということです。そして、そのために環境保全として必要な植物などにものが起こっていくというのですか、生命が発展するように。それから、その中にすんでいる動物たちも里山に下りてこないように、適切な環境保全をしていくということですが、

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 上流の健康な森林も、今ある自然も、環境保全に努めている人の手が入ることによって、これが維持されているということだと私は思うのです。やっぱり人の手が入らなくなってしまったのです、今、山に対して。だから、人の手が入らないということの原因は何であるか、そこいらのところが、これを訴える前にいろいろ調べていくことなのかなという気もするのですけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今、日本の里山というのは、まきを取らなくなったことで荒れていったのです。それで、そここのところをどうするかというと、まきを取らないでその木を維持するために、森林をどう活用していくかという形で様々な運動が展開されています。

嵐山では、少ない方たちがやっているのかもしれないけれども、小川町ではそのためには、まず木の植え方を考えるとか、それから木の葉を使って堆肥を作っていくグループをつくろうとか、そういうふうな形での運動が始まっています。そういった形を嵐山町でもつくっていくしかないのかなと思います。

○森 一人議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、上段のほうなのですけれども、市街化区域の身近な緑はほとんどない、これはもう人家が多いから、ぱっと見てもなくなってきているかなというものは感じます。その次ですけれども、「市街化調整区域の緑」、それも太陽光発電とか、ちょっと墓地の開発があったのか何だか分からないのですけれども、「墓地、工業団地建設」というようなものがありまして、「緑の面積が少なくなっています」というように文章ではなっていますが、これは調整区域は私たちは、先ほどから出ていました総合振興計画、あるいはマスタープラン、いろんな分野の下で肅々と計画地を、私たち議会も賛成をして造っているというふうに理解をしておりますので、決して、その緑も周りには15%あるいは20%なり、きちんと残すようにという条例ができていますから、それにのっとった上での開発ということになるかと思っていきますので、私はそういう理解はしているのですけれども、どのくらい市街化調整区域のほうは緑がなくなっているかお分かりですか、あるいは太陽光発電も広いところ

が1か所今は稼働していますけれども、そこもあります。墓地は、どこが開発がなされているのでしょうか。

それから、工業団地の関係も、これももう何十年も昔からやって、ようやく少し広げてやってきて、税金等も上がっているというふうなことですから、私たち住んでいてみては、決して乱開発は行われていないというふうに信じているのですけれども、渋谷さんの見解をお尋ねをさせていただきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ドローンではないのですけれども、空から写真を撮ってくださる方がいらっしゃいます。ほとんど嵐山町の緑というのはないです。空からの写真を見ると、まずないです。

それで、だから例えば墓地はすごく多いです。あと、ゴルフ場もありますし、ゴルフ場というのは1980年代に造られたものです。墓地は、その後どんどん広がってきました。あと考えられるのは、道路造成もあるのですけれども、そんな形で、今何平米があるかと言われると、それはちょっとその前に調べておいてくださいって言われれば調べられるのですけれども、これは最初ですから、2日ですから、そのときに話していますので、その対応について調べてくださいとおっしゃられれば調べますけれども、今日の段階で工業団地が何ヘクタールだとかいうふうに言われても、もう10ヘクタールは少なくとも、今の90ヘクタールに10ヘクタールは造成工事をしているので、その部分、工業団地は少なくなっていますし、そのほかにというふうに、どの面積がどのくらいあると言われると、墓地は何、ちょっと計算というか、資料がないのですけれども。それで、市街化調整区域に関して言えば、それぞれ土地を持っていらっしゃる方が、相続かどうか分からないのですけれども、もう売ってくださいというふうに言われて売っているというふうに思っています。そのために、自分たちが森林を維持することができないので、売ってくださいって言われて売っていて、それがどんどん少なくなっていると思うのですが、市街化調整区域でどのくらい面積が少なくなったかという、いつからいつというふうに言われないと、それもちょっと統計的な数字を出さないといけないので、いつからいつというふうに言われたら、それは調べますけれども、でも今日の段階になってそれを言われても困るのですが。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 決議をして文書をこちらに上げるといふことの重たさといふか、重要性といふか、そういうものはもちろん感じているから出してくるのでしょうけれども、それについての内容文を質疑のときにして、前もって言っておかなければとか、そういうことは、こういうものがもしかしたら質疑に出るかもしれないから、改めて早めに自分で、出す人が調べておくのが当たり前なのです。ですから、今になって言われたらとか、そんなことでは答弁にはなりません。

〔「考えられない」と言う人あり〕

○11番（松本美子議員） 考えられなければ考えてください。

それで、ドローンだか何だか知りませんが、そういうものでやったら市街化調整区域も意外と森林がなくなっているというようなお話でしたけれども、確かに何か所かは、それは工業団地あるいは太陽光のように、先ほども申し上げましたけれども、ところは大きな場所はそれなりに、工場ですから工場を造ったり、あるいは太陽光が稼働しています。それ以外は、山が少なくても、もともと少なければ少ないし、田園地帯ですから、以外と農家のほうは、山ももちろんあります。ですけれども、優良農地という形とか、あるいは荒廃もしてしまっておりますけれども、畑とか、そういうものもやっぱりどんなふうに写っているのだから、それは私も知りませんが、そういうものまで見れば、一概に伐採や何かしてしまって山が少なくなっているといふことは言い切れないと思うのです、私は。ですけれども、渋谷議員さんはそういうふうに思っているようですが、根拠がなくては、こういうものを出していただいても、応えて賛成していけないかなといふふうに思っていますから、今度出すときにはもうちょっと中身をよく調べておいてから出してください。

〔「それはひどいんじゃない」と言う人あり〕

○11番（松本美子議員） ひどくないです。答弁できるようだったらしてください。駄目なら結構です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 文章の中に書いてありますけれども、1994年には森林面積が1,024ヘクタール、ところが現状は、嵐山町の森林面積は934ヘクタールです。そして市街地は、市街地の中には前はあったのかもしれないけれども、もともと市街化調整区域が中心ですから、森林は、嵐山町の市街地というのは川島、それからむさし台、

そして菅谷、平澤です。だから、その部分を除くと、ほとんど市街化調整区域になります。1,024引く934ヘクタールは90ヘクタールになりますか、90ヘクタールが少なくとも森林面積がなくなっています。

そういうふうな形でいきますと、森林面積はほとんど市街化調整区域であるというふうに考えますと、90ヘクタールがなくなっているということになります。それで、その90ヘクタールのうちの墓地面積が幾らというふうな形になってくると、今度地域森林計画というのがあるのですけれども、残念なことに地域森林計画には、その部分が出ていないのです。どこでどのくらいなくなったかということは出ていなくて、そこに関わっているのは、やはり森林を持っているのは民間の方ですから、民間の方はそこで土地を売ってくださいというふうに言われて、それで売るわけです。その土地を売って、そのところで今の森林開発許可、1ヘクタール以下だったらほとんど届出だけで済みますから、そのところの部分なくなっていく。1ヘクタール以上10ヘクタール以下だったら、寄居林業所で審査します。でも、届出ですので、届出というか、開発にかかって災害が起こることがなければ、そのところは許可されますから、森林伐採されます。10ヘクタール以上になると、今度は国の関係になっていきます。国の関係になっていくので、これは小川町のプリムローズの跡地の問題のような形になっていきますけれども、そういうことでは困って行って、そして今の状況では、林地開発は事業者さんがやりたいと思ったらできるというふうな感じですので、それを防ぐためには、嵐山町は少なくとも、私はすごく重要だと思ったのは、寄附したいと言ったら受け取るというふうな形で今副町長さんが言いましたよね、それが一つとても重要で、それが嵐山町の緑と清流を守る決議の大きな一つのものになっていくと思うのですが、そういうふうな形で、申し訳ないのだけれども、それで12日前ですよ、これを出したのは。悪いのだけれども、反対するなら反対するなりの理由を出してからにしてください。

それで答えになっているかどうか分からないけれども、何か決議はとても重要なことであることが分かっているので、決議を出していますということです。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第3号 嵐山町の緑と清流を守る決議についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、発議第4号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、発議第4号ですけれども、4年の3月14日、嵐山町議会議長、森一人様。提出者は、嵐山町議会議員、松本美子、青柳賢治、渋谷登美子、藤野和美です。

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

提案理由ですが、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と秩序を脅かし、生命及び安全に対する権利を深刻に侵害するものであり、断じて容認することはできないため、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議を提案いたします。

裏面、お願いします。

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始し、一般人を含め多数の犠牲者を出しています。

本行為は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法・国連憲章違反であり、断じて容認することはできない。

よって、嵐山町議会はロシアによるウクライナ侵攻に対し、強く抗議するとともに、ロシア軍の完全かつ無条件での即時撤退と国際法の遵守を強く求める。

また、政府におかれては、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと、厳格かつ適正な対応を講じられるよう、強く求めます。

以上、決議します。

令和4年3月、嵐山町議会。

よろしく申し上げます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第4号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

ここで、執行部入場等ありますので、暫時休憩いたしたいと思います。再開時間を11時5分といたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時03分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長挨拶

○森 一人議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、令和4年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は、2月25日に開会され3月15日の本日まで、19日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案いたしました令和4年度一般会計当初予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜り、誠にありがとうございました。

私ども執行部といたしましては、新年度予算を誠実に執行し、町民の負託に応える決意であります。なお、議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましても、十分検討いたしまして対処する所存でございます。

さて、私は3月1日、嵐山町ゼロカーボンシティ宣言を表明いたしました。気候変動に対する地球温暖化対策に寄与するため、脱炭素社会という一つの方向性の下、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロという大きな目標の達成に向け、様々な視点からしっかりと取り組んでまいります。

また、本日は菅谷中学校、玉ノ岡中学校で卒業式が挙行されました。コロナ禍にあり、多くの学校行事が中止や縮小を余儀なくされた中であっても、子どもたちは順応、協調、忍耐、工夫、思いやり、様々な力を身につけたに違いありません。この経験は、将来きっと生きる時が来ると信じています。子どもたちの輝く未来のため、今後も人が宝のまちづくりを推進してまいります。

結びに、議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後ともご健勝にて、さらなるご活躍をご祈念申し上げます。閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎議長挨拶

○森 一人議長 この際、本職からも令和4年第1回嵐山町議会定例会を閉会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月25日に開会いたしました本定例会も、無事に会期を終えることができました。新型コロナウイルスの感染防止にご協力をいただきながら、令和4年度当初予算をはじめとする重要案件について、真摯に議論を尽くしてこられました議員の皆様のご労苦に衷心より敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。特に予算特別委員会におきましては、畠山委員長、藤野副委員長には、委員会の慎重なる審議にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、佐久間町長をはじめとする執行の皆様、町職員の皆様には、議会、委員会運営の際、特段のご理解、ご配慮を賜りましたことと、答弁に当たっては懇切丁寧に説

明をいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

結びに、嵐山町の限りない発展と、佐久間町長をはじめとする執行部の皆様、町職員の皆様のご健勝とさらなるご活躍を心よりご祈念し、定例会閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○森 一人議長 これにて令和4年第1回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午前11時08分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員